

Review of Asian and Pacific Studies

2017 No. 42

アジア太平洋研究



特集：アジアにおける分断と交差

白永瑞著『共生への道と核心現場：実践課題としての東アジア』をめぐって
国際ワークショップ「アラブ文学との対話Ⅱ 記憶 声 土地 交差するアートワーク」から

『アジア太平洋研究』

Review of Asian and Pacific Studies

投稿案内

編集方針

『アジア太平洋研究』は、日本・北米を含むアジア・太平洋地域に関する問題や政策課題の理論的、経験的研究を促進するために、これらの領域に関する研究論文の投稿を歓迎する。本誌は多分野を扱うことによってそれぞれの専門研究の充実を図るとともに、異分野の研究者間の交流促進に寄与することも狙いとする。

投稿規程

1. 論文は和文または英文に限定する。和文の場合、図表込みで1編およそ400字詰め横書き原稿60枚（同等のワープロ原稿）以内とする。英文の場合、図表込みでダブルスペースA4判40枚（10,000語）程度とする。また論文には英文のアブストラクト（300語程度）をつけるものとする。投稿はワードプロセッサによって作成された論文が望ましく、完成原稿とその電子データを、成蹊大学アジア太平洋研究センターに送付する。なお、電子データの送付については、電子メールの添付ファイルで送信してもよい。
2. 投稿された論文は原則として複数のレフリーの審査を受ける。採用・不採用にかかわらず、投稿原稿は返却しない。
3. 投稿の書式などの詳細はセンターに直接問い合わせるか、ホームページ（<http://www.seikei.ac.jp/university/caps/japanese/04publication/info.html>）を参照されたい。

編集委員会

委員長：中江 桂子

委員：鈴木 恵美子、齋藤 洋司、細谷 広美、井上 正也、恵羅 さとみ

編集事務局：細本 有理子、斉藤 美幸、長橋 典子、山中 佐智子

編集補佐：上原 こずえ、武田 悠

2017年11月発行

発行所 成蹊大学アジア太平洋研究センター
〒 180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町 3-3-1
TEL: 0422-37-3549 FAX: 0422-37-3866
E-mail: caps@jim.seikei.ac.jp

発行者 成蹊大学アジア太平洋研究センター
『アジア太平洋研究』編集委員会

表紙デザイン 山口 敦

印刷所 株式会社 東京技術協会
〒 108-0073 東京都港区三田 4-8-41

目 次

[特集：アジアにおける分断と交差]

〈白永瑞著『共生への道と核心現場：実践課題としての東アジア』をめぐって〉

- 東アジア論壇に向けて——『共生への道と核心現場』が誘う世界
 池上 善彦 (1)
- 普遍主義と植民主義——戦後民主主義の臨界点 金 杭 (19)
- 分断の核心現場としての福島 中嶋 久人 (39)
- (国際ワークショップ「アラブ文学との対話Ⅱ 記憶 声 土地 交差するアートワーク」から)
 性別化された空間とヴェールを剥がされたジェンダー
 セルーア・リュスト・ブルビナ著、須納瀬 淳訳 (51)
- 日本語圏文学の「声」と「言葉」
 ——崎山多美氏、ばくきょんみ氏の対話に寄せて 佐藤 泉 (71)
- 女の日常の詩学——労働、もの、ことば 中井 亜佐子 (87)

[書評会から]

〈野口 淳・安倍 雅史編『イスラームと文化財』をめぐって〉

- シリア紛争と文化遺産 安倍 雅史 (103)

[論文]

- ロマンティック・ラブ・イデオロギーを分解する
 ——2015年社会階層とライフコース全国調査(SSL-2015)による、
 恋愛・結婚・出生心理の計量分析
 小林 盾・大崎 裕子・川端 健嗣・渡邊 大輔 (115)

[投稿論文]

- ミャンマーにおける日本企業の「ヒトの現地化」に関する研究
 ——現地子会社5社に対するインタビュー調査を中心に——
 堀間 洋平 (127)
- Mediating Effect of Affective Commitment on Organizational Factors and
 Customer Satisfaction
 Yutaka Ueda/Yoshiki Matsui/Atsuko Ebine (145)

[パイロット研究報告]

- 明治期における酌量減輕導入に関する一考察 三田 奈穂 (161)

Review of Asian and Pacific Studies

No. 42

2017

CONTENTS

[Special Issue: Divisions and Intersections in Asia]

- 〈On the thoughts of 共生への道と核心現場 by Baik Young-seo〉
Welcome to East Asian ForumYoshihiko Ikegami (1)
- An Interwoven Relationship between Universalism and Colonialism:
Reconsidering Postwar Democracy in Japan.....Hang Kim (19)
- Fukushima as the core spot of the division.....Hisato Nakajima (39)
- 〈From the International Workshop アラブ文学との対話 II〉
Espace sexué et genre dévoilé
.....Seloua Luste Boulbina(Author), Jun Sunose (Translator) (51)
- “Voice” and “language” of Japanese-speaking literature:
Tami Sakiyama and Park Kyong Mi’s Dialogue.....Izumi Sato (71)
- Poetics of Women’s Everyday Life: Labour, Things, Language.....Asako Nakai (87)

[Book Review]

- The Cultural Heritage under the Syrian ConflictMasashi Abe (103)

[Articles]

- Decomposing Romantic Love Ideology:
Quantitative Analyses of Love, Marriage, and Birth in 2015 Japanese National
Survey on Social Stratification and Life Course (SSL-2015)
.....Jun Kobayashi / Hiroko Osaki / Kenji Kawabata / Daisuke Watanabe (115)

[Peer-reviewed Articles]

- A Study on Localization of Human Resources in Japanese Firms in Myanmar:
Interview Survey of Five Japanese FirmsYohei Horima (127)
- Mediating Effect of Affective Commitment on Organizational Factors and
Customer SatisfactionYutaka Ueda / Yoshiki Matsui / Atsuko Ebine (145)

[Pilot Project Report]

- A Study of the Introduction of Reduction of Punishment in Light of Extenuating
Circumstances in the Meiji EraNaho Mita (161)

東アジア論壇に向けて — 『共生への道と核心現場』 が誘う世界 —

Welcome to East Asian Forum

池上 善彦*
Yoshihiko Ikegami

Abstract

Reading Prof. Baik Youngseo's book invites us to join East Asian Forum which does not exist now. To join this forum together with Prof. Baik Youngseo, I have tried to intervene in some of the arguments of Prof. Baik Youngseo. To step in the dialogue between Prof. Baik Youngseo and the Chinese scholar Ge Zhaoguang whose opinion Prof. Baik again and again takes up. By reading a book of Ge Zhaoguang, 'Revisiting China', I try to throw a new light on the arguments about the theory of "double periphery" which is a unique and profound one that Prof. Baik proposes everywhere in his book. Japanese Oriental Studies from the prewar era are introduced in this context. When we Japanese think about Asia, we cannot avoid and pass by them. They are great legacy for us and at the same time they are negative legacy. Some oriental scholars have meticulously examined these oriental studies and scholars such as Naito Konan, Tsuda Sokichi, Kuwabara Jitsuzo. Using these studies, I make a comparison among the Japanese perspective which views critically the pre war orientalist view, Korean perspective which Prof. Baik advocates and the Chinese perspective through Ge Zhaoguang. In this process, I explore the possibility of the points of contact which are the most important elements in the open discussion.

I. 東アジア論壇は可能か

白永瑞さんの『共生への道と核心現場』（白、2016）がわれわれを誘っているのはどのような世界なのだろうか。つまり二重の周辺、核心現場、分断体制などの言葉は魅力的だ。とてもよく練られた概念、というよりはほとんど理論に近い言葉で、一つ一つについて深く考えてみたくなる。しかもこれ以上ないくらいシンプルな表現で示されているため、すぐ使ってみたくするような誘惑に駆られる。さらに実践的なのだ。中心と周縁という理論は文化人類学を始めとしてかなり以前からあるが、白永瑞さんの、たとえば二重の周辺という言い方は、単純だがそこに歴史的、空間的位階構造が埋め込まれているため、実践的になっている。常に現実とのフィー

* 前『現代思想』編集長／亜際書院、Email: jikegami4@gmail.com

ドバックを強いられる理論、と言っていると思う。しかし、今回はそういった言葉をいったん忘れてしまおうと思う。白永瑞さんの議論には、そうしたいいわゆるキーワードに収斂させてしまうにはあまりにもったいない、様々な事例と豊富な考えるヒントがたくさん埋め込まれているからだ。

たとえば冒頭に置かれた「核心現場から問い直す『新しい普遍』」は、書物のプロローグの役割を果たすべきものであるが、最初になぜ普遍が問題なのかを明確にしている。ここ20年のあいだに登場した様々な東アジア論にもかかわらず、現在東アジアでは相互嫌悪感情が沸騰しているというのが出発点である。そうした中で多くの読者にとっては意外な、しかし中国を注視するものにとっては当然な中国の普遍をめぐる議論が検討される。それが許紀霖の「新天下主義」である。そしてそれを検討尽くした後に、自らが考える「分断体制論」、「分有」、「核心現場」という概念が提出され、読者の検討材料として提示される。

こうして紹介すると、ごく当たり前の論の進め方のように見えるかも知れないが、白永瑞さんの議論の一つの核心をなす方法、つまり様々な議論のあいだのコミュニケーションという課題を遂行している箇所が、最大の読みどころとなっていて、読んでみると、白永瑞さんがいともたやすく遂行しているように見える故にか、当たり前すぎてかえって気づかないのであるが、東アジアの様々な地域の議論を紹介しながら的確に批評を加えていく作業は、並大抵のことではない。博識といってすますこともあるいは可能なのかも知れないが、この情熱は明らかに別種のものである。そこに早くから東アジアの可能性について考察を重ね、2006年からは自らが主催する韓国の雑誌『創作と批評』をベースにして広く東アジア全体の雑誌編集者を組織した「東アジア批判的雑誌会議」を主催してきた経験がある。

ここ20年くらいのあいだ、確かに東アジアの各地域のあいだでの議論は、アカデミズムあるいは活動家のレベルを問わず、大きく進展してきた。何よりも実際に人が活発に行き来しながら、実際に顔を合わせながらの議論は、文書に現れる以上のコミュニケーションを可能にしている。また二地域間にまたがる思想的、実際的対話はこういう状況が生まれる以前から、最初は文面で、そして実際に相対しながら進んできていた。アジアの、いやもっと限定して、東アジア論壇は可能なのか。総論としては多くの人が賛成する課題設定であるが、いざ実践するとなると、言葉の問題などの理由によって限りなく困難なように思えてくる。しかし、可能でなくてはならない、というのが白永瑞さんのメッセージなのである。もっとも白永瑞さんはそのことを明言はしていない。それでも一つ一つの文章を通して読んだとき、それぞれの結論は別として、全体として、もっと多様な意見を、もっと多様な実践をと訴えていることが実感できる。自分の話だけしてはだめだ、もっと隣人の話をしよう。お互いにもっと首を突っ込もう。慎重さは確かに必要である、でもあまりの遠慮は寂しいじゃないか。私はこの白永瑞さんの、明言していない提案に賛同する。

白永瑞さんの大陸中国への言及に類出する「新天下主義」についての議論がある。中国の専門家、あるいはある程度中国の議論に親しんだ者はよく知っている議論であるが、多くの読者にとってなじみが薄い概念であるだろう。俗によく言われる中華中心主義をめぐる中国人自身の省察だと思えば、当たらずとも遠からずである。それだと俄然興味が出てくる人が出てくるだろう。しかし当たらずとも遠からずでは議論にならない。かく言う私自身にしても、その中身についてはほとんど知らず、きちんと読んだことすらなかった。わずかに白永瑞さんの議論を通じて、間接的におぼろげながら推測するものでしかなかった。これでは話にならないと思い、白永瑞さんに誘われて、励まされながら読んでみることにした。ただし許紀霖の議論ではなく、他の箇所ではしばしば言及され、かなり詳細に論評されている葛兆光の議論である。白永瑞さん

は巻末の対話でも述べている。「中国とは何かについては、たとえば『中国再考——その領域・民族・文化』等の本で内外でもよく知られている葛兆光も論じていることですが、そこに歴史経験を踏まえて介入していきたいのです」。白永瑞さんと一緒に歴史的経験も踏まえながら少し介入してみようと思う。幸いこの本は翻訳が出ている。

II. 『中国再考』

葛兆光はこのわずか150ページ足らずの書物を始めるに当たって、現実の問題からこの本は書かれたことを強調して、その問題を次のように列挙する。韓国との高句麗問題、東シナ海（東中国海）と尖閣問題（釣魚島）、南沙問題、内外モンゴル、新疆の東トルキスタン運動とイスラム教、チベットおよびチベット問題、台湾問題、そして琉球問題、等である。この本は2014年に出版されているため、実際の執筆は2013年に行われたのであろう。現在ならばこのリストに香港問題、北朝鮮問題、さらには一带一路の問題が付け加えられるのかも知れない。以上は一見して分かるように、中国の隣国との摩擦、あるいは中国の周辺地域の問題に集中している。これは序文に書かれてあることであるが、読み進めるうちに、中国内部の問題として、近年の国学ブーム、伝統ブーム、そしてそれに付随する民族主義、国家主義の台頭といった現実の問題が葛兆光の頭にはあるようだ。

著者の問題の立て方の基本にある考えはこうだ。「中国はもはや自己完結的な歴史世界ではなく、すべての歴史的議論は世界やアジア少なくとも東アジアを背景とするものでなくてはならなくなった」。少し詳しくまず前半から見よう。中国はもはや自己完結的な世界ではなくなった、と彼は記す。ということは少なくともある時点までは中国は自己完結的な世界であったのだ。すべての地域がそうだったのではないかという疑問はひとまず脇に置いておく。彼はその歴史的時間を唐宋交代期に置いている。古代中国において成立した天円地方という世界図、中国のコスモスは中心から流出する文明の光被が次第に周辺へとその力を減少させながらおよび、ついには周辺ではその文明の光は徐々に力を失っていくが故に、華夷の区別が発生する。つまり文明の中心である中原と非文明である周辺という図式である。さらに古代から周辺の民族との抗争と流入は数限りなくあったにもかかわらず、この図式は崩れるどころか、中原を支配したものはことごとくこの図式に則って統治することになる。この作用は漢化あるいは華化、夏化と喚ばれることとなる。これは観念であるが、史上類を見ないほど強力な観念であって、その後の中国を今に至るまで拘束しており、それが故に中華中心主義という批判を近代になり幾度となく浴びてきている。

この強力な華夷秩序は、漢の時代にいたり儒教と結びつくことで強化されることになる。隋唐の時代は各種異民族が分け隔てなく官吏として登用され（余談だが、阿倍仲麻呂は決して例外ではなかった）、漢民族かどうかなど全く関わりなく、観念的つまり文化的華化の理念の下中華意識によって統治されていた。しかし、それが宋代に至って大きく変化することになる。つまり、唐崩壊の後、現在の北京のあたりは契丹（遼）によって支配され、宋はそれ以南を支配するにとどまることになる。このとき、契丹と宋とのあいだに国境線を定める条約が結ばれたことを葛兆光は重視する。それまでは唐のように民族の出自は重視されない社会であったが、次第に漢族であることが自覚的になり、漢族をはっきりと弁別し、異族とのあいだに境界を引き、さらにそれをきちんとした条約で異民族である隣国と確定したことは、ウェストファリア条約に先立ち、西洋の国民国家に遙かに先行する出来事であったと葛兆光は指摘している。

中国はさらにこのあとモンゴルの侵入により元朝となり、短い元朝を経て明の時代に再び漢族

の支配を取り戻すことになる。しかしそのあいだ、それまでかろうじて一体化を保っていた周辺諸国、つまり朝鮮、日本、ベトナム、琉球などが統一された独自の単位として自立の過程を歩んだと葛兆光は考えている。その時期朝鮮では李氏朝鮮が成立し、琉球では統一王朝が成り、日本では別種の政権が樹立され中国から相対的に自立傾向を見せる（万世一系の天皇制が確立されたと葛兆光は指摘している）。

こういったことは、中国はこの時代からそれまでとは別種の対外関係を考慮しなくてはならなくなったことを意味する。これが後半の「すべての歴史的議論は世界やアジア少なくとも東アジアを背景とするものでなくてはならなくなった」という文章の意味である。東アジアを背景とした世界というのは、歴史的にはたとえば白永瑞さんの次のような議論がそれに当たる。ちなみに7年戦争という表現は本書で初めて知った。「壬申倭乱、そしてそれから30年後に発生した丁卯胡乱、丙子胡乱において、朝鮮はその位置と役割の面で戦略的な重要性を持った。16世紀明朝の立場から見ると、東アジアにおける自らの秩序維持にとって朝鮮の役割は大きかった。常にモンゴルの脅威に苛まれていた明は、満州一帯の女真と日本を牽制するために朝鮮に大きく頼るほかはなかった。また朝鮮にとっても、女真と日本は国家安寧における大きな不安要素であったため、明と利害関係を共有することで東アジアを共同で維持しようとした。しかし、日本が朝鮮を侵略し『ほぼ最初の東アジア三国戦争』として解釈される7年戦争が勃発し、それと連動して、丁卯胡乱、丙子胡乱と続くと、その連鎖的な関係のなかで、明清交代という激変が生じた。（中略）清を認めようとしなかった朝鮮を丁卯胡乱と丙子胡乱で屈服させ、朝貢国とすることで、『帝国』へと進む障害物を除去することが出来た。このように二つの戦争は、朝鮮にとって決して別個の事件ではなく、その過程の中で、朝鮮は東アジアにおける戦略的要衝として位置づけられた」（「変わるものと変わらないもの」）。この状況は現在までも続いていると白永瑞さんは指摘している。

明末清初からはさらに大変化が生じる。漢族支配を回復し脱モンゴル化を果たした明だが、やがて満州族による清朝に取って代わられることになる。マテオ・リッチによる世界地図がもたらされ、もはや中国は世界の一部にしかすぎないことが認識され、日本では華夷変態と呼ばれる、儒教的東アジア秩序の最終的再編成が東アジアの規模で起こる。そしてそれに続く20世紀の大変動はすでにここで説明する必要はないだろう。要約して再説すれば、漢代に完成した中華世界が、隋唐時代に諸民族混融した国際社会へと発展し、宋代に至り内と外の境界が明快となった漢族中心国家となった。それが元により重層化され新文化が生まれたが、明で脱モンゴル化し、再び清代に文化の再融合が起こり、清末からは西洋を受け入れるようになった、ということだ。

こういった歴史の過程は、複数の文化が中国の歴史の中には併存していることを意味していると葛兆光は言う。さらに歴史上「中国」という一つの政治的、文化的同一性をもつ国家が存在するのかどうかという疑問にまでつながってくる。文化的同一性もち一貫して連続性を持つ中国は確立しているのだが、それが歴史的に境界をもった国家との折り合いがつかないのが現在の中国だと言える。その結果、国家としての「中国」の性質はヨーロッパの伝統的な「帝国」やヨーロッパ近代の「民族国家」の定義や理論をもってしては簡単に理解できない存在となっている、というのが中国の現在であるとする。彼の言葉を引けばこういうことだ。「中国は（ヨーロッパとは違って）帝国から民族国家に至ったのではなく、果てしない『帝国』の意識の中に有限な『国家』があるという観念の中で、有限な『国家』という認識の中に果てしない『帝国』の心象を残している。つまりこの近代的民族国家は伝統的中央帝国から返信したもので、近代的民族国家として依然として伝統的中央帝国という意識を残している」。現在世界で中国を論じる際、中国は果たして帝国なのかどうかということが大きな話題となっているが、その問いと

答えがここに示されている。しかし果たして中国が帝国かどうかはそう大きな問題ではない。白永瑞さんも言うように、私も切に帝国なら帝国で、よき帝国となってほしいと願う者である。

肝要な点は、中国はヨーロッパの理論とか、ヨーロッパの事例をもって理解できるものではない、という点にある。中国をヨーロッパの理論と経験で解釈しようとする考えに対して葛兆光は次の三点の疑問をあげている。1) ヨーロッパと異なる中国史の歴史の特殊性を考慮しなくていいのか。2) 漢族文明のアイデンティティ、漢族の生活空間と王朝が一致し、伝統の連続性と政権のあいだのアイデンティティは偶然なものなのか、或いは議論すべきことなのか。3) 中国は近代になって初めて民族国家を形成したのかどうか。たとえば3) に関しては、すでに説明したように、宋代にその兆しが見えていたと葛兆光は考えている。

葛兆光はさらに西欧的民族的国民国家観に由来する、現在の中国に対する不適切な見方を五つに絞って列挙している。つまり、1) 地域へと解体しようとする意図を込めたアメリカ流の地域研究。2) 中国にとっての辺境を強調するアジア（東アジア）研究。ここではアジア主義、シノロジーが強調され、中国、日本、朝鮮のあいだに働く離心力と違いを希薄化させ、ひいてはアジアの中での中国を希薄化させる。3) 台湾の同心円理論。これは少しなじみのないものだが、簡単に言って、台湾アイデンティティを中国アイデンティティから救い出そうとする理論である。4) 本田実信、杉山正明などによるモンゴル時代史とアメリカからの新清史は、民族の二重性を強調、異族の漢族への反作用を強調、中国を過去に遡らせることを否定する。ここで言うモンゴル時代史とは特に杉山正明などに代表されるように、元史をより広くモンゴル史の一部として扱い、さらにモンゴル史を世界史として扱おうという試みである。新清史は、清朝が漢化されながらも、モンゴル文字を用いていた二重帝国だという研究である。そして5) アンダーソン風の想像の共同体論を軸としたポストモダン歴史学。「民族国家の中から歴史を救い出」そうとするインドの中国学者プラセジット・ドゥアラもそうであり、スピヴァク、ホミ・バーバ等のポストコロニアル理論もここに含まれる。つまり基本的には植民地経験を基にした理論は中国には適用できないということである。彼はインドのパキスタンとの分離、カシミール問題などを通して、インドでこうした理論が受け入れられることは認めるが、中国は一貫して続いてきたのであって、近代になって再建された民族国家とは一線を画すとしている。葛兆光はこのことを「歴史の中での民族国家の理解」と簡潔に説明する。

しかし彼は、こうした見方も複線的歴史の叙述に役立ち、複眼的視角の確保に役立つと、一方的に批判するだけではない。何よりも、中国の複雑性と叙述上の現実性を意識させるのである。彼は上記の五つの流れを批判するのであるが、学ぶべきところは大いに評価している。自らも学術と実際は区別すると述べているが、少なくとも理論、学術的には上記に列挙した五つの議論からかなり学んでいると思われる。もっともこの辺の具体的な個々の論述については一つ一つ吟味する力には私にはないのだが。要するに、行き過ぎた、極端な解釈を彼は嫌っているのである。最初に引用したように、葛兆光は東アジアについて、こう述べていた。「すべての歴史的議論は世界やアジア少なくとも東アジアを背景とするものでなくてはならなくなった」。この記述と本編の東アジアの議論を退ける論調とどう折り合いをつけているのかが気になるため、東アジア議論、あるいは世界史の議論を批判する理由を少し詳しく見てみよう。

東アジアという立て方はなぜまずいのか。彼は1) 共通のアイデンティティの欠如。2) 境界の安定。3) 19世紀以前に国家や民族を超えた、一体性を持った知的グループは欠如していた。4) 周辺諸国の自立。の四項目を挙げている。そしてもし、東アジアという概念に固執しようとするならば、少なくとも17世紀以来、ということは清朝成立以降の歴史の研究が必要であると提言している。さらには世界史という概念で、各国史を見下し、落伍したものと見る傾向を助長する

傾向は、民族国家の超克という西欧理論の影響があると断定している。何よりもこうした議論によって、中国という実体が相対化され希薄化されることを最も警戒しているのである。

そうした西洋の種々の理論に押されたためというわけでもないのだろうが、現在の中国は最初にあげた周辺、および隣国との関係による問題に加えて、内部の問題が大きくなっていると葛兆光は指摘する。それは国学ブーム、伝統文化ブームである。これが大きくなると極端な民族主義、国家主義に走ってしまう。そしてその原因は、「焦りである。清末民国初期からずっと精神的プレッシャーとなっており、富強を求める願望と記憶が絶えず流行を追わせる。これは落伍への恐怖である。だから、台頭が始まった現在、世界に冠たる地位を占めるべきだと躍起になっている。国学ブーム、伝統ブームはまさにこのプレッシャーを国家主義に、或いは民族主義に駆り立てるエネルギーとなっていることを憂慮する」と結論する。この焦りを静めるためにも、複数の視点、文化の多様性の追求は何よりも重要なのだ、というのが葛兆光の結論である。中国の独自性を維持しながらも、それと峻別しながらも、認識的には西洋の議論、あるいは東アジアをめぐる議論からも学ぼうというのが彼の一貫した態度のように思える。

以上が葛兆光の基本的立場だが、この葛兆光の主張も含めた許紀霖などに対する白永瑞さんの批評を見ていこう。まず朝貢体制である。実は葛兆光は許紀霖とは違い朝貢体制の見直しを提案してはいないし、あまり言及もしていない。許紀霖の「新天下主義」の議論で展開される朝貢体制の現代的見直しの議論に対して、白永瑞さんは二重の周辺の議論から、体制の外にある位階制度について注意を促しながら、そこに中国の議論への介入の契機を探っている。これは白永瑞さんがたびたび強調する歴史的経験の認識から来るものである。白永瑞さんと同じ批判的中国学を提唱し、現在は『創作と批評』の副編集長を務める李南柱さんを東京にお呼びして話を聞いたことがある。彼の話が終わったとき、最も集中した質問は、朝貢体制についてであった。彼は朝貢体制の位階制度について批判したからである。日本では、朝貢体制から早くから離脱したせいなのかどうか、かなりよきものとしてイメージされる場合が多い。日本語での研究はかなりあるが、有名なものとして濱下武志の研究がある。しかし彼の研究は明代に最盛期を迎える琉球王朝がモデルである。なぜ朝貢体制が朝鮮にとって圧迫であったのか、日本の中国研究者でもなかなかイメージしにくいものであり、その歴史的経験の認識ギャップが明らかになったところで、みんなは納得した。このように、根本的なところでもイメージの食い違いは至る所にあると痛感させられた。

白永瑞さんのもう一つの論点である、新天下主義が主張する中国文化の多様性について取り上げてみる。これは上記でみたように、葛兆光も主要な論点として取り上げている。一つの鏡よりは、歴史的蓄積された複数の多様な文化の鏡をもつことで、周辺に対して新たな認識を持つことが出来るという葛兆光の結論に関して、白永瑞さんはアリフ・ダーリクを援用しながら次のように反論している。「地球史（グローバル・ヒストリー）が代案的となり、複数の近代性を論じることに帰結してしまうと、あまり説得力を持たないであろう。なぜならば、アリフ・ダーリクが指摘するように、それらの代案は、『まさに資本のグローバル化と、それに結びついているヨーロッパ的（現在はアメリカ的）近代性のグローバル化による、一つのテーマ曲が伴う変奏曲にすぎないからである』。まさにこの点において、全地球的視点に変革的指向性を付与する『運動としての世界文学』言説が注目される。（中略）それは『各民族語・地域語で成し遂げた創造的成果を、国家の境界を越えて共有することによって、共同で近代性の弊害』、すなわち『世界資本主義の危機に立ち向かって』人類の生活をより人間らしく作っていくために、世界文学に期待する『一つの国際運動であると同時に、実践』を意味する」（「韓国における中国学の軌跡と批判的

中国学」¹⁾。

確かに複数の多様な鏡をもつことが、外部との関係において、そのままよき認識につながるという保証はない。中国が複数の鏡を持つことに対して白永瑞さんは、そういった見方は西洋の変奏曲にすぎないと批判する。しかし葛兆光は、そうではなくあくまで中国歴史的経験から「複数」としているのだと反論するだろう。かみ合わない恐れがある議論になる可能性がある。ではこの議論に対して、どのような介入が可能なのだろうか。白永瑞さんはそのことを見越してか、さらに意外にも、「運動としての世界文学」を提案する。これはいったい何を意図し、何を意味しているのだろうか。すぐには理解できないし、また同時に非常に興味深い提案だと思う。少し迂回した議論をしてみたい。

Ⅲ. 世界文学

周知のように中国では司馬遷の『史記』を始めとして、様々な歴史書が連綿と書かれ続けてきた。そして後代ではその史書に対する注が、これまた連綿と書かれ続けている。そうした歴史書の一つとして、というか傑作として宋代に司馬光が書いた『資治通鑑』がある(11世紀)。そして胡三省という人物が宋末元初にその注釈を書いた。『資治通鑑』の注としては最も優れたものとされている。それは13世紀のことであったが、それからおよそ700年後の1946年、中国の学者陳垣が『通鑑胡注表徴』という本を出版する。これは胡三省の注による『資治通鑑』に対してさらなる注を記した書物であった。

この陳垣の本に関しては葛兆光も言及している。「陳垣は徹底した漢民族主義者で、彼の著作『通鑑胡注表徴』や『南宋初河北道教考』はいずれも抗戦時期の民族存亡の危機に際して書かれたもので、どちらも民族自尊の意図を含んでいる」。葛兆光は、陳垣は別の著書で、蒙古が中国を占領した後、異民族は漢化されたと述べているが、筆者(葛兆光)はいわゆる「漢化」という論法を堅持する必要はないと強調し、続けてモンゴル族が漢化されただけでなく、漢族もまたモンゴル化したと続けるのであるが、ここでとりあえず重要なのは、この書物が抗戦時期に書かれたものであるということである。この辺の事情と『通鑑胡注表徴』の中身について、この本について書かれた増淵龍夫の『歴史家の同時代史的考察について』所収の「歴史のいわゆる内面的理解について」をなぞってみようと思う。

陳垣が「胡三省自身が生きた宋末元初の当時の現実の何を暗に批判し、その何に共感を感じて書かれたのか、ということ、同時代の文献を博捜することによって、実証的手法で追求し、それを胡三省の注に対する注釈という形式で——中国の伝統的な形式である『注』に対する『疏』という形式をとって——これまた簡潔に記した」ものが『通鑑胡注表徴』であった。胡三省の時代は葛兆光が記しているように、モンゴルの侵入時期に当たっていて、滅び行く漢族の宋を体験しながら書かれたものであった。「胡三省も、蒙古人という異民族の中国侵略とその占領統治の下において、抵抗の決意をうちにひめて、山中に隠れすみ、身を体制の外に置くことによって、するどい批判の目をもって現実を見つめ、それとの関連で、歴史の中から何物かを、自覚的に意識したのである。そして、それを、『資治通鑑』に記載されている戦国時代から五代にいたる長い歴史的期間に生起したさまざまな歴史的事件に対する、胡三省の歴史理解を、きわめて簡潔な形で、示しているものであった」。そして、陳垣もまた「日本軍の占領統治下の北京において、

¹⁾ 白(2016)

抗日の意思を内にひめて（中略）、現実と歴史をみつめる洞察と批判の目を深め、そこに、自己の生き方を含めたこの現実の背後にある歴史的厚みともいうべきものを、身をもって実感したのである。それは、自国の歴史から、この現実につながる何物かを、自覚的に意識した、といってもよい。そして、それを、13世紀に生きた胡三省という一史学者の従来知られなかった一面の発掘という形で、集中的に表現した」ということになる。陳垣は現実批判と歴史理解を胡三省の注に託すことによって表現し、また逆に胡三省の現実批判から歴史を明らかにしたのである。陳垣の著作の出版が1946年であることに注意していただきたい。

では実際に陳垣はどのような注を記しているのだろうか。宋と北方の異民族である契丹の関係は、先に葛兆光が記したことを述べた。契丹と結ばれた条約を葛兆光は高く評価するわけであるが、胡三省は別の側面に目を向けた。契丹が中国に侵入してきた際、契丹の主は降伏してきた中国の将軍に対して、甘言を弄して中国侵入の手先となし、ついには中国人をして中国人を慰撫するための傀儡として利用する。やがて契丹は兵を河南の地へと広げていく。そのとき農民反乱が起り、この大攻勢に契丹の王は周りのものに向かって、「我知らざりき、中国の人の制し難きこと、かくのごとくなるを」と語った。以上のことは『資治通鑑』に出てくる描写である。契丹の主は傀儡として利用された将軍たちが死に至るまで悟らなかったのは、私欲が深かったからだ、胡三省は注をつける。「嗜欲深き者は天機（生まれつきの性質）浅きなり」と将軍たちをきびしく批判する。しかしながらその一方で、中国の民を欺くことは出来ず、農民反乱の必然性に触れ、これを支持する意の注が付されている、と増淵はさらに指摘する。

そして陳垣は上記の胡三省の注にさらに注釈を加えている。話は込み入ってくるが、胡三省が生きた時代、すなわち宋末元初の時代に、異民族が宋に侵入したとき、統治のためにそうした異民族の王朝の一つである金朝が立てた傀儡政権の王である張邦昌・劉豫という人物がいて、彼等中国人に中国人を統治せしめた。そのことを前段にして、胡三省は「嗚呼、金人の劉豫を立てるの本心かくの如し、（中略）蓋し利用の時期すでに過ぎれば、すなわち獵狗烹らるべし、しかるに劉豫父子は、なほ醉生夢死し、徒らに目前を顧みるのみにして、自ら抜く能はず、身之（湖三省）の所謂『嗜欲深き者は天機浅き』者とは、其れ劉豫父子の謂か」と記し、最後に、劉豫の孫の劉濟川の墓碑銘に「伝はざるに非ざる也、道う可らざる也、之を言へば醜なれば也、一時の富貴を貪りて、子孫百世の羞称するところとなる、人亦何ぞ此に楽しまんや」と激したことばでむすんでいます。さらに、農民蜂起について記した『資治通鑑』に触れた湖三省の注に対して陳垣は「湖三省は、（彼の生きた）元初のおびただしい数の叛乱にかんずるところがあって、この注を書いたのであらう」という注を書いている。さらに、清朝期の万季野という学者が、『宋季忠義録』という著書で元代の民衆叛乱について書いた記述に触れ、「宋室既に移り、（元の支配に抗して）四方より兵を称する者蜂起す、大体皆宋の遺民である。（中略）所謂周の元民は、とりもなほさず商の義士ではないか。元史では、これを書して『盜』となしてある。それは、忠臣の体制としてだけのことであつて、それでは、諸人の心は天下万世にあきらかにならない。よつて、今悉く採つて之を録した」と付け加えている。要するに、中国人の民衆反乱をたたえた胡三省にならうと、陳垣も民衆蜂起をクローズアップしているのである。

注の形式とは禁欲的なものであつて、陳垣は自分がつけた注が、陳垣自身のどのような体験に根ざしたものなのか、当然のことながら記していない。しかしもう既にここまでくれば大方の読者は推測がつくだろう。増淵龍夫はそこにさらに注を、注の注の注を、付す。それは日本軍の中国侵略とその占領の手先となった傀儡政権への批判、そして、全国で澎湃として起こる抗日戦線への陳垣の共感と支持である。そして、歴史家の役割として、「歴史の中に現実を発見し、歴史によって現実を確かめるといふ、内面的相互作用によって、現実と歴史をささえ又はそれと対決

もする主体的力の持続を自覚することであった」と結論する。

以上、長々と『資治通鑑』の注をめぐる歴史家の話を紹介したが、要するに言いたいのは、この陳垣の『通鑑湖注表徴』は世界文学ではないか、ということである。たしかに陳垣の、また増淵龍夫の自己規定としては彼らは歴史家であろう。しかし読者として歴史家の文章を世界文学とみなして、なんの不都合もないと思われる。実際、増淵はこの陳垣の説明に続いて、魯迅のことについてさらに言及までしている。それはまさに白永瑞さんが「各民族語・地域語で成し遂げた創造的成果」と指摘しているものそのものである。練りに練られた中国固有の叙述形式と、中国でしかない歴史的体験と現実への省察が、全くそのままの形で、共感という道を通して共有されるという普遍を獲得するのである。

白永瑞さんのこの世界文学という概念は、白永瑞さんの『創作と批評』グループが近年活発に展開しているものであることは、本書に記されている。しかしこの世界文学という概念はその歴史として韓国の主に70年代からの民族文学論という長い議論の積み重ねの上に成り立っている。そこに白楽晴さんの第三世界文学論、あるいは民衆文学論が重なり、地域の民族文学が既に東アジア文学として、さらには世界文学として成立できるのではないかという議論が重なっている。まさにこの議論自体が韓国発の、韓国に根を持つ練り上げられた概念であったのだ。多少余談になるが、この民族文学論にヒントを得て、台湾の郷土文学論、さらには日本の国民文学論争などの総合的比較研究が我々の手で別に進められているが、時代も違えば、状況も違うものを簡単に比較することはできない。これからの進展を待とう。

葛兆光もこのような介入にはある程度納得してくれると思うのだが、どうだろうか。世界文学という概念は、言語も含めてローカルなものが全くそのまま世界性を獲得するという議論である。その裏には、第三世界論とか、民衆論とかが前提とされなければならないのだが、その辺りの議論が中国でどうなっているのかということも重要であるのかも知れない。もちろん、上記に示したように、葛兆光は陳垣を漢民族主義者と規定したすぐ後で、漢化一辺倒から歴史を見る見方を批判し、すぐにモンゴル化も同時に起こったのだと続けていた。それは陳垣が『通鑑湖注表徴』を書いた1946年とも、また延々と紹介した増淵龍夫の文章が書かれた時代（1972年）とも違う、まさに現在の中国が直面する課題に答えようとする、世界文学とは少し次元を異とするレベルで、彼の意図があることもまた確かである。しかしこの議論はまたあとで少し触れることになるので、ここでやめておこう。それよりも今問題にしたいことは、増淵龍夫の『歴史家の同時代史的考察について』という本そのものについてである。

IV. 同時代史的考察

上原専禄を師とし、西洋史学者として出発したが後に東洋史家となる増淵龍夫の『歴史家の同時代史的考察について』は1983年に出版されているが、そこに収められた文章は1960年代初頭からのものが多い。内容はそう多岐にわたるものではなく、津田左右吉と内藤湖南についてはほぼ絞られている。この2人は言うまでもなく、戦前あるいは戦前からの東洋学の泰斗である。白永瑞さんも東洋学については『東洋史学』の誕生と衰退』でかなり詳細に論じている。日本でアジアについて語るとき、この東洋学の遺産は貴重なものであると同時に、巨大な負の遺産としてもある。これをどう処理して、現在につなげ、一貫したものとして理解するのかということは、ただに東洋史家だけの問題ではない。増淵龍夫はかなり早くからこの問題を取り上げ、考察を加えてきた歴史家の一人であった。

増淵龍夫はすでに陳垣の議論で紹介したように、歴史を内面から理解すること、民族主体への尊敬、そして研究者としての主体の確立を重視する。そうした側面から、戦前の東洋史学を批判的に検討している。そこで選ばれたのは、津田左右吉と内藤湖南という対照的なそして代表的な東洋史家であった。彼等を検討材料にして、日本の東洋史研究の典型的な型を問題にしている。

まず津田左右吉であるが、増淵によると、彼の基本的な中国に対する姿勢は、日本とは異なる世界である、ということになる。すでに紹介した増淵の『通鑑胡注表徴』をめぐる議論は、津田左右吉を評する文章の中で行われたものである。中国の歴史は単なる王朝史の繰り返しであって、停滞しているという津田の文章に対して、戦後の中国史研究はこの種の停滞史の克服を目指して励んできたが、それは本当に克服されたのだろうか、というのが増淵の出発点にある問題意識である。津田左右吉の場合、中国は日本の外にあるものとして、共感を欠いたものであったというのが、増淵の津田に対する不満である。さらにその克服の主流をなしてきたマルクス主義も含めて、中国の内面的理解が不足しているのではないかというのが、増淵の状況判断であった。では、その場合の内面的理解、主体的理解というのはどういうものでなくてはならないのか。

増淵は津田左右吉ともう一人の日本における東洋史学の創始者である内藤湖南を取り上げる。増淵によれば、内藤湖南は津田と対極にある中国研究者で、彼は津田とは逆に中国の内面的理解を追求した研究者であったことになる。では増淵は津田に比して内面的理解を遂行した内藤をよしとしているのだろうか。必ずしもそうではない。内藤における内面的理解もまた、盲点があったのではないかというのが増淵の指摘するところである。内藤湖南は周知のように、ロシアとの戦争を鼓舞し、日本が中国大陸に進出することを大いに後押しした人物である。しかし増淵の批判はこの内藤の政治的姿勢そのものを問題にするものではなく、あくまで中国を内面から理解することのロジックからこの問題に迫ろうとする。少し具体的にたどってみよう（以下「日本の近代史学における中国と日本——内藤湖南の場合」「歴史家の同時代史的考察について——再び内藤湖南の場合」から引用する）。

増淵はまず清末の人々がどのような歴史を発見していったのかから始める。陳垣のところで紹介した歴史意識が同じように問題にされるのである。ここに出てくる黄宗羲は反清復明を主張した明末清初の思想家である。「黄宗羲の『明夷待訪録』の中に、中国のルソーを見出したのは、清末の改革派・革命派の人々であるが、彼らの伝統批判を自覚的なものにした契機には、民権・共和の外来思想との直接間接の接触があり、そのような自覚にもとづく伝統との対決が、同時に、彼等をして、伝統の中から、黄宗羲の原始儒教的専制君主批判の思想を、自己をささえる民主・平等思想として、発掘させたのである。黄宗羲の『明夷待訪録』が、それ自体として、無媒介に、清末の革命運動につながるのではない。両者のつながりの仕方を理解するためには、伝統思想を、それを継承する歴史主体の内面的契機との関連で追及する、そのような視野から前提されなければならないのである。ところで、湖南の歴史理解においては、宋以降の伝統的な歴史的潜流と辛亥革命とは無媒介にむすびつけられる。（中略）湖南の場合には、伝統的文化に対する否定的媒介の契機を提供しない。そこには、東洋文化と西洋文化とのきびしい対決の内面的対決はない」。中国人がいかにして歴史主体を内面的契機を通して発見していったのが簡潔に記述され、それが内藤湖南のと対比されている。しかし、増淵によれば内藤湖南は清末からの（馮桂芬からだどと19世紀中頃から）中国の改革派の内面的思想の動きをよく理解していた。だからこそ辛亥革命は共感を持って理解できたのだ、ということになる。

しかし、内藤湖南は続く五四運動は理解できなかった。それはなぜか、ということになる。「五四以降の民族主義的反帝運動に先行する清末の排満興漢運動、さらには、明末清初の満州族の侵入と清朝支配に対する顧炎武・黄宗羲・王夫之等の抵抗は、それぞれに区別されなくてはならない

異なった歴史的な性格をもつものであるが、後者は前者によって回顧され、発掘されて、民族遺産として継承されてきたことも事実である。そしてそれらに共通することは、清朝的中華思想の文化主義、あの民族的主体の対立をそれによって解消しようとする文化主義に対するきびしい拒否である。それは単なる種族意識だけではなく、文化というものを民族と不可分な固有の歴史的生命と考える別種の中華意識であったのである。そしてこの種の中華的民族主義が、西洋文化と接触するとき、それによって伝統とのきびしい対決の内的体験を媒介として、伝統を否定する力を、伝統の中から発掘して行ったのである。それは、東西文明の融合を考える湖南の文化的ナショナリズムとは、異なった性格のものであった。湖南の文化的ナショナリズムが、この系列の中華的民族主義とよりはむしろ、清朝的中華思想の文化主義とむすびついて行くことの底には、彼に対してもった、いや、近代日本に対してもった、大陸進出の要請のはかり知れない重さがあったのである。「別種の中華意識」と、増淵は五四運動を規定する。それは内的体験を媒介として、伝統を否定する力、つまりは否定的媒介とする力の発露が五四運動だった。つまり内藤は清朝的中華思想は理解できてもそれ以後の、否定的媒介を経た五四運動は理解できなかったことになる。ここで増淵によって「清朝的中華思想の文化主義」と呼ばれているものは、満州族である清朝皇帝雍正帝が書いた『大義覚迷録』に端的に表されている思想である。18世紀初頭、漢民族復興を唱えて異民族である満州族を批判した学者に対して、雍正帝は自分でこの本を書き、この学者を殺すのではなく、あくまで思想で圧倒しようとして発刊された本である。そこで雍正帝は、たとえ血は夷であってもそれとは全く関係なく華の徳は身につくものであって、現在はその徳をもったものが統治しているのであり、中華文明を担うにふさわしいと主張した。このように、種族の論理ではなく、あくまで徳という中華の精神と文化を担うにふさわしいものは誰かということが重要だという思想である。増淵は内藤湖南はまさにこの思想を受け継いでいて、それが日本の大陸進出の思想的根拠となったと指摘している。

さらに増淵は続ける。「彼（内藤湖南）にあっては、西洋文化は、中国文化に対してはその意味で否定的作用はしないのであって、むしろ、中国文化に対する高い評価を外側からささえる作用をし、価値の対決という形をとらない。そのような西洋文化のうけとり方が、中国文化の中に、西洋文化との現象的類似を見出すことを可能にさせ、両者を無媒介にむすびつける、融合の仕方を生むことになるのだと思う。しかし、そのような形での融合によって中国文化は普遍化されるが、それと同時に、中国文化の、それを担い或は継承する主体にはたらきかける独自の価値は捨象される。（中略）そして、そこに、彼の中国文化に対する高い評価がそれにもかかわらず、それを担う民族主体の尊重を伴わず、またそれを継承した日本の中国に対する行動を制約する程の重さをもった倫理的価値として作用することが少なかった所以である」。

辛亥革命から五四運動へと推移する過程で、中国は否定的媒介による転換を経て、別種の中華意識を獲得した。内藤湖南が五四運動を理解できなかったのは、そのような否定的媒介による価値転換の過程を経なかったからだ。これが増淵が描き出す内藤湖南の内的ロジックの結末である。増淵はまた、内的理解は「その要因に対抗して底流する、もう一つの他の要因の提出する問題は、理解できない。そこに湖南の晩年の中国理解のつまずきがある」とも言っている。それは観察者の生きる社会と中国との社会構造の違いなのか。こうした問いをもって内藤湖南論は閉じられている。時代の要求に応えるということと時代に迎合するということはまさに紙一重である。

増淵龍夫の論文が書かれたほぼ同じ時期の、今度は朝鮮史からの戦前の東洋史学の振り返り方をみてみよう。ここでは旗田巍（1969）を取り上げる。ここに収められた文章の多くは60年代前半に書かれている。旗田もやはり朝鮮史研究が戦前、やはり朝鮮人・朝鮮民族の発展や解放運

動への無関心、あるいは軽視に、つまり朝鮮の歴史の主体性を無視していたことを批判し、戦後はその克服に努めたが、それは十分に果たされたのかという問題を指摘しながら、記述を始めている。

この本で、日本における東洋史は明治20、30年代に始まるが、それはまず朝鮮史から始まったと言っている。そしてやがてこの朝鮮史は「満鮮史」という当時の研究では無前提に無数に出てくるが、戦後は消えてしまった研究へと受け継がれたという。これは、旗田によれば、朝鮮の主体をつぶそうとする意図で書かれたものであるという。こうしたことは全く知らないことであった。旗田(1969)にそのことが詳述されている。

以上のことも重要な指摘であるが、旗田の指摘で興味深いのは、次の点である。日本の東洋史学は西洋の歴史学かを受け入れることから始まった故に、きわめて近代的なものであった。したがって、近代歴史学の合理的な文献学などを駆使して、中国のそして朝鮮の神話は、虚偽であることを指摘することになった。特に朝鮮では、「三・一運動のあとで、朝鮮人知識人層のあいだで檀君神話が強調された。檀君は朝鮮固有の建国神話である。その神話の強調は民族意識のあらわれであった。これに対して「満鮮史」の最も強い主張者の稲葉岩吉は満鮮不可分論をとнаえて批判した」(旗田、1969)。檀君神話の架空性を科学的に批判し、満州とのあいだには歴史上には国境がなく、朝鮮の独自の存在があり得ないことを論証したのである。

朝鮮史の問題では、「日鮮同祖論」が有名であり、戦後はこれはかなり徹底的に批判された。旗田の指摘によれば、日鮮同祖論を唱えたのは主に日本史の学者で、東洋史の多くはこれを単なる妄想であると批判した学者が多かったという。こうした東洋学者、特に旗田巍が詳細に言及している津田左右吉は、さらに日本の神話の虚偽性も指摘したことは有名である。それはその時代の日本には必要なことであった。しかし、上記に引用したように、朝鮮の場合の檀君神話は三・一独立運動の直後に現れたものであって、それが主張される状況は日本で神話が強調される状況と、全く違ったものであったが、それは全く考慮されなかった。旗田は、こうした態度に日本の近代の受容に潜んでいる問題点を指摘しているのは、全く正当であろう。こうしたアジアを近代の目から見る視点は、現在では、多少のニュアンスの違いはあるのかも知れないが、オリエンタリズムという名前で批判が続くことになるが、こうした批判の観点は、すでに60年代に始まっていたのである。

ところが、旗田はこうした近代的視線による批判の問題点を指摘したあとで、こう続ける。「漢学者はそれなりに中国文明への愛着を持っていた。今やそれ(筆者注：中国の古典漢籍の真偽)も否定された。日鮮同祖論も同様であって、朝鮮への親近感もともに否定された(筆者注：旗田は特に江戸時代初期、儒者、漢学者は李退溪等を始めとする李朝の儒学者へ深い尊敬を抱き、積極的に彼等の説を取り入れ、さらに朝鮮通信使と漢文を通じて交流したことの歴史的伝統と記憶について語っている)。日本の戦前の朝鮮・中国研究者、とくに東洋史系統の研究者のうちで、朝鮮や中国への愛着をもって研究したものが何人いたであろうか。研究するほど嫌いになるという傾向があったのは否定できない事実である」。日鮮同祖論のもつイデオロギー的要素の問題点を知り抜いた旗田がこう言うのである。彼が何よりも批判するのは、イデオロギーもさることながら、愛着抜き、つまらない研究は無意味である、ということだ。そして旗田(1969)の末尾はこうくくられている。「研究すればするほどつまらなくなるような研究は、どこかに重大な欠陥をもっていたと言わねばならないと思う。上原専禄は・・・『明治以来、太平洋戦争まで、愛というものに根ざした朝鮮認識がなかったという点で一括できる』のではないかといった。また『愛が生まれてくるためには、朝鮮民族と日本民族が両方同じ問題にぶつかっているという認識が大きなウェイトをしめると思う』と述べた。この言葉がふくむ意味を、われわれは深

く考えねばならないと思う」。

「つまらない研究」は重大な欠陥をもっている、というところが重要で、旗田にとって欠陥があるからつまらない、のではない。上原専祿の独特の言葉にあるように、愛に根ざした認識というのは（つまり面白い研究）、「朝鮮民族と日本民族が両方向同じ問題にぶつかっているという認識」のことである。このような認識は、言葉は違うが内在的理解を説く、増淵の中国研究認識とほぼ同じところにあるものである。

白永瑞さんも白(2016)の「共感と批評の歴史学」で、韓国の学生と一緒に加藤陽子の『それでも、日本人は「戦争」を選んだ』(朝日出版社、2009年)を読んだ体験について詳細に書いている。そこで、共感の歴史という事例を検討しながら、読む過程でぶつかった、お互いに共感することの素晴らしさ、そして同時に困難さについて論じている。「共感の歴史学」という言葉を使いながら、白永瑞さんはこう言う。「共感が単純な感情移入にとどまるならば、真の歴史の和解を実現することはできないことがここでわかる。他人の心を深く推し量る真正さを持つと同時に、そうした理解には限界があるという点も認めねばならない。したがって他人の境遇に共感しながら、同時にお互いの差異を分別する能力が必要である」。そしてこの「差異を分別する能力」から、「批評としての歴史学」が必要であると論を進めている。批評としての歴史学とは、生の批評、つまり生の経験からする価値判断のことであると白永瑞さんは言う。ここで興味深いのは、この価値判断を「史評」つまり、司馬遷の『史記』、『春秋左伝』の論贊（君子曰く、あるいは太史公曰く、というなじみの叙述である）——それは歴史そのものに対する批評と同時に、その叙述に対する批評という二重の意味を持つ——からこの発想のヒントを得ているということだ。この東アジアの伝統的ともいえる歴史叙述の方法を、そのままに回帰するのではなく、新しく科学的長所を生かしながら継承、発展させようという提案である。この一連の白永瑞さんの提案と、旗田巍の「つまらない研究」についての言及は、ベクトルは異なっているかも知れないが、並べてもっと考えてみたいと思わせるものとなっているのではないだろうか。

白永瑞さんは続けて、この批評としての歴史学は「事実内に内在する人間的可能性を表現することに繋がり、実践的には現実世界を生きていく多数の大衆の生に内在する可能性を信頼することに通じる」とさらに可能性を広げていく。そして、こうした主張はポストモダンの時代にそぐわないかも知れないがと、一呼吸おきながら、まさに1980年代のリアリズム論そのものであると告白している。ちなみにリアリズム論とは次のようなものである。「客観的現実の写実的再現という意味の写実主義（模写論または反映論の凡俗化）と距離をおくだけでなく、典型性・相対性・党派性・弁証法的な認識などの重要概念を内面的に統合しながら発展してきた文学理論であり、マルクス主義リアリズムとも一定程度区別される」。そして最後に白楽晴さんの言葉を引用する。「近代世界の科学と実証の精神を受け入れる一方、現存する世界に対する実証主義的な認識を超えてその核心的な矛盾を把握し、変革の展望を開くこと」。これは本書を貫く「二重の近代」という課題、つまり近代を受け入れつつ同時にそれを乗り越える、という主調音のテーマであると同時に、韓国の文脈ではほぼ同じことを意味するのであろうが、すでに確認しておいたように、世界文学に通じる民族文学論のテーマでもある。

V. 対話へ

以上、東洋学について述べてきたわけだが、ここで旗田、増淵よりはずっと若い世代による東洋学についての意見を検討する。それは吉澤（2006）である。これは非常に有益かつ学ぶと

ころ多い論文で、事実増淵龍夫の『歴史家の同時代史的考察』と旗田巍の『日本人の朝鮮観』の二冊は、私はこの論文で初めて知った。この論文を読みながら、以下少し長めのメモ風に、いくつかの点を指摘してみたい。

(1) 吉澤のこの論文は東洋史学の、とりわけ京都大学の東洋史の創生期の学者である桑原隲蔵に焦点を絞ったものであるが、その創生期に当たって、中国史の相対化が起こっていたと指摘している。それは、中国史そのものというよりは、塞外史つまり中国の辺境地域・民族の歴史、東西交渉史を記述することを通してであった、と彼は言う。人物でたどれば、桑原隲蔵、それに先立つ京都大学の東洋史を創設した内藤湖南、そして富岡謙蔵、羽田亨などである。京都大学とは少し系統が違うのかも知れないが、松田壽夫等もそこに含めてもいいのかも知れない。こういった研究には、「中国史をあまり重んじず、中国近辺の諸民族の歴史と東西交流に特別な関心を向けるという東洋史学のありかたは、かなりの程度、近代日本の自己意識の定立という意味も込められてた。また欧州シノロジーでも中国近辺の交渉史への関心が顕著であり、日本の東洋史学はその問題への模範解答を目指すという意識も濃厚にあった」といった特徴とその背景があったと吉澤は指摘する。とりわけそこで展開されたモンゴル学は、戦後になって世界的レベルの研究となった、と続ける。これは最初の方で記した、葛兆光が現在の中国にとって、警戒すべき点として上げられた五つの要素の内、「2) 中国にとっての辺境を強調するアジア（東アジア）研究。ここではアジア主義、シノロジーが強調され、中国、日本、朝鮮のあいだに働く離心力と違いを希薄化させ、ひいてはアジアの中での中国を希薄化させる」という論点と、「4) 本田実信、杉山正明などによるモンゴル時代史とアメリカからの新清史は、民族の二重性を強調、異族の漢族への反作用を強調し、中国を過去に遡らせることを否定する」研究に繋がっている。事実吉澤も戦後の研究者の代表的な人物として、杉山正明の名前を挙げている。葛兆光はそのように警戒するのであるが、相対化しようとする意思は確かにあった。

しかし、たとえば今年中国の三聯書店から発売された、張志強編集の『アジア現代思想』という雑誌というか、日本風にムックと呼んでよい雑誌は、「モンゴル・元史再考」という特集を組んでいる。今や中国を代表する思想家と言っていい王暉も参加したこの特集では、元王朝の正統性、元朝とモンゴル史との関連等がさまざまに議論されている。そして杉山正明の仕事に対しても、あからさまに批判する論文もあれば、微妙なニュアンスで語る論文もあり、多彩である。また繰り返しになるかも知れないが、葛兆光も学問的にはこうした研究は積極的に取り入れているように思える。興味深いのは、この特集の巻頭言に、現在中国が世界に向けてアピールし、中国の世界戦略の要と言っていいコンセプトとなっている「一帯一路」の時代であるからこそ、このような特集が大切なのだという文言が見えることである。いうまでもなく、一帯一路とは西域に、そしてそれをはるかに超えて出て行こうという戦略である。別名をシルクロード戦略とも呼ばれる、中国が自ら作ろうとしている時代にあって、こうした研究が今後どういう絡みを見せるのかは、これからの課題であるだろう。また白永瑞さんの本を貫くテーマの一つである「二重の周辺」というときの「周辺」は、少し違ったニュアンスで提案されているが、それが将来的に接点をもちうる視点なのかどうか、ということは一帯一路が十分に成功したとするならその後という意味だが、検討すべきことになるのかも知れない。ちなみに、吉澤によれば桑原隲蔵の代表作である『蒲寿庚の事跡』は、南宋末期に泉州で活躍したムスリム商人を軸にした、唐から宋にかけてのアラブ商人の活動についての研究なのだそうである。

(2) すでに紹介した増淵龍夫の議論であるが、増淵の本に対して、吉澤はこの書の意義を十分に評価した後、こう付け加える。「桑原は、中国の文献にみえる政治的含意を敢えて捨象した冷徹な姿勢をよしとした。しかし、それは戦後の歴史学において懐疑される態度ともなっ

くのである。顧炎武をひきつつ中国史における内面的理解を唱えた増淵龍夫の議論は、中国ナショナリズムの系譜を重んじるものである。このような傾向は、おそらく中国ナショナリズムへの強い共感を前提とした、古き良き戦後の東洋史学研究の基本精神と言える。今日では、はるかに複雑な姿勢をとらなければならない。政治現象への冷静な分析と内面的理解・共感とは、いかにして両立しうるのか。その緊張を忘れたとき、中国ナショナリズムへの「冷徹な」分析が、自らの愛国心に無自覚なまま表出される恐れは多分にある」。

これは大いに興味をひかれる指摘である。白永瑞さんは「韓国における中国学の軌跡と批判的中国研究」で韓国における中国研究の第二世代の代表者として、李泳禧を上げている。彼は学者ではないが、書物の中の中国ではなく、現実の中国認識に注目し、韓国の現実を批判するという内在批判を通して中国に接近していった姿勢を高く評価している。しかしその李泳禧も、中国中心主義に対して若干感度が低かった点を指摘して、その限界を、慎重な態度ではあるが、検討している。つまり第三世界論などの隆盛と被圧迫民族との連帯が世界的に模索されていた時代という背景がありながらも、中長期的展望にその批判をつなぐことに李泳禧は失敗したと指摘されるのである。

白永瑞さんも、また吉澤も指摘するように、この時代の日本の中国研究者も、大きく動揺したことは事実である。そういうことも背景の一つとして、吉澤の文章には表れていると同時に、90年代以降のナショナリズムに対する批判等が背景にあるのかも知れない。この辺は私は断片的に恣意的に文章を切り取って引用しているため、緊張感に満ちた吉澤の文章は伝わりにくくなっている恐れが多分にある。興味のある人はぜひ論文全体を読んでいただきたいと思う。また葛兆光もこの問題に敏感に反応していることは、すでに指摘しておいたとおりである。

「政治現象への冷静な分析と内面的理解・共感とは、いかにして両立しうるのか」という問いは、増淵の内藤湖南論を反復しながら、全体的にはその問いの更新を目指している。この問いは重要ではあるが、その回答は定式化した形ではおそらく不可能だろう。しかし、「今日では、はるかに複雑な姿勢をとらなければならない」というところには大いに共感するものの、やや性急めいた感じも受ける。「古き良き戦後の東洋史学研究の基本精神」と吉澤が指摘するとき、少なくとも吉澤が戦前の東洋史学の桑原隲蔵の分析に対して見せたような、時代に即した研究が、ということは戦後の歴史学の研究が必要となるのではないだろうか。事実、すでにみたように、増淵も旗田も焦点は戦前の東洋学にあったわけだが、その出発点はすでに十数年を経た戦後歴史学の反省、たとえば停滞史観の克服は本当になされたのかどうか、にあったからだ。しかし、社会、政治状況も含めてある程度研究が固まりつつある戦前の研究全体に比べて、戦後は改めて政治、社会研究そのものから始めなくてはならず、ことは東洋史だけではなく、歴史学全体、もっと言えば戦後史全体ということになって、大変な作業になるだろう。もちろんこの作業は、共同研究かどうかは問わず、いずれ誰かがやらなければならない作業である。

(3) 吉澤の論文の最も面白いところは、日本の東洋学者と中国の知識人、学者とのあいだの対話、そして同時に対話の不成立という問題意識が貫かれている点である。一カ所だけ引けばこうである。「桑原の発想には、人間性の普遍性という前提や、状況に規定・翻弄される人間のありようについての洞察が、やや欠けていている。現象を国民性論という形で示すことはそれを意味している」。そして、中国では古来平和を尊ぶ気質があることを指摘し、軍人精神を日中で比較したりもしている。「桑原は梁啓超と見解を意にする点がある。とはいえ『中国魂』なるものの重要性を意識しているのは、全く同じである。梁啓超も国民精神というような議論の枠組みを共有していると言えるだろう。国民性論は決して桑原隲蔵だけの特徴ではなく、中国の識者にも共通する論点だった。ただし、桑原とやや異なり、中国の論者は、中国社会の革新

のために奮起を促すという姿勢に基づいていたのである」。「一方で先に言及した桑原の『支那の孝道 殊に法律上より観たる支那の孝道』は、桑原が新しい観点に進んだことを示している。ここでは儒教の家族主義が特に法規に反映されたことを追求しているが、中国と日本を必ずしも峻別せず議論を進めている。また儒教に共感を示している点で、それまでの桑原の論調とやや異なる傾向を示していることに留意しなければならない。このような桑原の変化は、大正期を経て個人主義が社会に浸透するとともに、儒教の知的影響力がもはや真剣に対峙すべきものでなくなったことが背景にあるのだろう。ここには、桑原なりの問題意識に基づく研究姿勢がみられるといえるし、中国と日本を同次元で論ずる視点を獲得した。しかし、それは儒教をめぐる中国で展開する思潮とは接点をもたず、かえって同時代の中国との対話を欠いたものになってしまったのである」。

さらに吉澤によれば、桑原隲蔵は梁啓超をかなり丁寧に読んでいた形跡があるという。このように、桑原は同時代の中国知識人の問題意識をずれながらも共有していたことがわかる。しかし、双方の社会構造と思想のありよう、そして何よりもその目指す方向がなかなかかみ合わなかった。したがって中国での思想と接点をもたなかったというのだ。問題意識を共有しようとする意思が全くなかったわけでもないにもかかわらず、この当該地域、自らが研究する、あるいは言及する当地との接点を欠くということは、当時においては甚だしい乖離があったであろうし、現在でもしばしば、いやことによっては頻繁に起きることである。これは研究の、あるいは思想の普遍性の問題にも繋がっていく問題でもあるが、非常に厳しい問題であり、現在のように、たやすく移動できてコミュニケーションも発達した時代にあっては、直接対面しての会話が容易なだけに、したがって問題意識の共有が比較的楽にできる可能性が大いに増大しているが故に、いっそう厳しさを増しているのかも知れない。桑原が結局は同時代の中国との対話を欠いていた。それを乗り越えるにはどうしたらいいのか。吉澤は論文の最後をこう締めている。「積極的に対話と交際を展開するほかないし、その道程では過ちをあらかじめ完全に回避するすべもない」。

葛兆光が、東アジアという問題の立て方は偽の問題だと言うときの一つの理由として、「19世紀以前に国家や民族を超えた、一体性を持った知的グループは欠如していた」という理由を上げていた。曲がりなりにも漢字が共通の文字であったことはよく知られているが、確かに葛兆光の言うように、一体性を持ったグループは存在していなかった。しかし彼は「19世紀以前」と限定している。逆に言えば、20世紀以後は、そのようなグループが形成されたことになる。

戦後はどうだろうか。もちろんこれはどのレベルで知的グループをとらえるかによって見方はかなり変わってくる。しかし、常識的に言って、そのようなものは中国が本格的に改革開放を開始したとき、つまり1990年代以降ということになるだろう。それ以降、言うまでもないことだが、交通の格段の拡大、インターネットの発達などによって、今やさまざまな団体、グループが東アジアで交流を非常に活発に行うようになっている。お互いの意見の交換、議論はかつてないほど広がっている。だが、と白永瑞さんは言う。私たちは本当に突っ込んだ、深い議論をしているのだろうか、私たちはこの各種のコミュニケーションツールが発達し、様々な集いが行なわれている現在、お互いのことをどれほど知っているのだろうか、そしてその成果はいかに蓄積され、いかに共有されているのだろうか、それはまだまだまったく不十分なのではないか、と。対話が容易だと思われている時代だからこそ、われわれはそのことに対して怠惰になっているのではないだろうか。われわれはもっと平和について、政治について、制度について、思想について、もっと自由に、しかし共通の目標を持って、活発に意見を述べあうべきではな

いのか、と。われわれはお互いの意見を聞きながら、自らの意見を不断に修正、発展させていく義務があるのではないかと。

そのような東アジア論壇へと白永瑞さんは誘っているのである。皮肉にも19世紀まであった漢字文化圏なるものは、現在ほとんど崩壊しかけている。言語の壁はいかんともしがたいものがある。白永瑞さんの言い方にならえば、それでもなおお互いに欲するならば、共通の論壇形成のために邁進するのも、やりがいのあることではないだろうか。

参考文献

- 葛兆光 2014年『中国再考——その領域・民族・文化』東京：岩波書店。
増淵龍夫 1983年、『歴史家の同時代史的考察について』東京：岩波書店。
旗田巍 1969年、『日本人の朝鮮観』東京：勁草書房。
白永瑞（趙慶喜監訳） 2016年『共生への道と核心現場』東京：法政大学出版局。
吉澤誠一郎 2006年、「東洋史学の形成と中国——桑原隲蔵のばあい」岸本美緒編『「帝国」日本の学知 第3巻 東洋学の磁場』東京：岩波書店：55-97。

普遍主義と植民主義
—戦後民主主義の臨界点—

An Interwoven Relationship between Universalism and Colonialism:
Reconsidering Postwar Democracy in Japan

金 杭*
Hang Kim

Abstract

This article reconsiders the postwar democracy in Japan in terms of a certain involvement between universalism and colonialism. Recently, some scholars have criticized the legislation of a new national security law in Japan as destroying the legacy of the postwar democracy. It seems, however, not to be allowed to regard this legislation as a fundamental turnover of the basic position in international policy of postwar Japan. As is well known, the Japanese government in the postwar era has kept its pacifism, whose ideal is explicitly expressed and realized by article 9 of the Japanese Constitution. Although the security law legislated in 2015 could be seen as breaking this ideal of pacifism, the Japanese government's official statement declared that the new security law inherited pacifism under the name of "provocative contribution to peace." This article tries to reinterpret the postwar democracy from this point. By critically reading ongoing debates regarding the issue of wartime comfort women and Nambara Shigeru's democratic thoughts, it seems a certain war, which has been a fundamental root of the postwar democracy in Japan – that is, "a war against the enemy of all" – has sustained itself in an interwoven relation between universalism and colonialism.

I. 問題の所在：新安保法制と普遍主義

「我が国を取り巻く安全保障環境は、大きく激変しており、もはや、どの国も、一国のみで平和を守ることはできません」。周知のとおり安倍政権は大規模な市民的抵抗に横目もはらわず果敢に安保関連法案成立を実現させた。その際、非民主的な手法と違憲解釈といった無理手をな

* 延世大学准教授、Associate Professor, Institute of Korean Studies, Yonsei University
Email: kimhang@yonsei.ac.kr

¹ 自由民主党安全保障法制整備推進本部「安全保障法整備の具体的な方向性について」、2015年3月27日、http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/127420_2.pdf (2018年1月11日参照)、1頁。以下この節でのこの文献からの引用は括弧内に頁数だけを表記する。

んとか全うさせた最後の砦は日本を取り巻く安全保障環境の変化という絶対的な前提であった。その変化とはまず北東アジアの周辺情勢におけるものである。

「大量破壊兵器や弾道ミサイルなどの軍事技術が高度化・拡散していること、中国の急速な台頭、北朝鮮が日本の大部分をノドンミサイルの射程に入れており、核開発も行っていることなどがあげられます」(1)

だが安保関連法案における安保環境の変化とは近隣地域の情勢にとどまらない。「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」とは周辺事態などといった「地理的な概念」ではないからだ。

「我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」とは、地理的な概念ではなく、事態の性質に着目した概念であることを明確にすることが必要ということです。そもそも「周辺事態」とは、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態であり、もともと地理的な概念ではないのです。今や脅威が世界のどの地域で発生しても、我が国に直接的な影響を及ぼす可能性がますます高まっています。アルカイダやISILなどの国際テロを見ても明らかです。このような中で、事態の発生が「周辺」に限られるかのような表現は見直すべきなのです」(12)。

これは「周辺事態」という概念を一連の法案において除外したことに対する答弁だが、こうした基本的な認識が集団的自衛権の容認と相まって際限のない恣意的な武力行使につながると批判されたのは周知のとおりだろう。政府は「平和国家としての日本の歩みはこれからも決して変わりません」(3)と強弁するが、「脅威が世界のどの地域で発生しても、我が国に直接的な影響を及ぼす可能性がますます高まっているという現実も直視する必要があります」(8)というくだりからわかるように、日本に対する脅威は全世界中のあらゆる紛争を包括するものであり、それが直接の脅威かどうかの決定はすべて政府の判断に委ねられることになっている。つまり一連の法案は日本の安全保障において地理的な限界を取り払っただけでなく、脅威の判断基準をも法的な規制のない政府の決断へ従属させたのである。

「9条の会」から「SEALDs」に至る、安保法制反対デモを主導したさまざまな団体がこうした企図に対して現行憲法と戦後民主主義を掲げながら異議を唱えたのは当然であった。新安保法制が現行憲法の9条を解釈において事実上の無効化に追い込むことによって、戦後民主主義が根ざしていた平和の理念と民主主義の価値をないがしろにした、という批判を提起したのである。

万一この戦争立法が通るようなことがあれば、憲法9条の下で戦後一貫して自民党政権といえども崩すことのできなかつた外交の原則—海外でふたたび戦争しない国、という原則を覆す戦後日本の進路の根本的な転換となります²。

戦後70年間、私たちの自由や権利を守ってきた日本国憲法の歴史と伝統は、決して軽いものではありません。私たちは、立憲主義を根本的に否定する現政権、および自民党の改憲草案に反対します。そして私たちは、日本国憲法の理念と実践を守る立場から、立憲主義に基

² 「9条の会事務局からの訴えと提案」2015年5月1日、<http://www.9-jo.jp/opinion/20150501utttae&teian.pdf> (2018年1月11日参照)。

づいた政治、つまり個人の自由や権利を尊重する政治を支持します³。

安保法制反対を声高に謳った市民たちにとって、安倍政権の無理手は憲法と民主主義を破壊するものであると同時に、戦後の日本が歩んできた道を全面的に否定するものだった。彼らにとって戦後の日本は立憲主義と民主主義を二つの軸として個人の自由や権利を尊重する政治を実現すべき理念として追求して来た来歴を持つ。それは憲法前文にあるように、平和と民主主義という人類普遍の価値を体現し実現する意志と実践の統一体だったのである。

その限りで戦後民主主義は個別国家の主権を至高の力や意志とみなすのではなく、個別主権を規制する上位規範を前提とした普遍主義に立脚していた。戦争放棄や個人の権利と自由の尊重は、国家権力の発動を規制しうる上位の普遍的な規範だったのだ。したがって今回新たに成立した安保法制は普遍主義や理想主義 (idealism) から脱却し個別主権を国際秩序における最上位の力とみなす現実主義 (realism) への移行とみなされるかもしれない。だが政府の公式見解はそうした移行を認めるものではない。

「脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっています。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることができず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形でいっそう積極的な役割を果たすことを期待しています」(13)。

ここでもわかるように、政府は新しい安保法制が国際協調主義の延長線上にあることを闡明し、それを「積極的平和主義」(13) という名において戦後の平和主義を継承するものとして位置づけている。自衛隊の派遣や武力行使は主権の発動ではなく、どこまでも国際協調と平和主義に立脚するものだと言うのである。

こうした政府の見解を詭弁であると非難することは必要でもあり有効でもあろう。しかし政府が意図したかしなかったかは知る由もないが、政府の見解は戦後の憲法と民主主義が根ざしている一つの根源的な源泉を探り当てている。それは普遍主義を支える法思想の系譜に内蔵された、非人間を万人の敵として残滅する究極の戦争である。

変化した安保環境の変化において論拠として決まって登場するのが「国際テロ組織」であることは多言を要しない。

「例えば、国際テロ組織は、政情が不安定で統治能力が脆弱な国家・地域を活動や訓練の拠点として利用し、テロを実行しています。国際的な安全保障の改善のためには、こうした国家を支援する国連を中心とした国際社会の取組への協力が重要です」(13)。

ここでは明らかに「テロとの戦い」が新安保法制の重要な根拠として挙げられている。この戦いが一国の存立だけでなく国際社会、つまり人類の存立を安全に守るという理念のもとで展開される限り、それは普遍主義に立脚した国際秩序に足場を持つ。その限りで新安保法制は自らを戦後の平和主義を受け継ぎつつ、それを「積極的に」実現するためのものだと主張することができるのだ。

現政権の支離滅裂な発言と弁解にもかかわらず、こうした政府見解は牽強附会ではない。とい

³ <http://www.sealds.com/> (2018年1月11日参照)。

うのも戦後の憲法と民主主義が寄って立つ普遍主義は「万人の敵 (the enemy of all)」という形象を前提として成り立つものだからである。詳細は以下の議論にゆずるが、この形象は第2次大戦後のニュルンベルクと東京における法廷で戦犯を起訴した法的根拠だった。「平和に対する犯罪」という法規範は、日本とドイツが起こした戦争を国家間の戦争ではなく犯罪行為として扱うものだったが、その犯罪が処罰される法規はある国のものではなく人類普遍のものだった。その限りでこの犯罪はキケロの時代から西洋の法思想にはなじみの海賊行為 (piracy) としてみなされたと解釈できる (Heller-Roazen, 2009)。キケロが海賊とはいかなる法権利も義務も共有する必要がないと言い (Cicero, 1991, 3)、カール・シュミットが人類には敵はなく敵を徹底的に非人間として扱うと言ったように (シュミット、1970、63)、人類の平和を侵害した犯罪者は人類普遍の法廷において裁かれる海賊であり非人間として扱われた。それはある人間集団を非人間として糾弾し、非人間である限りで残滅しうるとみなす、究極の戦争に他ならなかったのである。

このように人類を前提とした普遍主義は敵を犯罪者として扱い、非人間として追放する根源的な「残滅戦争」⁴によって成り立ってきたと言える。そして昨今のテロリストはこの海賊の系譜に連なる非人間として想念されている (Heller-Roazen, 2009, 9)。その限りで政府見解は人間と非人間を区分し後者を残滅・追放する戦争を国家の安全保障として打ち出していることになる。こうした事情に鑑みると、新安保法制は普遍主義を否定するのではなく、それが根ざしていた「残滅戦争」を体現し実現するという法的整備に他ならない。こうした側面からみれば、戦後の憲法と民主主義をないがしろにしたという抵抗と批判の声は普遍主義が成り立つこの「残滅戦争」に目を向けていないと言わざるをえない。新安保法制に抵抗しそれを根本的に批判するためには、したがって、普遍主義の擁護ではなく、戦後民主主義が前提としてきた普遍主義が戦争放棄と平和の理念を実現するために国家間の戦争とは違ったかたちの戦争を想定し展開してきたことに目を向けねばならない。

そしてこの普遍主義の戦争は敵を非人間として蔑視する視線を内包するが、その視線は植民主義と緊密なつながりを有するものでもあった。第2次大戦後、実定的な植民地解放は次々に成し遂げられた反面、植民主義による人間の理解、すなわち野蛮と文明という二分法は依然として旧植民地の民を非人間として扱うことをやめなかったからだ。以下での課題は、日本の戦後民主主義がこうした植民主義と普遍主義の結合によって存続してきたものであることを論証することである。そうすることによって新安保法制に対する抵抗が普遍主義と植民主義への批判に根ざさねばならないことを示唆したい。まず植民主義と普遍主義の結合が脱政治化した進歩主義として顕現するさまを最近の『帝国の慰安婦』(朴裕河著)をめぐる議論によって確認し、次にそうした脱政治化の原風景として戦後における南原繁の思想を追跡したあと、戦後民主主義を民主主義として保持するためには単なる立憲主義と民主主義の擁護ではなく、非人間を追放し残滅するあの根源的な戦争に対峙することのできる政治の復元が必要たることを論じることとしよう。

II. 国民主義と植民主義：慰安婦問題へのまなざし

2014年6月、9人の元日本軍従軍慰安婦被害者が韓国検察に告訴状を出した。被告人は『帝国の慰安婦』の著者であり、2007年に『和解のために』(平凡社)で大佛次郎論壇賞を受賞した

⁴ シュミット (1970)、64頁。ここでシュミットは北アメリカのインディアンが野蛮だという理由で非人間として名ざされ「残滅された (ausgerottet)」ことを例としてあげながら人類の残滅戦争を概念化する。

朴裕河だった。告訴の理由は『帝国の慰安婦』における50数箇所の表現が従軍慰安婦被害者たちの名誉を著しく損害したというものであり、刑事告訴に加え賠償金請求や出版差し止めなどを含む民事訴訟も提起された。原告側が問題視した表現は、慰安婦を売春婦と同一視したり、日本軍と朝鮮人慰安婦を同士の関係とした箇所などだった。

この告訴に被告者たる著者は強く反発し、すべては元慰安婦だった老人たちではなく支援者団体の仕向けたことだと公に異議を唱えた。以後、2015年11月、韓国検察は著者を名誉毀損の嫌疑で起訴し、これを受け日本と韓国の知識人が起訴反対の声明を発表する。主に学問と思想の自由を国家権力が侵害したという批判だったが、一部の識者は起訴には反対するが著書の内容には大きな問題があるとして議論が巻き起こった。そして2016年1月、民事訴訟において裁判府は原告一人あたり1000万ウォン、合計9000万ウォンの賠償金を支払うよう判決をくだした。被告側はこれを不服とし控訴を申し立て現在第二審が進行中であり、刑事裁判は1審と2審判決が下され現在大法院（日本の最高裁に該当）の最終審議が進行中である⁵。

これがここまでの事件の概要と現況である。裁判がこれからどのような流れになっていくのかは定かではないが、確実なことはこの裁判が通常の犯罪行為や利益侵害などとは異なる事例を扱っているということだろう。もちろん表面的には名誉毀損をめぐる当事者同士の刑事と民事の裁判である。だがこの裁判は原告と被告との法的な争いというよりは、学者や市民を巻き込んだ歴史認識に関わる対立を巻き起こし、かつ韓国国内だけでなく国際的な規模における論争と絡まりあっている。その対立と論争は狭くは学者間のものから広くはSNSを媒体にした一般市民のレベルにおいてさまざまに繰り広げられている。したがって裁判は単なる法理によっては納得のいく判決をくだせない、きわめて政治的な様相を帯びるしかない。それは日本の植民地支配の責任から学問と思想の自由までに及ぶ、多岐かつ多彩な争点を内包した政治的な葛藤を巻き起こさざるをえないのだ。

ここでそのすべての論点を検討することは不可能である。SNSレベルにおけるほぼリアルタイムの論争を追跡することは実際に無理だし、学者やジャーナリストレベルの議論も詳らかに検討するには膨大な労力を要する。一口添える人々が無数であるだけでなく、それぞれの主張を資料を駆使し実証的なレベルで証明するには相当な時間が必要だからだ。ただ主だった論点が学問と思想の自由に対する国家権力の介入⁶と、戦後日本の植民地支配の責任をいかに問うべきかという点⁷に集中していることを指摘しておくのは重要であろう。というのも、この二つの論点が立憲主義・自由民主主義と植民地支配・歴史認識に関わるものであり、その限りで、この裁判沙汰は日本の戦後民主主義と植民地支配責任問題の間の根底的な関係を明るみに出す出来事だからである。徐京植は次のように鋭く指摘する。

いまから問題にしようとする「国民主義」は、いわゆる先進国（旧植民地宗主国）のマジョリティが無自覚のうちにもつ「自国民中心主義」を指す。「国民主義」は多くの場合、一般的な排他的ナショナリズムとは異なるように見え、当事者も自分自身をナショナリストとは考え

⁵ 1審は無罪、2審は罰金1千万ウォンの有罪判決をそれぞれ下した。

⁶ 日本の識者による起訴批判は、「『帝国の慰安婦』朴裕河教授の在宅起訴に学者ら54人抗議声明（全文）」2015年11月26日、http://www.huffingtonpost.jp/2015/11/26/park-yuha-charge-remonstrance_n_8659272.html（2018年1月11日参照）参照。

⁷ この点に関する著者批判はさしあたり日本語文献として「【朴露子-鄭栄桓 教授対談】「過去に囚われるのをやめようという『韓日和解論』、中国と対立を呼ぶリスク」2015年9月3日、<http://east-asian-peace.hatenablog.com/entry/2015/09/03/061508>（2018年1月11日参照）を、韓国語文献として、정영환（2015）を参照。

ていない。それどころか「国民主義者」は自分をナショナリズムに反対する普遍主義者であると主張することが多い。彼らは自らを市民権の主体であると考えている。しかし、その一方で彼らは自らが享受している諸権利が、本来なら万人に保証される基本権であるにもかかわらず、近代国民国家においては、「国民」であることを条件に保証される一種の特権となっているという現実をなかなか認めようとしない。国民主義者は自らの特権には無自覚であり、その特権の歴史的由来には目をふさごうとする傾向をもつ⁸。

これは『和解のために』に対する批判として書かれた文章からの引用であるが、徐京植の朴裕河批判の主だった理論的な前提はこの箇所に圧縮されている。徐京植は歴史的資料の検証レベルではなく著者の認識論的な前提について問題を提起する。それは著者が絶対的な信頼を置く日本の戦後民主主義といわゆる革新もしくはリベラルと称される知識人への疑念だと言える。引用文において徐京植は旧植民地宗主国のマジョリティが共有する「国民主義」をファナティックなナショナリズムとは区分されうるとしながら、それが自らの来歴とそれに根ざす特権を意識してこなかったと指摘する。ここで彼が言う来歴が、日本の場合、植民地支配そのものと戦後において政府がどのように支配の遺構と向き合ってきたのかを指摘していることは言うまでもない。

植民地化によって強制的に帝国の「2等臣民」にされた人々は、1945年8月以降、帝国の「1等臣民」がみな「日本国民」へと変身するさなか、法的なアイデンティティにおいて宙吊りの状態へと追いやられた。特に、朝鮮半島や台湾へ戻った人々ではなく、列島にそのまま残るしかなかった人々はこの宙吊り状態のなかで「臣民」から「外国人」へと否応なく衣替えを強いられた。また植民地支配の遺構たる南北の分断とそれによる過酷なイデオロギー戦争のなかで、列島へと逃れざるをえなかった人々を「無国籍者」として収容所へと閉じ込めた。帝国の「2等臣民」に強いられこの衣替えと難民化を戦後復興の過程で「国民全体の問題」として捉えることを徹底的に排除しながら「日本国民」は成り立ってきた。帝国の「臣民」が「日本国民」として生まれ変わる過程において、「臣民」を二分していた内地と外地という位階的な区分は、外国人・無国籍者と国民という、一見すると近代的な法制においてすこぶる「正常」な区分へとすりかえられることになったのである⁹。

確かに近代的な法制において一国の国民が自分が属する国家のなかで法的な主体として自らの権利を享有するのは当然かつ自然であるかもしれない。しかし日本の場合（事情は異なるが旧植民地宗主国の場合すべてにおいて）は、上記の理由から明らかなように、国民としての権利の享有が当然で自然なものとは到底みなされえない。徐京植の批判は朴裕河がこうした経緯を無視し、日本国民を無反省に前提し、しかもその法権利の基盤となってきた戦後民主主義と憲法の価値を無批判的に信奉することへと向けられたものだった。それは植民地支配の責任を問うといいながら、植民主義にすでにあらかじめ侵食されている日本国民成立の来歴に目をつぶることによって、和解という名の植民主義的な暴力を振るうというのである。

ここで徐京植の批判は日本国民が享有してきた戦後民主主義が植民主義と徹底的に向き合っただけでなかったことを鮮明に浮き彫りにしている。そして立憲主義と民主主義に隠されてきた植民主義の持続が、植民主義を払拭し日韓の和解を謳う朴裕河の著書に克明に現れているのだ。それは『帝国の慰安婦』に散見される以下のような著者の記述から読み取れるものだろう¹⁰。

⁸ 徐京植「和解という名の暴力 — 朴裕河『和解のために』批判」、2015年3月27日、<http://east-asian-peace.hatenablog.com/entry/2015/03/27/234334>（2018年1月11日参照）。

⁹ 以上のような戦後における旧植民地出身者への法的かつ政治的な措置に関しては、田中（2005）、鄭（2013）、参照。

¹⁰ 以下この節における『帝国の慰安婦』からの引用はすべて次の韓国語版からのものであり、頁数は本文

支援者たちは政治家や官僚の大多数が「戦後民主主義」の教育を受け、天皇制を否定しないにせよ一人の国民として必要なだけの過去に対する反省意識を持っていることを軽視した。(199)

この20年間の強硬な主張と韓国に対する支援が結果的に慰安婦問題の解決のため努力した官僚と「善良」な日本人たちまでをも自放自棄と嫌韓へと駆り立てたという点である。(203)

日本政府が主導した「謝罪と補償」に参加した大多数の日本国民を見るのではなく、まだ少数に過ぎない右派の言葉と行動だけに注目した。(302)

最初の引用文に登場する「支援者」とは告訴を主導したと著者によって目された韓国における慰安婦支援団体「挺対協（挺身隊対策協議会）」を指す。慰安婦問題を長い間「民族主義」のフレームのなかに閉じ込め、慰安婦被害事例の歴史的な多様性をすべて民族の娘への侮辱というナラティブに還元し、慰安婦問題の解決に向けた日本政府および国民の努力に耳を傾けなかった、というのが著者によるこの支援団体への批判の要旨である。その脈絡のなかで朴裕河は、支援者たちが「戦後民主主義」の教育を受けそのなかで国家と関係なく一人の個人として責任を果たす決断をした官僚や一般国民の「善良」な心をないがしろにしたと糾弾する。それは戦後の「大多数」の日本国民を一部の過激な右翼と同一視することであり、その限りで「戦後の日本」が「明らかににも変わっていない」という原理主義的な批判を振りかざす「モラルの硬直性」¹¹を顕にするものだと言うのだ。

こうした主張から解るように、朴裕河の慰安婦問題へのアプローチは戦後日本への信頼に根差している。もちろんこのときの戦後日本とは、国民大多数を自立した存在として責任のとれる一人の個人として育て上げた戦後民主主義だと言える。歴史的な実証や政治的な論争のレベルでさまざまな論点が提起されても、著者をして自らの立場をゆるぎなく維持させた根底的な認識論的前提はこの信頼をおいてはない。朴裕河の議論をより根本的に見極めるために、彼女のこうした戦後民主主義への信頼をさらに踏み込んで検討してみよう。

Ⅲ. 良心と和解：戦後民主主義への信頼と脱政治化

確かに、朴裕河のこうした観点から見ると徐京植の批判は、まさに戦後日本の一般的な国民をみな右翼と同一視するものとみなされうるかもしれない。実際に最近の徐京植による和田春樹批判に対し朴裕河は自身のSNSを通して「思考はいかに暴力を支えるか」という見出しのもとで、徐京植の批判（戦後民主主義に内包された植民主義に誰よりも批判的だった和田春樹が初心を失ったというもの）が戦後日本において最も「良心」的な知識人たちをも敵に回したとして反批判している¹²。彼女によればそうした批判は自分と少しでも異なる主張をすれば徹底的に敵としてみなす「自閉的な」思考なのである。

このように『帝国の慰安婦』によって触発された議論は、政府レベルをも巻き込む歴史的事実

のなかに括弧で表記する。박유하, 『제국의 위안부』 뿌리와 이파리 2013.

¹¹ 『和解のために』からの引用であり、韓国語版を参照した(박, 2007, 108-109)。

¹² <https://www.facebook.com/parkyuha> (参照年月日)。また、徐京植の和田春樹批判は徐京植「[寄稿] 日本知識人の覚醒を促す 和田春樹先生への手紙 (1)」2016年3月12日、<http://japan.hani.co.kr/arti/international/23573.html> (共に2018年1月11日参照) 参照。

の検証レベルとは多少違った位相において、戦後民主主義と植民主義の間の関係をどのように捉えるのかという歴史的かつ政治的認識の布置を顕にするものだった。一方では戦後民主主義が掲げる立憲主義と国民主義がすでにあらかじめ植民主義に侵食されていることに目を向けよと主張する、しかし他方では戦後民主主義が培ってきた良心と善良さを信頼しない硬直した自閉的な思考を批判する。後者の立場に立つ朴裕河が、だからと言って、戦後日本がきちんと植民地支配の責任と向き合ってきたと評価するわけではない。彼女も戦後日本の植民地支配への責任の取り方が不十分だということは繰り返し批判してきた。だがそれを批判する方法や観点において、彼女は戦後民主主義のなかで教育を受け「政府を超えて「語り」始めた」(『和解のために』)¹³ 善良な日本国民たちと手を取り合おうと主張する。それはつまりところ日本の戦後民主主義を徹底的に評価し信頼することによって植民主義を乗り越えていこうとする姿勢だと評価しうる。徐京植をはじめとする「原理的で自閉的で」かつ「政治的な」主張に反批判する理由がここにある。

当時支援者／団体が天皇制廃止のための「日本社会改革」より「慰安婦」問題そのものに集中していたとしたら「慰安婦」問題の解決は可能だったのかもしれない。「強制動員」に対する疑問を受け止めながらも構造的強制性を認めるよう求め合意に到達したならば、「戦後日本」もしくは「現代」の限界にのみ注目し左派以外の考えと人々を糾弾するのではなく戦後日本の可能性にも視線を向けながら政府の対応の意味を正しく理解したならば、「慰安婦」問題が解決を見ぬまま20年という歳月を送ることはなかっただろう。(201)

これは1995年の「アジア女性基金」発足後における日本と韓国の慰安婦支援団体の活動を批判したくだけからの引用である。ここで著者は支援団体が慰安婦問題を戦後日本体制への抜本的な批判のための政治的アジェンダとして捉えてきたことを批判する。慰安婦問題は冷戦終結後、自分の存立根拠を証明せねばならない左派の政治的なフレームに捕らわれてたと言うのである。そして著者によると、韓国においては同じような政治的なフレームが民族主義に従属されながら形作られる。そうした政治の先走りが慰安婦問題の解決を先送りしたのであり、問題の未解決をもたらした政治化は究極的には戦後民主主義の可能性ではなく限界のみに集中してきたためだ、というのが著者の立場だと言えよう。こうした布置のなかで「基金」に進んで参加した個々の日本国民の「声」はないがしろにされる。

「政府」と「国家」の賠償のみを主張する声は(…)基金に寄付した日本人の声を、国家を超え「個人」として責任を取ろうという意識をないがしろにすることになる(『和解のために』)¹⁴。

ここには政府や国家を超えた「個」をより尊重する姿勢が現れている。すでに見てきたとおり、著者が信頼するのは戦後民主主義のもとで教育を受け、政府や国家の政治的な判断に振り回されず、自国の歴史ときちんと向き合うことのできる個々の日本国民である。徐京植をはじめとする論客がいくら戦後民主主義の植民主義をラディカルに批判しようとも、この揺るぎない信頼がある限り著者の立場を崩すことは不可能に近い。それは運動団体や政府や国家などの政治レベルより根源的な、普遍的な理念と価値に根ざした戦後民主主義と日本国民の良心への信頼だからである。したがってすべては脱政治化されねばならない。より正確には政治を超えて物事を見なければならぬ。その脈絡でつぎのような主張は読まれなければならない。

¹³ 박、2007、108。

¹⁴ 同上

我々は日本より「道徳的に優位」にあるという「道徳的傲慢」に酔っていた。しかし道徳的な傲慢は加害者の羞恥を理解できない。また理解しようもしない。日本の謝罪と補償を認めないで世界に向けて日本を非難しながら得た道徳的な傲慢は果たして慰安婦のためのものだったのだろうか。そこにあったのはただ過去の強者を屈服させるほどの「圧迫」が可能な「強者」としての確認だったのではなかろうか。(297)

著者は韓国における反日感情が道徳的傲慢であり、それはつまるところ「強者」たろうとする意志の発露であると批判する。これを裏返してみると、道徳は強弱や圧迫などといった力関係ではない、ということになる。つまり道徳とは力の拮抗による葛藤を巻き起こす政治となつてはならないのだが、韓国において被植民地の歴史経験は道徳の外装を帯びた政治だったのであり、その限りで日韓の和解を妨げるものだったと言うのだ。したがって彼女にとっての和解とは非政治的な道徳や良心によってもたらされるものである。それは戦後民主主義が理念としてきた人類の普遍的な価値に根ざすものでなければならない。お互いを理解し良心を信じることによって和解は可能だというのだ。

したがって過去の歴史経験を政治化することは批判されねばならない。朴裕河にとって究極的に批判されねばならないのは政治なのである。個人から国家に至るすべての主体レベルにおいて、戦争を究極の局面とするあらゆる対立的葛藤への反対は、彼女にとって至上命令だと言える。こうした認識に基づいて戦後日本の平和憲法は次のような評価を受けることになる。

敗戦後60年以上の間アメリカと韓国は徴兵制を維持し他国へ軍隊を派遣したが、日本がそうしたことはなかった。それは日本がいわゆる「平和憲法」を守ってきたからだ。(…)韓国や北朝鮮は長い間日本の「軍国主義化」を事実化して非難してきた。しかし軍国主義を非難するなら北朝鮮から批判されるべきでなかろうか。しかし慰安婦問題に積極的な韓国の進歩派が北朝鮮の軍事主義を声を上げて非難することはない。(300)

ここに彼女の戦後日本への評価が顕になっている。もちろんある人はこうした主張に対し、朝鮮戦争とベトナム戦争に日本は実質的に関与した、という批判を提起しうる。だがより重要なことは、ここで北朝鮮の名が登場することである。戦後日本を平和憲法を守ってきた国として評価するために、著者は北朝鮮の軍事化との比較を試みる。日本の軍事大国化を批判する前に、東アジアだけでなく全世界に顕著な危機をもたらしている北朝鮮を批判するのが先ではないか、というのだ。そして韓国の知識人が目前の北朝鮮の軍事冒険主義を棚上げにして、ありもしない日本の軍国主義化を非難するのは次のような民族主義の結果、すなわち過去の記憶を政治化した結果である。

「植民地化」は必然的に支配されるものたちを分裂させる。しかし解放後の韓国は宗主国に対する協力と従順の記憶をわれ等の顔として認めようとしなかった。そうしてもう一方を忘却する方式で解放60年余りを生きてきた結果、現代韓国における過去に対する主な記憶は抵抗と闘争の記憶だけである。「親日派」—日本に協力したものをわれらとは違う、特別な存在として識別し非難することが依然として続いているのは「あるべきすがたのわれら」という幻想を崩す存在だからだ。(296)

ここにいう抵抗と闘争の記憶が現在の韓国における民族主義を支えると著者は判断する。そし

てそうした韓国の民族主義という過去の記憶の政治化は、著者の論理によると、北朝鮮の軍事冒険主義をその究極の帰結とせざるをえない。協力と従順の記憶を消し去ることによって、植民地支配を民族同士の問題に還元させることによって、韓国と北朝鮮においては植民地支配が個人に対する国家の暴力的な抑圧だということを捉えそこなってきたからである。戦後日本の民主主義と平和主義はこうした民族主義や軍事主義を批判することで、過去の記憶を国家主義批判へととらえ返すことのできる、信頼すべき良心を備えている理念だと著者は判断するのだ。

ここに北朝鮮がそうした軍事冒険主義に走るしかない歴史的経緯を論拠に植民主義批判のまなざしを差し向けることも可能かもしれない。だが重要なのは戦後民主主義と平和憲法を信奉し信頼する著者にとって、北朝鮮の軍事化は戦争へと発展することのできる政治化の究極的な行き着き先だという判断である。それは植民地支配や冷戦構造という過去の歴史経験を和解へと結びつけることを妨げる根源的な病理だと理解される。そう言った意味で、著者は歴史経験を政治化(力の拮抗)するあらゆる試みを北朝鮮という危険国家の形象へと結びつけていると言っても過言ではなからう。彼女が自分への批判者たちをつとに「原理主義者」や「道徳的自閉」だと反批判する所以である。

これが『帝国の慰安婦』に内包された究極の歴史認識的な前提だと言える。日本の戦後民主主義と平和憲法に体现されている人類普遍的な価値と理念の実現のためには、北朝鮮のような「ならず者国家」を究極の形象とする政治化に断固として反対すべきだ、というのが彼女の良心なのだ。そしてこれは著者の意図とは無関係に、実は、現在の日本の政権が打ち出している「積極的な平和主義」と重なり合うものである。新安保法制がテロリズムに代弁される「万人の敵」を究極の敵とみなすのと同じく、朴裕河は北朝鮮の軍事主義が過去の歴史経験を政治化したすえにたどり着いた「良心の敵」だとみなすのだ。

こうした論理の帰着は、しかし、最近のものではない。これはすでに戦後民主主義が産声を上げた時点で登場した根源的な思想的回路だった。それを体現する人物が戦後日本の良心を代表する南原繁である。次の節では南原繁の戦後における復興論を一瞥することによって、戦後民主主義が葛藤を軸とする政治を回避しながらも、野蛮なならずものを残滅する究極の戦争に支えられたものだとことを確認することにしてしよう。そうすることで朴裕河が信頼を寄せる戦後民主主義の平和主義が、逆説的に非人間を残滅へと追いやる究極の暴力を基盤として成立したことを問い詰めてみよう。

IV. 民族共同体による人間の再生：南原繁の政治思想と復興談義

1950年5月4日、新聞各社の朝刊は、吉田茂首相が自由党緊急総会の秘密会議において「南原東大総長がアメリカで全面講和を叫んだが、これは国際問題を知らぬ曲学阿世の徒で、学者の空論にすぎない」と南原繁東大総長を露骨に非難したことを報じた。吉田首相が問題にした南原の発言とは1949年12月9日、ワシントンで開かれた「非占領国に関する全米教育会議」での演説であり、ここで南原は次のように発言した。「民族の自由と精神的独立とは、政治的独立なしに達しえられるものではない。アメリカ並びに他のすべての連合国が協同一致して日本との講和条約を早められることを我々は切に希望している。ヨーロッパもアジアも冷たい戦争の舞台と化しているが、最悪の事態が仮に起こったとしても、その際に日本の取るべき道はただ一つしかない。日本は厳正中立を守り、いかなる戦争にも絶対に参加すべきでない」(堀利貞(1975)、414-415)。

吉田茂の南原批判には二つの論点がある。一方でそれは来る講和条約に関するものであり、他方で戦後日本の主権国家としてのあり方に関するものである。前者は全面講和か単独講和かに分かれた当時の論争を反映するもので、冷戦のさなかソ連と中国を講和の主体として含めるのか否かが争点だった。そして後者は冷戦のなかで日本が将来とるべき態度に関わるもので、アメリカの勢力圏に編入されるのか永久中立路線をとるのかの問題であった。もちろん前者と後者は別々に論じることのできない、密接に連動した論点である。ただ二つの論点における対立が冷戦という大戦後の世界情勢によって分岐したものではないことに注意せねばならない。この対立は敗戦前のリベラリズムにおける内的な差異に歴史的な源泉を有するもので、丸山眞男はそれを「重臣リベラリズム」と「オールド・リベラリズム」という範疇で区分した。

「重臣リベラリズム」とは親英米派に分類される政治家や官僚、そして広くはジャーナリストや軍人までを包括しうる範疇である。1930年代の全体主義化の時代、このグループに属していた人々はみな「現状維持派」と呼ばれたが、対外的には国際協調主義を取り、国内的には議会政治と政党政治を基本にする路線を堅持していた。これに対し天皇親政と英米追随主義を打破しようとしたのが「現状打破派」で、このグループが1930年代末の近衛新体制から軍国主義へのなだれを形づくったのは周知のとおりであろう（松沢・植手・平石、2006、4-6）。吉田茂はこの「重臣リベラリズム」のグループを代表する人物で、彼は戦後次のように近代日本の基本路線を総括した。

満州事変から太平洋戦争に至る日本の対英関係の狂いは、歴史の大きな流れから見れば、日本の本年の姿ではなくて、ただ一時の変調であったことを知るのである。（…）日本の外交的進路が、英米に対する親善を中心とする明治以来の大道に沿うものであるべき所以を知るのであって、こうした過去の貴重な経験は、日本国民として銘記すべきであろう。（…）日本外交の根本基調を対米親善に置くべき大原則は、今後も変わらぬであろうし、変えるべきでもない。それは単に終戦後の一時的状態の惰性ではなく、明治以来の日本外交の大道を守ることなのである（吉田茂「日本外交の歩んできた道」[1957]、106-108）¹⁵。

このように吉田茂を代表とする重臣リベラリズムにおいては、単独講和と英米協調は冷戦という状況の産物ではなかった。彼は生粋の外交官としてすでに第1次大戦後のパリ会議に参加した経験の持ち主であり、そのなかで日本をアングロサクソンの国際社会のなかの一員と考えていた。彼が皇太子（現天皇）立太子札の寿詞において「臣茂」という発言で物議をかましたほどの皇室崇敬者だったにもかかわらず、神がかり的な神話的天皇観とはほど遠いところにいたわけがここにある。彼はヨーロッパの君主制伝統に則って「君臨すれど統治せず」という君主観を堅持し、大日本帝国憲法の統治規定を天皇親政というより議会と政党と政府からなる協議のシステムと考えていたのである。それゆえ彼は敗戦直後において戦後の民主改革のために憲法改正が必ず必要だとは考えなかった。憲法が間違っていたのではなく、明治以来の近代日本の歩んできた道が間違っただけでもなく、ただならずものたちによって国が乗っ取られ天皇の主権が詐称されたまで、というのが吉田の認識だったのだ¹⁶。

しかし「オールド・リベラリズム」という範疇に属する知識人たちは吉田の楽観的な観点とは違う考えを持っていた。この呼称は丸山の世代をはじめとして徴兵の経験がある世代がその上の、軍隊経験のない世代を批判するために作り出したものだった（松沢・植手・平石、2006、26）。

¹⁵ 北岡（1995）、106-108頁。

¹⁶ こうした吉田茂の認識に関しては、高坂（1968）参照。

ここに属する人々としては戦後の初代文相である安倍能成や田中耕太郎や岩波茂雄などで、特に戦後リベラルを代表する雑誌〈世界〉の母体となる「同心会」¹⁷のメンバーたちを構成員として指目できよう。彼らの戦後改革は何よりもまず皇室を国民統合の中心とし、明治の御誓文への復帰を理念とするものだった。岩波茂雄は「『世界』の創刊に際して」という文章でつぎのように語る。

明治維新以来未だ百載に満たず、此の間の進歩は世界の驚異とされた。これ一に明治維新五箇條の御誓文に従ひ、先進諸國に比して自らの足らざるを憂ひつつ孜々として努力せる結果に他ならなかった。然れども維新の進歩的諸改革は中道にして、早くもかの御誓文の方針を見失った。(…)私は明治維新の真剣味を追想し、御誓文の精神に生きることが、新日本建設の根本原理であると考へる。御誓文は明治維新の指針たるに止まらず、天地の公道に基づくこの大精神は永久に我が国民の示標たるべき理念であると信ずる(強調は引用者。安倍(1957)、278-280頁)。

ここでわかるようにオールド・リベラリズムにおける天皇観は重臣リベラリズムのそれとは違う。それはより精神的かつ文化的なもので、憲法における主権者や統治者としての天皇ではなく、より根源的な「天地の公道に基づく大精神」を現すものだからだ。またそれは大東亜共栄圏や八紘一宇など戦時のプロパガンダが体现していた閉塞的な覇権の意匠ではなく、どこまでも世界に開かれた普遍的な価値に根ざさねばならない精神でもあった。吉田茂がイギリスモデルの君主制を横目でみながら天皇を立憲君主としてみなしていたのとは違い、彼らは天皇を通して人類普遍的な価値に基づく国民精神の再建を推し進めようとしていた。象徴天皇制を謳った新憲法をオールド・リベラルが歓迎したのはこうした事情からだった。

したがってオールド・リベラルの戦後復興の企画は、一方で天皇を国民統合の象徴もしくは精神的中心として戴きながらも、人類普遍的な価値を体现し実現させうる国民を創出する、というものだったと言える。つまりそれは日本国民を統合させる民族主義に根ざしながらも、個人を普遍的な人間として存立させねばならない、一種の弁証法的な課題を自らに課したのである。この範疇に属する人物のなかで南原繁が思想的格闘を通じてこの課題と向き合った人物たることは了承されうるだろう¹⁸。その南原繁が全面講和を主張しながら吉田茂を首班とする政府方針に反対したのは当然のことだった。英米親善を基調として単独講和を推し進め、冷戦において西側に属するような外交路線は、実際の戦争に与する危険な選択という意味で新憲法に反するばかりでなく、全人類を包括する普遍的な世界ではなくアングロ・サクソンのみの世界を是とする、閉鎖的な対決の論理を体现するものだったからだ。

こうした南原の立場は、吉田の路線と同様、戦後の状況から生まれたものではない。すでに1920年代から30年代にかけて、南原繁はアングロ・サクソンの自由主義とイタリア・ドイツの全体主義を批判しながら、来るべき新たな政治理念を模索していたからである¹⁹。その際、南原の主な思想課題は、近代の合理的自由主義における個としての人間をいかに共同体の秩序と共存

¹⁷ メンバーは、安倍能成、田中耕太郎、谷川徹三、長興善郎、柳宗悦などであった。この辺の事情に関しては、安倍(1957)、277-278頁を参照。

¹⁸ 丸山眞男は南原繁をオールド・リベラルに属す人物だとしながらも、このグループの人々における差異にも注意を払うべきことを示唆する。松沢・植手・平石(2006)、28-29頁参照。

¹⁹ 南原繁「自由主義の批判的考察」[1928]、「個人主義と趙個人主義」[1929]、「新ヘーゲル主義の政治哲学」[1932]、「ナチス国家とヘーゲル哲学」[1932](南原(1973b)所収)などを参照。特に「現代の政治理想と日本精神」[1938](同書、所収)は敗戦前の南原の政治思想が凝集されたものであり、戦後における視座がほとんどここに網羅されている。

させるか、という問題だった。つまり個人の自由を毀損しないまま全体の秩序へと個人を組み入れることを模索しようと言うのである。

周知のとおり南原はフィヒテの哲学にその論拠を求める。丸山眞男が南原の「ライフワーク」(松沢・植手・平石、2006、235)として位置づけた『フィヒテの政治哲学』[1959]は1930-40年代、まさに戦争のさなかで書かれた論文を元にしたものである。ここで南原はフィヒテの知識学から政治論までをくまなく詳細に取り扱うが、彼がフィヒテに来るべき政治理念を委託したわけは、啓蒙主義からはじまってナポレオン戦争のさなかにおける有名な「ドイツ国民に告ぐ」までに至るフィヒテ思想そのものとその超思想的な動機からだった。つまりカント的なコスモポリタンから始まりドイツ民族の共同体へと行き着いたフィヒテの歴史的な道程が、日本主義などの復古の言説が渦巻いていた1930年代において、カントの普遍主義に心を寄せていた南原を突き動かしただのである。

それは国際連盟に代表される「国際主義」をカント的なコスモポリタンではなく、諸民族の内面的な人格陶冶と自由の追求によって基礎付けようという構想だった。『フィヒテの政治哲学』で南原はいかにフィヒテが人類普遍の正義や自由の理念を国民形成のなかに求めたのかを論証しようとする。その試みが成功しているのかどうかはここでの関心ではない。重要なのは、南原がみずからフィヒテに倣って、普遍的な正義と自由の理念を国民形成のなかで実現させようとする、実践的な思想家として位置づけた点である。つまりフィヒテがナポレオン戦争のさなかで国民共同体を正義と自由の名において弁証しようとしたのと同じく、南原は全体主義と戦争のさなかで日本民族を普遍的な理念の内面化と実現に向けた国民共同体へと導こうとしたのだ。そうした脈絡で南原は国際主義をもとにして当時の復古的でファナティックな日本主義なるものを批判する。

日本精神の高調もただに旧い民族的共同体思想そのものの復興であってはならない。近代においてみずから経験した政治社会の発展の意義は十分摂取されなければならない、また広く世界における社会思想の発展の跡は十分顧みられねければならぬである。(…)いたずらに偏狭にして排他的な国粹主義は、かえって日本文化の発展を阻み、自己みずからの滅亡を招くに至るであろう。かような考え方が誤って国際政治の關係に適用されるときに、おのおのの国家は人類世界の全体的共同生活体の成員たることを忘れて、いたずらに自足的鎖国政策の結果はついに世界に孤立の運命をたどるのやむなきに至り、かえって、武力をもって隣国を侵し、ついには世界の制覇を企てるでもあろう(「時代危機」の意味)[1934]²⁰。

ここで南原は日本精神の高調そのものではなく、それが復古主義に陥り近代に至るまで発展してきた世界の政治社会に逆行することを戒める。この文章が1934年に書かれたということに鑑みると、彼の目に当時の戦争は、日本にせよドイツにせよ、民族主義が復古へと陥って閉鎖的なものに成り果てた結果に見えた。その意味でフィヒテを介した彼の民族主義は、同時代の喫急の課題に対する応答だったと言える。諸民族と主権国家を超えたカント的な普遍秩序はもちろん打ち立てられねばならないが、現在の段階においてその理念を表出できるのは民族共同体である、というのが南原の判断であり決断だったのだ(「現代の政治理想と日本精神」)²¹。

彼の戦後復興談義はすべてこうした思想の産物だった。天皇を国民統合の中心となし、不戦を誓う人類普遍の理念を体現する憲法を擁護し、そして国民の統合と理念の実現を教育改革によ

²⁰ 南原(1973b)、68頁。

²¹ 南原(1973b)、117頁。

て成し遂げる、などと言った南原の戦後における復興談義はフィヒテに範をとった民族共同体の構築に向けられたものだったからだ。新憲法が謳う民主と自由は、自由主義のように法以前の固体としての個人の自然権というより、個人がそこにおいて真の人間へと様変わりしうる国家生活の賜物なのである。

そしてその国家生活は「教養」にかかっている。というのも「日本の国民公衆が真理を愛し、おのおのひとりの人間として自覚するに至るまでは、時代の困難な問題も根本的に解決しえられぬであろう」からである²²。

ここにいう時代の困難な問題が目下の戦争であり、それはアングロ・サクソンの自由主義と日本・ドイツ・イタリアの全体主義の対立だったことは言うまでもない。南原の目には、したがって、戦後の冷戦はそうした対立を解消したものではなかった。米ソの対立はそのまま自由主義と全体主義の対決だったからである。彼が全面講和と永久中立を主張し、戦後復興を政治・経済制度の改革などより教育の場に求めた理由がここにある。南原にとって戦後はいまだ対決の論理が世界を支配している状態だったからであり、それを乗り越えるには潜在的に戦争に至るしかない党派政治ではなく、「政治社会の進歩にとっての基礎的条件」たる「人間自由の自覚と合理的精神の養成」がより根源的な課題だったからである。

しかし彼の企画が普遍主義と民族主義に根ざしている限り、それはみずからの意図とは関係なしに上述した残滅戦争、すなわち非人間を排除し撲滅させうる戦争を消し去ることができないものであり、また植民主義、すなわち進歩と文明にたち遅れた野蛮の排除と蔑視に支えられたものだった。こうした事情を確認するために、南原の限りなく透明で崇高な理念が、どのような法思想の系譜に連なるものだったのかを辿ることにしよう。

V. 純粹日本と脱政治の帰結：人類と平和のための残滅戦争

南原の戦後復興談義はここまで一瞥してきた敗戦前の思想企画に根ざしたものだ。特に戦後の教育改革に深く関与した彼の復興談義は、国民教養の高揚をとおしてフィヒテ的な民族主義の実現を戦後復興の礎にしようというものだったと言える²³。そしてそれは新憲法の理念を自分の民族主義もしくは国民主義を通して捉えなおし、そうすることによって対決の続く世界を克服できる人類への貢献を復興の目標とするものであった。こうした脈絡のうで南原は1946年8月27日の貴族院本会議において憲法改正に関する質疑として自らの理念を打ち出すことになる。

彼はまず憲法改正草案が「世界の政治的動向と時代の意義を深く洞察」しながら憲法改正を行うべきとしながら、その動向と意義を踏まえた憲法の理念を次のように捉える。「外は世界に対して再び戦いを開かず、かえって人類の間に実現せらるべき高貴な理想を自覚する文化的平和的國家の創設であり、内は人の人に対する圧迫と隷属とを知らず、もはや大権の蔭に人間の自由と権利を蹂躪する余地の見いだされぬ国民共同の民主國家の建設」がそれである（南原（1973d）、13）。こうした前提において南原は新憲法の「国民主権」を「民族共同体」または「国民共同体」の枠組みにおいて次のように解釈する。

〔「民族共同体」または「国民共同体」は〕衆議院今回の修正案の如き「主権在国民」の思想

²² 同上、121頁

²³ 南原の戦後教育改革構想については、丸山・福田（1975）、367-400頁参照。また彼の教育改革構想がいかに敗戦前の現状批判を打ち出した諸論考に基づいているのかについては、小出（2015）参照。

とは本来根本的に異なる立場に立っていたものである。(…) [それは] わが国の歴史において君主主権と民主主権との対立を超えたいわゆる「君民同治」の日本民族共同体の本質を生かす所以であると同時に、他面、民主主義が原理的には個人とその多数に基礎を置けるに対して、さらに国家共同体を構成するところの新たな世界観的基礎を供し得ると考えるのである。これはあたかも18-19世紀のいわゆる「自由主義的民主主義」から新たに「共同体民主主義」への発展を意味する概念である。そうしてわが国にあって、国民の統合を根源において支え来たったものが皇室であることは、わが新しき民主主義に対して固有の意義を与えるものと思う。(…) この新たな国民または民族共同体の思想は、(…) 人間としての天皇を中核とし、国民の結合を同じく人と人との相互の信頼と尊敬の関係に置き換えたところの、新しき倫理的文化的共同体を意味するものでなければならぬ (南原 (1973d)、25-26)。

したがって南原にとって新憲法の理念は、自然権を有する個人が契約を結び国家を構成する近代自由主義に根差した民主主義ではない。ホップズであれロックであれ、国家を構成する契約が自然状態あるいは戦争状態を回避するために結ばれる限りで、それは自己の生存をかけた極めてシビアな決断として思念される。一方でホップズは露骨なまでに残忍な自然状態から国家構成への論理を構築し、他方でロックは個々人の善意に国家へといたる相互契約を根付かせようとしたが、いずれにせよ自由主義における契約は生ける生命としての人間を第一義的な前提として措定するしかない。国家がそこから生まれるべき自然状態では、常に外部の脅威に怯える弱小個人が国家構成の最小単位として細々と立っている。それゆえ、ホップズが言ったように、そうして生まれた国家と言えども決して自然状態から完全に脱することはできない。それが個々人の間の契約の産物である限りで、国家はいつでも分解されうる可能性をはらむのであり、自然状態は常にあらかじめ国家において潜勢力として残存するのである。

だが南原の思い描く戦後日本の民主国家はこうしたものではない。そこでは自然状態における個人が徹底的に訓戒され消え去らねばならない。個々人が互いに対して潜在的な脅威になる自然状態は国民共同体のなかから抹消されるべきなのである。このために南原は戦後民主主義の要諦として政党政治や階級葛藤などといった政治過程の制度的な合理化などではなく、そうした制度を究極的には必要としない精神の涵養を要請する。彼が戦後民主主義を皇室を中心とした国民統合において捉えなおし、そのなかで個々人が互いに反目する自然状態ではなく、お互いを普遍的な自由と正義をまとった存在として尊重しあう精神共同体を構想した理由がここにある。彼は対立や契約ではなく共同や教養を戦後民主主義の要として打ち出したのである。新憲法の理念を実現する戦後民主主義の確立のために教育改革に励んだ所以がここにある。

真の昭和維新の根本課題は、そうした日本精神そのものの革命、新たな国民精神の創造—それによるわが国民の性格転換であり、政治社会制度の変革にもまさって、内的な知的=宗教的な精神革命であると思う。かようにして国民に新たな精神的生命が注入されてこそ初めて自己の真の永遠性を語り、人類文化と平和に寄与すべき世界における自己の神的使命を要請し得るであろう (南原繁「祖国を興すもの」[1946])²⁴。

ここにおいて必要なことは、各政党間の世界観的分裂と対立を超えて、いやしくも新憲法下の国民の何人もがもつべき国民的世界観乃至は政治観をつくり、高めることであって、けだし、

²⁴ 南原 (1973c)、27頁。

それは近代民主主義の使命であると思う。この意味において一般国民の政治教育は新たに重要な役割を有し来たる²⁵。

日本精神の革命や国民すべてが持つべき世界観ないし政治観、などと言った表現は、あたかも敗戦前のファナティックな皇道主義や軍国主義のスローガンと紙一重のところにあるようにも見える。だが南原の日本精神や国民はそうした排他的で覇権的なものとは質を異にするものだった。すでに言及したように、日本精神や国民共同体という概念はフィヒテ研究に裏打ちされた、普遍性と民族性を国民精神において結合させたものだからである。南原が自らを重ねた普仏戦争期のフィヒテは、啓蒙主義の説く普遍的な合理主義と自由主義に立脚した人間の完成をドイツ民族のなかに見定めようとしたのだが、その際にフィヒテがその論拠として打ち出したのが全人類進歩の堡壘たるドイツ民族の精神であった。フィヒテはドイツ民族を閉鎖的で特殊な一種族ではなく、啓蒙主義が築き上げた普遍的な人類の理念を歴史的な展望のなかで実現させる使命を担わされたものとみなしたのである。南原によると、フィヒテがこうしたドイツ民族精神の弁証のために論拠とするのは「宗教改革」と「ドイツ哲学」であって、それは「精神的教化」と「神的生命」の直接的な結合として位置づけられる（南原（1973a）、355-356）。つまり有限な生命を永遠の神性へと結びつける宗教と人類普遍の精神的な完成へと思考を向かわせる哲学、この両者がドイツ民族を人類普遍の理念の担い手にする、ということになる。

南原はこうしたフィヒテの哲学を根底において上述のような日本精神の革命を主張する。それは「血縁や地縁による自然状態から自由の精神的教化において民族的自我の自意識的存在が形成される」ような民族精神であり、その限りで「全人格としての民族の性質が規定」されうる（南原、1973a、359）。こうした思想的な背景のもとに戦後日本は、消極的な戦争放棄でなく「世界人類の間に将来わが国民の寄与すべき文化国家の使命」を背負うべきなのである²⁶。南原は、ナポレオン戦争におけるフィヒテと同じように、冷戦という対決が依然として続く戦後の世界において、日本国民が国際連盟以来の普遍主義的な自由と正義の理念を実現させる使命を担った存在であり、新憲法の戦争放棄条項はそれを体現したものとみなした。そのために象徴天皇制に現れた国民統合を通して国民共同体を築き、教育の場において一切の対決や反目を乗り越えうる普遍的な人類たる国民の形成を戦後民主主義の要諦にすえたのである。

これが南原の戦後民主主義だった。それは日本民族が自らの精神涵養をとおして人類普遍の理念を実現すべく世界の最前線に立たねばならぬというものだった。そのために自由主義的な契約に基づいた国家構成の論理は否定されねばならない。それは対立や葛藤が潜在化する政治制度を必然的に残存させ、真の意味における国民共同体の形成を妨げるからである。それゆえ国民共同体の形成は政治制度ではなくそれを対立や葛藤へと導かせない精神涵養に根差さねばならない。教育こそが戦後改革の要たる所以がここにある。ここにおいて、皇室を国民統合の中心に据え、その国民に人類平和という理念を担わせることによって、南原の戦後民主主義は民族主義と普遍主義が結合した、極めて崇高で高潔なものとして企画されることになるのである。

しかし、何人も崇敬してやまない南原個人の人格的な完成や生き様にもかかわらず、こうした民族主義と普遍主義の結合は植民主義と残滅戦争にすであらかじめ浸食されたものだった。南原自身が意識していなかったとしても、彼の説く民族主義と普遍主義は野蛮と海賊という非人間の形象を前提とした思想的かつ法的な系譜につながるからである。次のような南原の発言に注目してみよう。

²⁵ 上掲、貴族院本会議での質疑、南原（1973d）、35頁

²⁶ 上掲、貴族院本会議での質疑、『南原（1973d）、34頁。』

日本国家権威の最高の表現、日本国民統合の象徴としての天皇制は永久に維持されるでありますし、また維持されねばなりません。これはわが国の永い歴史において民族の結合を根源において支え来たったものであって、君主と人民のおのおのの世代の交替と、君主主権・人民主権の対立とを超えて、君民一体の日本民族共同体そのものの変質の本質であります。外地異種族の離れ去った純粋日本に立ち帰った今、これをしも失うならば日本民族の歴史的個性と精神の独立は消滅するであります（強調は引用者。「祖国を興すもの」[1946]）²⁷。

天皇制を絶対に維持させねばならないとする南原は、それが「外地異種族の離れ去った純粋日本」の最後の砦だと主張する。こうした発言を植民地支配の責任を否定する植民主義の端的な現れと非難することはたやすい。しかし南原が戦後しきりにアジアに対する責任を主張していたことに鑑みれば、この発言を過去の植民地支配を肯定したり責任を否認するものとみなすことはできない。だが問題はより根源的なところにある。この発言に内在する問題は、南原が純粋日本が国民共同体として再生されるべきと説くとき、彼にとって世界は「諸国民」からなる人類共同体である、という点にある。

この発言のなされた1946年の時点で、日本の植民地だった朝鮮半島や台湾や沖縄はもちろんのこと、世界中の植民地はいまだ南原の説く「国民共同体」や「民族共同体」にほど遠い状態にあった。南原はこうした被植民地支配下にある地域が独立し国民共同体として自らを立て直すべきことを説くことになる²⁸。それが平和と正義という普遍的な理念の実現のために人類を協調させる前提だったからだ。だがこうした構想は、逆説的にも、人類という普遍的な単位を前提とする限りで南原のいう協調を可能にするものではなかった。なぜなら個々の民族がみな普遍の理念を掲げることは、普遍の名において他の民族や人間集団を普遍から追放することになるからである。カール・シュミットの鋭い普遍主義批判を参照してみよう。

一国家が、人類の名においてみずからの政治的な敵と戦うのは、人類の戦争であるのではなく、特定の一国家が、その戦争相手に対し普遍的概念を占取しようとし、（相手を犠牲にすることによって）みずからを普遍的概念と同一化しようとする戦争なのであって、平和・正義・進歩・文明などを、みずからの手に取りこもうとして、これらを敵の手から剥奪し、それらの概念を利用するのと似ている²⁹。

第一次大戦後の国際秩序を批判したシュミットの議論は、主権国家を超える上位の規範を否定し、世界や人類規模の政治秩序などの虚構性を暴露しようというものだった。シュミットはこの時点で主権国家からなるヨーロッパ近代の国際秩序をなんとかして擁護しようとしたのだが、こうしたシュミットの構想が正しかったのかどうかはここでの関心ではない。ただシュミットの議論を根底で支えている判断、つまりアメリカが人類平和という普遍的な理念をかざして敗戦国を抑圧している、というものには注目すべきである。それはアメリカが普遍理念をイデオロギーとして悪用している、という指摘というより、人間社会において普遍の名のもとに行われるすべての行為や発言が他者を非人間にしたてあげるしかない、という冷めたシニシズムだったからだ。

マックス・ヴェーバーにならってシュミットは、神々の論争になるしかない普遍談義が人間社

²⁷ 南原（1973c）、58頁。

²⁸ たとえば1958年に書かれた「中国問題」において南原は中国人民共和国が独自の国民共同体として再生したことを歓迎し、速やかに国交を回復し人類平和に貢献すべきことを訴えている。南原（1973d）、147-157頁参照。

²⁹ シュミット（1970）、63頁。

会においていかなる帰結を生み出すのかを指摘したのである。それは有限な人間がみずからの限界を超えて同類の人間を非人間として宣言することにつながる。その法思想的な系譜は、ケケロの時代から受け継がれた海賊、すなわち「万人の敵」という形象において克明に記されている。海賊は西洋の法思想のなかで常に「万人の敵」として人間集合から追放された存在で³⁰、逆にいうと海賊という形象こそは人類という集合を確定させうる根源的な限界として要請されてきた³¹ものだと言える。

したがって南原が日本民族を人類という普遍的な理念を先導する民族として位置づけし、他民族もそれぞれの精神的な覚醒によって普遍理念の実現のために力を注ぐべきだと説くとき、それは必然的にそうした民族の状態へと至らない人間集団をいまだ進歩していない、あるべき人類の姿に劣るものとして前提せざるをえない。南原が意図的にそう主張したというのではない。彼の純真で無垢な日本精神への献身が、他者に対する悪意のない排除を必然的に呼び寄せるのである。そしてその形象こそが、いまだ国民共同体を形成できず、人類の理念を担うことのできない「外地異種族」と重なる。これこそは普遍主義と結合した植民主義である。悪名高き19世紀のベルギー国王レオポルト（Leopold III）の発言にそうした結合の原型を確認できる。

文明はそれがいまだ届きえなかった地球上の一部分を開こうとしている。暗黒を突き抜け、その地の全住民を巻き込みながら。私はあえて言うが、これはこの進歩の世紀の十字軍なのだ³²。

コンゴを支配することによって19世紀から本格化されるヨーロッパ列強のアフリカ植民地経営の先駆けとなったレオポルトは、このように自分のコンゴ支配を進歩の名における十字軍として定義する。十字軍がキリスト教の神を唯一の絶対者として戴き、その普遍的な支配を目指して異教徒を侵略したことに鑑みると、ここでレオポルトは進歩という唯一絶対の普遍価値の名においてアフリカの暗黒、すなわち野蛮を救済しようとする。ここに顕された植民主義と普遍主義の結合を、シュミットは北アメリカのインディアン撲滅に重ね合わせて理解する³³。インディアンやアフリカの民は、進歩と普遍の名において、暗黒の知に住まう野蛮人として、そして究極的には非人間として追放され残滅されるべきとされた。それは人類の進歩を妨げる海賊のような万人の敵として、残滅戦争によって撲滅されねばならない存在として位置づけられるのである。

これが南原の戦後民主主義に潜在している不気味な政治だと言える。彼は教育による精神の涵養を強調しながら戦後民主主義の歩みを脱政治化しようとしたが、そこにはこうした潜在的な暴力性を備えた根源的な政治が内在化していたのだ。最後に、戦後民主主義の有力な一つの源泉に潜んでいるこうした暴力性を、上述した新安保法制や慰安婦問題に照射しながら簡明に吟味することによって議論を閉じることにしよう。

³⁰ の辺りの上場に関する歴史的な考察としては、レディカー（2014）、165-190頁参照。

³¹ このことに関しては、上掲、Heller-Roazen（2009）、pp.147-161。ダニエル・ヘラー＝ローゼンは、ここにおいて、ヒューマニティという理念が西洋の法思想のなかでいかに適切な場を占めることができなかったのかを一瞥しながら、海賊の形象を近代に再発見することによってこの理念が有力な政治的概念となることを論じている。

³² Schmitt（2010）、p.216から再引用。

³³ シュミット（1970）、64頁。

VI. 政治の復元：共生のための煉獄をくぐりぬけること

繰り返しになるが南原が確信犯的にこうした植民主義と残滅戦争を主張したというわけでは決してない。だが彼の崇高な日本精神の革命は、系譜的に、植民主義と普遍主義を結合した思想や視座へと連なる。なるほど戦後民主主義は南原の言う通り日本精神の革命を教育の場においてある程度達成したのかもしれない。だが戦後の日本が国民としての地位を奪われた人間存在に対し、国民ではない在り方を前提に存在の条件を模索することはなかった。また日本政府は平和憲法を横目にみながらアメリカが主導した普遍的な正義の名において戦われた戦争に幾度も与してきた。そういった意味において、徐京植の国民主義批判はそうした戦後民主主義の盲点を厳しく問い詰めるものであり、新安保法制における積極的平和主義は戦後の平和が普遍主義のもとにおける戦争を前提としたものたることを露骨に認めるものだと言える。

韓国のみならず日本においても議論を巻き起こした『帝国の慰安婦』は、戦後民主主義に潜んでいる植民主義と普遍主義の結合が忘却された結果がどのような歴史認識を生み出すかを見せてくれる格好の事例である。そのなかで著者は戦後民主主義に限りない信頼を送り、その良心に目を背ける日本の「左派」や韓国の民族主義者を批判するが、それは戦後民主主義が対立的な政治を一掃し、個人として責任意識を担える国民を育ててきたという確信からなるものであった。だが『帝国の慰安婦』の著者は戦後民主主義の平和主義と普遍主義の表層にのみ目をむけている。南原が体现しているように、戦後民主主義の理念を支えるのは、根底的な系譜において、植民主義と残滅戦争からなる究極の排除と追放と残滅の思想と視座に他ならない。著者は過去の歴史の政治化を回避するために、こうした戦後民主主義の臨界として現前する暴力に盲目なのである。

したがって新安保法制や『帝国の慰安婦』にまつわるさまざまな議論を歴史的にかつ思想的に突き詰めようとするなら、南原の戦後民主主義が知らずうちに前提とするしかない植民主義と普遍主義の結合へと目をむけねばならない。それは個人の良心や道徳にも、また国家間の和解にも、未来に向けた共生の秩序の可能性を委託しないという決断を要請する。つまり過去の記憶を安易に和解させたり、諸国の平和主義を守ることを至上命令としたり、そういった発想では未来の共生に向けた秩序は決して現前することはないだろう。むしろ共生のためには過去の歴史記憶からなる葛藤から目を背けないことが必要であり、平和主義を支える根源的で陰鬱な普遍をふりかざす戦争に批判の矛先を向けなければならない。それは歴史記憶の和解ではなく先鋭化を、戦後民主主義の擁護ではなく急進化を必然的に要請する。それこそが丸山が言及したことのある政治という煉獄を耐える道である。この煉獄を回避することなくそのなかにとどまること、それこそが、植民主義と普遍主義が結合した残滅戦争を臨界点する、戦後民主主義を尽きることない運動として保つ有力な方法だろう。

参考文献

- 安倍能成 1957『岩波茂雄傳』東京：岩波書店。
 カール・シュミット（田中浩他訳）1970『政治的なものの概念』東京：未来社。
 北岡伸一編 1995『戦後日本外交論集』東京：中央公論社。
 小出達夫 2015「公共性と教育（4）—教育基本法と南原繁（序説）—」『公教育システム研究』第14号：69-102。
 高坂正堯 1968『宰相吉田茂』東京：中央公論社。

- 鄭榮桓 2013 『朝鮮独立への隘路：在日朝鮮人の解放五年史』 東京：法政大学出版局.
- 田中宏 2005 『戦後60年を考える：補償裁判・国籍差別・歴史認識』 東京：創史社.
- 南原繁 1973 『南原繁著作集』 第2巻、東京：岩波書店.
- _____ 1973 『南原繁著作集』 第3巻、東京：岩波書店.
- _____ 1973 『南原繁著作集』 第7巻、東京：岩波書店.
- _____ 1973 『南原繁著作集』 第9巻、東京：岩波書店.
- 堀利貞 1975 「曲学阿世論争のころ」 丸山真男・福田歓一編 『回想の南原繁』 東京：岩波書店.
- 松沢弘陽、植手通有、平石直昭編 2006 『丸山真男 回顧談』 下、東京：岩波書店.
- 丸山真男、福田歓一 1975 『回想の南原繁』 東京：岩波書店.
- レディカー、マークス (和田光弘他訳) 2014 『海賊たちの黄金時代』 京都：ミネルヴァ書房.
- Schmitt, Carl (G. L. Ulmen trans.). 2010. *The Nomos of the Earth*. Candor, NY: Telos Press.
- Heller-Roazen, Daniel. 2009. *The Enemy of All*, New York: Zone Books.
- Cicero, Marcus Tullius (M.T. Griffin and E. M. Atkins trans.). 1991. *On Duties*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 정영환 2015 「일본군 ‘위안부’ 문제와 1965년 체제의 재심판」 『역사비평』 No.111: 471-495.
- 박유하 2007 『화해를 위해서』 뿌리와 이파리.
- _____ 2013 『제국의 위안부』 뿌리와 이파리.

分断の核心現場としての福島

Fukushima as the core spot of the division

中嶋 久人*
Hisato Nakajima

Abstract

The theme of this article is to comprehend Fukushima who is the stricken area of the first Fukushima nuclear plant accident as the core spot, and, to examine some divisions that there is in this area. There are three divisions in Fukushima now. The first one is the division between center and periphery. The second one is the division between to love home country and not to love home country. The third one is the division between to nature and human. These three divisions were made clear by the first Fukushima nuclear plant accident. These three divisions were the problem of modern times, and, the problems of the civilization. To pursue universality in East Asia is to plan solution these problems in line with the people of the core spot.

I. はじめに

本論は白永瑞『共生への道と核心現場—実践課題としての東アジア』¹に触発されながらも、それとは違う角度から、3・11以後の福島原発事故の被災地を「核心現場」としてとらえ、ある意味では地域に即したミクロの立場でそこに顕在化した分断のありようを考えたものである。

白永瑞は、東アジア地域を全体的にとらえ、そこに、欧米的近代に適応することでそちらの側に立とうとする日本と、欧米的近代とは違った道をいくことで欧米的近代を克服しようとして意識している中国を二つの極とした大分断構造が存在し、戦後の東アジアの冷戦体制もこの分断構造を基軸にしていたとしている。その上で、このような分断構造をこえ、欧米的近代を克服した「新しい普遍主義」を前提として、人と人、人と自然との有機的統一に対する共生の感覚にもとづいた共生社会を東アジアにおいて実現することを提起しているといえる。

他方、白永瑞は、以上のような東アジア大分断構造と緊密につながりつつも独自性をもっている小分断構造が、たとえば朝鮮半島・沖縄・台湾海峡などの地域に存在しているとしている。白永瑞は「西欧中心の世界史が展開する過程で、非主体化の道を強要された東アジアという周

* 千葉大学非常勤講師、館林市史編さん専門委員会専門委員 Part-time Instructor at Chiba University, Tatebayashi City History Compilation Committee Member

¹ 白永瑞『共生への道と核心現場—実践課題としての東アジア』（法政大学出版局、2016年）。なお、本論は同書を合評するシンポジウムにおける一報告であったが、同書自体を入手したのが直前であったため、同書の中心テーマとは異なった報告になってしまったことをお詫びしておきたい。

辺への眼と、東アジア内部の位階秩序において抑圧された周辺への眼が同時に必要だ」とする「二重の周辺の視座」を提起し、このような時空間の矛盾が凝縮された場を「核心現場」としてとらえている（白、2016：26-28）。

この「核心現場」のモデルは、前述のように沖縄・台湾・朝鮮半島ということになるが、白永瑞は「私たちの生活現場のいかなる場所も核心現場となりうる。ただ、その場が時空間の矛盾と葛藤が凝縮された場所であるということをきちんと認識し、私たちがその克服の実践姿勢を堅持する主体となる時にはじめて、核心現場は発見される」（白、2016：28）と述べている。さらに「また別の様相を見せる中国や日本本土内部にも、帝国と植民地そして冷戦が重なり合う影響のなかで空間的に大きく分断され、東アジアの葛藤が凝縮された場所があるはずである。そこを核心現場として発見する作業もこれから本格的になさなければならない」（白、2016：22）とも主張している。つまりは、いかなる生活現場も核心現場たりうるが、そこが時空間の矛盾と葛藤が凝縮された場であることが認識され、その克服を実践しようと志向した時に核心現場として把握されるというのである。そして、それは、東アジアにおける大分断構造の双方の極である中国・日本内部でも発見しうるし、そのことを本格的になさなければならないと白永瑞は提起しているのである。

そこで、本論では分断の「核心現場」として、原発事故の被災地である福島をとりあげて検討していくことにしたい。

福島は、3・11以降、時空間の矛盾が凝縮し可視化されている「核心現場」になってしまったといえる。例えば、沖縄などは様相を異にするが、それに比肩するといってようだろう。この地では、「分断」は日常的に可視化されている。ここでは、福島における「分断」を、いわば福島地域に即したミクロの立場から検証し、「中央／周辺」・「愛郷／非愛郷」・「自然／人間」という三つの局面で、そのことの意味を考えていきたい。

II. 中央／周辺という分断—福島への原発立地をめぐる

なぜ、日本において原発建設が社会的に受け入れられていったのであろうか²。簡単にいえば、戦後の日本社会には、「平和」を維持しつつ近代化による「豊かな社会」を求めるという「平和—復興ナショナリズム」があった。この「平和—復興ナショナリズム」は、原子力開発によって複雑な波紋を惹起した。原発開発は、核兵器開発と深く結びついており、少なくとも、大日本帝国の時代の苛烈な戦争経験を持ち、広島・長崎・ビキニ環礁などでの被爆体験のある日本社会では「平和」という点で違和感を一方においてもたざるをえないものであった。他方、ナショナリズムからいえば、日本は第二次世界大戦で敗北し、核兵器の傘としての日米安全保障条約のもとで核保有国アメリカ合衆国への従属を余儀なくされており、主権国家としての立場を確立するために（これは、ある意味では、アメリカなどと伍していた戦前の帝国日本復活への欲求でもあったが）核武装を欲望し、それがゆえにその前提として原発建設を期待する意識を惹起することになった。これらの動きは錯綜していたが、結論的には、「平和国家」として核武装を追求しないこと（なお、このことについても、日本のプルトニウム政策が示しているように、核武装の潜在能力を確保することが裏面にはある）ことを前提として、欧米的近代化による「豊かな社会」を実現するために「原子力の平和利用」を受け入れるということが暗黙の一致点となっ

² 詳細は拙著 中嶋（2014）を参照されたい。

た。まさに、アジア地域に引かれた分断線を前提として、「復興」から高度成長にむかう日本の「近代化」の一つの典型例が原発建設であったのである³。

そして、この「原子力の平和利用」は、アメリカの核戦略に依拠するもので、それ自体が冷戦体制の産物であり、東アジアの大分断構造を前提にしたものであったことも忘れてはならない。

しかし、その「近代化」のリスクとしての原発事故による放射能汚染が多くの人々を含む大都市に及ぶことについては、日本国家も大都市住民もなるべく忌避しようとした。そもそも、広島・長崎・ビキニと、放射能汚染の経験に直面せざるをえなかった日本社会において、放射能汚染への恐怖は、他の諸国にまして強かった。1956年に茨城県東海村に研究用原子炉を含んだ原子力研究機関としての日本原子力研究所が設置されるが、その立地にあたり考慮されたのは、原発事故の際の放射能汚染であった。東海村は太平洋に面した海岸部にあるが、それは、内陸部では事故時の汚染が著しくなると懸念されたからにほかならない。また、それに続いて関西に研究用原子炉建設計画が立案されたが、京都・大阪近郊が候補地にあがるたびに激しい反対運動にみまわれた。

結局のところ、人口が集中している大都市部には原発のような大規模な原子炉は建設されなかった。建設されたところは、人口が少ない「過疎地」であった。国家や電力会社からいえば、原発事故により放射能汚染があったとしても、人口・産業が集中していないので、日本全体の被害は少ないと見積もられた。他方、これらの「過疎地」の側からすれば、原発が立地することによって、産業開発が進み、人口・産業が少しでも集中することを期待していた。これらの地域でも放射能汚染に対する恐怖はあり、反対運動が展開した地域もあったが、建設にこぎつけた地域では、恐怖にまさる開発への期待があった。むしろ、放射能汚染のリスクがあればこそ、通常では得られない開発というリターンを望んだといえる。

しかし、そもそも、国家や電力会社からいえば、低人口地帯であるがゆえに原発建設のメリットがあったのであり、原発周辺地域は無人か低人口地帯のままであることが望ましいとされた。そもそも、水力発電所・火力発電所などは、人口や産業の集中とは直接関係ない存在であったが、原発の場合は、むしろ、低開発のままに地域を維持しようという志向があった。1974年の電源三法によって、一応矛盾は糊塗されたが、結局のところ、原発以外の産業開発は促進されず、原発のみに依存する原発モノカルチャー的な地域がつくられていった。特に、福島の場合、福島地域の原発でつくられた電力は、福島地域には供給されず、すべて東京電力管内の首都圏地域に送電されたのである。このように、中央—地方を通じた従属構造が再生産され、より強化されていった。

このような中央—地方を通じた従属構造について、原発反対運動に従事した広瀬隆は、かなり以前に次のように指摘した。

「50人殺すより、1人殺したほうがいいではないか」（日本テレビ・ドキュメント '81 “東京に原発がやってくる”、1981年10月25日放映）。

おそろしい言葉である。現地の人びとが殺されることを前提に、いまの原子力発電所が運転されている。（広瀬、1986：54-55）

原発事故における人的被害をなるべく少なく抑えるということでこのような従属構造が再生産されていることから考えるならば、この指摘は当を得たものといえる。中央と地方で、人命の価

³ 日本の原子力開発がはらんだ諸問題については、小路田（2016）などを参照されたい。また、拙稿 中嶋（2017）においても、それらの研究を紹介している。

値は等価ではなく、地方の人命を犠牲にすることを想定して、中央の繁栄は支えられるのである。

また、哲学者高橋哲哉は、3・11以後に、原発は「ヤスクニ」と同様の犠牲のシステムであると主張し、「戦後日本国家は、一つに米軍基地の沖縄への押しつけというかたちで、もう一つには原発の地方への集中立地というかたちで、中心と周縁とのあいだに植民地主義的支配・被支配の関係を構築してきたのではないだろうか」（高橋、2012：74）と述べた。

さらに、以前から国民国家論を提起してきた西川長夫は、従前から「地方が一種の植民地であったことは、『文明化』と『同化』を口実とする沖縄や北海道の『経営』（『北海道旧土人保護法』は1899年〔明治32〕）を見れば明らかであるが、あらゆる地方は同じ意味で多少とも植民地であった」（西川、2013：43）⁴と述べ、そのことを前提に、次のように論じた。

現代のエネルギーの中心をなす原発の問題は、新植民地主義の典型例である。新しい植民地主義の最も単純明快な定義は私の考えでは、「中核による周辺の支配と搾取」であるが、これは「中央による地方の支配と搾取」といいかえてもよいだろう。中核と周辺はアメリカと日本のような場合もあれば東京と福島のような場合（国内植民地）もある。この二種の植民地の関係は複合的であり、また中核による支配と搾取を周辺の側が求めるという倒錯した形をとることもありうるだろう。（西川、2013：249）⁵

まとめていえば、西川は、「中核による周辺の支配と搾取」「中央による地方の支配と搾取」という新植民地主義の典型例として原発をとらえたといえるだろう。高橋にせよ西川にせよ、3・11により、潜在化されていた日本国内における植民地的従属構造による中央と地方の分断が顕在化したのである。

他方で、3・11以前から聞き取りや文献調査などで福島原発地域のケース・スタディをしていた開沼博は、「本書が解き明かすべき地方の服従の問題は、まさに自国内に後進性・周縁性をもった〈他者〉を見つけ出し近代的な〈自己〉が征服していく極めてコロニアルなプロセスとも捉えることができるだろう」（開沼、2011：40）と指摘し、次のように述べている。

それは、まるで安全である「かのように」振舞いあうことによって担保される「原子カムの神話」によって危うくも「幸せ」な生活を続ける現在の、そして、彼らの「子や孫が残って暮らせる」という夢がある面で叶い、そしてある面で完全に原子力に侵食されることになる未来のムラの圧倒的なリアリティに他ならなかった。そこから「植民地」を連想するのは困難なことではなかったし、また、「植民地」を切り口とした考察が一つの形を整えた今、それが「発想の飛躍」でなかったことを確信している。（開沼：2011、383）

植民地的従属によって、地域住民の幸せな生活が実現したとするというのである。このような開沼の主張を敷衍するならば、植民地的従属構造における「近代化」によって従属地域の「生存」が確保されたということになる。戦前の朝鮮にあてはめれば、いわゆる「植民地近代化」論なのだが、それは、日本国内の「中央―周辺」における植民的従属構造を受け入れた地域社会住民の「生存」の確保と通底しているといえる。原発や基地問題にかぎらず、日本社会の多くで中央／周辺からなる植民地的従属構造はみられるのだが、そのことを肯定して受け入れる論理も日本社会に内在していたのである。

⁴ 初出は西川（1999）。

⁵ 初出は西川（2012）。

「中央／周辺」という局面における分断は、すでに日本社会に内在していた。原発建設に限定するならば、「原子力の平和利用」という「近代化」を、放射性物質汚染というリスクを周辺地域に転嫁させることで受け入れるというものであり、植民地的従属構造といえるだろう。これは、原発に限られたものではなく、日本社会のさまざまな局面で植民地的従属構造をみることができるといえる。その意味で、日本社会において、中央／地方の分断は存在してきたのである。

この中心／周辺の構造は、欧米的近代が東アジアに強く影響力を行使する以前から存在していた。たとえば、中国大陸には古代から華夷秩序があり、日本列島においても、都（畿内）／鄙（地方）／夷（蝦夷など）からなる中央／周辺からなる階層的な地域秩序が存在していた。少なくとも、文明化の始原から、中央／周辺の分断は存在していた。日本からいうならば、以上のような前近代における中央／周辺の階層的な地域秩序を前提としつつ、新たに欧米的近代を従属的な形で受け入れることによって、中央／周辺という構造を再編・強化したといえる。それは、日本列島内では「地方」の内国植民地化であり、国外にむけては、これまでの東アジア世界の中心であった中国を含めて、中央／周辺の植民地的従属構造に組み込むことであった。このことは、日本側からみた東アジアにおける大分断構造成立の一因ともなった。このような状況は、福島における原発立地の問題にも通底しているのである。

3・11は、福島における植民地的従属構造による中央／周辺の分断を顕在化した。しかし、その従属のもとにおける「近代化」を地域民衆が受容することによって、その従属構造を許容してしまうこともみられている。そして、これは、前述したように「植民地近代化論」と論理として通底しているのである。

III. 生活圏における分断—愛郷／非愛郷の二分法

次に、3・11以後、原発事故の被災地となった福島内部の生活圏についての分断をみていこう。3・11以後、福島においては放射性物質汚染が広範囲にみられ、原発周辺地域住民は強制的避難を強いられた（事故直後で約14万人、2016年現在は約9万人）。強制避難地域には該当しなかったが、比較的放射線量の高い福島市・郡山市などからも自主避難者が多く出た。強制避難のために救助できなかった津波被災者や、避難中に病死した者、生活が破壊されることにより前途を悲観した自殺者などの震災関連死も多発した。

また、強制避難にあわない地域においても、放射性物質汚染による農林水産業への打撃は大きかった。もちろん、実際に放射性物質に汚染されているかいかかわらず、福島県産というだけで買い控えされてしまういわゆる「風評被害」も含まれる。

強制避難・自主避難にかかわらず、地域社会から脱出した人々は、いわば難民であって、住居・職業・財産・人間関係すべてを喪失した存在であった。にもかかわらず、彼らの多くはバッシングを受けることになった。特に、強制避難者たちは、自分たちの所有する家や農地にもどることができず、また勤務先も失ったため、その補償金を定期的に受け取っているが、そのことへの嫉視は強かった。

結局、廃炉作業については汚染をひろげないことすら達成していない。建前的に廃炉作業の工程は発表されているだけである。放射能の自然減衰もあって、宅地・農地の除染については多少進展しているといえるが、山林全体の除染はほぼ不可能である。そして、除染作業で出たものを含めて、放射性廃棄物を避難区域内に運びこまれているのである。

さらに、チェルノブイリ事故により被災地の児童において甲状腺がんが多発したが、福島県で

もやはり多発している。しかし福島県は原発事故を原因として認めていない。なお、児童甲状腺がん以外は調査すらされていないのである。

そして、次々と強制避難指定地域の解除が進められている。他府県での除染基準年間一ミリシーベルトという基準を無視して、「帰還」が促進されているのである。これは、例えば、南関東などの首都圏地域では考えられないことである。3・11直後、南関東などでも比較的空間線量が高いことが多かったが、年間1ミリシーベルトをこえる線量が観測された地域ではとりあえず除染して、年間1ミリシーベルトをこえないことが励行されている。しかし、福島では、1ミリシーベルトをこえた地域でも、人々は住み続け、さらには「帰還」が促進されているのである。結局、これは、原発が立地した福島にリスクを押し付けるといふ、前述した植民地的従属構造を前提とした、中央／地方の分断が顕在化した状況ということができよう。

しかし、福島では逆説的な意識状況がうまれている。福島大学教員で歴史研究者である荒木田岳は、汚染された福島で住み続けるということ「地元から積極的に受容すべきだ」という動きもあった」と指摘している（荒木田、2013：165）。荒木田は次のように述べている。

だれしも自らが見捨てられ、あるいは軽んじられ、騙されているという事実を受け入れられないものである。苦境を「自らの選択」として積極的に意味づける機制が働くのもわからない。この場合、復興・希望・決意など、明るく「前向き」なスローガンと結びつく傾向がある。（荒木田、2013：165）

さらに、荒木田は「汚染を受忍して現地に住み続けることは、汚染者の責任と賠償を極小化し、総じて被害見積もりを極小化することにつながる。この場合、他者にも同じ境遇を強要する傾向があるから手に負えない。その意味でも『人権問題』に相違なかった」（荒木田、2013：165-166）とも主張した。

加えて、荒木田は次のような状況が福島に存在していることを指摘している。

福島では、一部の人のよってではあれ、自発的に「住み続ける権利」が主張され、現地の安全性に疑義を挟むことは「住む者に対する冒涇」だと主張されているからである。同様に、福島の農産物の安全性に疑義を呈することも、「安全だと思って食べている人を侮辱すること」だとされるのである。現地を心配する声が、現地の人々によって諫められ、怨嗟されてきた。（荒木田、2013：169-170）

結局、福島の問題は、植民地的従属構造を前提とした中央／地方の分断に起因しているのだが、福島では、逆説的にこのような状況を受け入れ、さらには、そのような状況に疑義を呈することを社会的に攻撃するという事になってしまっているのである。

他方で、荒木田自身は次のように述べ、福島に住み続けることの問題性を指摘した。福島県内では自主避難者が少なくない。彼らもまた同様に考えていると思われる。

しかし、追加被曝年間1ミリシーベルトが「不可能」ないし「非現実的」なのは、福島に住み続けるようとするからであって、それ未満の線量の場所に移住すれば実現不可能ではない。「去るのも、とどまるのも、覚悟が必要」になるのは、政策的な避難を放棄しているためである。自己決定・自己責任を強調しているように見えるが、避難の支援はしない、避難するならご自由に、という部分に強調点がある。（荒木田、2013：169）

そして、荒木田自身は、『ビッグコミックスピリッツ』に2014年に連載した雁屋哲・花咲アキラの漫画『美味しんぼ』において「除染をしても汚染は取れない」などと発言したと表現され、そのことで、福島県庁をはじめとした各方面からバッシングを受けた。その一例として、福島県庁の抗議文をあげておこう。

これらの表現は、福島県民そして本県を応援いただいている国内外の方々の心情を全く顧みず、殊更に深く傷つけるものであり、また、回復途上にある本県の農林水産業や観光業など各産業分野へ深刻な経済的損失を与えかねず、さらには国民及び世界に対しても本県への不安感を増長させるものであり、総じて本県への風評を助長するものとして断固容認できるものでなく、極めて遺憾であります⁶。

結局のところ、福島県内においては、住み続けること／住み続けないこと、この分断線が住民の意識のなかでひかれたのである。

では、なぜ、このような分断線がひかれることになったのであろうか。前述の開沼は、原発建設への立地地域の意識について次のように指摘している。

ここに原子カムラの政治的なコミュニケーションにおいてとられてきた二値コードの再定式化の試みが可能になる。それは「推進／反対」から「愛郷／非愛郷」へのコードの転換だ。

原子カムラの政治を成立させるのは「愛郷」のコミュニケーション、つまり住民がそこで自らの生き方を貫くことが可能になるのかというコミュニケーションの連鎖に他ならない。(開沼、2011：128)

開沼は原発についての「推進／反対」が「愛郷／非愛郷」の二分法に変換されると指摘している。そして、「愛郷」といっても郷土への明示的な愛情というものではなく「住民がそこで自らの生き方を貫くことが可能になる」というものにすぎない。言葉をかえていえば「住み続ける」ことにほかならない。原発建設を推進する際に用いられた論理が裏返しとなって、住み続けること／住み続けないことという二分法による分断を形成していくことになるといえる。

これは、近代国民国家における「国民」／「非国民」の分断にきわめて類似している。近代国民国家のナショナリズムの地域的基盤としての「愛郷」とは、かような分断の延長線上にあるといえよう。そして、これは、ナチス・ドイツや帝国日本のような全体主義の問題でもあり、これらの全体主義を真の意味で克服できない現代世界の問題でもあろう。

他方で、この問題は、定住—農耕を基盤とした文明総体の問題でもある。日本古代史研究者の北条勝貴は、人類史において、移動—狩猟採集経済から定住—農業経済への転換について、「農耕とは、いわば大地のドメスティケーションでもあり、それゆえに土地の領有や分割へと発展し、自然環境を人間の意のままにできるという妄想を育んでゆく。たとえ、それが挫折の連続であっても、人々は土地に根がす〈安定神話〉にしがみつく」と述べている(北条、2017：258)。これは農耕を前提とした文明の問題であり、普遍的な課題でもあるといえよう。

⁶ 福島県 『週刊ビッグコミックスピリッツ』4月28日及び5月12日発売号における「美味しんぼ」について』(2014年5月7日発表) <http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/63423.pdf>より。

IV. 自然／人間の分断—『美味しんぼ』を中心に

さらに、福島においては、自然／人間の分断がみられる。そもそも、福島は、森林や海辺などの自然が豊かな地域で、山菜・キノコなどの山の幸や、魚貝類などの海の幸に恵まれたところであった。また、これは一般の農村部とも共通するが、農業経営をしていない住民でも野菜を自家栽培している地域でもあった。

そもそも、放射能事故の際、被害を受ける人々が少なくすむという理由で過疎地に原発は建設されており、そのこと自体が、前述してきたように福島地域住民を分断するとともに、自然環境との分断でもあった。結局、人的被害が少なければ、自然環境を汚染してもかまわないということなのである。

3・11以後、避難区域から人は去った。放射能汚染や放射性廃棄物貯蔵など以外で人間が利用しない地域となった（ただ、東日本大震災で破壊された道路の修築や屋根瓦の補修などはしているようである）。緑豊かで、花が咲き乱れ、鳥の声が聞こえているが、人間だけがいない。以前韓国側から行ったことがある朝鮮半島の38度線の状況に似ている。とはいえ、放射能汚染のために動植物にも異変がみられると伝えられている。

このように、福島における自然と人間の分断は顕在化している。それをどのように福島に住んでいる人は受けとめたのか。ここでは、前述した雁屋哲・花咲アキラの漫画『美味しんぼ』（小学館）を手がかりにみていきたい。⁷『美味しんぼ』は「私は一人の人間として、福島の人たちに、危ないところから逃げる勇気をもってほしいと言いたいのだ」（雁屋・花咲、2014a：385）⁸と呼びかけ、福島第一原発視察後に鼻血が出たという表現や、前述の荒木田についての発言などをめぐってバッシングを受け、それによりファン以外にもよく知られるようになったが、元来は日本の食文化をテーマとするグルメ漫画であった。3・11以後、福島の食文化を対象とするようになったが、当初は「俺たちは心の底から福島を応援したい。しかし、そのためには福島の実情を知る必要があります」という態度をとっていた（雁屋・花咲、2013：8）。最初にとりあげたのも、会津のアイガモ栽培米で、「そんな素晴らしい農法で栽培して、しかも放射能の危険はゼロ。それを思い込みと無理解のせいで買わないのは、須藤さんだけでなく、消費者にとっても大きな損失です。放ってはおけません」と主張している（雁屋・花咲、2013：18）。

しかし、『美味しんぼ』の取材をするにつれ、さまざまな問題に直面した。相馬市松川浦漁港で取材を受けた相馬双葉漁業協同組合総務部長遠藤和則は「われわれとしては、問題がなければ9月になったら出ようとしていた。それが駄目になった。…モニタリングでヒラメから1000とか3000ベクレルも出て。しかも牛肉の放射能汚染もあって、陸が駄目なら海も駄目と県に言われたんです」（雁屋・花咲、2013：60-61）と語った。また、いわき市塩屋崎灯台下平薄磯で取材を受けた薄磯採鮑組合組合長鈴木孝史・同副組合長阿部達之は、「ウニもアワビも今は獲れない。海藻を食べるから海藻についているセシウムが体に入ってしまう。問題は土壌ですよ。沖の砂を10月半ばに検査したら、セシウムが3000ベクレルくらいあった」（雁屋・花咲、2013：69）と語った。イメージ低下による風評被害というよりも、実際に放射能により海洋汚染されていて、そのため

⁷ 雁屋（2015）では、福島における取材方法についても説明されている。雁屋は「私は取材する場合、私と取材相手の会話を記録するテープを回し、同時にビデオでその場面を撮影します」とし、「その中から、その場面にふさわしいと思った相手の方の言葉をセリフとして選んだ」（雁屋、2015：264-265）と述べており、細かいニュアンスや表現は別として、実在の登場人物たちは、漫画で表現されているようなことを実際に話したと推定される。

⁸ なお、『美味しんぼ』は単行本収録時には表現を変えている場合があるので、引用時にそれぞれ出典を明記した。

魚貝類が汚染されているがゆえに、福島県内では漁業を再開できなくなっていたのである。

森林の自然とも人間は分断された。「美味しんぼ」の取材にこたえて、東京農工大学院准教授木村園子ドロテアは「問題なのは森林ですね。セシウムの高い状態が続くと思われます。セシウムのついた葉が落ちて分解すると、キノコや木の根に吸われるので循環してしまう。里山で森と畑がつながっている場所では、雨が降って森からセシウムを含んだ落ち葉や土が流れてくる」（雁屋・花咲、2013：222）と語っている。森林に降下した放射性物質は、キノコや木の根に吸われて循環し、森林に残留し続け、降雨のたびに流れ出すというのである。森林でとれるはずの、山菜・キノコ・イノシシなどは汚染され、通常の意味で人は利用できなくなった。さらに、森林より河川・湖沼などの内水面に流れ込んだ放射性物質は、そこに住む淡水産魚類をも汚染した。奥久慈県立公園矢祭山の久慈川河畔で川魚料理店を営む藤美屋店主金沢恵二は「アユは年魚だからいいんですが、ハヤのように何年も生きる魚は放射能を蓄積してしまうんです。セシウムは30年でやっと半分になるんでしょう。いつ解禁になるやら…」（雁屋・花咲、2013：243）と語っている。

農地では、それなりに除染作業が進められた。しかし、福島大学准教授小山良太は「次に農地の除染の問題です。肥沃な表土を剥ぐことや農地にゼオライトやカリウムを一律に入れることは問題だと思います」（雁屋・花咲、2014b：33）と語っている。農地は、単に山野を切り開いただけでできるものではない。堆肥などの肥料を施し、絶えず耕作を繰り返すことで、肥沃な土壌をこれまで作ってきた。その土壌を剥いで、新たに土壌を入れなくてはならなくなったのである。そして、汚染された森林の落ち葉などを鋤き込むこともできないのである。

さらに、除染後の農地での農作業は、被ばくの不安がつきまとう。森林全体を除染することはできず、そこを通る空気や水などには汚染物質が含まれており、空間線量は高い。また、農地除染といっても汚染をゼロにできるわけではない。2012年度に水田耕作を再開した二本松市のNPO法人「ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会」事務局長武藤正敏は「田んぼに入る時には非常に恐怖感がありますよ。皮膚、傷口、呼吸から入る放射性物質の影響はどれくらいなのか、誰も教えてくれない。でも、土に触らないと農業はできません」（雁屋・花咲、2014b：197）と語っている。

そして、除染などを最大限考慮しても、福島県産の食品から放射能を完全に除去することはできなかった。「美味しんぼ」の取材で、必ずしも空間線量がそれほど高くなかった古殿町で、町長らが郷土料理を饗応してくれたとされているが、しかし、古殿町役場加藤裕一と渡邊隆夫は「国の安全基準値はキログラムあたり100ベクレルですが、その4分の1、25ベクレルです（古殿町の検出限界値）。これは今日使った食材の分析結果です。フキはセシウム134、137合わせて検出限界18.49ベクレルで限界値以下」などと説明しており、古殿町長岡部光徳は「この基準の中でよしとするか、駄目とするかの判断は、申しわけないが自己責任でお願いするしかありません」といわざるをえなかった（雁屋・花咲、2014b：152-153）。

このように、福島においては、人間の営為によって、自然と人間は分断された。放射線量を正當に考慮すれば、放射能汚染区域には立ち入ることすらできない。そして、海の幸にせよ山の幸にせよ、自然の恵みは人が利用できないものになった。そして、自然環境の中で作業しなくてはならない農業・水産業は、いわゆる「風評被害」を含めて大きなダメージをこうむったのである。

この自然／人間の分断は、1986年のチェルノブイリ事故時のヨーロッパでもみられた。当時、西ドイツに在住していた田代ヤネス和温は、西ドイツでの被ばく体験を記録した『チェルノブイリの雲の下で』の中で、次のような詩を書き留めた。

ギバ・シャーフ「1986年5月・放射能の日常」

5月の雨は子どもを大きくするからと
 母はわたしを外で遊ばせた
 5月の雨は子どもを病氣するからと
 わたしは娘を外に出さない
 果物と野菜は健康だからと
 母はわたしにサラダとイチゴをあたえた
 果物と野菜は毒だからと
 わたしは娘に冷凍食品と缶詰をあたえる
 [後略]
 (田代、1987：34)

このように、自然と人間の分断は、チェルノブイリ事故時にも、福島事故時にもみられたのである。このような自然と人間の分断は、もちろん、工業化された現代世界において原発事故に限らず顕著にみられており、これ自身が現代世界における最も普遍的な課題の一つであろう。しかし、このような自然と人間の分断は、自然を対象として認識し利用しはじめた人類史の始原に問題としては遡るものでもあろう。

V. おわりに

原発事故の被災地福島地域において、「中央／周辺」、「愛郷（定住）／非愛郷（移動）」、「自然／人間」という分断がなされている。これは、「原発建設」というある種の近代化を受け入れることで顕在化した分断ということができよう。その意味で、大きくいえば、中国／日本を極とする近代化をめぐる分断構造にも関連つけることができよう。

ただ、近代化をめぐる分断構造は、単に東アジアだけの問題ではない。原発問題でいえば、福島第一原発事故は、1986年のチェルノブイリ事故と同一の次元に属しており、全世界的課題である。そして、また、原子力の問題は、日本だけではなく、東アジアに所在する中国・台湾・北朝鮮・韓国など諸国家の問題であり、たぶん、どの国家も潜在的にかかえているだろう。

さらに「中央／周辺」、「愛郷（定住）／非愛郷（移動）」、「自然／人間」という分断は、それぞれのところで前述してきたように、近代もその一部でしかない文明総体の問題でもある。近代化によって、文明総体が歴史的にかかえてきた諸問題が激化し、福島第一原発事故を通じて顕在化したといえるだろう。そのように、福島をめぐる問題は、世界全体にかかわる普遍的な問題である。これは、広くいえば、文明総体の問題であり、ある程度限定するならば、近代をめぐる問題である。それが、福島第一原発事故を契機に福島の地で顕在化したのである。このようなことは、沖縄など、東アジアの諸地域でみることができよう。その意味で、福島は核心現場であるといえるのである。

他方で、中国と日本を極とする大分断構造は、それぞれの核心現場から提起されている普遍的課題を、それぞれの国家に即して抑圧し、隠蔽する機能をはたしているといえる。それでは、どうしたらよいか。もう一度、核心現場にたちかえり、それぞれの地域で少しでも生きやすい方向に努力していることに着目しなくてはならないと考える。例えば、福島第一原発の近傍にあり、全戸避難を余儀なくされた浪江町の馬場有町長は、次のような提案を行っている。

そこで、ビジョンや計画をつくる際には、「町に戻る人」、「町に戻りたいが戻れない人」、「町に戻らない人」という三つの視点を大事にすることを提案してきた。「どこに住んでいても浪江町民」という方針は、この三つの視点を表現したものである。住民はどこに住んでいても命が守られ、幸せな暮らしが取り戻せるようにしたい。町民には、「憲法の幸福追求権」がある。(馬場、2013:317-318)

これは、もちろん、地域住民が少しでも生きやすくするための現実的な政策提言であるが、近代国民国家の地域的ナショナリズムからの脱却の道を示唆し、さらに、文明における「定住／移動」の二分法を打破するものでもある。そして、これは、白永瑞が提起している「私たちが共生に求められる条件を満たしているかを測る尺度の一つは、核心現場の住民たちの苦痛を含めた総体的な生に対する共感能力をどれだけ持っているか」(白、2016:38)ということにもつながっているといえよう。

参考文献

- 荒木田岳 2013 「大洪水の翌日を生きる」福島大学原発災害支援フォーラム・東京大学原発災害支援フォーラム『原発災害とアカデミズム 福島大・東大からの問いかけと行動』合同出版。
- 開沼博 2011 『「フクシマ」論』 青土社。
- 雁屋哲 2015 『美味しんぼ「鼻血問題」に答える』 遊幻舎。
- 雁屋哲・花咲アキラ 2013 『美味しんぼ』第110巻 小学館。
- 2014a 「美味しんぼ」『ビッグコミックスピリッツ』6月2日号。
- 2014b 『美味しんぼ』第111巻 小学館。
- 小路田泰直他編 2016 『核の世紀—日本原子力開発史』 東京堂出版。高橋哲哉 2012 『犠牲のシステム 福島・沖縄』 集英社。
- 田代ヤネス和温 1987 『チェルノブイリの雲の下で』 株式会社技術と人間。
- 中嶋久人 2014 『戦後史のなかの福島原発』 大月書店。
- 2017 「核災害と歴史学—福島第一原発事故の衝撃を歴史学はどのようにうけとめたか」歴史学研究会編『第4次 現代歴史学の成果と課題』第3巻 續文堂出版。
- 西川長夫 1999 「帝国の形成と国民化」西川長夫・渡辺公三編『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』 柏書房。
- 2012 「二つの廢墟について」『環』第49号 藤原書店。
- 2013 『植民地主義の時代を生きて』 平凡社。
- 馬場有 2013 「原発災害と自治体—浪江町」岡田知宏・自治体問題研究所編『震災復興と自治体—「人間の復興」へのみち』 自治体研社。
- 広瀬隆 1986 『東京に原発を！』 集英社文庫。
- 白永瑞 2016 『共生への道と核心現場—実践課題としての東アジア』 法政大学出版局。
- 北条勝貴 2017 「ホモ・モビリタスの問う〈歴史〉—一定住化を内面化する物語りの死へ向けて」東京歴史科学研究会編『歴史を学ぶ人々のために』 岩波書店。

性別化された空間とヴェールを剥がされたジェンダー¹

Espace sexué et genre dévoilé

セルーア・リュスト・ブールビナ* 著
Seloua Luste Boulbina須納瀬 淳** 訳
Jun Sunose

「われわれのなかの他者の声である内なる声にうわごとを言わせること」(Derrida, 1983: 33)

身体、ヴェール、性

女性たちに為される暴力

よくあるのは、例えば「植民地化」と一緒に、人々が女性たちについてまともに語るのは、彼女らがレイプされた場合にだけ、というものである。あたかも女性たちに為される暴力のすべてはこの犯罪に集約されているかのように、あたかも彼女らが言及されるのは受動性においてのみであるかのように、あたかも彼女らについてはそのようにしか語ることができないかのように。レイプに関心がなければ、売春 (Taraud, 2003)、そのイメージ、その活動場所、その組織について学ぶこともできる。レイプ、この暴力の象徴は、しかしながら、女性たちをその固有の標的とする諸装置、とりわけ植民地のそれを覆い隠す (Ighilahriz et al. 2001, Lazreg, 2011)。同様に被った損害も見失われるが、それが感知されるためにはその前提として、どの被植民者たちもみな、ただ単純に、個人的な生や感情的な繋がり等々を持っているという事実が、前面に置かれなくてはならない。見せかけの未分化状態（「どれもこれも同じだ」）は植民地の専有物ではない。そこでは、単に、それが極限まで押し進められているのである。

同時に、植民地政策の数々は、それらが追放の、差別の、さらには隔離の政策であるがゆえに、運営されるためには、必然的に分類と序列化——その中での各々の境遇は、その者が位置づけられるカテゴリとその者が与える利害に応じて、外国の諸権力に完全に依存しているとみなされる——にもとづいている。それら政策は、性的な差異化を基盤として実現される (Stoler, 2012)。

植民地はしたがって二重の言語において機能する。例えば、女性たちは就学の機会から広く

* コロニアル／ポストコロニアル研究者、フランス在住

** パリ第八大学大学院 Université Paris 8, Ecole doctorale - Pratiques et théories du sens

¹ 本稿は、2016年度成蹊大学アジア太平洋研究センター主催シンポジウム「アラブ文学との対話Ⅱ」において配布された同翻訳資料を、翻訳者による改訂を経て掲載したものである。原典は以下の通り。Seloua Luste Boulbina, *L'Afrique et ses fantômes: Écrire l'après*, Présence Africaine Éditions, 2015: pp.97-123.

排除されると同時に、彼女らの同胞の男性たちから保護されるべきとされる。あたかも、専制政治の古来の言い回し通り、彼女たちに対しては、善意が植民地政策の合い言葉であるかのようなのだ。彼女らを彼女らの身内から護らなくてはならない、と。とはいえ、いかにして？そしてどのような意味において？ありふれた考察に欠落している、諸々の事実を知覚するための諸条件を検討することが重要である。

これによって一つの植民地の歴史、一つの政治的過程における主体を復元することができる。またそれのおかげで同様に、数々の独立の後で、現在の諸言語（時に過去の言葉と全く同一である）を過去の境遇から解明することもできる。それは人類学から教訓を引き出し、モーリス・ゴドリエが述べるような仮説を責任持って継承する一つのやり方でもあるのだ。彼によれば、「社会的諸関係の性質は、それらが考えられ生きられた方法を理解せずには理解することができない」、なぜなら「考え、振る舞い、感じるこれらの方法が一つの独自の“文化”と呼ばれるものを構成しており、文化はそれが意味を与える社会的諸関係と切り離せないということが理解される」（Godelier, 2009: 28）からである。

権利なき権利

アルジェリアは特異な植民地である。クロード・リオズはこう述べている。「これら（支配と管理の）経験において、アルジェリアは特別な位置を占めている。理由はその重要性、それが演じた実験台としての役割、植民地化の異例の長さ、その歴史にちりばめられた紛争の数々の深刻さ、最終的な暴力の猛威のためであり、またそこに適用された最も矛盾する諸手段のためでもある」（Liauzu, 201: 124）。このような植民地とは一つの実験場であり、そこでは植民地権力が、いかなる原則であれ考慮せずに自らが望むことを行えると考えている。植民地においてはそれゆえ、原則の逸脱は体質的なものなのである。

植民地はそれ故に、先住民らの社会的活動の大半を自由のままにする、「単なる」政治的支配の状況ではない。まったく反対に、そしてとりわけアルジェリアにおいては、その国の社会的生活の全側面が、様々な段階において侵害される。フランス植民地は、1875年2月9日以降、フランスの法の外部にある諸規定の総体によって支配され、27の特殊な違法行為に関するリストが作成された。そのうちの一つは「全種類の原住民仲介者たち（助役、監視人、村長（シャイフ）、（イスラーム寄進財の）管財人（ウッカーフ）、村の有力者（ケピール））が、彼らの区画で犯された犯罪、あるいは違反を通報するのを怠ること」を重罪としている。これが「原住民法〔code de l'indigénat〕」、より適切には「警棒法〔code matraque〕』と呼ばれていたものだ。この例外状態において、アルジェリアにおいては1848年の政令によって奴隷制が廃止されることはなかった。一夫多妻がそこでは認められていたのである。

植民地の企ては存在の破壊の企てでもある。アルジェリアにおいて1884年に布告された職人たちの同業組合の禁止は、職人階級の死を意味していた。そこで残るのは、女性たちによって大昔からの手法で織られた絨毯だけであり、それらはその事実それ自体から *ipso facto*、本来の意味における職人仕事からは外れたものである。モロッコが練り土の建築で知られるのに対して、アルジェリアにはずいぶん前から、土作りの建築物が全くなく、クサール〔北アフリカの伝統的村落〕はほぼすべて荒廃している。

植民地的な態度の侵略的特徴を観測できるのはこうした展望のもとにおいてである。そこには私生活が存在しない。「私生活の尊重」は別な世界に相応しい、というわけだ。私生活というものがあるためには、実際、男性たち、女性たち、家族たち、子どもたちがいなければならない。それほどに、私生活の領域とはまず何より、個人の存在の、そして家族の生活の領域であると

いうことは本当なのである。

植民地は先住民たちに対して、彼らがそこから逃れることの困難な眼差しの権利を強要する。概念は、この強要の最も重要な位置にある。エドワード・サイードの『オリエンタリズム』(Said, 1980) 仏語版序文においてツヴェタン・トドロフが指摘しているように、「概念とは他者を屈服させるための第一の武器である——というのも、それは他者を対象へと変えるからである（他方で主体は概念へと帰されることはない）。ある対象を“〈東洋〉”あるいは“アラブ人”として限定することは既に一つの暴力の行為である」。対象の境界画定はその直接的な結果として、思考の面においても行動の面においても、諸々の人格の否定をもたらす。対象から抜け出し主体へと到達するためには、他者への服従に背を向け、彼の側につかなければならない。その活動は主観的であると同時に客観的でもある。それが単に客観的でだけあるとき、そのことは「偽りの」友人たちをもたらす。いくばくかのフランス人たちはこの領分で有名になった。例えば、ムスリムのファーストネームをおのれに与えるというのは、友人のように振る舞うために十分なことではない。それは必要不可欠なものではないのである。

しかしその活動が主観的であるとき、それは本物の政治的友情、すなわち外側からの籠絡ではなく親密な連帯を生み出す。エドゥアール・グリッサンは『全一世界』(Glissant, 1995)において、そのようにファノンへの敬意を表している。

軍が駐留する村には、賢明にも既に結婚した人々しかいなかった。人々は時に宴を催したが、それは上辺だけのおつきあいだった。ほとんどの時間、われわれはアンティューユ人だけで固まっていた、ただ単にそれが習慣だったからだ。タルジンはわれわれにこう断言した、「アラブ人の側についたアンティューユ人たち、学生たちがいる」。信じられない、とんでもない勇気があることだ。だが、向こう側にいたのは結局のところ、二人か三人だ。タルジンは言う、「噂で聞くとところじゃ、そっちのほう、下のあたり、スーダンの傍の地域に一人のマルティニーク＝アルジェリア人がいて、アラブ人たちのために奔走したそうだ。たしか、フランク・ファノンという名前だったはずだ。」

ファノンはアルジェ県に到着したさいに、そこで発見した状況を南アフリカにおけるアパルトヘイトと比較している。それほどに植民地体制はヨーロッパの住民——アルジェリアのユダヤ人たちは1870年10月24日クレミューの政令以降、規約上はそちらに属していた——とムスリムの住民との分離を維持していた。地位あるいは生存条件に関する差別は絶頂にあった。あるものたちにとっての可能性が、別なものたちにとっての不可能性と対応関係にあった。

ファノンは『アルジェリア革命第五年』でそれを述べている。「アルジェリアは入植植民地である。悪評をまねいた最後の入植植民地は南アフリカであった。いかなる意味での悪評かは周知のとおりだ」。この総括、そしてそこから彼が順次行っていった考察の全てが、彼を政治的アンガージュマンへと衝き動かし、反植民地闘争における暴力の使用を擁護させたのだ。その最初の著作から彼が強調していたように、未来を準備するのは現在なのであり、現在に合わせて成型された未来ではない。だからこそ彼は、「(自分の) 後に来る世界を準備することを提案し」たいとは思わないと言うのである。

アパルトヘイトは一つの^{フィギュール}文彩であり、この類推の手段のおかげでファノンは、アルジェリアで行われていた政治的諸実践の内容ならびにそこに行き渡った抑圧を素早く理解することができた。それは一つの媒介なのだ。彼はそのことについて1952年には既に、「ニグロと精神病理学」へと割かれた章の中で語っている。彼はそこで実際、1950年に『レ・トン・モデルヌ *Les Temps*

『Modernes』誌で出版された記事の一節を引用している (Skine, 1950)。したがって彼は、アフリカ大陸に足を踏み入れる前から、神話的な夢想もせず、原住民法が意味するものを知っていた。

「原住民の管理についての公式文書」〔*l'Acte sur l'Administration indigène*〕によって、総督は、至高の長として、アフリカ人たちに対し独裁的な諸権力を持つ。彼は、布告によって、公共の安全にとって危険と判断されたあらゆるアフリカ人を逮捕し、拘留することができる。彼は、植民地のいかなる場所においてであれ十人以上の集会を禁じることができる。アフリカ人たちには人身保護令状〔*Habeas Corpus*〕はない。いかなる時にも令状無しで多量の逮捕が行われる。(Fanon, 1952 : 149)

そこで確認されるのは、南アフリカにおいて、そしてファノンにとって、入植植民地における植民地の状況と、原住民として性格付けられた集団の抑圧——ここではアルジェリアと（部分的に）異なり黒人たちによって構成されている——とがどのようにして連結されるのかということだ。ファノンがアルジェリアへと乗り込み、精神医療の数ある勤めの一つに取り組むのは、その国についてのこうした情報と、人種の疎外についての省察を備えたうえでのことなのである。

一つのコペルニクスの革命

フランツ・ファノンが独創的な方法で植民地に近づくことができたのは、彼が人種化と入植植民地化とに注意を払っていたからである。その方法は単なる反植民地主義闘争をはるかに越え、植民地に関する諸事実へのアプローチに性別化を持ち込むという利点がある。彼は『黒い皮膚、白い仮面』においてであれ『地に呪われた者』においてであれ、植民地の暴力の様々な形態について非常に注意深く研究している。しばしば身体的な暴力が付いてまわる象徴的な暴力は、数々の主体性を形成し、いかなる植民地においても、それらはその事実それ自体から *ipso facto*、部分的にあるいは完全に否認される。

彼が1959年に出版した『アルジェリア革命第五年』(Fanon, 2001)において、アルジェリアと南アフリカというアフリカの二つの国の類似を強調したのち、ファノンはヴェールを緻密に分析しているが、それは植民者の襲撃と被植民者による受動的な抵抗との間の揺れ動く境界としてであり、その時期そうされていたように、そして今日でもそうされるように、何人かの「進歩的な」ものたちだけが、当時言われていたように、それから逃れられるという後退の明白な証拠としてヴェールを扱うのではない。

命令の拒否はなにしろ愚鈍と同義である。『夢判断』において彼が詳述している「イルマにされた注射」のフロイトは、彼の解決を受け入れなかったことでイルマを愚鈍と見なしている。もし彼の助言に従っていれば、彼女はより聡明であっただろう。なぜならそうすれば、口を開くとき、彼女はフロイトが彼女について述べることを、彼女自身で述べたであろうから。サラ・コフマンはこの件について、「宙づりにされた言語=舌」ということを語っている (Kofman, 1994 : 45)。逆に言えば、聡明であるとは、自分から、女性として、他者が望むような言説を唱えること、他者が私たちの口から聞いたがっていることを言うことなのだ。したがってアルジェリア人女性たちに想定されていた後進性は、彼女たちの（閉ざされた）性に固有の（知性面での）愚鈍さと、この愚鈍さを（精神面での）後進性へと変形させる人種化とに由来している。

沈黙の対決についてのファノンによる再解釈は、実際には、一つのコペルニクスの転回を構成している。というのも、一方では奴隷制においてのように、不活動が受動的な抵抗として理解されることになるからであり、他方では男性-女性の諸関係は、植民者たちが彼らの勝利とその正

当性の疑いなき証拠として押し付けたがる、植民地の改良という試みに対しての、一つの障壁とみなされることになるからである。

われわれはここでアルジェリアの伝統的な衣服体系の諸要素の中の一つであるこのヴェールが、一つの雄大な戦闘——その際、占領軍がこの上なく強力かつ多様な手段を動員し、他方では原住民が驚くべき消極的抵抗を繰り広げる雄大な戦闘——のポイントとなっていくさまを見ていこう (Fanon 2001:18)。

植民地の戦略はこうなるであろう。「女性たちをこちらに取り込もう、残りはついてくる」。これは数々の社会学的な分析によって支えられていたが、それによればアルジェリア社会は、父系社会の外見の下で、実際には「本質的には母系的構造」であった。ファノンには二つの側を同時に理解している。植民者の側では、実際、一九三〇—一九三五年の期間から、女性たちを通して *via* 男性たちに働きかけることが問題となる。男性たちを支配するために女性たちを利用するのである。それは男性たちの信用を失わせ、罪悪感を与えることで、彼らを後退させるチャンスなのだ。

「ヨーロッパの側では、男性たち(雇い主)同様に女性たちも(まさしくソーシャルワーカー [assistantes sociales] に任命されている)「ファトマ [注: ムスリム女性、ヴェールを被った女性に対してしばしば侮蔑的に使用される]」のヴェールを脱がせるためにやっきになる。アルジェリア人男性に、彼の妻に自分が定める運命について羞恥心を抱かせるために、「ソーシャルワーカーの女性たちと慈善事業の推進者たる女性たちの群れがアラブの街に押し寄せる」。植民地の政治は、外見上は非常に好意的な手法も含めて、多様なやり方によって実施され、実行される。こうして圧力はますます強力にというばかりでなく、同様にますます広く、行使されるのである。

例えば、経営者たちは彼らの従業員たちを妻と一緒に招待し、そうして男性たちをある不可能な状況へと置く。「彼の妻と一緒に来ること、それは敗北を認めるということであり、“彼の妻を売る”ということ、妻を見せ物にすること、抵抗の様相を放棄するということである。反対に、そこに一人で行くこと、それは“経営者に満足を与えるのを拒否すること”、それは失業をもたらしかねない」(同: 22)。おのれのヴェールを脱ぐこと、それは「教師=主人の学校へと行くことである」(同: 24-25)。事実がこの解釈を裏付けている。「解雇の脅しを受けた使用人たち、家庭から追い出されたあわれな妻たち、売春婦たちが公共の場へ連れて行かれ、“フランス領アルジェリアよ永遠なれ!”という叫びとともに、象徴的にヴェールを剥ぎ取られる」(同: 46)。彼女たちは後ろ指を差されることになる。

植民者の側から始め、被植民者の側で終えることで、ファノンは被植民者における、植民地の関係の根源的な争点を示している。その関係は構造上、また規約上不平等であるがゆえに暴力的であり、しかも性別化に即して差異化もされている。別なときに別な国で行われたものではあるものの、ギウリアナ・スグレナがボスニアにおいて行った考察は比較可能だ。一九九五年に、スレブレニカで殺害されたある男性の妻は、なんらかの形で援助を享受するために、ヴェールを身に着けた。別な女性たちは、戦時下の国においてより安全だと感じるためにヴェールを身に纏った (Sgrena, 2008: 19)。ヴェールの政治的な道具化というものがあり、ヴェールは、国家より下位的な区分線のように、人々がどちらの側にいるかを明示するとみなされているのである (Shepard, 2004: 134-141)。

この点でヴェールは立場を割り当てること、特殊な主体化=臣従化であり、その状況は隷従、拘束のそれであるが、それと同時に男性たちの価値を低下させるものでもあり、その事実自体に

よって、彼らの男らしさの信用を失わせるように作用する。『ハワアHawaa』誌の編集長であるエジプト人女性イクバル・バラカが強調しているように、ヴェールの着用は「1967年の〔第三次中東戦争における〕アラブ側の敗北以後に普及し始めた。その時、宗教指導者たちはその敗北を、ムスリムたちが宗教から離れつつあったという事実へと結びつけたのである。女性たちの解放は、彼らによれば、その主要な理由の一つだったというわけだ。その後で、最も弱く周縁的な社会の構成要素、つまり女性たちに対するすさまじい圧力が始まった。それは、繰り返し政治的敗北を味わってきたアラブの男性たちの、赤字を埋め合わせる一つの方法だったのである²」。

諸関係の倒錯

ファノン植民地体制に固有の、様々な繋がりや関係のサディズム的で倒錯した特徴を明らかにしている (Fanon, 2001 : 22)。この特徴は、政治的権力の可能な構造化としてのみならず、社会的諸関係の構成要素としても、今日においてもなお正しく評価されていない。しかしながら人々はそれを「ハラスメント」というラベルのもとで、とりわけ職場において見出した。「植民地的状況の悲劇」(同 : 22) は政治の言語においてだけでなく、現象学のあるいは実存主義哲学の言語においてだけでなく、精神医学の言語においてもまた形成されるのである。

真に悲劇的なこの次元、それを歴史記述は、その固有の言語によって、説明することができない。しかしながらそれは植民地的状況にその真実すべてを与えている。政治の言語もまた相対的に無力である。なぜならそれは實際上、論争的な言語だからであり、理論的には、歴史記述の言語と同様に、人間の肉体と生が重要性を持たない中立化された言語だからである³。

精神医学は、それが尋問的なものでなければ、人々の「気質」に没頭する代わりに個々人の主体性に関心を寄せる。それは、他の場所では、「正常な」人々のところも含め、見落とされるものを把握することができる。植民地の軍当局はそこで間違いはしなかった。彼らは、自分たちの「平定 [pacification]」の政治の尖兵部隊として医者を利用したのだ。数々の主体を考慮に入れることは何を意味するのか？他のあらゆる場合と同様、ここでわれわれがたずさわっている場合においても、そのことが意味するのは、植民者たちと被植民者たちとの間の、そして男性たちと女性たちとの間の、相互性の問い考慮するということである。

相互性の問いは、実際、人格や個々人、ましてや民衆や住民に、厳密には関わるものではなく、まず何よりも、そして本来は、主体性に関わっている。ヨーロッパの男性たちはアルジェリアの女性たちに対して攻撃性と両義性を感じる。「見られずに見るこの女性は植民者を苛立たせる。相互性がないのである」(同 : 26)。実のところ、植民者の主体に関わる基礎を構成しているのは、原住民たちの脱主体化である。植民地的眼差しは実際、植民者が、おのれが見られていると意識することを妨げる、というのも、そうなるためには、彼は被植民者あるいは原住民を一人の主体と見なさなければならぬであろうから。この政治は、われわれがたずさわっている場合においてのように、失敗する可能性がある。

アルジェリアにおけるフランスの征服の歴史は——とファノンは続ける——、村々への軍隊の侵入、財産の没収、女性たちへの暴行、一つの国の袋詰めについて伝えながら、ダイナミックな同一のイメージの誕生と具体化とに貢献した。征服者のサディズム、そのエロティズム

² Interview à LBC-TV, 28 mai 2006, citée par Giuliana Sgrena, ouvrage cité, p. 183.

³ こうした既成事実は今日、イヴァン・ジャブロンカのような歴史家たちによって埋め合わせられている。ジャブロンカにとって、歴史は一つの現代文学である。彼はそんなわけで二〇一二年に『私が持つことなかった祖父母の歴史 *Histoire des grands-parents que je n'ai pas eu*』を出版した。

へと与えられた自由の喚起は、占領者の心理的な満足の水準において、数々の亀裂と実入りの多い地域をもたらした。そこでは夢のような振る舞いと、ある場合には、犯罪的な態度とが同時に現れることができる。(同:27-28)

事実は、そこで暴露される植民地的幻想に常に一致するわけではない、たとえそうなることが時としてあるとしても。しかし植民地は幻想の虜にさせる並外れた機械である。それほどに、ここでは規則が消えやすく、法は少しも共通のものではなく、法則はその場かぎりの*ad hoc*ものなのだ。性的な差異化〔différenciation sexuelle〕へと導いてくれるのは、諸々の主体を考慮に入れることである。主体なしには、男性も女性もおらず、ただ入植者と原住民、植民者と非植民者とが不明瞭に、区別無くいることになる。主体なしには、何らかの方法で傷つけることのできる数々の身体だけがある。

人は、女性たちを待ち構える特殊な攻撃を、概してついでに強調するが、植民地的政治の、常に性別化〔sexué〕されていると同時に性的性格を付与された〔sexualisé〕特徴がいつも示されるというわけではない。それゆえ、植民地的状況を本当に述べるためには、数々の主体とそれらの生、つまり男性たち同様に女性たちにも関心を持つばかりではなく、様々な振る舞い、選択、決定、政策の隠された部分へと分析（と耳）を開かなくてはならない。

暴力は、そこに住まう思考されざるものと無意識とを人が聴くときに、初めて意味深いものとなる。その中でそれが形成されるところの言語は、厳密に言って、学士院がその言葉を定義する意味においての「科学的」なものではない。それがゆえにまさしく、ファノン、彼の博士論文『黒い皮膚、白い仮面』を提出したとき、学术界に受け入れられなかった。彼の仕事は学術機関には科学的に見えないのだ。資格付与の政治的次元からは、誰も逃れられないのである。

かくしてファノンは、みずから進んではと言え、はっきり言えばほとんど葬り去られて、学術的な死を意味する場所に派遣されたのである。ブリダの精神医療病院、それは彼の故地とは別の植民地に、すなわち、その当時でいう別の「植民地県〔département colonial〕」にあった。彼は、こうして、知の周縁へと閉じ込められることができたのである。したがって、多岐に渡る資格においてファノンは、形は多様だが方向性は単一の、ある政策の奥深い害悪を理解するのにきわめて有利な場所にいたのである。

身体、ゆえにジェンダー

身体に敏感なファノンは、ジェンダーに注意深い。身体に関わる図式の変化について、個人的な最終避難所としての筋肉について、植民地主義に対する主観的な「切開〔entamures〕」(同:35)について語ることは、それを認めねばならないのだが、誰にでもできることではない。巻き込まれ、注意深くあらねばならず、自分の名において〔*en nom propre*〕情熱を傾けなくてはならない。こうして、多くの人々が、まったく関心がないわけではないにしても、どんな注意も払わないことがらに着目することができる。それにまた、主体化について語ることが、植民地に関する諸々の事実を主観的な現象へと還元するということではないということも示しておく必要がある。

『黒い皮膚、白い仮面』においてファノンは、一つの章の中で、「被植民者の依存コンプレックスなるもの」(Fanon, 1995: 67-87)を攻撃し、ルソーが、彼の時代に、『社会契約論』において「強者の権利」に加えていたもの〔批判〕をそれに浴びせている。当初は哲学教授だったマノーニは、マルティニーク、次いでマダガスカルに滞在した後で、一つの植民地化の心理学〔*Psychologie de la colonisation*〕(Mannoni, 1950)を提示しようと試みていた。ファノンは、被植民者の言語

において何らの文も語も発することが一度もできずに、植民者の言語（すなわち語法）を話している廉で彼を非難している。

彼がマノーニを批判するのは、彼が、精神医学の語法において自分の考えを述べ、政治のそれにおいて——なぜなら彼はそれを知らないから——そうすることができないためである。マノーニは原因と結果の順序を転倒させており、そうすることによって、そうとは望まずに、植民地の事実それ自体を否認している。彼のいう「劣等コンプレックス」とともに、彼は主体らの主観性のうちに、状況の客観性のうちでしか見出すことができないような説明の諸要素を求めている。植民地的、およびポスト植民地的な状況における知的労働は、この意味において、必然的に二言語併用的なものであり、翻訳と解釈の絶えざる労働を必要とするのである。

問題は、この二言語併用が、植民地的状況というまさにその事実から、植民者においてよりもいっそう被植民者において見出されるということだ。植民者の視点からすれば、被植民者はその「母語」のなかに閉じ込められている。ところが一カ国語しか話さないのは、実際には植民者のほうである。彼は、植民地が二つに切り裂かれた世界であるということを知らないのだ。ファノン^{ランガー}は書いている。

マダガスカル人を彼の慣習に閉じ込め、彼の世界観の片面的な分析を行い、マダガスカル人を閉じられた囲いの中で描写し、マダガスカル人は祖先たちに依存した関係ときわめて部族的な特徴の数々を保っていると述べた後で、著者は、あらゆる客観性を度外視し、その結論を二面的な理解へと当てはめている、——ガリエーニ以降、マダガスカル人は存在しないということ^{ランガー}をわざと知らぬふりをしながら (Fanon, 1995: 76)。

植民地は、象徴的かつ身体的な二重の面のうえて常に暴力の体制であり、この二つのタイプの侵害はいつでも緊密に関連しあっている。

植民地化された主体は罪のあるものとみなされる。無知、無教養、野蛮、非理性的なものとして。哲学も政治もできず、彼は無言とみなされ、その声とその「方言」の、未分化な音の数々へと帰される。こうした表象を押し付けるのは植民地的イデオロギーだけではなく、とりわけ、よそにいる対等な人々をサバルタンへと変える植民地機関である。サバルタンたちは、彼らの「パーソナリティ」あるいは彼らの「肌の色」に「よって」表面上均一化され、それと同時に、相対的な同化能力、特有の野蛮さのタイプ、後進性を示す様々なしるし、さらに多くの他のことがらによって差異化もされている。蔑視、傲慢は、強者たちのもとでは、法と同等の支配力を持つ。

客観的なものと主観的なものとの間、歴史的なもの^{ランガー}と個人的なものとの間にある、重大な分割の消去は生産的である。それは存在の諸条件が、主観を規定するものであることを前提する。それは唯物論を前提するのである。このことを理解するために、ファノンは、彼がそうであったところのアンティーユの若者の始原的な疎外——黒い皮膚と白い仮面——から距離をとる必要があったし、また彼らの「出自」、彼らの「肌の色」、彼らの「所属」、あるいは、当時アルジェリアできわめて頻繁に言われていたように、彼らの「パーソナリティ」にもとづく個々人の扱いの違いの固定化を告発する必要があった。彼の企図は精神医学の知を脱植民地化すること^{ランガー}にあったのである。

その時代に、その知は、手短かに言えば、まず区別され序列化された諸種族へと、人類を分類することにもとづいていた。「正常なアフリカ人とは、前頭葉白質削除(ロボットミー)を施されたヨーロッパ人である」と、WHOの専門家カロザース医師は、一九五四年に述べている。精神医学の知はまた、最終的な審級において命じるのはいつも精神であるとする、主体性についての観念論

的な発想にも拠っている。このようにして、主体の実存の植民地的な諸条件は、都合よく回避されていたのだ。精神病理学の表現は従って、諸々の条件の差異ではなく、諸文化の差異に帰されていたのである。

ファノンが脱植民地の参照項とされているのは (Haddour, 2006: 136-158)、植民地的なヴィジョンと、同時代における精神医学の観念論的で人種主義的なアプローチとを脱構築していることによる。したがって彼にとって脱植民地化とは、「魔術的な操作」「自然が起こす変動」、あるいはとりわけ「和解的な相互理解」とは反対のものとして、つまり一つの闘争として現れる。人はファノンについて、完全に時代錯誤的な言い方で、彼が最初の「サバルタン主義者」であると言えるであろう。それほどに、数々の目立たない表現、些末なことがら、最も弱い個人に対する彼の注意力は鋭敏なのである。

サバルタン女性たちは語ることができるか？

サバルタン・スタディーズは歴史家ラナジット・グハの周囲に集まったインド人研究者たちの一グループに由来し、当初は歴史家のシャーヒド・アミン、デイヴィッド・アーノルド、ガウタム・バードラ、ディペシュ・チャクラバルティ、デイヴィッド・ハルディマン、ギャネンドラ・パンディ、スミット・サルカル、政治学者のパルタ・チャタジーを含んでいた。この現代インドの専門家たちは、インド、英国、オーストラリア、あるいは合州国で働きながら、十巻の『サバルタン・スタディーズ *Subaltern Studies*』誌を、「南アジアの歴史と社会についての記述 *Writings on South Asian History and Society*』という副題のもとで一九八二年から一九八九年の間に出版した。しかしながら、それは一つの学派というよりも議論の場＝フォーラムである。というのも、サバルタン主義者たちは彼らの立ち位置よりも彼らの拒否によって集結しているからである。国民的意識の発展と歴史の再記述がサバルタン・スタディーズの争点をなしている。

「誰が歴史をつくり為すのか？」を知るための問いに、サバルタン主義者たちは「群衆を先導するエリートである」ではなく、「彼ら自身の歴史の主体である民衆だ」と答える。言い換えれば、それはまた「サバルタン」集団と「従属」階級である。この見方がマルクス主義から直接的に着想を受けているのは明らかだ。ものごとのこうした視点は、アルジェリアについてのモハメド・ハルビの仕事のうちにも見出される。それはアルジェリア独立のための闘争がそうであったような民衆運動とは何かを示そうとし、下からの (*from below*) アルジェリアの歴史を研究している。

ジェンダー、パロール、エクリチュール

この観点において、研究は回顧的にかつ逆向きに、あるいはグハの表現によるなら、木目に逆らって *against the grain* 行われる。ジェンダーの問いはしたがってこうした展望のもとで取り組まれる。これが、ガヤトリ・チャクラヴァルティ・スピヴァクが (Spivak, 2000)、「歴史的」あるいは「古典的」なサバルタン・スタディーズはフェミニズム理論に通じておらず、またその理論にとって真に有用なものではないとみなす理由である。その代わりに、彼女は、生一権力についてのフーコー的概念から練られたサバルタン性の新しい諸定義は、フェミニズム理論の修正を要求すると考える。サバルタン主義者たちにとって重要だったのは、外部から知覚されるものが、内部から思い描かれ、自分自身によって表現されることができるのかどうか、別な言い方をすれば、サバルタンたちが語ることはできるのかどうかを知ることであった。

この関心事は広く共有されている。例えば、エドワード・サイードは『オリエンタリズム』のなかで、ギユスターヴ・フローベールがエジプト人娼婦クチュク・ハネムに出会うさい、「彼女のために語り、彼女を代理＝表象するもの、それは彼である」ということを指摘している (Said,

1980: 18, 48)。バルフォア宣言を解説しながら、彼は書き留めている。

彼〔バルフォア〕はしかしながら、エジプト人に、彼自身のために語るに任せるという発想には至らない。なぜなら彼は、語りだしかねないようなエジプト人はすべて、外国を支配するにあたっての「困難」の数々に目をつぶる善良な原住民であるよりも、むしろ「厄介を生み出そうとする扇動者」であるだろうと予測しているからである。

ガヤトリ・チャクラヴォルティ・スピヴァクが影響力ある試論で首尾よく捉えた (Spivak, 2009) 問いは、ある一つの道筋において取り組まれるが、それは、彼女以前にファノンがとったそれといくつかの側面において似ている。この問いに対して、彼女は最終的に否定によって応えている。「もし、植民地的生産の文脈において、サバルタンたちが歴史を持たず語ることもできないのであれば、女性としてのサバルタンたちはいまだにいつそう深く闇の中にいる」(同: 53) というのも、いかなる沈黙の声も遠くから復元すること、つまり有声化=トーキー化する〔sonorisée〕ことはできないからである。過去は大方無言である。われわれが文学を必要としているのは、このためであるように思われる。

子どもが叩かれる…

彼女の分析の第四パートで、スピヴァクはフロイトとサラ・コフマン (Kofman, 1980) を参照しつつ精神分析からの問いを検討し、一つの問題含みの方程式を立てている。「この考察の結果、私は、フロイトが“子どもが叩かれる”という言葉へと導いた探求の意図を必ず連想させようという意図のもとで、次の言葉を組み立てた。“白人男性が有色人〔褐色の *brown*〕女性を有色人男性から救う”」(Spivak, 2009: 74)。一九一九年、フロイトは彼のテキスト「子どもが叩かれる」を、「性的倒錯の発生の認識への貢献」として発表し、この幻想に関しての、少女と少年との間の差異に関心を寄せている。

白人男性たちは、一八二九年に、有色のインド人女性たちを、何から救済するのか？ 寡婦の供犠、その年に廃止されたサティ *sati* (サンスクリット語) あるいは *suttee* (英語への書き換え) からである。植民者たちの善意が、サティ *sati* というシニフィアン of 不当な縮減と、その儀式的な争点の数々の根深い無理解にもとづく帝国主義の特殊な形式として明確化されるのは、この事例を出発点としてなのである。第一に、サティ *sati* は寡婦の供犠を表す固有名ではなく良き妻という意味である。英国人たちはしたがって、ある深刻な「文法的間違い」を犯しているのだが、それは妻に対してなされた、彼女の亡夫を焼く薪の山に身を投げよという命令よりも、さらにいつそうひどい拘束を生み出すのである。

歴史家パンドゥラング・ヴァマン・カーンを参照しながら、スピヴァクは次いで「英国人たちが迫害され (*victimimized*) 虐殺されている哀れな女性たちを見るその当のところで、実際にはイデオロギー的な闘争の場が展開されている」(同: 84) と考察する。主張すべての細部にまで立ち入ることはしないが、インドにおけるサティ *sati* に関する英国人たちの態度にスピヴァクが提示する解釈と、アルジェリアにおけるヴェールの着用に関するフランス人たちの態度にファノンが提示するそれとの類似は強調せねばならない。そのことは何ら驚くべきことではない。ファノンはそれほどに、ポストコロニアルの思想家たちにとって、主要な参照項、言い換えればインスピレーションの源なのだ。

いずれの場合においても、植民者、すなわち「白人男性」たちの立ち位置は、粗雑な見方にもとづいている。現象の歴史的、社会的そして政治的な次元が無視されているのである。サティ

*sati*の場合においては、いくつかの時代に、いくつかの地域で、ある階級に特殊という規模で、この例外的な規則が一般的な規則になったとスピヴァクは指摘する。(ヴェールあるいはサティという) 事実は、無条件に「伝統」に、そしてまた「有色の」あるいは「原住民の」女性の「疎外」へと関連づけられるが、英国あるいはフランスの女性の疎外の諸形態も、女性たちが生きる社会に応じた内的かつ特有の解放の諸形態も、無論問われることはない。対峙し合う立ち位置が正確にどんなことどもを意味するか、そこでどんなことどもが争われているかも、問われることはない。さらに付け加えねばならないが、ヴェールを取ることは、それが強制されたものでない場合、言葉の本来の意味と比喩的な意味とにおいて、あるいは、物質的な、そして文化的な意味において、理解されるのである (Gafaiti, 2005: 155-171)。

男性-女性の諸関係は、非ヨーロッパ人、特殊にはインド人たちやアルジェリア人たちに比べてよりも、ヨーロッパ人、この場合は英国人たちやフランス人たちに比べてのほうが、はるかに良好であると考えられている。白人男性たちは有色人女性たちを救済するのではなく、彼ら自身の立ち位置を守っているのである。それが意味するのは、有色人女性たちは白人男性たちに何も、とりわけ救ってもらうことなど期待していないということである。このことを確認するには、植民地出身の作家、あるいは第三世界のポストコロニアルな知識人であるほうが、透明な、すなわち彼自身について盲目的な、第一世界の思想家であるよりもよい。

スピヴァクはジル・ドゥルーズとミシェル・フーコーとを同時に批判するが、ジャック・デリダとジャン＝フランソワ・リオタールには依拠している。「私はデリダの脱構築を使用し——と彼女は言う——、その彼方へと行こうと試みたが、かといってそれをそれ自体としてフェミニスト的なものとはみなしていない。しかしながら、私が取り組んだ問題系の文脈において、彼の形態学は、フーコーとドゥルーズのより直接的で実体的なアンガージュマンがそうであるよりも、よりいっそう練り上げられた有用なものと思うのである。後者は、より“政治的な”問いの数々において——ドゥルーズによる“女性になること”への勧めが思い出されるだろうが——その急進主義的な熱狂のなかで、アメリカの大学教員に対する彼らの影響をより危険なものとする可能性がある」(Spivak 2009: 102-103)。

スピヴァクはフランス人哲学者たちを参照する。彼女はまず『グラマトロジーについて』でデリダに擁護された諸思想を取り上げ直し、彼の認識論的な慎重さから着想を得ている。そのテキストのなかで、哲学者は、「ヨーロッパ人主体」による、すさまじく執拗な自民族中心主義と他者の選別的な構築に警告を発している。

自民族中心主義が急ぎ足で、大きな音を立てながら覆されるその度に、なんらかの努力が劇的なものの背後に密かに身を隠して、ある内部を強化し、そこからなんらかの内輪の利益を引き出そうとする (Derrida, 1967: 119)。

彼女は次いでリオタールから批判的道具を借り受ける。なぜなら、自由についての諸々の解釈の争いにおいて、「生における女性的な主体の構成とは、争異〔différend〕の場」(Spivak 2009: 86) だからである。彼女にとって、ジャン＝フランソワ・リオタールが「争異」と呼んだものの、他者との紛争における言説の様式の到達不可能性あるいは翻訳不可能性は、ここでは驚くべき仕方方で例証されているのである。

寡婦たち、一つの典型例

英国人たちはサティ *sati* を野蛮な儀式とみなす。フランス人たちはヴェールを後進的な振る舞

いとみなす。そのうえ、英国人たちは女性の自由意志を一つの犯罪とみなしている。自分を犠牲にする用意ができていながら、最後の瞬間に尻込みする女性について、どう考えるべきか？ それは、インド人たちにとっては、処罰に値する咎むべき違反である。しかし、もし自己犠牲が、時にそうであったように、英国警察の居合わせるときに為されねばならないとすれば、それ〔尻込みすること〕は自由の選択である。あたかも優先されるのはもはや「内的な規範」ではなく、植民地権力によって「強いられた規範」であるかのように万事が進むのである。

ヴェールを被ることを、最終的にはあきらめない女性について、どう考えるべきか？ それは自分自身であることの（相対的な）自由を証す内的な基準の尊重であり、植民地権力が強いようと努める善良な振る舞いに関する外的なコードの咎むべき侵犯である。こうした解釈の反転は植民地の状況にのみ限られたものではない。それはポストコロニアルな状況においても再び見出されるが（Bouamama, 2004 : 38-49）、そのときは行動が、ある既定の規範に照らして、それ自体において評価される代わりに、行動それ自体ではなく規範へと向けられた外的な眼差しに照らして、鑑定されるのである。

インドにおいて寡婦であることの問いは、女性たちに関して、アルジェリアにおけるヴェールの問いと同じくらいきわめて重大であり、中心的なものである。スピヴァクがサティ *sati* の事例を選択したのは偶然ではない。実際、デイベシュ・チャクラバルティが「家庭の残酷さ」と「主体の誕生」とに関心を持つのは、あるタイプの文学を出発点としてであり、それは一つの文学ジャンルを構成してさえいる。それはまたある事例、一九九一年に文芸誌『エクシャーシ *Ekshan*』に掲載された、ベンガル人の寡婦たちの証言の検討調査を目的とする一つの記事をその出発点としている。

サティ *sati* という植民地のスキャンダル以降、一八二〇—一八三〇年代の間、そして一八五六年の寡婦たちの再婚についての法律の後、この女性たちに定められた運命はすべての人々の関心をとりえ、文学の中心的な主題となった。この事実のうちで歴史家が取り組むのは、「これら二つの記憶のカテゴリー、すなわち公共的なものと家庭的なものとの交わりにおいて、いかなるタイプの主体が生み出されるのか」(Chakrabarty, 2009 : 188)を知るための問いである。彼によれば、こうした主体化はある部分では、同情についての自然主義理論の輸入によるものである。それはまた別の部分では家族としての近さによるものであり、この近さは、つねに、たとえ何歳であれ寡婦となることの禁止に直面するすべての女性たちに寄せられる関心の、経験的諸要因の一つである。

ヒュームおよびスミス の寄与と、他人への配慮を理解する理性的な方法を注意深く検討しながら、チャクラバルティは「寡婦の内面の記録資料」が構成されるのは小説という道を通じて、とりわけバンキムチャンドラ・チャットパダーイ（一八三八—一八九四）、ラビンドラナート・タゴール（一八六一—一九四一）、サラチャンドラ・チャットパディヤーイ（一八七六—一九三八）のペンによってであることを強調する。こうして、家庭内の諸問題が公共の領域へと移行した。また同様に、こうして、女性の身体そのものから、その「内面」への移動も行われたのである。

たとえば、サラチャンドラ・チャタルジー（あるいは彼が生まれたときのベンガル名、チャットパディヤーイ）は、一人の男性と一緒にいるところを見つけたり、一度にすべてを失った若い寡婦について自問しながら、一つの例を提示している。「おそらく、彼女は人が貞節と呼ぶものを一切持っていない。それは認めよう。しかし、彼女の女性性はどうなるのか？（…）一切の重要なものとは、女性の身体であるのか、それとも、彼女の存在 (*antar*) の内面は全く重要なものではないのか？」(Chakrabarty, 2009 : 215)

それらテキストの女性読者たちが自分自身について抱く認識はこの文学の影響を受けていた。

フィクションはごく頻繁に現実それ自体の参照項となる。あげくの果てに、寡婦たちをとりまくこうした残酷さの「行為者 [agents]」たちと「犠牲者」たちの「立ち位置や声」の数々の間の区別は、ついにあいまいなものとなる。したがって、ここで政治的な主体の出現があるとしても、それは「統合されていたこの主体が、試練の後で、人間である多様な仕方へと分散する」(同：226) 限りにおいてであり、その主体を、それがいかなるものであれ何らかの残酷さへと、たとえこの残酷さが主体を深く決定づけているとしても、最終的に還元することはできないのである。

サティ *sati* はやや、ラカンがエドガー・ポーのもとで発見したのち発明した「盗まれた手紙」のように機能する。というのも、見えない対象を一つの手紙に、すなわち差し出され、いずれにせよ様々な仕方で読むことのできるなんらかのものをつくり出すのは一つの眼差しだからである。これこそがディーピカ・バーリがスピヴァクのテキストに注釈をするさいに、世界全体について、そしてとりわけポストコロニアルな領域について為される読みの、多かれ少なかれより批判的な諸手法に固執する理由である (Bahri, 2006: 311-312)。

というのも、フェミニズムのポストコロニアルな争点が活発なものとなるのは、フェミニストたちの闘争が、国民=国家の構築および脱植民地化への障害のように見える限りにおいてだからである。優先的な課題に関する古典的な問題はこのようにして提示される。女性たちの彼女たち自身による表象 (représentation) は一様でも一枚岩でもなく、反対に肯定的な諸形象と否定的な諸形象を含むがゆえに、スピヴァクが主張したように、女性たちを「代表し [représentante]」て彼女らの受託者となるよう要求する可能性もある。

「私がインド人女性として語ろうとするやり方で、あるいはフェミニストとして、女性として語ろうとするやり方で、思考しなければならないその瞬間から——スピヴァクは述べる——、私は実際には自分自身を一般化しようとし、私自身をして一人の代理人 [représentante] にしようと試みている」(同：311-312)。それは対話者、あるいは宛先人の様々な反応を、何であれ帰結については確信を得られないままに、先取りすることである (とはいえ、いかにして?)。それはまた、第二に、相手をインド人とも、フェミニストとも、女性ともみなさない、ということでもある。代理=表象は数々のアポリアへと至らしめる、というのもそれはパロールを束縛し、決して解放しないからである。

立ち位置は政治的にしか理解されない。それが価値を持つのは、もしそうあることが可能なら、一つの見方 (常に物質的な諸要素とともにある) を、それに対立する、あるいは少なくとも好意的でない人々に承知させるための、一つの闘いあるいは闘争の範囲内においてだけである。しかし、そのときは [定冠詞付きの] 「インド人女性」、「フェミニスト」、「女性」を体現しているとみなされるという点において、あえて本質主義の危険を冒す。ところで人は常に「ある一人の男性 [un, 不定冠詞男性単数形]」もしくは「ある一人の女性 [une, 不定冠詞女性単数形]」であり、決して「男性そのもの [le, 定冠詞男性単数形]」あるいは「女性そのもの [la, 定冠詞男性単数形]」ではない。メーキャップはそれゆえ彼女の役割を演じるために不可欠なものなのだ。仮装は、パレードの中で、男性たちが彼らの役割を演じるための義手や義足に対応している。

婚姻関係の規範

ガヤトリ・チャクラヴォルティ・スピヴァクによるテキストへの女性たちの導入は、フランツ・ファノンのそれとはいくつもの点で異なっている。ファノンは出来事の同時代人である。スピヴァクは直接的な証人ではない。相続に関する問いがサティ *sati* における争点である。ヴェールのほうはといえば、それは婚姻的なものを係わり合わせる。というのも、『黒い皮膚、白い仮面』以来、ファノンは、植民地の状況が育んだ、セクシュアリティと婚姻的なものに関する欲望と期待の

タイプの数々に対して、非常に注意深い態度をいつも示してきたからだ。植民地が性的差別と族内婚優位の体制であるだけに、彼はいっそうそこに注意深い。「合法」ないし「適法」の異族間結合はそこでは稀であり、したがって、目立つことになる。

マヨット・カベシアの『私はマルチニーク人女性』を注釈するさい、彼は「白人」に対する「有色人女性」の態度がどれほど問題となりうるかを示している。「マヨットは一人の白人男性を愛し、その全てを受け入れる。彼は主^{あるじ}なのだ。彼女は何も不満を言わず、何も要求しない。要求するとすれば、人生における少しばかりの白さ〔blancheur〕だけである」(Fanon, 1995 :34)。ファノン^{ファン}は、こうした混成から生まれた子どもたちをある特殊な名前によって指し示す社会に親しんでいた。ムラートたち、それが説明するのは肌の色の質よりも一つの地位である。彼はアルジェリアで、ヨーロッパ人あるいはムスリムであるということにもとづく個々人の絶対的な分離を発見したわけではない。彼はそのことについて既に承知していたが、その検討をより深めてゆく。

レイブはこうして、客観的には、植民地のコード（分離し、隔離するコード）の侵犯を表し、主観的には、〔コードを〕侵犯する理想像（侵犯を許可し、さらに権威づけさえする植民地国家）としての植民地人を表している。実際に、倒錯と全能は、一つの植民地において見事に組合わさる。フランス植民地帝国のなかで、少なくとも西アフリカにおいて、「その国流儀の結婚〔mariage à la mode du pays〕」と呼ばれたものは、端的に言って、一夫多妻を、フランス人たち自身においても、合法ではなくとも正当なものにはしていたということを意味している（Sankalé, 2007）。

「シニャーレス〔signares〕」は植民地時代のセネガルにおいてよく知られていた。当時、自分たちの妻が「本国に」残っていたヨーロッパ人たちは、彼らが植民地に滞在する期間のために内縁の妻を選んでいたのである。一六世紀、ポルトガルのユダヤ人、ラシサドスたち Lançados（冒険に身を投じる者たち）は、宗教裁判を逃れるために、商館をつくりセレル族の村長たちの娘と結婚した。この結びつきから生まれたムラート女性たち、シニャーレス signaras〔注：ポルトガル語、「婦人」の意〕あるいはシニャーレス signaresは、皮、綿布、インディゴ染料、香辛料、砂糖の市場を支配した。

彼女たちはムラート、あるいはヨーロッパ人としか結婚しない。カトリック教会がこの結婚を支持していた。一九世紀なかばまで、このセネガル人女性たちは、サン＝ルイやゴレ島といった植民地社会において、羨まれる地位を享受していた。彼女たちの立ち位置はフランスの植民地化とともに弱まってゆく、というのもフェデルブが一八五四年から一八六三年の間にその地域を占領し、ナポレオン民法典によって定められた女性の法的な劣位を行政的に押し付けたからである。彼女らの影響力はしかしながら消えなかった。慣習は残ったのである。

ここでの婚姻に関する規範の重要性は、この規範の道徳的あるいは社会的な価値付けとは何ら関係がなく、それが尊重された場合に想定されている、扱いの平等性にある。規範は、社会的かつ人種的な差異化の指標なのである。これが、規範がファノンの注意を引きつけた理由だ。彼はこうして、あまりにも知られているがゆえに、解釈されないままに終わるものを指摘するのである。

植民地においては、実際、白人と黒人との間の結婚あるいは共存がないにしては、混血児^{メティス}の数は並外れている。(…) 人種的な抗争の数々は事後的にやって来たのではない、それらは共にあったのだ。アルジェリアの入植者^{コロニスト}たちが、彼らのかわいい一四歳の少女たちと一緒に寝ているという事実は、アルジェリアにおいて人種的な抗争がないということを少しも証立てはしないのである（Fanon, 1995 : 37, note5）。

ファノンのアクチュアリティ、ポストコロニアル研究における彼の重要性は、彼自身において、他の誰の代わりに書こうともせず、他の誰をも代表しようとしなかったということにある。

パロールは盗まれている

それでも、彼が書くことに変わりはない、ドゥルーズの見事な表現に拠るなら、「欠けているあの民衆のために…」。ファノンのテキスト群は宛先が指定されている。それらが宛てられているのは偏在する饒舌な植民者たちではない。それらが宛てられているのは、欠けているものたち、権限を持たない交渉相手となるのがせいぜいの被植民者たち、そしてとりわけ、黙りこくった偽－エキストラ（映画でいう端役）の中にいる、被植民者女性たちなのである。

スピヴァクが、サバルタン主義者たちのところで、始まりにおいて告発したことを、ファノンは目的地において成し遂げる。書かれたものは、一つの欠如したパロールに事後に *ex post* 置き換わるのではなく、その反対に、事前に *ex ante*、それを可能にするのである。この不在のパロールを復元しようと試みるのではなく、彼はそれをつくり出そうと努力する。歴史記述の諸実践と精神医学との間の、あるいはさらに言えば、精神分析との間の大きな隔たり。

ジェンダーの問いとパロールのそれとが非常に親しく結びついているとしたら、それは、女性形の歴史 [l'histoire au féminin]（「女性たちの歴史 *histoire des femmes*」）と名付けられるものとそれを差別化するために）が、理論上、不在であるのと同様に、女性のジェンダー（かの有名な「第二の性」）が、理論上、無言でいるからだ。これが、中心的な問いが盗みのそれとなる理由である。盗まれた歴史、掠め取られたパロール。ジェンダーは、仮にそう言うことができるとすれば、公開性のないもの [sans publicité] なのである。

一人の「狂人」、アントナン・アルトールについて省察しながら、ジャック・デリダは、盗みとパロールとの錯綜をよくとらえている。「盗みとは——彼は書く——、常に一つのパロール、あるいは一つのテキスト、一つの痕跡の盗みである。(…) パロールの盗みは他の数々の盗みの一つではなく、それは盗みの可能性そのものと混ざり合い、その根本的な構造を定義するものなのである (Derrida, 1967: 261-262)。」「吹き込まれ掠め取られたパロール」を扱うこの章で、哲学者は、盗みについてこれ以外にいかなる他の理論もないと主張しているわけではない。彼は単に、「盗みの本質」と「言説の起源」を「通底させて」いるだけである。今や、ファノンにおいてわれわれが指摘したように、デリダがアルトールにおける所有権剥奪、喪失、別離、流亡、肉体へと注意を向けているのは偶然ではない。

吹き込まれ掠め取られたパロールの好例はマヨット・カペシアによって与えられる。『黒い皮膚、白い仮面』において、周知のごとく、ファノンは第二章で「有色人女性と白人男性」を扱っている。しかしまず何より問題なのは「有色人女性とヨーロッパ人男性」である。マヨット・カペシアが一九四八年に出版した『私はマルティニーク女性』からの抜粋を引用しながら、彼はひどく苛立っている。ファノンの立ち位置は、たとえそれがもう古くなっていて、しかも青年期の著作のそれだとしても、明確だということに長所がある。

あらゆる経験は——彼は述べる——、とりわけそれが実入りのないものだと明らかになるなら、現実の構成の中に入らねばならず、そのことによって、この現実の再構築のうちの一つの場所を占めなくてはならない。すなわち、その欠陥、その失敗、その悪習の数々とともに、ヨーロッパの家父長制家族は、人が知る社会との緊密な関係において、およそ十分の三のノイローゼ患者たちを生み出した。精神分析、社会学、政治学の諸資料に依拠しつつ、語の反社会的な意味において、みじめな人間の割合を減らす、さもなければ消す可能性のある、一

つの新しい親の環境を築かなくてはならない。言い換えれば、基本的気質 *basic personality* とは一与件であるのか、それとも可変的なものなのかを知ることである。すべての奔放な、肌の色を持った女性たちは、白人を探し求めて、待ち望んでいる (同: 39)。

学者的な語法によって、なんとか苛立ちが隠されている。

しかしながら、有色人男性と白人女性、あるいはヨーロッパ人女性とが問題であるならまったくこのようなことにはならない。最初の混成形態がコロニアルなものである一方、二番目のものだけがポストコロニアルなものであるということについてはファノンの主張を認めなくてはならない。マヨット・カペシアについてのファノンの話は、ジュディス・バトラーがそれについて語った意味においての、呼びかけの場面である。『自分自身を説明すること』のなかで、彼女は、ニーチェから出発して呼びかけの場면을提示する。彼女は、「なんらかの偏見がわれわれに押し付けられているとき (Butler, 2007: 10)」、人は苦しみの経験において自分自身についての視点を結局のところ持たざるをえなくなる、と説明する。呼びかけの場面とは、人が私に、私について説明する [rendre compte] よう求めてくる経験である。彼女は付け加える。「ただ単に、自分について語ること [parler de soi] は自分について説明すること [rendre compte de soi] と同じではない、ということである (同: 12)」この厳命は結局のところ、経験の面で被った苦しみを、言説の面で倍増させることになる。

われわれが他者を知ろうと求めるとき、あるいは他者に、最終的で決定的なやり方で、その者がそうであるところのものを述べるよう求めるとき、十分に満足のいく返答を待つべきではないであろう。問いを満たそうと求めることをせずに、そしてその問いを開かれたままにすることで、たとえその問いが執拗に提示されるとしても、われわれは他者を、生きるにまかせる。なぜなら生とは、まさしく、それに与えることが試みられうるあらゆる説明を超過するものとしてこそ理解できるからである (同: 43)。

マヨット・カペシア

リュセット・セラヌ・コンベッテの偽名、マヨット・カペシアの本は自伝の様式で書かれている (Cottias et. al. 2012)。一九四八年に出版され、成功を取めた。みながそれを高く評価したわけではない。ジュニー・アルファは『プレゼンス・アフリケーヌ *Présence Africaine*』誌でこの本について否定的な批評をしている。問題となっているのは「報告」あるいは「説明」ではなく、一つの「自分の物語」であり、それはいかなる厳命に応答したものでもなく、呼びかけから生じたものでもない。この物語は数々の「思い出」とともに幼年時代へと遡る。それら思い出は、風変わりなことに、この若い語り手を、「出来損ないの少年 [un garçon manqué, お転婆娘の意]」にして「有色の娘」にしてしまうのである。

すでに、とはいえファノンはこの種の情報を取り上げてはいないが、子どもは、自分への侮辱に対する復讐を、張本人の頭に黒いインクをぶっかけることによって行っている。「インク」(書くのに役立つ) は侮辱——「ニグロ娘 [négrillonne]」——に対する反応である。人種差別的発言の犯人は頭をやられるのだ。次に、子どもは彼女の先祖たちのうちに、黒人女性に触れる権利(と称するもの)を白人男性に与えている古典的な図式(初夜権 [droit de cuissage])を見てはいない。それは白人女性(外国人、彼女はカナダ人である [注: カペシアの祖母のこと])が黒人男性(マルティニーク人)を選択する場合とは、反対のものである。ファノンは、彼女は洗濯女=白くす

る女〔blanchisseuse〕になると書き留めるが、一団の長たるこの女性については語らない。

語り手の女性は、多くの人々にとって親しみのある状況を提示する。すなわち、「その人に相応しい場所に」いないことになる、ある場所へおもむくことを望むこと。行為とは一つの侵犯である。それを彼女は、自分の来るべき行動——そのようなタイプの場と状況を避けるということ——を決定することになる、一つの決定的な経験とする。

アンドレのように、アンティュー諸島における戦争によって足止めされていた彼の仲間たちのうち、何人かは彼らの妻を来させることに成功していた。私は、アンドレがいつも離れたままでいることはできないということを理解していた。私はまたこのサークルの中に入る事を許されないということも受け入れた、なぜなら私は肌の色を持った女性だったのだから。けれども私は妬ましく思わずにはいられなかった。彼が私に、彼の私的な生活は彼に固有に属するもので、戦争に関わる社会的な生活は彼の支配することのできない別なものだとどれほど説明しても、私は彼が自分をいつの日かディディエに連れて行ってくれるよう強く言い張った。(…) 私は、自分が化粧をしすぎだと、然るべき服装をしていないと、アンドレに相応しくないと感じていた、おそろくただ単に私の皮膚の色のせいで、結局、私はとても不愉快な一晚を過ごし、アンドレに対して彼と一緒に行くのを要求することは決してすまいと決心した。

黒人男性によって生きられた経験は、黒人女性によって生きられた経験に少しの場所も残しはしない。化粧は、服装と同じように、語り手の女性には場違いなものとして映る。彼女は場所の外にいる *out of place*。「おそろくただ単に私の肌の色のせいで」は、一つの主張ではなく、一つの疑念であるという点で興味深い。それが参照しているのは一つの行為（化粧する、服を着る）ではなく一つの状態であり、服装ではなく肌の色なのである。最終的に、この表現は、一つの可能な信仰のまさにその代わりに、妥協なき疑い深さを表している。

アイデンティティ（ジェンダー、人種）は従って、言葉のプロイト的な意味において一つの現実として現れる。すなわち、そこに参加する者たちのために世界の一つの見方を描き生み出す言説として。アイデンティティとは経験的な意味における一つの現実なのではなく、彼女の生の一つの表象である。差別、すなわち、このように理解されたアイデンティティのゆえに受ける損害はというと、それは主体の死そのもののようなものだ。それは主体の死であり、そのことによって、一つの現実にして不可能なもの、言い換えれば、信じられないものを構成する。とはいえ、問題になっているのは主体というよりも世界である。いくつもの世界が解体されるべきなのである。

幼少期と大人の年齢との差異は、ここで、注目すべきものである。語り手の女性が若い頃の戦闘性は、成熟した時期の検閲へと場所を譲る。「確かに、白人の子どもたちと黒人のちびたちとの間にはいくつかのささいなめごともあった、でも私たちはアメリカにいたわけではない。私はといえば肌の色を持った娘であったし、彼らを挑発するのもやぶさかではなかった。いかなる場合にも、私は侮辱されっぱなしにはおこななかった。ある子が私に敬意を欠いていたら、例えば私をニグロ娘〔négrillonne〕扱いしたりしたら、私は机からインク壺を取り出して、彼の頭にシャワーを浴びせた。それは白人たちを黒人へと変える私のやり方だったのだ。インクは彼のシャツの上を流れ、それが教室の中に大騒ぎを引き起こした。この騒ぎは最後には、私の支持者たちと、シャワーを浴びせられた子の支持者たちとの間のけんかへと発展した。その子は、家ですらに受ける尻たたきのことを考えながら隅でめそめそしていた。」彼女は、最も場違いな状況

において手にインク壺を持ち続けている。幼少期の最後は、彼女の女友達ルルーズの悲しみに直面したときにやってくる。自分の家から追い出されたルルーズは、カベシアにこう述べる。「女性にとって人生は困難だよ。いずれわかるよ、マヨット、とりわけ肌に色を持った女性にとっては… [La vie est difficile pou' une femme, tu ve'as, Mayotte, su' tout pou' une femme de couleu'...]」フランス語のrはこのように、決してきちんと言われない。アクセント、この幽霊の言語はrを巻き舌で発音する、あるいはそれを忘れ去る、文字を尊重せずに…。

恋人として白人男性を選ぶことが想像されることになるのは家系からである。「たしかに、私は白い血を持つ唯一の人物ではなかった、けれども白人の祖母、これは白人の祖父ほどありふれたものではなかった。私の母はだから混血児だったのか？ 私は、彼女の青白い顔色を見てそうじゃないかと思うべきであった。私は彼女をかつてなく美しいと思い、またかつてなく高級で、上品だと思った。もし彼女が白人男性と結婚していたとしたら、おそらく私は完全に白かっただろうか？…そして私にとって人生はこれほど困難ではなかっただろうか？ (…) どうやってカナダ人女性がマルティニーク男性を愛することができたのだろうか？ 私、主任司祭さんのことをいつも思っていたこの私は、白人男性、青い目を持ったブロンド、フランス人しか愛せないとい心に決めた。」自分の人生を楽にするため？ そして彼女の幻想の中で、司祭の役割とはどんなものか？

一人称のセクシュアリティ？

ポストコロニアルな「ミックス」たちの共通点とは、正当であるということだけではなく、さらに、そしてとりわけ、「移民」であることなく「原住民」であった一人の父を持っているということである。このように理解される混淆とは一つのポストコロニアルな現象であり、そこでは男性たちと女性たちの場が転倒する。女性たちは旧植民地宗主国からやってくるが、一方で男性たちのほうはといえば、彼らは植民地を出自とする。植民地においては禁じられたタイプの結びつきであり、そこからそのポストコロニアルな成功がもたらされる。

実際、(アルジェリアにおいて) ずいぶんと引き合いに出されたこととは反対に、植民地においては、一方と他方とは一緒に(仲良く)暮らすのではなく、一方が他方の傍らで暮らしていたのである。彼らは性的に結びつき合わなかった。ヨーロッパ人たちと原住民たち、白人たちと黒人たちは混じり合わなかった。彼らは彼らの愛を公式化することなく体液を交わし合っていたのだ。子どもたちは父親から認知されなかった。リュセット・セラヌ・コンベッテはそれを生きたのだ。若いフランス人役人との繋がりから、彼女は一人の子どもをもうけた。彼自身も、彼女と結婚しようとも、子どもを認知しようとも考えはしなかった。「彼は、肌に色を持ったこの子もたらすことになる避けがたい面倒を受け入れていたが、その子を彼は決して認知することはできなかった (…) その子はそれでも、彼の行為と、彼の肉とから生まれたのだろう。」

『私はマルティニーク人女性』で問題となるのは、婚姻に関わることでさえも寡婦であることでなく、セクシュアリティである。これは直接的に、積極的に表明されている。登場人物は性的な諸関係を願望し、それらを高く評価している。したがって、一人称で自身を表明するのは、原住民の習慣あるいは土着の伝統によって有色人男性たちに従った一人の女性ではない。それは自分自身と格闘する一人の女性であり、彼女は何よりも独立を好むと述べる。それはまた、選択によって、白人あるいは進歩したヨーロッパ人と向き合う者でもあり、彼のほうは彼女を救おうという思いを抱きながら彼女を失うことになるのである。

実は、マヨットが、そのおかげで彼女の個人的な視点を発見できたという一つの関係を持った役人の、回想録が存在する (Arnold, 2003 : 35-48)。このテキストは「〈神〉は愛である」と題さ

れている。役人は彼の愛人について何を述べているか？「ムラートの人種、もちろん、しかしネグロイドではまったくない。彼女の顔はむしろ、屈強なフランス人入植者たちと、きゃしゃな安南人たちとの罪ある愛から生まれた魅力的な人形を思い起こさせる。彼女のすべてが誘惑し、興味をかき立てた、単純で自然な彼女の態度、おとぎ話の物語に魅せられた少女のような雰囲気にといたるまで。」

インク、そしてエクリチュールはマヨット・カペシアという人物にとって本質的なものである。しかし『私はマルティニーク人女性』は匿名で出版された。人々は、それは借り物の産物だ、作者は文盲だ、ゴーストライター〔nègres ニグロ〕たちが本を書いたのだ、出版社はリュセット・セラヌ・コンベッテの愛人のテキストを脚色して出版の悪巧みに成功したのだと、判断したのである。人々は、それが小説風に語られた彼女の人生ではあるにせよ、『私はマルティニーク人女性』を書いたのは彼女ではないと思ったのだ。『黒い皮膚、白い仮面』で軽蔑のうちに扱われたマヨット・カペシアは、宙づりにされた言語=舌と、吹き込まれ掠め取られた言葉から、逃れることの困難を証立てている。

ファノンによって糾弾されている乳白化〔lactification〕は、マヨット・カペシアに帰せられた腹話術と関係がないわけではない。腹話術師であるということは、唇を動かすことなく、腹から来ているかのような声によって語るができる、ということである。声はしたがって口ではなく腹と、知性ではなくセクシュアリティと関係づけられる。ジェンダーは、肌の色あるいは人種のなかで消滅するのではなく、誰もが——それは見られている——自分に相応しいとされる場所に留まらなくてはならない。ある人々にはペンを、別の人々にはインク壺を。それはもうひとつ余計の暴力である。リュセット・セラヌ・コンベッテは、フランス語の読み書きが、どうにかできる程度だったと言われている。一九四八年に出版された『私はマルティニーク女性』に続き、一九五〇年には同じ出版社から『白いニグロ女性』が出るだろう。アンティーユの言説はなお遠い。サバルタン女性たちは語るができるのか？

参考文献

- Arnold, A. James. 2003. « Mayotte Capécia » : de la parabole biblique à je suis martiniquaise ». *Revue de littérature comparée* n° 305 2003/1, Klincksieck.
- Bahri, Deepika. 2006. « Le féminisme dans /et le postcolonial » in Neil Lazarus, *Penser le postcolonial, Une introduction critique*. traduction française M.Groulez, C.Jaquet et H.Quiniou, Amsterdam, Paris.
- Bouamama, Saïd. 2004. « Ethnicisation et construction idéologique d'un bouc émissaire » in Charlotte Nordmann. éd. *Le Foulard islamique en question*. Amsterdam, Paris.
- Butler, Judith. 2007. *Le Récit de soi, (Giving an Account of Oneself)* PUF.
- Chakrabarty, Dipesh. 2009. « Cruauté domestique et naissance du sujet », in *Provincialiser l'Europe, La pensée postcoloniale et la différence historique*, traduction française Olivier Ruchet et Nicolas Vieillescazes, Amsterdam, Paris.
- Cottias, Myriam et Madeleine Dobie. 2012. *Relire Mayotte Capécia, Une femme des Antilles dans l'espace colonial français (1916-1955)*. Armand Colin.
- Derrida, Jacques. 1967. *De la grammatologie*. Minuit, Paris.
- Derrida, Jacques. 1967. *L'Écriture et la différence*. Editions du Seuil, Paris, coll. Points.

- Derrida, Jacques. 1983. *D'un ton apocalyptique adopté naguère en philosophie*. Galilée, Paris.
- Fanon, Frantz. 1995. *Peau noire, masques blancs*. Seuil.
- Fanon, Frantz. 2001. *L'An V de la révolution algérienne*. La Découverte.
- Gafaïti, Hafid. 2005. « Histoire des femmes et dévoilement de l'écriture », in *La Diasporisation de la littérature postcoloniale. Assia Djebar, Rachid Mimouni*, L'Harmatta, Paris.
- Glissant, Edouard. 1995. *Tout-Monde*. Gallimard.
- Godelier, Maurice. 2009. *Communauté, Société, Culture*. CNRS éditions, Paris.
- Haddour, Azzedine. 2006. « Fanon dans la théorie postcoloniale », revue *Les Temps Modernes* n° 635-636, nov-déc. 2005-janv.
- Ighilahriz, Louisette et Anne Nivat. 2001. *Algérienne*. Calmann-Lévi.
- Kofman, Sarah. 1980. *L'Enigme de la femme. La femme dans les textes de Freud*. Galilée, Paris.
- Kofman, Sarah. 1994. *L'Enigme de la femme*. Galilée/Livre de Poche, Paris.
- Lazreg, Marnia. 2011. *La Torture et le déclin : d'Alger à Bagdad*. éditions El-Hikma.
- Liauzu, Claude dir. 2004. *Colonisation: droit d'inventaire*. Armand Colin, Paris.
- Mannoni, Octave. 1950. *Psychologie de la colonisation*. Seuil.
- Said, Edward. 1980. *L'Orientalisme*. Seuil.
- Skine, I.R. 1950. « Apartheid en Afrique du Sud ». *Les Temps Modernes*. Juillet.
- Sgrena, Giulina. 2008. *Le prix du voile*, traduction française. Maria Assunta Mini, Mille-Feuilles, Alger.
- Shepard, Todd. 2004. « La « bataille du voile » pendant la guerre d'Algérie », in Charlotte Nordmann dir. *Le Foulard islamique en question*. Amsterdam, Paris.
- Spivak, Gayatri Chakravorty. 2000. « The New Subaltern : a Silent Interview » in Vinayak Chaturvedi dir. *Mapping Subaltern Studies and the Postcolonial*. Verso, New York.
- Spivak, Gayatri Chakravorty. 2009. *Les Subalternes peuvent-elles parler ?* trad, J. Vidal, Amsterdam.
- Stoler, Ann Laura. 2012. *La Chair de l'Empire, Savoirs intimes et pouvoirs raciaux en régime colonial*. La Découverte, 2012.
- Taraud, Christelle. 2003. *La prostitution coloniale, Algérie, Maroc, Tunisie (1830-1962)*. Payot.

日本語圏文学の「声」と「言葉」
— 崎山多美氏、ぱくきょんみ氏の対話に寄せて —

“Voice” and “language” of Japanese-speaking literature:
Tami Sakiyama and Park Kyong Mi’s Dialogue

佐藤 泉*
Izumi Sato

Abstract

This paper considers two Japanese-speaking authors from the linguistic view. Park Kyong Mi places “translation” at the core of poetic experience, and senses the inner gap of language.

Sakiyama Tami, a Novelist in Okinawa, tries to put a voice inside the language through conflict between Japanese as a literary language and everyday language.

I. ぱくきょんみさん 詩のことば

1 情緒ではなく

ぱくきょんみさんは、ある文章で山之口獺の詩に出会ったことが詩への入口となったと書いている。

「山之口獺の詩は、翻訳しがたいニホンの多くの現代詩の中で、翻訳されてもその詩の面白味が損なわれない数少ない詩のひとつである。時に、それは英語の詩をニホン語に翻訳したものであるかのような趣すら発することがある。はじめから翻訳されている詩とでもいうか。」
（「ことばに頼らないでことばをつかう 山之口獺の詩」）¹

はじめから翻訳されている詩、オリジナルがすでに翻訳であるような言葉。これはおそらく、いわゆる「翻訳調」だということではない。また、たとえばよく知られている詩、「会話」の「お国は？」「ずつとむかうとは？」と尋ねる女の言葉のトーンに翻訳の響きを感じられるとしても、詩句のある一部分について翻訳性を感じられるという指摘に留まるものでもないだろう。「ニホン語によって書かれたときから、すでに翻訳であるかのような山之口獺の詩、つまり妙な言い方だが、ネイティブ翻訳語による詩」という言葉は、山之口獺の言葉の独特な質を鮮やかに開

* 青山学院大学文学部日本文学科 Department of Japanese Language and Literature, College of Literature, Aoyama Gakuin University
E-mail:izzsatolax@hotmail.com

¹ ぱく（2004）所収

示しているように思われる。のみならず、ここには詩的経験の根源に「翻訳」を位置付けるべくきょんみ氏自身の言語観がうかがわれ、そのため一人の詩人についての批評を越えて、私たちに詩そのものへの思考を促してやまない。自然なことばの中に隔たりなき隔たりを感受すること、それが詩的経験へのひとつの入り口となる。

高田渡の声を介して猿と出会ったころの若ききょんみさんは、日常的に「ことばで表現することじたいの嘘」に倦んでいたという。その中で、言葉の情緒的な使い方を拒む山之口猿の詩が際立って見えた。言葉にまといつく情緒をふるい落とし、言葉の指示機能のみを働かせて、その言葉を積んで文を作り、文を積んでいく。たとえば「座布団」の次のようなりズムがその例となるだろう。「土の上には床がある」「床の上には畳がある」「畳の上にあるのが座蒲団でその上にあるのが楽といふ」「楽の上にはなんにもないのであろうか」。

これをひとつの拠り所として、きょんみ氏は二〇世紀アメリカ現代詩、そして朝鮮語に触れていった。それは、生まれて育った日本の言葉を無意識にためていくのとはちがう意識的なふれあい、唇や舌、口蓋の違った使い方を自らに強いる肉体的苦痛をもともなうふれあいだった。くわえて朝鮮語は「ザイニチ韓国人のアイデンティティなんてことば」に精神を掴まれていたものにとってはことのほか「よくなかった」、という。ただし、だからこそ朝鮮語を習うのは、詩との決定的な出会いだった。

「じぶんが朝鮮人であるという意識（情緒）はけっきょくことばの上でのことなのである。そのことば（情緒）が土台ニホン語であることを認めること、その言葉（情緒）をつかわないで表現すること——そこに詩の行為があるということ。」

言語によって現実を分節し、表象し、領有する。そのように固有の情緒が形成されているならば、民族的アイデンティティとは結局、言葉の問題であり、そして自分の言葉が他民族の言葉であることを認めるとしたら……。簡潔な言葉で語られているが、これは母国語ならざる言語を母語とする者にとって、進退窮まる袋小路ではなかつたのだろうか。だが、きょんみさんは、この言語的条件にこそ「詩の行為」を掴む地点を見出した。「詩とは——ことば（情緒）に頼らないで言葉をつかうこと」。これは、虚をつかれるような認識である。

しばしば詩は翻訳不可能だといわれる。しかしそれは、詩がただの情緒であることから脱し得なかった時の弁明に過ぎなかつたのではないか。翻訳できないのは言葉それ自体ではなく、そのことばに張り付いた情緒だったのでないか。

ことばを別の場所に移動させ、それにべったり貼りついた情緒、翻訳できないものとして後生大事にしまいこまれていた情緒を引き離し、ときには片付けてしまう。山之口猿の詩には固有の情緒なるものから離脱し、別の場所へと移動していく言葉そのものの翻訳性が開示されていた。それはこの詩人の特性というよりも、むしろ詩という行為の本質をなしているのではなかつたか。

2 翻訳という体験

きょんみ氏は、自身が翻訳にたずさわったガートルード・スタインの『地理と戯曲』によせて、「翻訳」という体験が何であるのかを語っている。——それは、見知らぬ土地に足を踏み入れることに似ている。そこでは聞こえてくる人々の声も途切れ途切れで、そこにどんな世界が広がっているのかわからない。話題が分からないから、参加もできない。ただ、人々の話し方を——話題ではなく話し方をつかまえる努力をしておくべきだ。土地を知るとはその場所でのよりよ

い聞き方、耳の働かせ方を習得することである（「ことばの向こうに ガートルード・スタイン『地理と戯曲』をめぐって」）。²

内容ではなく、話し方。そして話し方をつかまえるために耳の働かせ方を習得すること。一般的には、翻訳可能なのは内容、話題の方であり、話し方を忠実に移すことについては断念を余儀なくされるものと理解されてきた。きょんみさんの「翻訳」は、こうした通念的な理解からそれていくのだが、それは何であるのか。氏がガートルード・スタインに何を見出したかをここで見てみよう。

こころの動きに関心があったスタインは、ウィリアムジェイムズのもとで実験心理学を学び、「ことば」と「意識の流れ」について体系的に研究した。ここからスタインのことばのフィールド・ワークが始まる。黒人街の人々と接し、標準英語から「はずれた」黒人英語のシンタクスに開眼、さらに時代、場所、社会によってまったく異なる現れ方をする英語の諸相を踏破していく。その体験は、ことばの多様な現れに対する興味という次元のものではなく、ことばと意識との関係に関するより根源的な認識に繋がるものとなっていた。スタインは、言語の多様な現れ、そして言葉使いの違いが語るメンタリティの違いを踏査するなかで、ついに「ことばと意識の流れは一致していない」ことを発見する。

多様な言語の間の違いは、もちろん興味の尽きないテーマである。だが、そうしたいわば英語平面における違いを踏査するうちに浮かび上がってきたのは別の次元のズレだった。標準英語と黒人の英語は違い、時代、場所によって言葉は違う。だが、たったひとり人間が自分の言葉で語っている時でさえ、言葉と意識とは一致していない。自分の母語と言いうる言葉、隔たりのない言語の経験のただ中にさえ、ある隔たりが横たわっている。「どこにおいても、ことばと感情の流れはけっして完全に一致することはなく、そこには解決できないギャップがありつづける」。

さまざまな言葉のむこうに、スタインは最後まで消えないこのギャップを探り当てたのだときょんみ氏は書いている。だが、感情、情緒は言葉と不可分ではないのか、そこに圧着しているのではないのか、その言葉がなぜ感情に対してズレ得るのか。

人は自分が生まれついた特定の時代の中で、ある「話し方」で話し、ある見方で世界を見ている。世界はだれが見ても同じように「自然に見える」ものではない。世代が変わればものの見方も変わるだろう。自分自身の話し方、世界の見方のなかに安住していられるとき、自分の世界がすなわち世界であり、それが全部だと思えるかもしれない。自分自身と自分の話し方の間の隔たりを感じることもないかもしれない。それでも自分が世界だと思っているのはいつも、世代ごとに異なる「舞台の劇」なのだ。自分たちはその自覚なくしてある特定の「劇」の中にいる——「そう、ひとは世代によって決められたものの見方、話し方を演じてるのだ。それは本当のじぶんなんかではない。」

日常を覆う意味的な秩序によって維持されている現実の現実性を、一つの「劇」と認識すること。自分の内に隔たりを感知し、自分自身が一つの指定された話し方で劇を演じていることに気付くこと。さらに、目の前の人の演じている役ではない本当のひとの存在に気づくこと。スタインが求めるのは、そうした違和の感覚なのだという。「スタインが見出してしまうのは、どんな場所においても、かならずそこに、その場所、その時代の話し方、生活のスタイルにおさまりきれず、違和されている精神の働き、感情の動きが存在することなのである。」

² ぱく（2004）所収

3 違和の精神

違和の精神は現在の現実認識に「おさまりきれない」ものがあることを告げる。それは現実に現実性を与えている言語の秩序に抗する形でしか見出されず、日常平面にあって発動するわけではない。だが、たとえばピカソは、端的に「はずれた見方」を描いた——知られるように、ピカソには「ガートルード・スタインの肖像」がある。芸術家は「世代の見方」ではない、ほかの見方を手に入れる。スタインはというと、「ことばのはずれ方（間違い方）」に目を向けた。芸術家はひとびとの従う生活のスタイルに違和を感じ、微妙な変化を感じ取る。生活の場面においては、芸術家は精神病者と同様に不適格者となるかもしれない。

聞き取れないほどかすかに遠い地鳴りがする。微妙であるが確実に変化が起こっている。人々はそれに気付かず、昨日と同じ話し方で話している。だが、そのずれが一挙にあらわれてしまうことがある。それを、スタインは「戦争」と呼んだ。「戦争」の予感、なんということもない日常のやり取りのなかに、ふいに立ちあらわれる。「スムーズに流れることばのリズムが瞬間立ち止まってちぐはぐさを感じさせたり、言いよどむようにひととことに言葉が結ばれてしまうときなど、(略)はっきりとなにかが起る、起りつつあるという変化の予感を感じさせてしまう」。

どうということもない日常のやり取り、ルール通りの言葉の流れのただ中で、ふいに言葉自身がみずらかに対して違和を感じたかのように滞る。当のことば自身がためらいを示すかのよう。語られていることばへの違和が漂い、そこに、なにかの予感、戦争の気配が漂う。……翻訳者は内容よりも、話し方をつかまえる努力をすべきだときょんみさんは書いていた。そのような翻訳者とは、話し方に耳を澄ませて、そこに「戦争」の気配を感知する存在、変化の予感を感じ取るものの謂いだったのかも知れない。

「いまここで繰り返されている日常はいつか終わってしまう劇にすぎなくて、じぶん自身もある役を演じているかもしれないという漠然とした違和感」が漂う。現在を終わりのある劇のように感じることとは、カタストロフの予感のなかで、この今も徒労であるということの意味するのではない。大切なのは、この感覚のなかから解放的な潜勢力が逃げて行かないようにすることではないだろうか。現在のただ中に違和を感じる力、それは「現在のなかに未来をかんじとってしまえるような」新鮮な人間の精神の力なのである。

認識のほころびが現れる一瞬がかならずあり、それが詩の在りかを指し示しているのだと、ぱくきょんみ氏は書いている（「詩という経験にもぐりこむ」³）。たとえば英語の詩を日本語に訳していくとき、そこで訳せないものにあたったら、それが詩という経験の入口となる。英語・日本語の間だけではない、言語のあいだに立ったとき、それはかならず経験できる。母語にほぐれないものから抽出されるのが詩という経験であり、詩とは、生の認識の綻びや淀みを手繰り寄せること、ことばがひらく世界の実感を何度も取り戻すことなのだ。

II 崎山多美さん 文字の中に声を

1 口ごもりの場

崎山多美氏は自分の文学の出発点にあった「書きだすことへの羞恥とある種の嫌悪感」（「シ

³ ぱく（2004）所収

マ巡り断章)』⁴、あるいは言葉を発することにつきまとう「羞恥と罪悪感」(「届けられた声」)⁵について一度ならず言及している。「現在でもそれはある」という告白である。こうした矛盾はすつきりと説明され難い質のものであること、それ自身が書くことに折り返される重層的なプロセスであることを、崎山氏自身の文からうかがうことができる。

「あの頃、私はある状況の下で口ごもっていた。たぶんあの時代を生きる沖縄の若者の誰もがそうであったように。復帰前の沖縄の政治的抵抗運動の渦の中で、一見声高に拳をふりあげていた者たちも、いや彼らこそが内部的には誰よりも引き裂かれた口ごもりの状態におかれていたと私は感じていた。文学も思想も生活も、人々の生き方そのものが直接的に政治の困難に晒された時代だった。」(「届けられた声」)

復帰前後の沖縄は、「詩人だらけ」といいたくなるほど、みな詩を書いていたという。そして、それは氏自身の文学の出発点といえる時期に重なっていた。「届けられた声」というこの文章は、この頃の沖縄の「どもるように難解な詩を書く詩人」たち、「時代の空気に閉じこめられ口ごもっていた詩人たち」、そして、溢れだすイメージと思いがあるのに、自分の言葉がどこにもない、今こうして話している言葉さえ日本語という他人の言語だと呟いた「書かない詩人」である友人に宛てたオマージュとなっている。ぱくきょんみさんは、思いと言葉が一致することはない、と書いていた。ここにも、その隔たりを痛みとともに感受し、書くことに深く傷つく者がいて、そこから生まれる言葉がある。⁶

崎山氏の場合は、さらに「閉じられた個人的な」困難が重なっていた。西表島で生まれ、一四歳までの期間をそこで過ごした崎山氏は、そのころの言語環境に触れている。島の西部の入植地であるその集落の言語環境はというと、家の中で両親が宮古コトバを話し、隣家からは鳩間コトバや祖納コトバが聞こえているという多声的多言語的なものだった。氏の読者であれば、後に書かれる文学のなかにこうした言語的な感応の体験が流れ込んでいくことになるのを知っているが、しかし、幼少期のこうした生活言語空間から離れ、本島での方言混じり標準語圏に参入した時、崎山氏はやはり口ごもりの感覚に襲われなければならなかった。ことばを発することについて回るわだかまりは、「羞恥と罪悪感」として意識された。

「罪悪感とは、それでも人並みに標準語を使いこなそうと志向することで言語表現を獲得してゆかねばならなかったことへの、後ろめたさであったように思う。方言と標準語の二重言語生活を強いられたウチナンチュの、誰もが抱えていたであろうその言語の心理的金縛り状態は、現在も私の中には逃れがたくある。」(「届けられた声」)

崎山氏の言葉は依然として口ごもりの中にあるという。その口ごもりの場とは、沖縄の詩人たちの吃音と寡黙の系譜、そして「書かない詩人」の痛切な思いもまた層々と積み重なった場であったかと思う。そして、それは崎山多美の文学活動と不可分であり、複雑な形で沖縄における小説がなおも政治的でありうるための条件そのものですらある。

⁴ 崎山 (1996) 所収

⁵ 崎山 (2004) 所収

⁶ 岡本恵徳も「沖縄に詩人が多い」といわれる由縁を、沖縄の人たちの寡黙と吃音の内に解きほぐし、強制されて身に着けた日本語で語ること、沖縄の政治状況のほか、沖縄戦の経験がそれじたい言葉の尺度を超えていたことを上げている(「沖縄になぜ詩人が多い——「寡黙」と「吃音」と」岡本 (2007) 所収)。

2 「声」と「言葉」

口ごもることから書くことへ。このことを考える前にもうひとつ、ごく短い文章だが、書き始めることへの「羞恥とある種の嫌悪感」、そして書くことの始まりをめぐるきわめて繊細な回想に触れておきたい。

一九七〇年代半ばに「シマ巡り」を重ねていたころ、崎山多美は波照間島に赴き、島に伝わる節祭の知識を得ようと旧家の老婆を訪ねた。「肩掛けのバッグには小型のテープレコーダーと筆記用具もしのびこませて」、調査研究の身構えを整えていたのだが、結局、その目的を老婆に打ち明けることができないまま、その家を辞すこととなった。

「そうせざるをえなかった自分の行為を辻褄を合わせて伝えるのには抵抗があるが、静かな存在感を湛えていた老婆の姿が自分を取り巻く現実をふっと消し去った瞬間があって、その時間を少しでも持続させたいという願いが私に起ったということはいえる。余所者の気まぐれな訪問にも不審な表情を見せることもなく、過剰な歓迎をするでもなく、老婆は、開けた戸の隙間から入って来た風を招き入れる、とでもいう目で私を見ていた。いくらかのろのろした動きで縁側にお茶を運び、それを二人ですすりながら過ごしたあの時間が、現在の私の生活の中で遠い夢のように、だが明瞭な輪郭で浮き上がるとき、書いていいよね、おばあ、という独り言となって私を励ますのだ。」(「シマ巡り断章」)

「私」はバッグの中のテープレコーダーと筆記用具をついに取り出せない。つまり書き始めることが出来ない。そして、記憶のなかのその時間が「書いていい」という励ましへと繋がっている。書けないことと、書き始めることと、これもやはり辻褄の合わせ難い二律背反の位相だが、それがそのまま「遠い夢」の場面に揺曳している。ここが「コトバの生まれる場所」であり、おそらく崎山多美の文学は書かれた文字の行間のすべてに、この夢の時と空間を漂わせている。

私密的な回想であるこの場面の特異な感触に触れようとしてのことだろう、仲里効はこの場面によせてジョルジョ・アガンベンと言う「インファンティア (幼児期)」、書くことの始まりを可能にする経験に言及している (仲里、2012)。幼児のようにいまだ言語活動をもたない状態、しかしながら言語活動「以前」というようにクロノロジー的な位置づけのできない状態、常にすでにそれを前提していなければ言語活動が成り立ちえない状態、それがインファンティアである。単に人間であることと言語活動を持った存在であることとの間には、ある断裂、ズレと裂け目が走っており、歴史を書くことも、物語を紡ぐことも、そこに発し、そこに根ざし、それがなければ成立しない口ごもりの場があるのだ (アガンベン、2007)。だとすると、発せられた言葉、書かれた歴史、そして歴史的存在である人間は、その内におのずとこの沈黙を目に見えない痕跡として宿らせているのではないだろうか。——さきに私たちは、詩語それ自体の翻訳性を開示してみせたばくきょんみさんの思考に沿って、言葉のうちの隔たりなき隔たりの感触を学んできたのだが、ここでゆくりなくもその断裂に再びめぐりあっているように感じられる。

ところで、アガンベンにとって、言語活動の存在理由をめぐる問いは、政治の問いへと通じる不可欠の回路である。この思想家は「声」と「言葉」の間の分節を、常に政治学の根源に位置づけてきた (アガンベン、2003)。人間=動物は、自己のなかの「声」を排除すると同時に保存することで「言葉」を持つ「人間」となり、同様に人間=動物は、動物一般の剥き出しの生を「例外」として排除することでポリスの秩序の内に居住する「市民」となる。単なる生きものが言語活動をもつことは、単なる生きものが政治的秩序の中で生きることに対応しており、「声」と「剥き出しの生」の排除と包含こそ、政治あるいは国家権力が組織される場なのである。しかし、自

らの存立を問うことを止めない文学、「言葉」に参入するときの滞り、口ごもりが文学言語の始動と不可分であるような文学は、それでも「声」の痕跡になることができ、この意味における政治の問いをおのずと発していることになるだろう。

たとえば『人類館』はどうだろう。この芝居は開幕冒頭、ある生を「人類」の内に例外として排除しながら包含し、展示される標本・見世物にする「人類学」の枠組みを諧謔に満ちた台詞のなかに映し出している。そして「人間」を解説する人類学者の「言葉」は、バンジャーイを「言葉」ならざる「声」として排除しつつ、「声」を「言葉」へと調教するだろう。「言葉」による意思疎通が共同体の基盤である以上は、「言葉」に参入しないものは国家共同体の正規メンバーたりえないのだというように。この芝居は、身を切るようにして「政治が組織される場」を演じてみせ、告発と自己別決を一挙に行うことで、ポリスの秩序の上にそのプロセス自体を折り返す。三人の男女が演じるように「声」が「言葉」の内に消去されると同時に保存されているのなら、依然として文学言語は「声」の痕跡となりうるだろう。掌握された意味の世界の秩序に抗して、これを揺り動かす何かをひびかせることだろう。文学が「声」と「言葉」の分節の関係を掻き混ぜながら再演するとき、その文学は根源において政治的である。

3 「くりかえしがえし」

テープレコーダーや筆記具を取り出せないこと、記録の機材に関わるある種の書き方をしないこと、できないことが、「遠い夢」の時空をくぐって書き始めることへの通路に転じていく。それ自体が口ごもりと齟齬にみちた経験だが、この齟齬こそ沖縄で書くことに固有の文学性を開く場に他ならない。繊細な上にも繊細なこの夢の通り道にあって、書くということには少なくとも二重の位相があることになる。

崎山多美の言語的世界は、絶え間ない波の音、たえずゆらめきうねるものに関わるが、それは書く文字だけに頼る小説の表現のなかでは逆説的な要求となる。固定し記録し、写し取り定着させる文字のなかに、なおも声をこめる欲求をおさえられない作家にとって、声を凝固させる機材、記譜法と文学言語との関係が常に念頭から去ることはない。たとえば『南島小景』の中で、先の「シマ巡り断章」と隣り合わせになったエッセイでは、「カメラ」の失効に触れている。「私」は学生時代の友人の住む宮古島を訪ね、二人はバチ当たりなことに、秘祭の行われる杜に入った。友人は、一時、民俗学の研究者を目指していたが、事情あってそれを断念、だがこのとき彼女の姿には民俗学への意欲を失っていない様子がうかがわれ、「私」にはそんな友人を応援する気持があった。友人は、薄暗い杜を撮影したが、しかし後日、写真を焼き付けてみると杜の写真についてはどういうわけか全部ダメになっていた、というエピソードである。

最初の作品集の表題作「くりかえしがえし」の語り手もまた、同様のカメラの経験を持っている。記録すべき島の植物にカメラを向けるが、結局、撮影を断念せざるをえない。

「誰の目にも触れられることなく長い間ひっそりと生えていたクサトベラが、突然の人の視線に身をよじらせわたしを招き寄せるようだ。このひそやかな感触をわたしはカメラに納めることができるだろうか。／キャップを外した。レンズを通すとクサトベラの動きが静止して見える。構図のせいだろうか。(略)だが、風のそよぎはあるのにクサトベラは先ほどの揺らめきを伝えてはこない。カメラを下ろした。と、クサトベラの枝葉はさわさわと小刻みに首を振る。」(崎山、1994)

「孤島夢ドゥチュエムニ」のカメラマンの男も撮影に躓いていた(崎山、2017)。『うんじゅが、

ナサキ』のシマ巡りをする「わたし」もそうである。「わたし」の肩には、メモ帳とボールペン、そしてカメラの搭載された携帯を入れたバックが掛かっており、テープレコーダーは持たないまでも、このいでたちで出発した以上は記録の逆説を経験しないはずはない。奇妙な男女に誘われ、海端で「ジラバ」を踊ったわたしは、海の向こうから迫ってくる破局の予感のなかで、ある切迫感とともに携帯のカメラを起動するが、彼等はそこに映らない。あるいは、Q村入口で声をかけてきた野球帽のワラビは、ノートやペンは「持って行かんほうがいいよ」と「わたし」に忠告したのではないか（崎山、2016b）。シマ巡りで出会うものたちは、「くりかえしがえし」の島がそうだったように、記録装置からすり抜けていく。エッセイと小説とを問わず、崎山のシマはカメラをこぼみ、レンズを向けるやいなや動きを止めるのだ。にもかかわらずこのシマについての「物語」を語ってみたいという消し難い衝動とともに語り出される「くりかえしがえし」もまた、書くことの二つの意味をめぐる「物語」となっていくだろう。

物語の語り手となる編集者の女性は、父親の故郷であり、かつての恋人があるこだわりをもっていた「保於利島」の「資料集成」を刊行すべく、その編集作業に没頭している。そして、島出身の民俗学者・本村は、この本の中軸となるべきは島に伝わってきた秘祭の実態を書こうとし、また書くことに逡巡する。

書かれるべきこと／書き得ないこと、この逆説の中心に置かれているのが「トゥンチャーマ祭祀」——かつてこの島で年一度、秘密裡に行われていた非公開の秘儀であり、その実体を明らかにしようとするのは島人のタブーに触れることになる。祭祀の所作のひとつひとつが「シマの始原を再現するもの」であり、島人は年に一度、来訪神との交合の儀礼を演じることで自分たちの誕生の場面を反復し、いくたびも再生することを祈念してきた。この祭は自らを閉ざすことによってその生命力を保ち、またそれを守り続けることで島は存続してきたのだが、島が無人化した今、その祭祀も消滅し、伝承を残すのみとなっている。

なぜ、島は衰微し、無人化に至ったのか。これに先立って、島出身の民俗学者である本村が、秘儀や神話を採録していた。彼の研究が可能になったのは、秘儀を執り行い伝承すべき神役の後継者である七美との仲を利用してのことだという悪い噂も付け加わっている。研究者のまなざしが島の禁忌に触れたがために、島は急速に廃れていった、ということになる。

とはいえ、本村が消えゆく祭祀を記録し、保存しようとしたのは、すでに無人化の兆しを見せていた故郷の島をどうにかしなければならぬという彼の危機感、焦燥感があつたためでもある。同様に、情報提供者となった七美も、学者以上に鋭くシマの運命を見通しており、それゆえ本村の説得に応じ、自ら禁忌を破って秘儀の口述を行ったとも考えられる。祭祀を記録することがそれを保存するための道であり、だが記録した瞬間にそれは消えてしまう。この逆説を構成しているのは、神事に関わる禁忌だが、それは同時に「文化を書く」こと、記録することの構造そのものである。

写真家の比嘉康雄は、一二年に一度の大祭イザイホーはじめ久高島の祭祀に立ち会い、その記録に成功している。真に事件と呼ぶべき事件であるが、この経緯について論じた仲里効によれば、それは記録することの意味に根源的に晒される事件でもあった。比嘉康雄は、秘儀を写真で「記録」することは、「際に立つ」ことだったと表現している。イザイホーやウヤガンのような祭祀は閉ざすことによってその生命力と純粋性が保たれて来たが、しかし、近代化の波はその秘められた生命力を変容させていく。そして、そのことをなにより鋭敏に感じ取っていたのは祭の中心にいた神女だった。彼女らが消滅を予感することなくして、祭を記録へ向かって開くことは在り得なかったことだろう。ぎりぎりの局面で神女と写真家の間の信頼関係が成立し、すなわち「記録」が成立した。比嘉は「早くてもダメ、遅くてもダメだった」という。早ければ、つまり祭祀

が、いまだその生命力を保っていたとしたら、余所者が祭の場に立ち入ることなどはできるはずもない。逆に、遅ければ……。この時間性は単純なものではない。「いまだ」と「すでに」の間にはなんら保証された時など存在せず、祭祀の記録は「際」と表現する以外にないその時間性の内でのみかろうじて成立しえたのだ。仲里効は「記録」のアポリアと、この一回的であり奇跡的である昇華について次のように述べている。「カメラは対象を暴き、さらす。要するに暴力的なのだ。だが、その暴き、さらすカメラの属性を神女たちとの揺るぎない信頼によって、記録というクリエーションに変えたのだ。」(仲里、2009)

「保於利島」にあっては、秘儀を外部に洩らした神司・七美は島から追放され、祭祀はシマと共に衰滅していく。一方、保於利島周辺には、祭祀をかろうじて「保存」した島もあった。ただ、それは観光の呼び物となっていくうちに、見世物的な要素の強い部分が突出し、すっかり変質してしまっている。この場合、祭りは保存されたといえるのか、いえないのか。暴き、さらす。カメラに象徴されるこの暴力性は、カメラにのみ帰属するわけではなく、また、こうした商業主義の暴力に還元されるわけでもない。内的な文化の存続／変形をめぐるメカニズム、そこに胚胎される逆説を一般化するなら、それは記録者、観察者の位置にともなう逆説だといえよう。

純粋な文化の姿を見ようとしても、見るという行為は見られる対象にながしかの変化を与えずにはおかない。インフォーマントもまた自らを意識する瞬間にはやそれ以前の存在ではなくなっている。また、こうした人類学的な知の枠組みそのものによって、観察者は観察することで対象を対象化し、外在化し、同時にそこから自らを遠ざけることになるだろう。記録した瞬間、記録するということ自体が、自らを書かれた世界の外側の観察者の立場に置き、外部者にしてしまう。こうした構造が記録、観察にはついてまわる。民俗学者本村は、島の外からやってきた余所者では必ずしもなく、島の将来に危機感を覚える島の出身者だが、祭祀を採録したときに、彼は居場所を見失っていったかのようなようである。

沖縄のある世代の作家にとって、沖縄の神話、霊魂、ユタ、女性の文化を掘り起し、書くことはむしろ沖縄文学の課題であり、その可能性を広げることとして積極的な意味を持ち得ていた⁷。だが「くりかえしがえし」にあって、その可能性は自明ではない。神話空間を書くことに逡巡し挫折する物語は、「文化を書く」ということ、そして観察者の位置そのものを物語の中心に書き込んでおり、文学の基底だった語るということがここでは文学の主題の位置に置かれている。この作品だけではない。崎山多美の文学は、書くことの根柢を問う文学、文学とは何かに関わる文学なのである。

4 声の譜面と譜面の声

ことシマウタの好みについてはかなり「うるさい」と自ら認める崎山多美は、ウタについての手厳しい批評を書いている⁸。鳥唄が味気なくなったのはいつからか、なぜなのかと追究の手を緩

⁷ 大城立裕は自作についてこう書いている。「『亀甲墓』で書いたのは沖縄人の死生観である(中略)小説のなかで登場人物たちはお墓のなかと外とを自由に出入りするが、これはこの世とあの世とを区別しない死生観を象徴するものであって、日本神話のなかでヨモツヒラサカにおけるイザナギとイザナミの行動でそれは象徴されているのである。つまりこの作品は本土ですでに失われた象徴を沖縄の風景から拾い上げることが可能であることによって、日本神話の世界(深層文化)をあらたに発掘したことになる」(『沖縄文学の可能性』鹿野(1987)より再引用)。なお松下優一は、沖縄に「失われた日本」を見る民俗学的視線は、沖縄を日本と「同祖」の関係に引き入れ、併合の強制性を覆い隠すべく機能していたが、このイデオロギーを折り返したところに「沖縄文学の可能性」が見出されたのではないかと指摘している(博士論文『〈沖縄文学〉の社会学 大城立裕と崎山多美の文学的企てを中心に』)。

⁸ 「失われた音を求めて」「制度の中の芸」「工工四」どおりのワナ(崎山(2004)所収)。沖縄の芸能の制度化について述べたこれらの文で、崎山は芸術はあらゆる制度性から自由なのではなく、逆にあらゆる芸術はなんらかの制度の影響を受けずにはいられないという見解に立つ。このとき「制度のあり方

めないのだが、これら一連の文章は作家の言語意識の観点からも注目すべきものとなっている。

琉球古典音楽は、古来口伝で傳承されてきた。これを譜面化した研究者の功績を評価して、崎山はこれを「偉業」と呼んでいる。古典音楽、舞踊の今日的な隆盛を下支えた点でも楽譜「工工四」の貢献は大きい。そう認めたいうえで、崎山氏が指摘するのは、譜面が教本として流布したところに発生した問題である。もとより口伝であった歌三線が譜面化（記録）されたことの意義とは、まず第一には音楽研究のためだ。教本として使用するにせよ、譜面はあくまで初学者の記憶の手立てとして、参考としての位置づけでなければならない。ところが気づいてみると、音声と譜面の関係は転倒していた。

調査の結果、多くの譜面のなかには、歌と三線の音楽的なルールに反するものが散見されたという。譜面に不備があった場合、それを忠実に演奏し、歌ったらどうなるか。問題は、譜面の誤りではなく、なぜ演奏家たちがその誤りに気付かずに演奏してこられたのか、である。譜面が権威となって、そのとおりに修練する。コンクールで賞をもらい、免許を与えられ、その芸が門下生に伝授される。唄が芸術文化として制度化され、反復可能な教育制度に適合させられるプロセスで、「声」は第二次の「声」となっているのだ。唄が譜面のように唄われ、ゆらぎうねる声と音とを見失う。音楽が面白くなり、なにかが失われたが、それでもたしかに「声」をもって歌う者には失われたのが何であるのかわからない。

声の譜面から譜面の声へ。この逆流が進行するそのただ中では、失われた「声」の回復、というテーマも転倒し、錯綜するが、そのことに崎山多美は十分すぎるほど自覚的だ。声の復権というテーマは、かつて「文字」という分析的視線に汚染された近代人の、失われしものへのノスタルジックな身体性の回復劇であったが、映像と声のメディアに席卷されたこの時代にあっては、むしろ書物の復権を叫ばなければならないのかもしれない。崎山はそう書いている（「〈音のコトバ〉から〈コトバの音〉」⁹）。なるほど、初音ミクの歌声に倒錯できる私たちは、第二次化した声の隆盛の時代を生きているのだろう。私たちはアウラの衰退のその先にまでたどり着いた。

ただよい、ゆらぎ、うねるもの。その声が譜面に写しとられ、逆に写しであったはずの譜面に声に従う。映像メディアの日常への浸食によって、表象と現実を錯覚するように、表象にリアルが吸い上げられ、私たちは転倒した声に倒錯できるようになる。アリストテレス以来の長い西洋の伝統の上でなされたアガンベンの「言葉」と「声」の配置、境界線は、いまでは単純にそこに引かれているのではない。ポリスの制度化は「言葉」においてまずいったん完成し、さらに転倒した「声」において現代的な完成を見るのだ。この事態は声を断念できない作家に何を強いるのだろう。

「標準化された正しい日本語を上手に使いこなすことへの違和感と抵抗を、シマコトバのリズムをテコにあえて表明してみせること、そうすることでもしかすると果たせるかもしれぬ失われた（奪われた）コトバたちの対面。むろんこれは幻想である。今やどんな表現力、あるいは学術的運動をもってしても真正のシマコトバ（ウチナー母語？）との対面など、ありえない。それはせいぜい変形されつつ名残として伝えられるか、辞典やビデオに活字や音声として閉じ込められるかのいずれかである。そのありえぬ場面へ向けて言葉を紡ぎつづけること、その書く行為そのものの中から次の言葉をうみつづけること、私にとって書くことの意味とは、ひたすらにそういうことのほかにはないようのだ。」（「届けられた声」）

失われた真正性への回帰といえ、かつてはそれなりに収まりのよい説明だったはずである。

かんによっては本来ありべき姿を歪められ、時に、抹殺の憂き目に遭ったりするのも、ある意味で戦争の記憶と同じ」だと加えていることに注意したい。

⁹ 崎山（2004）所収

だが、制度化の更新、巧緻についてことのほか鋭敏である作家はそうしない。ここで読み取っておくべきは、そんなものは幻想だと断言するときの切断の強さの方である。辞典やビデオは「声」を標本にすることで「言語」の内にそれを保存しつつ排除する、というのだ。失われた声への回帰など「ありえない」。が、その「ありえぬ場面」へ向けて書く。これは、すでに遅すぎ、いまだ早すぎる「際」の時への賭けにも似ている。通常の時ではない、文学の時間を創出しなければならない。

崎山は「シマクトゥバ」の保存継承をうたう「励行運動」の類に対しても、それは良いことであり、必要なことでもあると認めたいので、なおそこから一步距離を置き、その一步の隔たりを、「シマクトゥバ」ならぬ「シマコトバ」という表記の内に書き込んだ。「シマコトバ」は音としてはシマクトゥバではない（崎山、2016a）。もとあった言葉が失われつつある状況で保存の運動が起るのは当然だが、マスコミ、行政、アカデミーを上げての励行運動が、対日本の抵抗意識のもとで「シマクトゥバ」を特権化したり権威を与えたりすることに向かうなら、そこには違和感を覚えるというのだ。自分が「シマコトバ」について語るとしても、「ローカルカラーをタテにあらぬ権威づけを」するつもりは全くないと断っている（崎山、2002）。

対日本の意識とは逆に、ヤマト古語を色濃く残しているとされるオキナワ語の特権的立場を主張し、その保存、育成の必要性を説くという柳田国男以来の認識があるが、崎山多美はこちらに同ずることもない。日本語と沖縄の言語との狭間で葛藤を続けてきた書き手たちは、日本の古層を任じる特権性に依拠して書いてきたわけではないからだ。その逆である。「権力のコトバたる標準語に擦り寄って自己表現をせざるをえないことへの異和感、屈辱感、しらじらしさ、ぎこちなさ、空虚さが、沖縄の書き手たちを日常語であったシマコトバへと向かわせたのではなかったか。」（「コトバの風景 〈アップ〉と〈アンナ〉と〈オバエ〉の狭間で」¹⁰）

標準日本語には、それを上手く話す者に市民、国民の資格を与える政治言語、ポリスの言語という資格が付与されてきた。こうした政治言語に包摂されつつ排除されてきたのが沖縄の「声」の経験であり、またその「言葉」と引き換えに消滅の危機にさらされ大きく変形しつつ現在残されているのがシマの「声」である。だとしたら、それを保存継承する運動が、ひとつの言語に制度的な権威を付与する身ぶりを疑似的に再演するわけにはいかないはずだ。シマクトゥバがポリスの「言葉」の政治的権威をなぞるようにして自らに権威を付与し制度化していったとき、「声」は「言葉」に圧着し、「声」に残された最後の場所さえ失われる。

沖縄の詩人たちは常に、文学言語としての日本語と自身が身体化している地域言語との乖離を生きてきた。「声」と「言葉」の間の境界線は、まず第一にはここ、沖縄の言語と日本語との間に引かれている。だが、境界線はそこにだけ引かれているのではない。譜面通りに上手く唄うとき、あるいは制度化された「言葉」の振舞いをなぞりはじめるとき、「声」は第二次の「声」となり、そのときにこそ「言葉」の体制は高次の完成を見るだろう。そして「私たち」は、自分の「話し方」に違和を覚えることがなくなり、「声＝言葉」に倒錯できるようになる。すなわち「人間」に倒錯できるようになる。

「シマクトゥバ」保存運動へ違和。これはきわめて微細な領域なのだろう。「シマクトゥバ」と「シマコトバ」はあるレベルで同じ言葉かもしれない、「言葉」と「声」、「声」と第二次の「声」も、そうなのかもしれない。その間隙は目で見て見えるような隔たりなどではないだろう。ただ、違和を感じる瞬間に、ふと亡霊のように立ちあらわれる何かのことを「声」と呼ぶほかない。言葉の内に隔たりのない隔たりを感受し、違和を持ちこたえるのでないならば、「ありえぬ場面へ

¹⁰ 崎山（2004）所収。

向けて言葉を紡ぎつづけること、その書く行為そのものの中から次の言葉をうみつづけること」のための文学的な時間を創り出すことなど出来がたい。

5 声を聴くこと

「言葉」にも、また「譜面の声」にも倒錯できない者は、時ならぬ「声」を待ち、それを聞こうとするだろう¹¹。意味の秩序のもとにある言葉の経験、そのみが思惟を促すのではない。意味ある言葉の次元ではなく、意味化を可能にするような声の経験のなかにこそ、次なる思考が潜在状態ですでに存在しているのではないか。

二〇〇七年の秋、岡本恵徳批評集の刊行に合わせたシンポジウムで、崎山氏は氏の大学時代の恩師でもあったこの思想家の文章について発言した¹²。氏は、書かれている内容、テーマ、時代、思想については他の発言者に任せ、自分は岡本恵徳の文が何を主張しているかより、そこに至るまでのうねり、語りについて考えたいと前置きしていた。文体、それのみに言及する発言だったのだ。崎山氏は、思考しながら、結論のみえないまま、波にのるように書いていく岡本の文の魅力を引き出していった。「偶感」のように時代状況をふまえて書いているときでも、迷いやとまどい、立ち止まりがその文章の中にあり、黒を黒と断定することによって、みえなくなるグレーの部分で岡本恵徳は確認しようとしている。文字を聞くように読む崎山氏のこの読み方こそ、岡本恵徳という批評家の思考の核心に触れる方法だったということ、私はそのとき虚を突かれる思いで気付かせられた。行きつ戻りつする長くうねった文章は、たしかに、岡本の思考の質を決定している。

「月や、あらん」¹³、『クジャ幻視行』の連作は、声を聞くことの物語、聞こえるところにたどり着くまでの細い通路をさぐり、時に挫折し、別の通路に迷い込む物語ではなかっただろう。遺棄され歴史の外に追いやられた存在が「言葉」と「声」の間の深淵で声にならない悲鳴を上げる。その「声」を聞くことは、聞く者を深い部分で変容させずにはすまない。それは言葉を持つ動物＝人間である私たちの潜在態に降りていくことなのだから。

「月や、あらん」の編集者、高見沢了子は文体を聴く才能、というより神経系を身に着けている。フリーライターを名乗る若い男の持ち込んだドキュメント『泥土の底から——あるホルモンの叫び』の原稿を読む間、読む身体がなめらかな文体から透ける空洞感に反応し続け、文字をたどる間中、高見沢了子の神経を「キュヒヒー」の音が引っ搔いていた。立ち止まらせることなく読ませてしまうライターの流麗な文体と、「従軍慰安婦」とされた自分自身の体験を語る語り手の口からその自分に向けられた蔑称が発せられたときの不連続感が、「コトバの背後に潜むミゾ」を際立たせていた。かろうじて痕跡として残された「声」とざわつきを消去した「言葉」との落差に反応する「キュヒヒー」のノイズ。それは、「声」を排除しつつ包含する「言葉」を問い直し、言葉を持つ人間とボリスの秩序そのものを宙吊りにしてしまうノイズでもある。だから高見沢了子は「声」を求める細道へと自らを押し出さなければならなくなった。「声」は聴き手となった者の中にただならぬ混乱を引き起こすことだろう。

「チョオセえーン、ピーー、チョおーセン、ピーー、ぱかに、しーるナツ」「ほまへー、リュウちゅうドージン、もホおーッと、キータナイツ」。老女の声は日本語の言葉の内に声を響かせる。その聴き手となった高見沢了子は、身もだえ、鞭うたれ、「ツーカーイ」さに転げまわるのだが、そ

¹¹ 他者の声を聴く・聞くというテーマについては屋嘉比（2009）、またこれを継承する新城（2010）の思考蓄積があり、また崎山多美論としては佐喜真（2015）。

¹² 「岡本恵徳シンポジウム 精神のリレー 岡本恵徳と沖縄・文学」2007年9月1日、コーディネーター：我部聖、発言者・目取真俊、平敷武蕉、崎山多美 於：沖縄大学

¹³ 崎山（2012）所収

れは聴く者に文字通り身の置き所のない経験をもたらす声、聴いてしまった瞬間どうしたらよいかわからなくなる声だったことだろう。「ピー」は、その原初の場面であって老女の声では決してない。精神を病み、自己を語る言葉を失った老女のなかに、それでも消えることなく刻みこまれていたのは、自分に投げつけられた他者の声、かつて老女を蔑んでそう呼んだ者の声だったはずである。そして心身につきささるその残酷な声を跳ね返し投げ返すように発せられた——その意味では「痛快」といえる「リュウちゅうドージン」という声は、彼女の声であるとともに朝鮮人の彼女にとって他者の言葉であったはずの日本語である。心身に突き刺さる蔑みの声に対し、最低限の尊厳を掛けて投げ返された痛快な声の内に刻まれた他者の日本語の痕跡。この言葉、この声を、いったい誰の声といえればいいのか。この場面は誰の経験、誰の記憶なのだろう。「ピー」が「リュウちゅうドージン」の声であるなら、「リュウちゅうドージン」自身の記憶であってもよく、さらには日本軍自身の記憶であってよく、日本語それ自体の記憶でもよい。もはや「老女の」記憶という所有格で、この声を囲い込むわけにはいかなくなっている。記憶や経験は私的所とは違う何かとして立ちあらわれてくるのだ。だから、声に対する第三者はいない。声を聞いた者は、ついに自分が誰なのか分からなくなり、確固たる身の置き所をうしなうことになるだろう。もちろん、まさに第三者的に明晰な「言葉」でもってこの「声」を記述することもできるだろうし、先のライターは見事それに成功したわけだ。しかし、高見沢了子はまさにその明晰な「言葉」に違和を感じることによって聴き手となった聴き手である。彼女は、琉球人、皇軍兵士の係累でもなく、まして原初の声の主でもないが、にもかかわらずというべきか、それゆえにというべきか、「言葉」を売る編集者、高見沢了子は無謀にも「リュウちゅうドージン」たらんとし、変状を生きることになる。これはなんとという声の経路、記憶の経路だろう。安定した「言葉」に違和を感じ、かろうじて痕跡として残された「声」の聴き手となった者、聴き手たらんとした者は、聴く前の自分とは異なる存在へと変容しなければならない、ということだろうか。

逆に、変容を厭うものは聴くことに失敗するだろう。「ピングヒラ坂夜行」のピサラ・アンガは、あの世この世の影のたまり場となったマチを歩きつ戻りつしている死にきらないモノの影に呼び出され、悲痛な声々を「聴くヒト」となった。彼女は聴き方をよく知っている。ごくわずかな無理解、無関心から発せられたなにげない言葉がときに鋭い刃となること、予断偏見は禁物であること、「このモノの本当の声を聴き取るためにはひたすら虚心にこのモノの心に寄り添うべき」こと。よき聴き手だったはずのアンガが、にもかかわらず致命的に聴き損なうのはなぜなのか。言葉として定着し損なった声を聴くとは、語る者の中に闇の固まりのような真実があって、それを聴き手が注意深く聞き取る、という一方向の関係に収まるものではない。少女は聴くヒト・アンガを呼び出したにもかかわらず、自分の痛みを語ろうとするのでなく、逆にアンガ自身の心に聴き、ただ思い出せばいいのだという真実を告げる。思い出すことが重要なのだ、そうすれば全てがみえてくる、と。「なんでアンガはアタシの声を聴いてしまうのか。すべては、アンガのその記憶のなかにあるってことよ」。

「アタシ」のギリギリの存在は、アンガが直視できない真実の中にこそあり、「アンガがアタシのことを思い出してくれなければ、アタシはもうどこの誰でもなくなる」と少女は訴える。真実は、それを語る者でなくむしろ聴く人の内にあり、私の真実はあなたの中に嵌入している。わたしはあなたの内の空虚な穴、意識の喫水線下に押し殺した他の部分なのだということ。そうだとすると真に聴くとは、聴き手が自身の内なる他の部分を聴き、つまりはただ思い出すこと、それは自分がそれまで理解していた自分の像を瓦解させることになるかもしれないが、それでもなお（高見沢了子のように）変状を辞さないことである。声の経験は、安定していた言葉の

秩序、ポリスの秩序の総体を揺さぶるのだから。

そして聴く人・アンガは聴き損なう。「マピローマの月に立つ影は」のワタシもまた、身に覚えのない物語を吹きかけてくるユキの声に脅迫されながら、何一つ思い出せず、永遠の不眠の夜、昼間のように明るい闇の中から抜け出ることがついにできない。聴き損ない、思い出せず、取り戻さなければならないはずの真実が深い闇に墜落していく。だがこの作のワタシやピサラ・アンガが想起すべき真実とは何であるのか、また想起すべき真実がほんとうにあったのか、ワタシにせよアンガにせよ正しい聴き手なのか、こうした真理に関わるさまざまなレベルの答えが崎山作品にあっては宙吊りのままにされている。秘められていた真実に至るという通常の物語は拒否され、かわって一連の作で問われているのは聞くこと、想起することそのものとなるのである。逆に、「見えないマチからシオンカネーが」では、綿々とグチやイヤミをあびせる「ウチ」の声を聴かされているはずの「あんた」の真実がやがて「ウチ」の言葉の中に浮かび上がり、そのとき「ウチ」の真実も露わになるだろう。「ピグル風又吹きば」では最後に、読み書きできないオバアが書いたオバア文字はあなたが解説するほかない、という真実が告げられるだろう。かくして『クジャ幻視行』の連作は、語るべき者だけでなく、聴く者だけでなく、その両者の救済と再生とが掛けられた共同作業の場所となっている。書かれた言葉の背後にひしめいている声の到来を、書かれた言葉のただ中で待つこと。それが言葉の内に声の痕跡を刻み付けずにはいられないという本源的な矛盾を引き受けたこの作家の文学を、単なる作品ではない文学活動とし、比類ない特徴を与えている。

【付記】

2016年12月3,4日、成蹊大学で「アラブ文学との対話Ⅱ 記憶声土地交差するアートワーク」と題したワークショップが開催された。本稿はその第二部である崎山多美氏、ぱくきょんみ氏の対話についてのコメントを元としている。

参考文献

- アガンベン、ジョルジョ（高桑和巳訳） 2003年『ホモサケル 主権権力と剥き出しの生』東京：以文社
- （上村忠男訳） 2007年『幼児期と歴史 経験の破壊と歴史の起源』東京：岩波書店
- 岡本恵徳 2007年『「沖縄」に生きる思想 岡本恵徳批評集』東京：未来社
- 鹿野政直 1987年『戦後沖縄の思想像』東京：朝日新聞社
- 佐喜真彩 2015年「「他者」を聞きとるとのこと 崎山多美における音の考察を通して」『言語社会』第9号：77-91
- 崎山多美 1994年『くりかえしがえし』東京：砂子屋書店
- 1996年『南島小景』東京：砂小屋書店
- 2002年「「シマコトバ」でカチャーシー」今福龍太編『21世紀文学の創造② 「私」の探究』東京：岩波書店
- 2004年『コトバの生まれる場所』東京：砂小屋書店
- 2012年『月や、あらん』沖縄：なんよう文庫
- 2016年a「シマコトバでカチャーシー」『立教大学日本文学』第115巻：2-13

- 2016年b『うんじゅが、ナサキ』福岡:花書院
- 2017年『クジャ幻視行』福岡:花書院
- 新城郁夫 2010年『沖縄を聞く』東京:みすず書房
- 仲里効 2009年「際に立つことの哀しみ 比嘉康雄の原郷」『フォトネシア 眼の回帰線・沖縄』
東京:未来社
- 2012年「旅するパナリ、パナスの夢——崎山多美のイナグ」『悲しき亜言語帯 沖縄・
交差する植民地主義』東京:未来社
- ぱく きょんみ 2004年『いつも鳥が飛んでいる』東京:五柳書院
- 屋嘉比収 2009年『沖縄戦、米軍占領史を学びなおす——記憶をいかに継承するか』神奈川:世
織書房

女の日常の詩学
—労働、もの、ことば—

Poetics of Women's Everyday Life:
Labour, Things, Language

中井 亜佐子*
Asako Nakai

Abstract

The “everydayness” of the modern life, “unthinking, mundane reality” as described by Lukács in *History and Class Consciousness*, is often associated with the reified state of consciousness in bourgeois society. Also, linked with repetitive, uncreative, and contingent qualities of housework, the everyday tends to be gendered feminine, as Henri Lefebvre declares that “women symbolizes everyday life in its entirety” and that women are its “active critique.” However, if women immerse themselves in everyday life so as to be the symbol of it, the question is: how can women acquire the revolutionary consciousness that enables them to perceive, theorize, and alter the everyday? How can women’s creative work such as poetry be both the symbol and at the same time an active critique of their everyday life?

This paper will examine how postwar and contemporary women poets writing in Japanese and in the proletariat literary tradition – such as Ishigaki Rin, Chong Chuwol, Park Kyongmi – have been seeking for an alternative poetic language in which they could represent and critique women’s everyday life. Particular focus will be given to the interconnections between women, their domestic work, and objects used for their work, as typically seen in Ishigaki’s famous poem, “In Front of me the Pot and Rice-Pot and Burning Flames” (1959). Whereas Ishigaki follows realistic methods to portray women’s life, Chong and Park, being second-generation Korean poets and ever uncomfortably affiliated with the Japanese language, are visibly more experimental. As a contemporary “postmodern” poet, Park argues that in poetic language, words should carefully be arranged and combined so that they cannot invoke sentiments that are attached to so-called “mother tongue.” This alienated state of language, or language as *butsu* (thing/object), becomes analogous to women’s body, labour, and their everyday life.

卵八個をボウルに割り入れ、フォークでよく混ぜ、塩を加えますが、胡椒は要りません。それをシチュー鍋に注ぎます——そうです、シチュー鍋です、フライパンじゃありません。

* 一橋大学大学院言語社会研究科 Graduate School of Language and Society, Hitotsubashi University, E-mail:a.nakai@r.hit-u.ac.jp

シチュー鍋をごくごく弱火にかけて、フォークでかき混ぜながら、とてもゆっくり少しずつ、バター 1/2ポンドを加えます——可能なら、多めよりは少なめにします。この料理の準備には30分かかります。(Toklas, 2010, 30)

料理、料理とは突然とほぼ突然ごく小さいのとすべての大きな穴のあいだの認識である。(Cooking, cooking is the recognition between sudden and nearly sudden very little and all large holes.) (Stein, 2014, 47)

I. はじめに

日常生活の詩学を構想するにあたって、まず最初に、英語圏における日常詩の実践の一例として、ガートルード・スタインの詩集『やさしい釘』を挙げておきたい。1914年に出版されたこの詩集は、一言でいえば、さまざまな日常の事物の長大なリストから成り立っている。しかし、それらの事物は静物画のように佇んでいるわけではなく、そこにはしばしば、なんらかの動きが含みこまれているようである。たとえばこんな具合に。

白い卵と色つき鍋とキャベツが落ち着きをみせて、つねなる増加。(A white egg and a colored pan and a cabbage showing settlement, a constant increase.) (Stein, 2014, 47)

列挙される食材や調理器具は、showing、increaseといった語彙が示唆するようになんらかの動きをしている。しかし、そうした動作には料理人の労働が介在しているはずだが、あたかもそれらの事物が自然に運動しているかのように表現されている。つまり、事物を使用する日常的労働と一体化しており、その労働の行為体もまた事物のなかに溶け込み、両者は分別不能なのである。

この詩の独特の文体は、スタインのパートナー、アリス・B・トクラスが書いた料理本(1954年)の文体と比較すると、その特徴がいっそうあきらかになる。「卵八个をボウルに割り入れ、フォークでよく混ぜ、塩を加えますが、胡椒は要りません。それをシチュー鍋に注ぎます」(Toklas, 2010, 30)。オムレツのレシピを説明するトクラスの記事には(文法的には命令文であるため)明示的な主語はないが、「(卵を割り入れる (break))」「混ぜる (mix)」「加える (add)」「注ぐ (pour)」といった、料理人の行為を表わす動詞は存在する。トクラスの記事は、事物をそれが日常的に使用される文脈の中に置き、それを使用する労働そのものも可視化し、かつ所要時間によって計量している(「料理の準備には30分かかります」同30)。一方、スタインの詩では労働と事物が一体化する(そのことによって、労働が半ば不可視化される)とともに、両者がともに使用価値を剥奪されたものとしての物質性を露わにする。さらに重要なことには、スタインの詩においては、詩的に異化された言語、つまり詩作品そのものが、意味の伝達という通常の言語に期待される役割を果たさない、無意味なものである。そこでは、ごく日常的な語彙が使われているにもかかわらず、非慣習的な、いわゆる「キュビズム的」な語法と配列によって、ことばそのものが日常の文脈から逸脱させられている。その意味では、もの化された家事労働(domestic work)は、詩作品(poetic work)のアナロジーにもなるだろう。『アリス・B・トクラスの自伝』で描かれるようにトクラスとの共同生活において、スタインは異性愛規範的な分業における男性家父長の役割を演じていた。スタインのブルジョワ趣味と食通(これらは彼女の詩の意味内

容でもある)は、トクラスの優れた料理の腕前なくしては成立しえなかった。詩と家事労働のアナロジーは、両者の相互関係を奇妙なかたちで問題化しているようでもある¹⁾。

* * *

日常生活は、しばしば労働の対立項として定義される。女性の日常生活がプロレタリア文学や労働者階級小説の主題となることは少ないし、主流派のマルクス主義批評が、女性が日常的に行う家事労働の表象を焦点化することもあまりない。しかし、マルクス主義に触発されたフェミニズム運動がジェンダー役割分業とその帰結としての女性の貧困、経済的依存、政治的従属と闘ってきたのと歩みを同じくして、女性の日常生活と労働を文学的言語で可視化しようとする試みは、国境を越え世代を超えて、女性文学のひとつの小さな潮流であり続けている。たとえば「戦後日本の女性詩」という文学史上はあまり目立たないジャンルであっても、そうした試みは確実に実践され、受け継がれている。いやむしろ、現代詩というジャンルこそは、女性のシャドウワークのアナロジーとしてもっともふさわしいとも言えるだろう。書き手のジェンダーにかかわらず、現代詩は文学のジャンルのなかでもとくに商業的な成功をおさめにくく、専業詩人として生活できる人はきわめて稀である。ガートルード・スタインのように不労所得で暮らしていける詩人もそう多くはないだろうから、多くの詩人は別途、賃金労働に従事するか、場合によっては家父長的な家族モデルにおける被扶養者として生活することになる。そうした状況にあって、詩を書くことは労働ではなく、余暇の営みだとみなされがちである。詩はしばしば、アリス・トクラスがパートナーや客人のために焼いた最高級のオムレツと、同じカテゴリーに属するものなのである。

本稿の目的は、フェミニズムの思想に立脚した日常の詩学をトランスナショナルに構想するためのひとつの手がかりとして、女性の日常をつづった日本語現代詩のいくつかの実践例を考察することである。戦後日本の女性詩を概括的に論じることなど筆者の乏しい知識では不可能であるが、英語文学研究者の視点から日本語の女性詩を読み、それが国境を越え、世界の他の地域のフェミニズム文学と連帯していることを確認したい。

II. 日常と労働

具体的な詩作品を論じる前に、非常に大雑把にはあるが、女性の日常生活をめぐる理論的枠組みと問題系を整理しておきたい。それは一言で述べるならば、20世紀以降の近代批判の文脈において物象化され、女性としてジェンダー化されてきた日常性にたいして、フェミニズムの批評意識が介入することによってどのような再批判が可能か、という問いになる。

1. 物象化された日常と批判意識

20世紀の社会思想において、日常性がしばしば問題化されてきたのは事実である。しかし、『歴史と階級意識』(1923年)でルカーチが「思惟を喪失した日常生活」(ルカーチ、1962、42)と呼んだように、近代の生活における日常性はしばしば、ブルジョワ社会の物象化された意識と結びつけられている。ルカーチにとっては、このような疎外された生のあり方から脱却し、真の

¹⁾ ブリオニー・ランダル(Bryony Randall)は、女性の日常労働と知的労働がともに『資本論』第一巻第三章でマルクスが算出した労働時間の中に収まらないことを指摘する。両者のタイプの労働の類似性を象徴するイメージとして、ランダルは、ヴァージニア・ウルフが『自分ひとりの部屋』で描いたジェーン・オースティンの執筆光景(共同の居間で針仕事をしているふりをしながら小説を書いている)を指摘している。ランダルはとくに日常の時間性に注目しており、スタインの『三人の女』と『やさしい鉤』の分析はランダルの日常論の重要な部分をなしている。

人間性を回復するために、プロレタリアートは正しい階級意識を獲得する必要があった。一方、アンリ・ルフェーヴルは1947年に初版が刊行された『日常生活批判序説』で、「マルクス主義はその全体がまさに日常生活の批判的認識である」（ルフェーヴル、1978、85）と述べ、近代の日常を支配する「必然の王国」から本来の、疎外されない生——ルフェーヴルにとっては、近代以前の農村共同体に近いユートピア状態——を取り戻すことこそが、マルクス主義の本来のプロジェクトであると主張している。

戦間期の日本でも、日常性の考察は社会思想のひとつの潮流となった（Harootunian, 2000）。日常で使用されるものそのものに目を向け、民藝運動を先導した美学者、柳宗悦もそのひとりである。柳は朝鮮や沖縄の日用品を収集し再評価したことで知られ、民族の枠を超えて「民衆」の芸術、社会主義の理念に根ざした日常美学を追究した。『工藝の道』（1928年）で柳は、工芸の美とはものの「用」すなわち使用価値に由来する単純さ、健全性であると主張している。

〔……〕工藝の美は奉仕の美である。すべての美しさは奉仕の心から生まれる。働く身であるから、健康でなければならぬ。〔……〕か弱き身であるならば用を果すことができぬ。〔……〕今の器が美に病むのは用を忘れたからである。〔……〕工藝の美は健康の美である。（柳、2005、34）

また柳は、工芸品をつくる職人の労働を、資本主義以前の疎外されない「正しい労働」として賛美しており、その倫理（「正しさ」と「美」）の完全な一致を目指す思想——それを妨げるのが資本主義である——は、『工藝の道』でも参照されているウィリアム・モリスのユートピア的社会主义構想に近似している²。「労働がないところに幸福はないと云い切ってよいであろう。労働が全き苦痛に沈んだのは、資本主義制度の勃興による。〔……〕正しい労働がないのが苦痛なのである」（柳、2005、73）。

さらに柳は、工芸の美は学習された美的基準ではなく「直観」によって知覚されるとも言う。だが、この美を認識する直観をもつのは、近代人である「私達」であることが前提である。ここにひとつの逆説がある。近代的な意識をもつ芸術家には工芸の真の美を再現することはできないと、柳は繰り返して主張する。一方、近代以前の工芸職人たちはたんに日常生活で使用するためのものを生産しているのであって、みずからが生産したものの美しさを理解しているわけではない。『民藝とは何か』（1941年）では、柳はこう明言している。「作る折の心の状態も極めて無心なのです。とりわけ美意識等から工夫されるものではありません」（柳、2006、23）、「彼等は美意識に悩まされずにして作る事ができたのです。美に向ってはいかに無心であったことでしょうか。無心とは自然に打ち寄せる心です。作るのではなく生れるのです」（柳、2006、75）。ものの本来の美しさはその使用価値に由来するとしても、その美を知覚されるためには、それが生産され使用される文脈を離れ、使用価値を失わねばならない。そして美を知覚するには、近代的な意識が不可欠となる。柳によれば、「今は代表的な意識の時代」である。近代以前の人びとが工芸の美を認識しなかったのは、時代が「批判の時期」に達していなかったからである。「私達はたまたま反省の時代に生まれ、意識の環境に育ちました。すべての物は見なおされるために吾々の前に置かれています」（柳、2006、52）。

柳のようなユートピア的社会主义の観点から前近代的日常の回復を志向するとき、「意識」は鍵概念であるとともに両義的にもなる。物象化された日常を脱し、「正しい労働」と「真の美」

² 『工藝の道』で柳は「工藝美論の先駆者」としてラスキンとモリスを論じているが、とくにモリスの工芸の実践については、たんなる美術品にすぎず工芸美ではないと酷評している。

を実現するためには、その正しさを理解し美を知覚することができる意識が必要であるが、そうした意識そのものが近代の所産であり、近代システムの危機から立ち上がった批判意識なのであり、近代以前の人間にはもちえなかった意識である。同じような逆説は、女の日常の表象という試みにも当てはまる。1961年刊行の『日常生活批判』第二巻において、ルフェーヴルは「女性は日常生活をその全体において象徴している」と述べると同時に、女性は日常の「能動的な批判」であるとしている (Lefebvre, 2014, 517)³。だが、この言葉を文字どおりに受けとめるとして、以下のような問いに応答を試みるのが、女性の日常の詩学を構想するための根本的な課題となるだろう。すなわち、女性が日常性のなかに埋没した存在であるとき、女性はどのようにして日常性を客観的に知覚し、理論化し、変革することを可能にするような批判意識を獲得することができるのだろうか。女性の創造的な仕事 (work)、たとえば詩は、いかにして日常生活の象徴でありつつ、同時にその能動的な批判になりうるのだろうか。

2. 女性と労働

柳の提唱する「正しい労働」の美学——あるいはより正確には、美学化された労働倫理——もまた、いくつかの重要な問いを提起している。柳によれば、工芸が美しいのは、それが労働によって生み出されたからであり、余暇の産物ではないからである。しかし、さきに見たとおり、柳が理想とする工芸職人の労働は、近代的な工場労働のように苦痛をとまなうものではない。工芸がつくられるのはむしろ、労働が生から疎外されない社会において、労働と余暇が区別可能なものとして切り分けられてない日常においてなのである。また、柳によれば、労働もその生産物も「役に立つ」から美しいのであって、貨幣との交換価値によってその美を測ることはできない。

今日よく耳にする「ワークライフバランス」という表現は、労働時間と生活の時間が確実に区別可能であることを前提としている。この場合、「ワーク」はあくまで賃金労働を指し、「ライフ」は一般にはオフタイム、すなわち余暇の時間と考えられ、また暗黙のうちに家族生活に結びつけられている。こうした考え方は、労働が商品化することによって価値を確立する世界、すなわち労働がその使用価値そのものではなく交換価値によって計測される近代資本主義体制に特有のものであり、労働（商品化された労働）と余暇がはっきりと区別できるという前提のもとにある。だが言うまでもなく、賃金労働を除いた日常生活も多くの人たちにとっては労働の場である。マルクスの労働時間からは無償の家事労働の時間は除外されているが、家事労働がまだ女性の役割とされる社会においては、多くの女性にとっては日常生活こそが働く場所である。

実際、労働は世界の多くの女性にとって、重大な問題であり続けている。賃金労働や専門職を要求することが19世紀以降の女性運動の主要なアジェンダだったから、というだけではない。皮肉なことに、しばしば賃金労働と無償労働の双方を担わされることによって、女性はある種の認識論的優位性を獲得することになり、労働の概念を批判的に検討することもできるし、「労働」と「余暇」の階層関係を転覆すること、あるいはその境界線を攪乱することも可能となる。1970年代の国際的な「家事労働に賃金を」キャンペーンの主導者の一人であるセルマ・ジェームズ (Selma James) は、ジェンダー間の経済格差の原因が女性の無償労働であること、グローバル資本主義システムの原理は等価交換ではなく搾取と暴力であり、女性労働の搾取こそがその原点にあること、そして社会的再生産は市場原理に委ねるのではなく公的に負担されるべきであることを主張した (James, 2012)。「家事労働に賃金を」というキャンペーンの表向き主張に反して、ジェームズらの主張の根底にあったのは、労働を賃金労働と同一視する資本主義的価値観を転覆

³ ルフェーヴルは女性は日常の一部であるがために日常を理解することはできないと考えていた、との指摘もある (Randall, 2007, 17)。

し、労働をその公共的価値において再評価しようとするラディカルな思想だった。

詩人、批評家として日本のウーマンリブ運動に影響力のあった富岡多恵子は、さらに異なる観点から、労働をめぐる資本主義的価値観に異議を唱えている。リブ世代よりはやや年長である富岡自身は、リブの運動からは距離をとっており、1972年に出版された『わたしのオンナ革命』では、「男と同じように働く」ことを要求するリブを批判している。富岡は、男性が「シゴトと称しているなにやらものものしいもの」は「ヒマつぶし」にすぎないと断じる。「ものすごい機械、いわくありげな機構、ややこしそうな人間関係のカラクリ、その間を、忙しそうに書類をかかえて走りまわり、大事そうにシゴトの話をあたふたとして、自動車や飛行機に飛び乗ってあちこち右往左往している様子は、ヒマつぶしの遊びである」（富岡、1984、16）。富岡の批判は、女性が賃金労働に従事できないことによって経済的に不利な立場に置かれ、そのことによって政治的発言権をも失うという資本主義的ジェンダー分業のメカニズムそのものに切り込むわけではないが、女性を男性と同じように（ただし男性よりは低賃金の）労働力として活用しようとする資本家の企みにたいする批判には十分になりうる。また富岡の論の興味深いところは、ジェンダー分業よりも中流階級的な労働倫理そのものにたいしてもっとも批判的であり、出産と育児という再生産労働をあえて美化することなく、女性の「ヒマつぶし」と揶揄している点である。すなわち彼女は、労働そのものの価値を批判しているのである。

同時期の富岡は、女性の日常の文学的表象にかんしても鋭い批評的見識を示している。『わたしのオンナ革命』収録のエッセイを書くより少し前の1969年、富岡はガートルード・スタインの『三人の女』の翻訳を上梓している。訳書のあとがきのなかで富岡は、スタインが描く女性たちが労働者階級、移民、黒人である点を強調している。さらに富岡は、こうした女性たちの日常生活とものとの関係にも注目している。スタインがラドクリフ大での師であるウィリアム・ジェイムズの「意識の流れ」ではなく、事物を「ひとかたまりずつに阻止された面」として扱おうとしたのは、「科学者としてのジェイムズが、言葉を正確に意識を表わすための道具にして済ませたところを、モノにしなければならない」（富岡、1969、333）と考えたからだという。富岡がここで指摘する、ことばの道具からものへの移行という観点は、本稿でこれから日本語詩を分析していく際にも、重要な視座を提供してくれる。

Ⅲ. 女性ともの——「私の前にある鍋とお釜と燃える火と」

女性の日常労働をものとの関係で記述するという試みは、戦後日本の第一世代に属する女性詩人によっても実践されてきた。日本で女性運動が本格化する10年以上前に、石垣りんは、最初の詩集『私の前にある鍋とお釜と燃える火と』（1959年）を発表している。1920年生まれ、14歳で銀行に就職し、一家の唯一の収入源として55歳で定年を迎えるまで働き続けた石垣は、水田宗子が指摘するように、戦前のプロレタリア詩の系譜から出発した詩人でもある。水田によれば、石垣の詩における「主体の労働経験とわかりやすい日常語の意味性という依拠した表現」は、言語表現が現実を批判し改革する手段であるとするプロレタリア文学の主張に共鳴している（水田、2012、105）。だが、典型的なプロレタリア文学とは異なり、詩集の題名となった詩「私の前にある鍋とお釜と燃える火と」のように、石垣は賃金労働だけでなく、家庭のなかで行われる無償労働も、題材として頻繁に取り上げている。

「私の前にある鍋とお釜と燃える火と」という詩が目を引くのは、「炊事」という女性の日常的な家事労働を古典的な疎外労働として描くのではなく、家族への愛情によって動機づけられた「奉

仕の姿」であると強調している点である。「女がいそいそと炊事など繰り返せた」のは、食卓に並ぶ家族への「たゆみないいつくしみ」ゆえであり、だからこそ「炊事が奇しくも分けられた／女の役目であつたのは／不幸なこととは思われない」とジェンダー別役割分業を正当化しさえする。「そのために知識や、世間での地位が／たちおくれたとしても」遅くはなく、「お芋や、肉を料理する」のと同じ「深い思い」をこめて「政治や経済や文学も勉強しよう」と主張し、女の勉学は「おごりや栄達のためでなく」「全部が愛情の対象あつて励む」社会を成立させるためであれ、と結んでいる（石垣、2000、64－67）。

岩波文庫版選集の編者による解説のなかで、伊藤比呂美はこの詩の労働倫理について、「男には評価されるだろう」と批判的に述べている。「そういう女のいいところをぜんぶ表現したうえで、女ですもの、このままでいいのよと、優しいことを言ってみせる。ほら、ごらん、俺の言ったとおりと、男は得意になるに違いない」（伊藤、2015、298）。伊藤の言うとおり、個人的利益を追求するのではなく公共善のために働くべきであるという労働倫理の命令が、たとえ命令そのものが倫理的に正しかったとしても女性にだけ強いられるとすれば、それはあきらかに女性にとって抑圧的であるとともに、搾取的でもある——「愛」の言説はしばしば、家事労働が無償あるいは低賃金であることの口実となる。だが、伊藤も指摘するように、詩集『私の前にある鍋とお釜と燃える火と』に収録されている他の詩ではしばしば、「愛情」はむしろ脱神話化されて描かれることが多い。たとえば「家」という詩では、賃金労働の後で帰宅する家を象徴するものは「悪臭ふんぷんとした便所」である。家族の愛情は「きんかくし」の「きたなさ」に喩えられ、最後は「いやだ、いやだ、この家はいやだ」という直截な嫌悪感の吐露で締めくくられる（石垣、1959、130－134）。家事労働のなかでも料理（炊事）は、たとえば便所掃除などに比べると、熟練技術を必要とするうえに成果がわかりやすく、それゆえ承認を得られやすい労働なのだろう。しかし同時にそれは、「愛」の言説によって容易に収奪され、金銭とは交換不能なほどに価値のある〈しごと〉として搾取されやすいということでもある。

「私の前にある鍋とお釜と燃える火と」にたいする伊藤の批判は十分に妥当であるが、詩のなかで女性の前に置かれている事物をめぐるレトリックに注目すると、この詩は見かけ以上に複雑なテキストとして読める。

それはながい間
私たち女のまえに
いつも置かれてあったもの、

自分の力にかなう
ほどよい大きさの鍋や
お米がぶつぶつとふくらんで
光り出すに都合のいい釜や
劫初からうけつがれた火のほてりの前には
母や、祖母や、またその母たちかがいつも居た。

その人たちは
どれほどの愛や誠実の分量を
これらの器物にそそぎ入れたことだろう、
ある時はそれが赤いにんじんだつたり

くろい昆布だつたり
 たたきつぶされた魚だつたり (石垣、2000、64 - 65)

「鍋」「釜」「火」「赤いにんじん」「くろい昆布」「たたきつぶされた魚」——この詩が描く事物はすべて役に立つもの、交換価値のある商品としてではなく使用価値によって評価される事物である。鍋はそれらを使用する女性たちの「力にかなう／ほどよい大きさ」であり、女性と事物がほとんど等価であり一体化しているように読むこともできる（女性は事物と同様、「役に立つ」存在なのだろう）。実際、詩句を字義どおりに読めば、彼女たちが「愛や誠実」を注ぎ込む対象は「これらの器物」にほかならず、さらにその愛情自体が「にんじん」や「昆布」や「魚」に置き換えられている。引用部分に続く詩行では、食卓に並ぶ家族もまた、「あたたかい膝や手」としても¹の化されている。そして、最後の連で「愛情の対象あつて励む」という述部の字義どおりの主語は女ではなく、「全部」——すべてのもの——である。

それはおごりや栄達のためでなく
 全部が
 人間のために供せられるように
 全部が愛情の対象あつて励むように。(石垣、2000、67)

このように、「私の前にある鍋とお釜と燃える火と」という詩は、女性の日常を事物の世界、ただし愛や誠実やいつくしみをも感じる——スタインのいう「やさしい鈕 (tender buttons)」のように——人間的なものの世界として再生しようとしている。詩人もまたその世界のなかにあって、もの化した「私たち女」に同一化し、一人称複数代名詞によって女たちを代弁している。事物の世界を離れようとする詩人の批評意識が荒々しく立ち現れることはないが、それはむしろ、日常に埋没しもの化させられる女性の客観的現実を捉え、それを安易に超越することなく女性の集合的意識を立ち上げようとする、詩人の強い意志の表れと評価することもできるだろう。

IV. 日常を批判する——宗秋月

柳宗悦が指摘したとおり、日常生活にあふれるさまざまなものは、それらがたんなる道具や材料として使用される文脈においては、アートとしての美しさを認識されることはほとんどない。ことばもまた、日用品と同じようにわたしたちの日常に遍在しているが、それが意思疎通の手段としてのみ使用されるときに、そこから詩が生まれることはない。ことばを詩にするのは、日常的に使われることばへの微かな違和感、その違和感から生まれる強いこだわり、ことばそのものへの批評意識が立ち現れるときである。

ジャック・デリダは『他者のモノリンガリズム』(1996年)で、アルジェリア出身のユダヤ人という自身の言語使用状況を、次のように表現している。「私は一つしか言語を持っていない、ところがそれは私のものではない」(デリダ、2001、4)。この二律背反は一見、デリダ自身の特殊な言語環境を記述しているにすぎないようにみえるが、実のところ、いかなる言語使用者であっても事物=消費財を私的に所有するのと同じ意味で言語を私的に所有することは不可能であるという、普遍的な二律背反を定式化している。多くの「母語」話者は、「母語」を日常的に話しながらこうした二律背反を自覚することはないが、デリダと同じような言語環境にある詩人、ある

言語で詩を書きながらも歴史的、社会的な理由によってその言語を「所有していない」という感覚をもつ詩人であれば、日常にたいする批判は、ときにことばそのものへの批判として研ぎ澄まされることもあるだろう。

2016年に全集が刊行され、全集の副題にあるように「在日女性詩人のさきがけ」として再評価されつつある宗秋月は、1944年に佐賀県に生まれた在日コリアン二世である。中学卒業後、大阪の縫製加工工場で働きはじめ、その後も不安定な職を転々としたが、労働のかたわら詩を書き続け、1971年に第一詩集を刊行している。工場労働、内職、家事労働、貧困、被差別の体験と抵抗、望郷の思い——猪飼野の在日コミュニティの日常をつづる宗の詩もまた、少なくとも作風においては、プロレタリア文学の系譜に連なっていると言ってよいだろう⁴。在日二世である宗にとっては日本語が第一言語であり、一世詩人である金時鐘の詩に比べると、宗の詩は一見したところごく日常的な日本語で書かれているが、在日コミュニティの日常語である大阪方言や朝鮮語の断片が意識的に挿入されることもあり、その言語リアリズムが、逆説的に、見過ごすことはできない異化作用を彼女の日本語に及ぼしている⁵。

第一詩集に収録され、全集の冒頭を飾る「キムチ」や「チェオギおばさん」といった詩は、石垣の初期の詩と同様、女性の家事労働、再生産労働を描いている。石垣の「私の前にある鍋とお釜と燃える火と」に似て、「キムチ」でも、伝統的に女性に割り当てられた労働として、食事の支度を取り上げている。

かわらのうねりに
朝がくると
女は壺の中から キムチを出して
シャク シャク 刻む
むかし むかしの そのむかしから
変わらぬ女の日々の仕草よ
土くれの野の
あおい匂い
にんにくの匂い
白い葉にとうがらしの染まった
まっかなキムチ
くちをゆすぐ息子に
チューインガムをかむ娘に
食卓の上のキムチは
それでも
食指をふるいたたせ
胃袋までをも
まっかっか
ひりひり ひりりと染めていく

⁴ 福島久嘉『出向』を評するに際して、宗は自分が「日本文学の労働モノ」に嫌悪感を抱いており、未組織の底辺労働者としての自己の状況や、自分が同一化したい本国の労働者の状況とは関係がないと考えていたと告白している（宗、2016、515）。

⁵ 在日コリアンの一世世代の女性たちが文学言語を獲得するのが困難だった歴史的な経緯については、宋恵媛『在日朝鮮人文学史』のために』の第一章を参照。

女の指も
まっかっか
朝ともなれば シャクシャクと
庖丁の先から
ふるさと刻んで

〈おまえたち
おきなさいよ〉(宗、2016、18)

この詩においても、事物と人間はその境界を危うくしている。キムチはその独特の匂いと色彩によって人体——それを食する息子と娘の「胃袋」、それを刻む「女の指」——に浸透していく(事物のなかでもとくに食物は人体に摂取され、いずれは人体そのものになるのだから)。

石垣の詩との違いはと言えば、まずここでのキムチは食材として女性の家事労働の等価物であるだけでなく、在日コリアンにとっての「ふるさと」の象徴でもあり、重層的な意味づけがされているという点である。さらにそれはキムチと片仮名書きされた朝鮮語でもあり、「チューインガム」や「シャクシャク」という擬音語とともに、なめらかな言葉づかいのなかでいくぶん異質なものの性を漂わせている。もうひとつ、石垣の詩と異なるのは、石垣の詩が一人称複数形の語り手によって語られているのにたいして、「キムチ」は引用符で囲まれた最後の連を除けば三人称体で書かれているという点である。「キムチ」の語りに通底するトーンは暖かく共感的ではあるが、キムチの匂いを不快に思ってくちをゆすいだりガムをかんだりする二世の視点を導入することによって、朝食の準備にいそしみ、伝統文化の保持を担う一世の女性とは客観的な距離を保っている。世代の違いによる「故郷」との距離感の違いが、この詩の主語が「わたしたち」として立ち上がらない理由でもあり、またキムチ(という朝鮮語)が異質なものとして知覚される視点を担保するものでもある。

11人目の子どもを妊娠している40代の女性を描いた「チェオギおばさん」は、出産を女性の日常労働のひとつとして、ユーモラスな語り口で描いた作品である。「キムチ」と同じく全体は三人称体で語られるが、途中で母親の妊娠を恥ずかしがる娘の発言が直接引用によって挿入され、それに続いてチェオギ自身のことばで反論がなされる。

十七になる娘の明仙ミョンスンがいました
母さん
うちらが恥ずかしいやないの
もう生むのん
やめといてえなあ
.....
内職のメガネをみがきながら
チェオギおばさんは娘を怒鳴りつけました
.....
お前は学校に行っとんのに
こんなことも知らんのかい
ミゼは三億 (米帝)
イルボンは一億 (日本)

チュングは七億万人で (中国)
 チョソンはたったの (朝鮮)
 四千万人や
 うちの子供が一人ふえても
 なんでこんなに少ないねんや
 なんぼ生んでも
 なんぼ生まれても
 農業や工業に
 人手の足らんチョソンやで
 お前はなにを恥ずかしがるんや (宗、2016、20)

朝鮮の労働力の再生産という大義を掲げるチェオギおばさんの逞しさは肯定的に捉えることもできるし、彼女のことに混じる片仮名書きされた朝鮮語は、日本語に支配された日常にたいする創造的な抵抗だとみなすこともできる。だが同時に、彼女のことにばを相対化する視点が詩のなかに織り込まれているせいで、この詩もまた、ある種の「愛」の言説である愛国心が、女性を無償の再生産労働へと駆り立て、女性の労働、その身体そのものを搾取しているという皮肉に、読者はそれとなく気づかされるのではないか。三人称の語り手は次のように詩を締めくくる。

チェオギおばさんの腹には
 朝鮮の息吹きが宿っているんですね
 きっと。

きっと (宗、2016、20)

語り手はチェオギおばさんに共感し寄り添いつつも、「きっと」という語のリフレインによって彼女の腹に「朝鮮の息吹き」が宿っていると断定するのを避け、微妙な距離感を保っている。

V. ものとしてのことば——ぱくきょんみ

1956年東京生まれ、1980年に最初の詩集『すうぶ』を発表したぱくきょんみもまた、日常的なことばづかいで女性の日常生活を題材にした作品を多く書いている。しかし、ガートルード・スタインの翻訳者でもあるぱくの作品は、戦後第一世代の女性詩人たちに比べるとより実験的で「難解」でもあり、いわゆるプロレタリア文学の系譜よりはポストモダン文学に分類するほうが適切であると思われるかもしれない。だが、彼女のことばにたいするこだわりは、ポストモダンの言語の自己言及性やシニフィアンの戯れというよりはむしろ、ことばの究極のものを追究することによって、もの化された女性の日常経験を記述する文学言語をつくりあげようとする意志に由来している。その意味で、ぱくの詩作は、戦後第一世代の女性詩人たちの意志を受け継いでいると言える。本稿の議論の最後に、女性の日常を題材にしたぱくの近年の作品に目を向け、とくにその前衛的な試みの一端に触れておきたい。

沖縄出身のプロレタリア詩人、山之内獏を論じたエッセイ「ことばに頼らないでことばをつかう」(1994年初出)のなかで、ぱくは、詩を書くことを「ことばの情緒を刈りこむこと」、あるいは「こ

とばの組み合わせに情緒を喚起させないようにして、コンポジションを図る」ことであると表現している。日本語を第一言語とし、成長してから朝鮮語を学んだばくは、デリダのいう「他者のモノリンガリズム」の二律背反と同じテーゼを、みずからのことばで語っている。

〔……〕朝鮮語を習うというのは、わたしにとっての詩との決定的な出会いでもあった。かんがえてもみてください。じぶんが朝鮮人であるという意識（情緒）はけっきょくことばの上のことなのである。そのことば（情緒）が土台ニホン語であることを認めること、そのことば（情緒）をつかわないで表現すること——そこに詩の行為があるということ。（ばく、2004、30-31）

デリダと同じように、ばくは自身の言語環境を、たんなる個人的で特殊な状況として捉えるのではなく、「ことば（情緒）」をつかわないで表現するという「詩の行為」として普遍化している。ここでことばの等価物とされる「情緒」とは、いわゆる「母語」にべったりと貼りつくものであり、ばくによれば、詩が翻訳不可能だと言われるのは、母語にまつわりつく情緒が翻訳できないからである。だが、ばく自身は、むしろ詩から情緒をはぎとることで翻訳可能なものにすること、そうした営みこそが詩作という行為にはかならないと主張する。「ことばを移動させること。コンポジションとは、そうやってことば、そしてそれにべったり貼りついた、翻訳できるものか（翻訳できやしない）と後生大事にしまいこまれている情緒を引き離し、別の場所に移動させ（翻訳し）、ときには片づけてしまうことなのである」（ばく、2004、33）。

ばくの詩でしばしば導入される子どもの視点は、ことばの情緒をはぎとるひとつの方法ではないかと考えられる。それは、彼女が翻訳したスタインの童話『地球はまあいい』では、スタインも採用している視点であり、よく知られる“Rose is a Rose is a Rose is a Rose”というフレーズを生み出したのも、この子どもの視点によって異化されたことばである。訳者による「あとがき」のなかで、ばくは、ニューヨークで出会った人たちから「スタインがニホン語に訳せるなんて想像できない」と言われたとき、「スタインの作品を読むと、そんなことばを覚えてたの子どものようにことばをひとつひとつ確かめていくように思えて、やっぱり子どものように外国語である英語を学ばなければならないわたしたちには、その気持ちがよくわかる」と答えたり考えたりしたと書いている（ばく、1987、196-197）。

2003年に出版されたばくの二冊目の詩集『そのコ』収録の連作「そのコ」は、まさに女性の日常をつづった詩であると言えるが、題名に反して、とくに子どもについての詩というわけではない（片仮名書きされた「コ」は「娘」の意味でもあろう）。しかし、なかには文字どおり、子どもの目線で書かれた詩もある。

ちゃぶ台はまっさきに寄るところ
 ごはんにはまだまだで
 がらんとしたままで
 縁から十センチの辺りに
 両手の指を伸ばして
 おはなしやけんかを
 親指と親指で作っては こわして（ばく、2003、44）

学校から、あるいは外遊びから帰宅したのだろうか、子どもはまだ誰もいないがらんとした

居間のちゃぶ台の前に座り、独りで指遊びをしている。子どもの指はそれぞれが家族の誰かを表わす記号となり、彼女たちの物語をつくりあげていく。続く詩行では、「そのコ」と呼ばれる子どもが、大人とは異なる角度から世界を見ていることが示唆される。食卓で給仕をする大人の姿は、「見えることのはし」にいる子どもの眼を通して、「ざーざーざー」と音を立てて流れる「おみおつけ」として観察される。

いつだって そのコ
見えることのはしにいたつけ
ちゃぶ台の足のわきから のぞいて見える
ざーざーざーとホウレン草のおみおつけが流れまして（ばく、2003、45）

やがて子どもの指は、異なる世代の女性たちの働く姿——着物を縫う祖母、育児する母——を表わすようになる。女性たちの日常労働は、子どもの指遊びとして語られることによって、その直接的な有用性から意味をずらされていく。

かっぱう着のおばあちゃん 葉指曲げて
着物もおはしより それでひとさし指かざして
〔……〕
もうせんに赤い着物を縫うたら おとこのコ
もうせんに青い着物を縫うたら おんなのコ
産まれては縫うて 着物のコ そのコ
お風呂をもらって 帰って ちぢこまって
月のない夜は ござって
ぬかるみに足をとられて
おぶった子の重み 小指のコ
それでねえ
まさぐりました 胸に手を入れて
乳のおいに安心したのか
闇をもともせず 寝入りました（ばく、2003、45 - 46）

こうして子どもの指は、祖母、母、子どもの三世代の物語をつづることとしての役割を果たしているのだが、詩の最後では、指は何も意味しないただの指として、置き去りにされる。

ちゃぶ台から はなれないと
指がまた
置いてきぼり（ばく、2003、46）

つまり、ことばとしての指は、最後にその意味内容をはぎ取られ、何ものも意味しない、意味作用という使用価値をもたないものと化している。わたしたちはたったひとつのことばをもっていたが、それはいまや、わたしたち誰のものでもない。「置いてきぼり」にされた指=ことばはこうして、わたしたちの日常生活を表象するだけでなく、誰にも所有されざるものとして、わたしたちの日常そのものとなるのである。

『そのコ』の続編という体裁をもつ自伝的詩集『何処何様何草紙』（2013年）に収録された「何処何様何草紙7——濟州島きれぎれ」もまた、女性の労働とことばの関係を描いた詩であるが、そこではとくに、女性の日常の世代間のつながりが重要な主題になっている。先に見たとおり、石垣の詩でも宗の詩でも、家事労働（とくに食事の準備に代表されるような、家族にたいするケア労働）は、近代以前から伝統的に女性に割り当てられていたとされている。近代化とテクノロジーの進歩によって男性の賃金労働はその内容においても環境においても急激に変化していったのに比べて、女性がこなす日常的な作業はそれほどまで変化することはなかったというのは、ある程度は事実であろう。先に引用した「そのコ」連作の一篇でも、子ども、母、祖母という三世代の女性たちの姿が重なり合うことによって、女性の日常の世代を超えた連続性を示している。『何処何様何草紙』の「濟州島きれぎれ」は三世代の女性を描いた自伝的な作品であるが、濟州島でアワビとりの海女をしていた父方の祖母を描いた韻文と、「コモニム」（父方の叔母）の死をめぐる散文的な語りとが交互に現れるという形式で書かれている。祖母と叔母の死が詩のなかで重ね合わされているだけでなく、韻文部分の「わたし」という一人称にも祖母と孫の「わたし」が重なっており、世代の連鎖（「わたしも結び目のひとつです」）がこの詩の重要なテーマであるのはまちがいない。もちろん、植民地主義と家父長制の二重の搾取によって過酷な労働を強いられていた祖母の日常生活は、日本に移住したその娘や在日二世となる孫の生活とは大きな隔たりがある。それでも詩人は、世代間の断絶を強調するよりは、祖母の労働する身体がすべての世代の女性の身体として受け継がれるという、そのユートピア的構想に賭けている。

海の底へ

沈んでいくからだはわたしのものだった（ばく、2013、78）

なぜその身体は「わたしのもの」なのか。労働する身体こそが、ことばとの出会いを経験することになるからである。女性は潜水という労働をつうじて、ことばの「痕跡」に出会うのである。

水なのか藻なのか泡立ちなのか
わたしの耳をそっと撫でていくもの

そう、泡立ちはことばのようになって
思慮深くあわいに痕跡をとどめているのかもしれない

ふつつつ ふつ
泡立つ
ことば
かすかな
ゆらぎ
と
ふるえ
と
あわい

と（ぱく、2013、80）

「ことばのよう」なものとされる「泡立ち」、「あわい」に「痕跡」をとどめるばかりのことば、ことば未満のそのことばこそは、女性の労働が会おうべき新しい詩のことばであろう。そしてそれは、最後には誰によっても所有されることはなく、一人の女が死んだ後もふつつつと沸き立ち続け、かすかな振動を続けながら、永遠に女たちと出会い続ける。

まだ生きてるってかんじだ、しぬっていうのも
ふつつつ ふつ
ふつつつ ふつ（ぱく、2013、85）

【付記】

本稿は2017年9月1日から2日にかけてヴィクトリア大学（ニュージーランド、ウェリントン）で開催された国際学会“Selective Tradition in the Pacific”において、1日のパネル・セッション“Writing and Social Reproduction”で口頭発表した論文“Poetics of Women’s Everyday Life: Work, Objects/Things, Language”を日本語に書き直し、大幅に加筆修正したものである。本学会は、科学研究費助成金（基盤研究（A）「産業文学」の再定義とその国際共同研究—産業化と脱産業化のグローバルな経験）の助成によって開催された。

また、本稿は、2016年12月3日・4日に成蹊大学で開催された国際ワークショップ「アラブ文学との対話Ⅱ 記憶 声 土地 交差するアートワーク」からインスピレーションを受け、さらに2016年12月17日國學院大學で開催されたぱくきょんみ氏講演会「ことばと会おう」からも大いに学び、啓発された。

参考文献

- 石垣りん 2000年『私の前にある鍋とお釜と燃える火と』東京：童話屋。
- 伊藤比呂美 2015年「解説」伊藤比呂美編『石垣りん詩集』東京：岩波書店：281-314。
- スタイン、G.（岡崎乾二郎、浜田洋子、ぱくきょんみ訳）2005年『地球はまあるい』東京：書肆山田。
- 宋恵媛 2014年『「在日朝鮮人文学史」のために——声なき声のポリフォニー』東京：岩波書店。
- デリダ、ジャック（守中高明訳）2001年『たった一つの、私のものではない言葉——他者の単一言語使用』東京：岩波書店。
- 富岡多恵子 1969年「訳者あとがき」ガートルード・スタイン（富岡多恵子訳）『三人の女』東京：筑摩書房：327-339。
- 1984年『わたしのオンナ革命』東京：大和書房。
- 宗秋月 2016年『宗秋月全集——在日女性詩人のさきがけ』東京：土曜美術出版。
- ぱくきょんみ 1987年「あとがき」ガートルード・スタイン（ぱくきょんみ訳）『地球はまあるい』東京：書肆山田：190-198。
- 2003年『そのコ』東京：書肆山田。
- 2004年『いつも鳥が飛んでいる』東京：五柳書院。
- 2013年『何処何様何草紙』東京：書肆山田。

- マルクス、カール（今村仁司・三島憲一・鈴木直一訳） 2005年『資本論第一巻上』東京：筑摩書房。
- 水田宗子 2012年『モダニズムと〈戦後女性詩〉の展開』東京：思潮社。
- 柳宗悦 2005年『工藝の道』東京：講談社。
- 2006年『民藝とは何か』東京：講談社。
- ルカーチ、G.（平井俊彦訳） 1962年『歴史と階級意識』東京：未来社。
- ルフェーヴル、H.（田中仁彦訳） 1978年『日常生活批判序説』東京：現代思潮社。
- Harootunian, Harry. 2000. *History's Disquiet: Modernity, Cultural Practice, and the Question of Everyday Life*. New York: Columbia UP.
- Heidegger, Martin. 1971. *Poetry, Language, Thought*. Trans. Albert Hofstadter. New York: Harper and Row.
- Lukács, Georg. 1971. *History and Consciousness: Studies in Marxist Dialectics*. Trans. Rodney Livingston. Cambridge, Massachusetts: MIT Press.
- Lefebvre, Henry. 2014. *Critique of Everyday Life* (One-Volume Edition). London: Verso.
- Randall, Bryony. 2007. *Modernism, Daily Times and Everyday Life*. Cambridge: Cambridge UP.
- James, Selma. 2012. *Sex, Race, and Class: The Perspective of Winning, A Selection of Writings, 1952-2011*. Oakland, CA: PM Press.
- Stein, Gertrude. 2014. *Tender Buttons: objects, food, rooms*, San Francisco: City Lights Books.
- Toklas, Alice B. 2010. *The Alice B. Toklas Cook Book*. New York: Harper Perennial.

シリア紛争と文化遺産

The Cultural Heritage under the Syrian Conflict

安倍 雅史*
Masashi Abe

Abstract

In March 2011, large scale anti-government movements occurred in Syria. These movements rapidly developed into the Syrian conflict that has already lasted over 6 years. Approximately a half million people have been killed and over 5 million citizens have fled the country as refugees under the conflict.

Under the Syrian conflict, the valuable cultural heritage in Syria has also been heavily damaged. This paper aims to report the current situation of the cultural heritage under the Syrian conflict. The paper also discusses the significance of the protection of the cultural heritage for the post-war reconstruction in Syria and introduce several activities to protect the Syrian cultural heritage undertaken in Japan and other countries.

I. はじめに

シリアは、東地中海沿岸にある日本の半分ほどの大きさの国である（図1）。人口は2240万人程度で、アラブ人が90%を占め、そのほかにもクルド人やアルメニア人が居住している。宗教はイスラーム・スンニ派が大半をしめ、そのほかにもアラウィー派やドルーズ派といったイスラム諸派またキリスト教などが信仰されている。

2011年の3月に、シリア南西部にあるダラアという小さな町で事件が起きた。「アラブの春」の影響を受け、子供たちが壁に「人々は政権の打倒を望む。」という落書きをしたのだ。しかし、この事件は、子供の悪戯として許されることはなく、治安当局は子供たちを逮捕、拷問した（青山2017、国枝2012）。

この事件がきっかけとなり、シリア各地で、大規模な抗議活動が行われるようになる。やがて、抗議活動を弾圧するシリア政府に対し、反体制派の間人も武器をもって戦うようになり、政府軍対反政府軍



図1 本論考で言及するシリアの文化遺産と主要都市

* 東京文化財研究所文化遺産国際協力センター、Japan Center for International Cooperation in Conservation, the Tokyo National Research Institute for Cultural Properties
E-mail: abe05@tobunken.go.jp

という泥沼の紛争へと突入していく。さらに、ヌスラ戦線やIS（自称「イスラム国」）などのイスラム過激派組織も台頭し、シリア紛争は混迷を極めていった（青山2017、国枝2012）。

現在、ダラアの事件から6年半もの月日が経過しているが、シリア国内での死者は50万人に達し、500万人ものシリア国民が国外へと逃れている。

このシリア内戦では多くの人命が損なわれているだけでなく、その被害はシリア国内の貴重な文化遺産にもおよんでいる（安倍・間舎2015、西藤・安倍・間舎2017、山内・安倍・間舎2014）。本稿では、まず、シリア内戦下における文化遺産の被災の現状に関して報告する。その後、シリア内戦下で文化遺産を護っていく意義、またシリア内戦終結後に文化遺産を復興する意義に関して、私見を述べる。最後に、シリアの文化遺産を護るため国内外で行われている様々な活動を紹介する。

II. 人類史のなかのシリア

シリアは決して大きな国ではないが、この地域は、人類史のなかできわめて重要な役割を担ってきた。まず、シリアは、世界で最初に農耕・牧畜が開始された肥沃な三日月地帯の一部である。現在、シリアのユーフラテス河中流域で最も古いコムギ栽培の証拠が見つかっている。この地域で始まったムギ作、ヒツジ・ヤギ飼育は、その後、世界中に広がり、現代社会を支える礎となっている（常木2017）。

また、シリアは隣国イラクと並び、世界最古の文明メソポタミア文明が誕生した土地でもある。従来、世界で文明が最初に誕生したのは、前4千年紀後半、イラク南部（南メソポタミア）であったと主張されてきたが、近年の研究では、シリア北東部（北メソポタミア）は、それよりも早い前5千年紀末に文明段階に達していたと指摘されている（常木2017）。

またシリアは、キリスト教揺籃の地でもある。首都ダマスカスには、キリスト教をユダヤ人以外にも布教し、キリスト教が世界宗教になるきっかけをつくった聖パウロに関連する史跡が数多く残されている。

また初期イスラムの歴史を語るうえでもシリアは重要である。スペイン、北アフリカから西北インド、中央アジア南部までの広大な領域を支配したウマイヤ朝（661年～750年）の都が置かれたのが、現在のシリアの首都ダマスカスであった。スペインはのちにキリスト教徒に奪還されたものの、ウマイヤ朝が支配した領域は、現在でもイスラムの中心的地域となっている。

シリアでは、内戦がはじまる直前、合計117隊もの考古学調査団が活動していたことが知られているが、それは、このようにシリアが人類史のなかで重要な役割を担ってきたからにほかならない（常木2017）。

III. 被災する文化遺産

シリアは決して大きい国ではないが、古都ダマスカスやアレppo、隊商都市パルミラ（Palmyra）、マリ（Mari）やエブラ（Ebla）に代表される青銅器時代の都市国家の遺跡など、魅力的な文化遺産を多く抱える国である。内戦が勃発する以前は、海外から多くの観光客がシリアを訪れていた。とくにパルミラ遺跡の人気は高く、どの観光ガイドブックにも、中東を旅行する際には必ず訪れるべき遺跡だと記述されていた。

しかし、2011年に始まったシリア紛争の被害は、これらの貴重な文化遺産にもおよんでいる。シリアの文化遺産の被害は、大きく1) 史跡の軍事的利用による破壊、2) 遺跡の盗掘と文化財の不法輸出入、3) 難民化に伴う無形文化の消失、そして4) ISによる新たな脅威、の4種類に分類できる。以下、順を追って説明したい。

1. 史跡の軍事的利用による破壊

シリア内戦下において、史跡の多くが軍事的に利用され、大きな被害が生じている（安倍・間舎2015、西藤・安倍・間舎2017、山内・安倍・間舎2014）。

シリア国内には中世の城砦が点在しているが、これらの城砦は交通の要所や渡河点など戦略的要衝に立地していることが一般的で、また現代の戦闘にも耐えうる堅固さを誇るものが多い。そのため、城砦の多くが、シリア紛争下で軍事的な拠点として利用されている。

シリア西部にあるクラック・デ・シュヴァリエ（Krak des Chevaliers）は、12世紀に築城された中東を代表する十字軍の城で、アラビアのロレンスがオックスフォード大学時代にこの城をテーマに卒業論文を書いたことでも有名である（図2）。この城はその美しさが認められ、2006年にユネスコの世界文化遺産に登録されている。しかし、この城は、シリア内陸から地中海へと抜けるルートを見下ろす丘の上という戦略的要衝に立地していたため、シリア内戦が始まると、反政府軍がこの城に立てこもり軍事的な拠点として利用した。これに対し、政府軍は繰り返し空爆を行い、城の一部が損壊するなど大きな被害が生じた。



図2 紛争前のクラック・デ・シュヴァリエ

同じように世界文化遺産であるアレッポも軍事的に利用され大きな被害が出ている。シリア第2の都市アレッポは、中世の街並みを残す風光明媚な都市であった。しかし、アレッポでも、中心部にあるアレッポ城に政府軍が籠城し、旧市街を舞台に政府軍と反政府軍が戦闘を繰り返した（図3）。アレッポ城に被害が生じただけでなく、旧市街の建物も崩れ落ち、かつて賑わいをみせた伝統的な市場も戦闘の舞台となり炎上し廃墟と化した。またアレッポ最古のモスクであるウマイヤド・モスクも、ミナレットが倒壊し、モスクに納められていた古文書類が盗み出されるなど大きな被害が出ている。反政府軍は2016年12月にアレッポから撤退し、現在、国際社会はアレッポの伝統的街並みの復興に向けた準備を進めている。



図3 紛争前のアレッポ城

また、中東の遺跡は、アラビア語でテル（遺丘）と呼ばれるものが多い。テルとは、人々が何百年、何千年と、同じ場

所に、日干しレンガなどで住居を建て続け、それが積み重なって形成された人工の丘である。大きなものは、大きさが数十ヘクタール、高さが数十メートルに達する。また、集落を防御するため、土塁で囲まれたテルも多い。そのため、とくに大型のテルは、中世の城砦と同様、シリア内戦下で、軍事的な拠点として利用されている。

テル・マルディーフ (Tell Mardikh) は、アレッポの南60キロにある前3千年紀から前2千年紀に年代付けられる巨大なテル型の遺跡である。テルの大きさは60ヘクタールに達し、遺跡全体が巨大な土塁によって囲まれている (図4)。1964年からイタリア隊が発掘調査を実施し、エブラと呼ばれた王国がかつてこの地に栄えたことが明らかになった。イタリア隊の発掘によって、前3千年紀後半の王宮址が発掘され、1万5千点を超える貴重な粘土板文書が出土した。テル・マルディーフは、シリアの青銅器時代を代表する遺跡の1つであり、1999年には、ユネスコ世界文化遺産の暫定リストにも記載されている。

このテル・マルディーフは、2012年以降、政府軍によって軍事的な拠点として利用されている。遺跡全体を囲む全長3キロの土塁が今でも残り、防御に適していたためと思われる。図4は、テル・マルディーフを写したグーグル・アース (Google Earth) の画像であるが、遺跡の上に矩形の軍事キャンプが複数設営され、格納庫をつくるために土塁の一部が削平されているのがわかる。



図4 テル・マルディーフ (エブラ) の現状 (Google Earthより引用)

2. 遺跡の盗掘と文化財の不法輸出入

遺跡の盗掘と文化財の不法輸出入の問題も、深刻な問題である。ドゥラ・ユーロポス (Dura Europos) 遺跡は、セレウコス朝シリアを創始したセレウコス1世 (Seleucus I) によってユーフラテス河右岸に建設された都市遺跡であり、ローマ時代には、ローマ東部国境の軍事拠点として繁栄したことで知られる。図5は、ドゥラ・ユーロポス遺跡を上空から撮影したグーグル・アースの画像だが、遺跡全体を覆うように無数の穴が開いている。これは盗掘坑であり、重機などを用いて繰り返し盗掘が行われた結果である。これらの盗掘行為は、紛争勃発以降に行われたものであり、紛争により遺跡から警備員や警察が姿を消したのがその遠因である。

このような盗掘は、ドゥラ・ユーロポス遺跡だけではなく、シリア全土で問題になっている。内戦勃発以降、シリア全土の遺跡の約2割にあたる約3000もの遺跡で、盗掘が横行していると報告されている (山藤2017)。

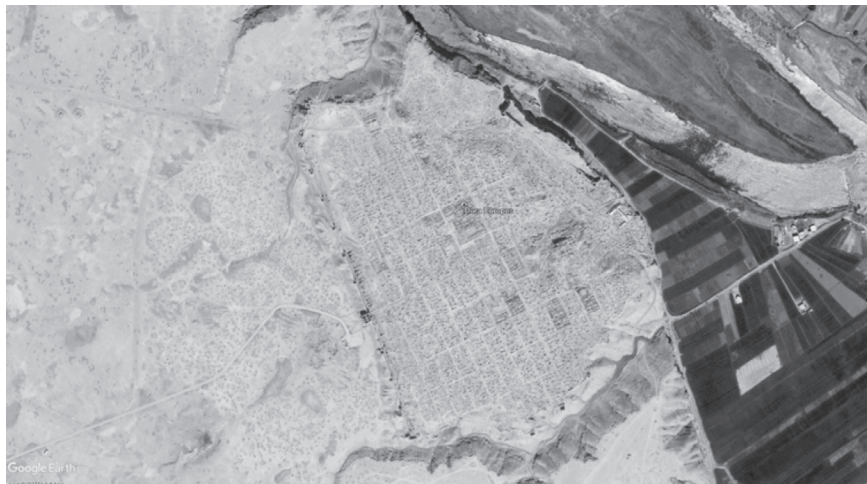


図5 ドウラ・ユーロポス遺跡の現状 (Google Earthより引用)

残念なことに、こうした盗掘には、地域の住民も関与している。筆者は、かつてシリアで発掘調査に参加していたが、普通の農夫が農具を片手に、青銅器時代の墓地を盗掘する現場を何度か目撃している。

遺跡で盗掘された遺物は仲買人によって国外に持ち出されることもあれば、コインなどの小さく目立たない遺物に関しては、難民がポケットや手荷物、財布などに忍ばせ、国外に持ち出すこともあると報道されている。

しかし、より深刻なのは、武装しブルドーザーなどを用いて組織的に盗掘を行っている専門集団が存在することである。内戦のドサクサに紛れ、トルコなどの国外からシリアに侵入し盗掘を行っている武装盗掘専門集団もいると報道されている。

また遺跡だけではなく、博物館や美術館も略奪の対象となっている。シリア中部の街ハマの国立博物館は、内戦がはじまった直後の2011年7月に、武装集団の襲撃を受け、国宝級とも称された青銅製パール（Baal）神像が盗難されている。この神像は、インターポールが作成した「もっとも重要な盗難美術品リスト」にも掲載されているが、現在でも行方はわかっていない。

シリア北西部の街イドリブにあるイドリブ国立博物館には、テル・マルディーフから出土した1万5千点を超える粘土板文書が収蔵されていた。2015年にイドリブの街が反政府軍によって占拠される直前、博物館のスタッフは粘土板文書を含む収蔵品を博物館地下の頑丈な倉庫に移し、倉庫を封印したという。その後、反政府軍によって占拠されたイドリブの街に対し、政府軍は空爆を行っている。爆弾は博物館にも落下し、地下倉庫の天井にぽっかりと穴が開いたという。その後、地下倉庫の収蔵品は反政府軍によって略奪されたという噂が住民の間に流れた。現在、テル・マルディーフ出土の貴重な粘土板文書は、行方不明となっている。

遺跡や博物館から盗み出された文化財は、シリアの隣国を経由して欧米諸国や湾岸諸国へと流出している。実際に、ロンドンの骨董市場や世界最大のオークション・サイトであるeBayで、シリアから流出した文化財が販売されていたことが確認されている。

3. 難民化に伴う無形文化の消失

シリアでは、2割以上の国民が、国外へと逃れている。そして、難民化に伴う無形文化の消失も深刻な問題となっている。かつてダマスカスは螺鈿細工で有名であったが、職人の多くが国外

へと流出し、旧市街にある工房のほとんどが閉鎖に追い込まれている（山藤2017）。

また、アレppoは、オリーブ石鹸で有名であったが、紛争が長引く中、工場などの設備は破壊され、石鹸作りの職人も難民となり流出した。ダマスカスの螺細工同様に、アレppoのオリーブ石鹸作りも消滅が危惧されていた。しかし、現在、石鹸作りの職人たちは、シリアのラタキアやトルコに移り住む、苦勞の末、新たに工場を設立し石鹸作りを再開している。これらの活動を支援するため、日本でも、株式会社「アレppoの石鹸」などが、新たな工場で作られた石鹸の輸入を始めている。

また、伝統工芸だけではなく、貴重な少数言語も失われようとしている。ダマスカス近郊マアルーラ（Maaloula）は、ユネスコ世界文化遺産の暫定リストにも記載されているギリシア正教徒とギリシア・カトリック教徒が暮らす伝統的村落である。このマアルーラでは、イエス・キリストが話したとされる古代のアラム語が現在でも使用されている。しかし、内戦によって、教会が被災し、住民が離散するなか、この言語は失われようとしている。

4. ISによる新たな脅威

そしてここ数年、ISによる意図的な文化遺産の破壊が大きく報じられている。2014年の5月に、インターネット上に一枚の写真が拡散した。その写真には、ISの兵士がラッカ周辺で盗掘されたアッシリア時代の彫像を広場に引きずり出し、観衆の前でその彫像を破壊する光景が映し出されていた。

その後、彼らの行動はエスカレートしていく。次に、ISは、彼らがイスラム的でない判断したシーア派の聖者廟やキリスト教の教会や修道院を次々に破壊してまわった。2014年7月には、ISは、ユダヤ教徒、キリスト教徒、イスラム教徒にとって共通の聖地であるイラク北部モスル近郊にある預言者ヨナ（Jonah）の聖廟を爆破した。預言者ムハンマド以外に対する聖者信仰が、イスラム的でないというのが理由であった。

2015年以降のISの行動には、目を見張るものがある。2015年2月に、ISはイラクのモスル博物館に侵入し、博物館に収蔵されていたアッシリア時代の彫像などをハンマーで破壊した。ISは、その様子を録画し、You Tubeなどを通じて世界中に配信した。また、モスルで破壊されたのは、博物館のコレクションだけではない。ISは、焚書も行っている。ISの兵士は、モスルの大学や図書館にも侵入し、自分たちの思想に合わない書物に灯油をかけ燃やしている。

2015年3月には、ISは、モスル南東のアッシリアの王都ニムルド（Nimrud）遺跡に侵入し、遺跡に残されていた彫像をハンマーで打ち砕き、古代の神殿跡にダイナマイトを仕掛け爆破している。同様の破壊行為は、パルティア時代の都市遺跡ハトラ（Hatra）でも行われた

そして2015年の5月に、ISは世界文化遺産であるシリアのパルミラ遺跡を制圧する（図6）。パルミラ遺跡は、シリア沙漠に立地する前1世紀から後3世紀にかけて繁栄した隊商都市の遺跡である。ISは、このパルミラ遺跡の主だったモニュメントを一つずつ破壊した。まず、2015年の8月にパルミラ遺跡の主神殿であるバール・シャミン（Baal Shamin）神殿とベル（Bel）神殿を爆破した。続く9月には古代パルミラ人の遺体を納めた塔墓を、10月にはパルミラ遺跡の象徴であった記念門を破壊した。

ISは、2016年3月にパルミラから撤退している。しかし、2016年12月にISは再び南下し、パルミラ遺跡を再占領している。そして、ISは、遺跡の破壊を継続した。2017年1月には、ISが遺跡に残されていたローマ劇場と四面門を破壊したというニュースが、世界中を駆け巡った。

しかし、このISによる破壊行為は、イスラームの教義に従ったものなのだろうか？例えば、パルミラ最大の神殿であるベル神殿は、150年前まではモスクとして利用されていた。メソポタ



図6 紛争前のパルミラ遺跡

ミアの神ベルを祀っていた神殿は、ビザンツ時代にキリスト教会へと転用され、12世紀以降は、モスクとして利用され続けた。つまり、彼らは、モスクを爆破したことになる（ロバート・ズコウスキー 2017）。

また、破壊された記念門は、信仰の場所ではなくただの門にすぎない（図7）。記念門には人物の姿なども彫りこまれておらず、この記念門を破壊する宗教的な理由は存在しない（ロバート・ズコウスキー 2017）。

また、塔墓の破壊に関しては、ISは、墓の中にあつた彫像をブラック・マーケットに流すために略奪し、その証拠を消すために塔墓そのものを爆破した可能性があると海外の専門家が指摘している（ロバート・ズコウスキー 2017）。

2015年11月に、NPO法人南アジア文化遺産センターの主催で、東京の代々木で「文化遺産をめぐる対話」というワークショップが開催された。その場で、パキスタンから来日していたイスラム宗教指導者に、「ISによる文化遺産の破壊をどう思うか？」という質問がなされた。それに対する彼の答えは、「彼らはイスラムを理解していない。」「本当のイスラムは他宗教、他文化に寛容であり、他文化の遺産をも保護するのがイスラムだ。」というものであった。

また、同様に、イスラム教スンニ派の最高学府であるアル・アズハル大学の総長も、ISに対し、遺跡の破壊を止めるよう繰り返し声明を出している。ISは、組織を宣伝するため、



図7 紛争前のパルミラ遺跡

示威行為のために遺跡を破壊しているに過ぎない。

また、ISは文化遺産の意図的な破壊をしているだけではない。2014年6月にイギリスの主要メディアが、遺跡の盗掘や文化遺産の不法輸出が、石油と並んでISの重要な資金源になっていると報道し、注目を集めた。ISは、盗掘や文化遺産の不法輸出を管轄する古物省と呼ばれる省庁を設立し、地域住民や盗掘専門集団にライセンスを発行し、重機を貸し与え、遺跡の盗掘を推奨し、利益の一部を税金として還元させていると報告されている。

IV. シリア紛争下の文化遺産を護る意義、内戦終結後に文化遺産を復興する意義

次に、シリア紛争下で文化遺産を護る意義、またシリア紛争終結後に文化遺産を復興する意義に関して、私見を述べたい。

筆者は、現在、文化遺産保護の活動にも携わっているが、シンポジウムなどの会場において、「文化遺産よりも人命が大切ではないか?」、「文化遺産の復興よりも、ガスや水道、病院や教育の復興が優先ではないか?」とよく質問される。しかし、筆者は、文化遺産の復興もシリアの復興に欠かせない要素だと考えている。

1. 地域と人々をつなぐ文化遺産

上述したように、ISは、古代の遺跡だけではなく、シーア派の聖者廟、キリスト教の教会や修道院など、現役の宗教施設も破壊している。例えば、ホムス近郊にあった聖エリアン修道院は、3世紀の殉教者聖エリアン (Saint Elian) の埋葬地として知られ、シリアのキリスト教徒が多く参拝に訪れる場所であった。しかし、2015年の8月、ISは修道院の地下に眠る聖エリアンの遺体を掘り起こし、修道院をブルドーザーで破壊するという暴挙に出た。

こうした地域社会に根差した「生きた文化遺産」の破壊は、将来的に何をもたらすのであろうか?ここでは、ボスニア内戦の事例を紹介したい。

1990年代のヨーロッパで起きたボスニア内戦は、ボスニア人 (ムスリム) とセルビア人 (セルビア正教徒)、クロアチア人 (カトリック) が三つ巴で民族浄化を行った人類史上最も凄惨な内戦である。この内戦では、民族浄化に加え、敵対する民族のコミュニティを破壊することを目的に、敵対する勢力のモスクや教会といった宗教施設また先祖が眠る墓地までもが徹底して破壊された。モスクだけでも、ボスニア全土で1200棟を超える規模で破壊されたと報道されている。また、モスクに関しては、破壊したモスクの跡地にイスラムで不浄とされる豚を飼い、その土地を意図的に穢し、その場所に宗教施設が二度と再建できないようにしたと報道されている (原本2015)。

シリア紛争と同様、ボスニア内戦でも、200万人以上の難民が国内外に避難した。しかし、彼らの多くは、内戦が終了したのちも故郷に戻ることはなかった。モスクや教会、先祖の眠る墓地は、先祖から受け継がれた歴史、遺産であり、地域社会の核として、土地と人々を結びつける存在であった。こうした遺産が破壊され失われると同時に、人々と土地との繋がりが途切れ、人々は故郷への愛着を失ってしまったのだ (原本2015)。

シリア紛争では、現在、500万人以上の国民が国外へ逃れている。難民問題は、日本でも頻繁に報道されている。しかし、近隣のヨルダンやレバノンまたヨーロッパへと逃れたシリア難民は、紛争が終結したのち、故郷へ帰還するのであろうか?シリアに関しても、ボスニアと同様に、多

くの難民が故郷に帰還しない可能性がある。

筆者は、難民が帰還し、地域社会が復興する鍵の1つが、文化遺産であると考えている。例えば、日本でも、2011年に起きた東日本大震災以降、被災地からの人口流出が社会的な問題になっている。しかし、神社で行われる祭事の日には、一時的ではあるものの、避難した人間が、故郷に帰還する事例が数多く報告されている。日本でも、文化遺産は、故郷と人々をつなぐ核として、注目されている。

今後、シリア難民が帰還し、シリア社会が復興していくためにも、破壊された現役の宗教施設を復興し、そこを舞台にした伝統的祭事を復活させることは欠かせないと筆者は考えている。

2. 復興のシンボルとしての文化遺産

また、筆者は文化遺産の復興は、地域復興のシンボルになりえると考えている。日本では、2016年4月に起きた熊本地震によって、日本3大名城の1つ熊本城に深刻な被害が生じた。

しかし、震災直後から、熊本城の倒壊防止工事が始まり、現在、熊本市は、総額600億円超の莫大な予算を投じ2037年までの熊本城の完全復興を目指している。

しかし、熊本城の復興工事に対し、熊本市民から「税金の無駄使い」という批判の声があがることは稀である。それどころか、熊本市が熊本城の復興のために寄付金を呼び掛けると、たった半月で1万人以上から2億円近くもの寄付金が集まっている。

これは、熊本市民が、熊本城を熊本復興のシンボルとして捉え、熊本城の復興なしに熊本の真の復興はありえないと考えているからに他ならない。シリアでも、このように文化遺産の復興は、地域復興のシンボルとなりえる。

3. 観光開発・雇用創出のための文化遺産の復興

内戦終結後、観光業を発展させ、雇用を創出していくためにも文化遺産の復興は不可欠である。ここでは、世界文化遺産パルミラ遺跡近郊の街タドモルを例に挙げたい。

タドモルは、パルミラ近郊にある現代の街である。1950年代には、この街は、たった数千人の人口しか有していなかったが、わずか60年の間に、人口は10倍以上に膨れ上がり、シリア紛争が勃発する直前の2010年には、7万人もの人口を有する街へと成長を遂げていた（ロバート・ズコウスキー 2017）。

この街の急激な発展を支えたのが、パルミラ遺跡を中心とした観光業であった。街の住民の多くが、ホテルや土産物屋、レストラン、観光ガイドなど、観光に携わる仕事に従事していた。現在、このタドモルは、ほぼ廃墟と化しているが、タドモルの街の復興には、パルミラ遺跡の復興そして観光業の復活が不可欠である。

このことは、シリア全体にもあてはまる。紛争勃発以前、シリアでは観光業がGDPの12%を占め、労働人口の11%が観光業に従事していた。観光立国であったシリアが復興を遂げる為に、文化遺産の復興が欠かせないことは明らかである。

V. シリアの文化遺産を護るための様々な活動

最後に、シリアの文化遺産を護るため国内外で行われている様々な活動を紹介したい。

シリアには、日本の文化庁に相当する古物博物館総局という組織が存在する。この古物博物館総局のスタッフは、危険なシリア国内に留まり、文化遺産を護る活動を精力的に継続している。

例えば、古物館博物館総局は、紛争が激化する以前に、博物館が略奪の対象になりえることを予測し、シリア各地の35の博物館から30万点近いコレクションを国内の安全な場所へと避難させている。

また、パルミラでは、遺跡だけではなく、パルミラ博物館の収蔵品も被災したことが知られている。ISの兵士が、モスル博物館と同様に、パルミラ博物館に収蔵されていた古代パルミラ人の彫像をハンマーで破壊したのだ。

シリア政府軍は、2016年3月にISからパルミラを奪還している。その直後、シリア古物博物館総局のスタッフは、ポーランド人の保存修復家とともに、危険をかえりみず、パルミラ入りしている。彼らが、パルミラ博物館に到着した際、博物館の前の道路には無数の地雷が埋まり、博物館の床には巨大な不発弾が突き刺さっていたという。しかし、彼らは、破壊された彫像を将来的に修復することを目指し、博物館の床に散乱していた彫像の破片をすべて拾い集め、ダマスカスまで緊急移送している。その後、ISは、再び南下し、2016年12月にパルミラを再占拠している。もし、古物博物館総局の活動がなければ、被害はより深刻なものになっていたと思われる（西藤・安倍・間舎2017）。

また、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）も、シリアの文化遺産を護るために、さまざまな活動を行っている。例えば、史跡の軍事的利用が問題になると、ユネスコ事務局長であるイリーナ・ボコバ（Irina Bokova）氏は、繰り返し声明を出し、シリア政府軍、反政府軍を強く非難し、史跡から軍隊を即時撤退するよう要求している。また、大規模な軍事作戦が始まる前には、必ず作戦に従事する関連諸国に書簡を送り、戦闘区域にある貴重な文化遺産の位置を通達し、戦闘に巻き込まないように求めている（ナーダ・アル＝ハッサン2017）。

遺跡の盗掘と文化財の不法輸出入に関しても、ユネスコは、インターポールや世界税関機関などと連携して対応を進めている。また、シリアからの文化財の不法輸出入を国境で食い止めるため、シリアや隣国の警察や税関職員を対象に、文化財の不法輸出入対策に関して研修を行っている。さらには、オークション会社にも協力をもとめ、不法な文化財を取引しないよう求めている（ナーダ・アル＝ハッサン2017）。

また、ISによる組織的な盗掘、文化財の不法輸出入に対しても、ユネスコは対策を講じている。ユネスコの呼びかけに応じた国連安全保障理事会は、2015年2月に国連安全保障理事会決議2199号を採択している。この決議では、組織的な盗掘と文化財の不法輸出入がISなどのテロリストの資金源になっていることを認め、シリアとイラクから不法に持ち出された文化財を取り引きしないよう国連加盟国に求めている（ナーダ・アル＝ハッサン2017）。

さらに、ユネスコは、2014年3月からシリアの文化遺産を護るために新しいプロジェクト「シリア文化遺産緊急保護プロジェクト」を開始している。このプロジェクトの資金に関しては、EU（ヨーロッパ連合）が中心となり、250万ユーロの資金を拠出している。

このプロジェクトでは、まず、シリア紛争下における文化遺産の被災状況に関して情報収集を行っている。また、将来的な修復作業に役立てるため、被災した文化遺産に関する既存のドキュメンテーション（写真や図面、発掘報告書、学術論文など）を収集している。

また、ユネスコは、このプロジェクトの一環として、シリアの文化遺産の重要性を訴える啓蒙キャンペーンも行っている。ビデオ映像やドキュメンタリーを制作し、子供や学校関係者を対象に教育活動を実施している。

また、シリア人専門家を対象に、文化財の不法輸出入対策や紛争下においてどのように博物館を護るかなど、さまざまな研修を実施している。（ナーダ・アル＝ハッサン2017）。

日本国内でも、さまざまな活動が行われている。たとえば筆者が所属する東京文化財研究所文

化遺産国際協力センターは、シリア紛争下の被災文化遺産をテーマに、2013年以来、定期的にシンポジウムを開催している（山内・安倍・間舎2014；西藤・安倍・間舎2017）。また、研究員をユネスコなどが主催する国際会議に派遣し、シリア紛争下における文化遺産の被災状況に関して、継続して情報を収集している。

また、日本国内で最も精力的に活動を行っている団体として、「日本西アジア考古学会」をあげることができる。日本西アジア考古学会は、250名ほどの学会員を持つ学会である。日本西アジア考古学会は、シリアの文化遺産を救済するために寄付金を集め、博物館から収蔵品を緊急避難する際に必要となる梱包材などをシリア古物博物館総局に寄贈している。また、2015年12月には、レバノンのバイルートにて「シリア考古学文化遺産国際会議」を主催し、シリアや海外の専門家とともに、今後、どのようにシリアの文化遺産を護っていくか協議を行っている。

さらに、この国際会議が下地となり、今年から、日本政府がUNDP（国際連合開発計画）に資金を拠出し、シリアの文化遺産保護に協力していくことが決定した。UNDPのもと、文化遺産保護に必要な機材をシリア古物博物館総局に供与するだけでなく、今後、奈良県立橿原考古学研究所を中心に、さまざまな大学や学術機関が連帯し、保存修復分野において、シリア人専門家を対象に研修を実施していくことが決定している。2017年の7月には、このプロジェクトのキックオフ・ミーティングとして、国際会議「シリア世界遺産の次世代への継承を目指して－パルミラ 奈良からのメッセージ」が開催された（西藤2017）。

おわりに

なお、本論考は、2017年2月28日に成蹊大学で開催された成蹊大学アジア太平洋研究センター『イスラームと文化財』書評会で発表した内容を書き起こし、大幅に修正・加筆したものである（野口・安倍2015）。

この場を借り、書評会を企画くださった成蹊大学の佐々木紳准教授を始めとする成蹊大学アジア太平洋研究センターのスタッフの方々に御礼申し上げたい。

参考文献

- 青山弘之 2017年『シリア情勢——終わらない人道危機』87頁-90頁 東京：岩波書店。
 安倍雅史・間舎裕生 2015年「シリア——内戦と文化財の危機」野口敦・安倍雅史編『イスラームと文化財』66頁-77頁 東京：新泉社。
 国枝昌樹 2012年『シリア——アサド政権の40年史』東京：平凡社。
 西藤清秀 2017年「シリア・パルミラの現状と復興に向けた取り組み」常木 晃・西秋良宏・山内和也 2017年『季刊考古141号 西アジア考古学・最新研究の動向』東京：雄山閣。
 西藤清秀・安倍雅史・間舎裕生編 2017年『世界遺産パルミラ 破壊の現場から——シリア紛争と文化遺産』東京：雄山閣。
 常木 晃 2017年「日本によるシリア調査の歴史」西藤清秀・安倍雅史・間舎裕生編『世界遺産パルミラ 破壊の現場から——シリア紛争と文化遺産』東京：雄山閣。
 ナーダ・アル＝ハッサン 2017年「ユネスコによる紛争下における文化遺産の保護活動」西藤清秀・安倍雅史・間舎裕生編『世界遺産パルミラ 破壊の現場から——シリア内戦と文化遺産』161

頁-176頁 東京：雄山閣.

野口 淳・安倍雅史編 2015年『イスラームと文化財』東京：新泉社.

原本知美 2015年「ボスニア・ヘルツェゴビナ」野口 淳・安倍雅史編『イスラームと文化財』
176頁-194頁 東京：新泉社.

山内和也・安倍雅史・間舎裕生編 2014年『シリア復興と文化遺産』東京：東京文化財研究所
文化遺産国際協力センター.

山藤正敏 2017年「シリアにおける文化遺産の保護：現状と課題」西藤清秀・安倍雅史・間舎
裕生編『世界遺産パルミラ 破壊の現場から——シリア紛争と文化遺産』137頁-148頁 東京：
雄山閣.

ロバート・ズコウスキー 2017年「パルミラ・レスキュー事業」西藤清秀・安倍雅史・間舎裕生編『世
界遺産パルミラ 破壊の現場から——シリア紛争と文化遺産』39頁-50頁 東京：雄山閣.

ロマンティック・ラブ・イデオロギーを分解する
—2015年社会階層とライフコース全国調査（SSL-2015）による、
恋愛・結婚・出生心理の計量分析—

Decomposing Romantic Love Ideology:
Quantitative Analyses of Love, Marriage, and Birth in 2015 Japanese
National Survey on Social Stratification and Life Course (SSL-2015)

小林 盾* 大崎 裕子** 川端 健嗣*** 渡邊 大輔****
Jun Kobayashi Hiroko Osaki Kenji Kawabata Daisuke Watanabe

Abstract

This paper scrutinizes on transformation of the romantic love ideology in Japan. The ideology has characterized the modern family by uniting love, marriage, and sex (and therefore birth). The paper decomposes the ideology into two sub norms: the “love and marriage combination” norm and the “marriage and birth combination” norm. Still, these norms are yet to be quantitatively examined. So, data are collected in the 2015 Japanese National Survey on Social Stratification and Life Course (SSL-2015) with 12,007 respondents. They are asked whether they agree that love is indispensable for marriage and that marriage is so for birth. Results are shown as follows. (1) By distributions, about 80 percent agree with the both norms. (2) By comparing proportions, most young males and females relax the norms. However, young females tighten the “marriage and birth combination” norm. (3) As a result, by odds ratios, young males present consistent patterns on the two norms, while young females not. Therefore, mostly the romantic love ideology has been relaxed, but the “marriage and birth combination” norm survives and even revitalizes. This means that the ideology has been transformed and diversified, which may affect future forms of the family. These findings are obtained only in quantitative analyses.

* 成蹊大学文学部、Faculty of Humanities, Seikei University
jun.kobayashi@fh.seikei.ac.jp

** 東京工業大学環境・社会理工学院、School of Environment and Society, Tokyo Institute of Technology
osakihiroko@gmail.com

*** 成蹊大学文学部、Faculty of Humanities, Seikei University
kawakj@gmail.com

**** 成蹊大学文学部、Faculty of Humanities, Seikei University
dwatanabe@fh.seikei.ac.jp

I. イントロダクション

1. ロマンティック・ラブ・イデオロギーの下位規範

出生動向基本調査によれば、1930年から60年ごろまで初婚同士の結婚のうち、見合い結婚が恋愛結婚より多かった。その後、1970年までに恋愛結婚が上回り、2015年には恋愛結婚が87.7%、見合い結婚が5.5%だった（図1左）。

一方、人口動態調査によれば、非嫡出子（夫婦以外の子）は戦後1947年に3.8%だったのが、1980年ごろ0.8%まで低下し、その後上昇した。2016年には2.3%だった（図1右）。

1970年代に、日本社会では夫婦と子から構成される「標準的家族モデル」が成立した。これを支え規定してきたのが、「ロマンティック・ラブ・イデオロギー」という規範である（ノッター2007）。ロマンティック・ラブ・イデオロギーによれば、恋愛、結婚、性（とその帰結である出生）が、いわば三位一体であるべきと考えられた。この論文では、以下のように定義する。たしかに結婚を中心に概念化もできるが、この論文では恋愛、結婚、出生の3つを等しく扱う立場をとる。

定義 恋愛、結婚、性（とその帰結である出生）が、不可分に結びつくべきとする規範を、「ロマンティック・ラブ・イデオロギー」と呼ぶ。

ここで、この三位一体を、より小さい部分に分解できないだろうか。そこで、家族形成プロセスに沿って「恋愛と結婚は結びつくべき」という「恋愛と結婚の結合」規範と、「結婚と子をもつことは結びつくべき」という「結婚と出生の結合」規範とに、分解できると仮定しよう（図2）。これらを「下位規範」と呼ぶ。

仮定1 ロマンティック・ラブ・イデオロギーは、「恋愛と結婚の結合」と「結婚と出生の結合」という2つの下位規範に、分解できる。

すると、推移律により、「恋愛するからには、子をもたなくてはならない」という「恋愛と出生の結合」規範も成立し、三位一体が復元できることがわかる。小林（2012）は恋愛から結婚への移行を「結婚の壁」、結婚から出生への移行を「出産の壁」と呼んだ（結婚の壁は佐藤他2010より）。ロマンティック・ラブ・イデオロギーのもとでは、この2つの壁を乗り越えた人だけが、子をもつことができる。

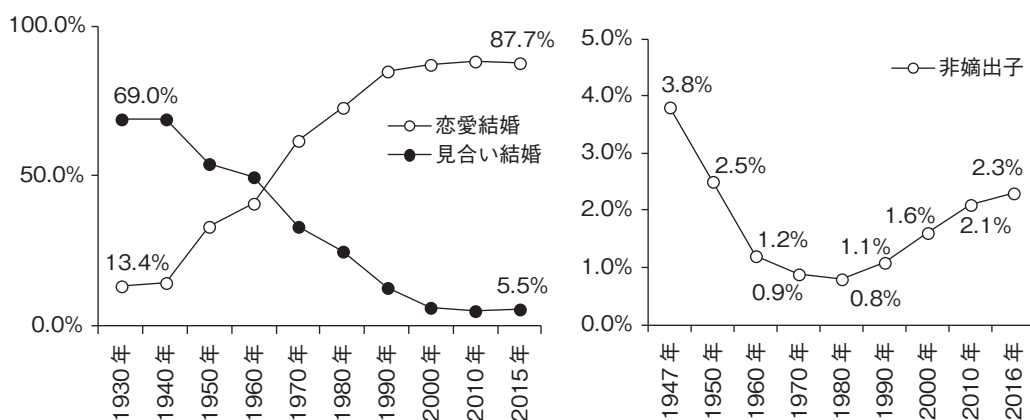
2. リサーチ・クエスチョン

ロマンティック・ラブ・イデオロギーは、しかし、現在では規範意識としても、行動としても、変容し衰退してきたという（上野1992）。同棲、事実婚、同性愛など、家族形成プロセスが多様化し、ロマンティック・ラブ・イデオロギーからは逸脱とされる形が増加したため、規範として規定力が低下し緩みが生じた。その結果、家族のあり方も、このさき大きく変容する可能性がある。

では、下位規範もまた、変容し緩んでいるのだろうか。それとも、ロマンティック・ラブ・イデオロギー全体としては崩れつつも、一部の下位規範は維持されたりかえって強化されることは、ないのだろうか。

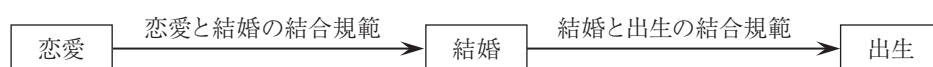
図1より、見合い結婚がほとんどを占めていた時期から、恋愛結婚というオプションも追加され、結婚相手との出会い方が多様化した。その結果、恋愛と結婚の結合が強化されているように見える。他方、非嫡出子が（少ないながら）増加していた。ここからは、結婚と出生の結合

図1 初婚同士における出会いの比率の推移（左）、非嫡出子の比率の推移（右）



出典：出生動向基本調査（左）、人口動態調査（右）

図2 仮定（ロマンティック・ラブ・イデオロギーの下位規範への分解）



注記：矢印は因果関係を表す。

が多様化し、その結果緩んでいる可能性が示唆される。

もしロマンティック・ラブ・イデオロギーに変容が起こったのなら、分解された2つの下位規範の捉え方が、年齢によって異なるはずである。男女によっても異なるかもしれない。そこで、この論文では以下のリサーチ・クエスチョンにアタックする。

リサーチ・クエスチョン 家族形成プロセスが多様化するなか、ロマンティック・ラブ・イデオロギーの下位規範である「恋愛と結婚の結合」規範と「結婚と出生の結合」規範は、変容したのか。変容パターンは、性別によって異なるのか。ロマンティック・ラブ・イデオロギーは家族のあり方を規定してきたので、変容したなら家族の未来も変わるかもしれない。

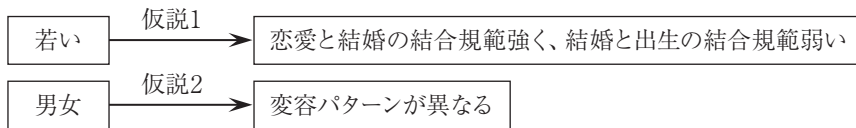
この問題を解明できたなら、家族の未来の選択肢を、より豊かに構想することができよう。しかし、もし未解明のままであれば、ややもすればロマンティック・ラブ・イデオロギーが強化されていても、見すごしかねない。

3. 先行研究

多くの先行研究は、ロマンティック・ラブ・イデオロギーの変容を、事例をもとに質的データで分析してきた（山田1994、谷本2008、山2015など）。そのなかで、谷本・渡邊（2016）は、恋愛と結婚の結合規範に着目し、どのように年齢グループによって異なるかを、量的データで分析した。

その結果、「恋愛のゴールは結婚」という考えは否定するが、「結婚するには恋愛感情が必要」とする人たちが、とくに40代以下の女性に増えたことを明らかにした。彼らは、こうした新し

図3 仮説



注記：矢印は因果関係を表す。

い規範を「ロマンティック・マリッジ・イデオロギー」と呼ぶ。ロマンティック・ラブ・イデオロギーのもとでは、結婚と結合しているかどうか、「正しい恋愛」の審判基準だった。ロマンティック・マリッジ・イデオロギーでは逆に、恋愛と結合しているかどうか、「正しい結婚」を決めるようになる。

ただし、恋愛と結婚の結合規範は分析されているが、結婚と出生の結合規範については未解明のままであった。

4. 仮説

それでは、2つの規範について、どのように仮説を立てることができるだろうか。

図1によれば、恋愛結婚、非嫡出子ともに増加しつづけてきた。ここで、こうした人びとの行動が、規範意識とどのように関連するのかを、以下のように仮定しよう。

仮定2 人びとの規範意識は、行動に反映されている。

そうだとすれば、以下の仮説となるはずである（図3）。

仮説1（年齢による違い）（男女とも）若い人ほど、恋愛と結婚の結合規範が強く、結婚と出生の結合規範は弱いだらう。

では、男女の違いはどうだろうか。恋愛、結婚、出生どれも、男女がペアとなることが想定されている。そのため、家族形成パターンは男女で似ているという（恋愛から結婚への移行については小林2014）。一方で、性別によって家族形成パターンが異なることも、報告されている（山田・白河2008、Kobayashi 2017）。そこで、ここでは違いがあると想定し、つぎのように仮説を立てよう。

仮説2（性別による違い） 性別によって、恋愛と結婚の結合規範、結婚と出生の結合規範のどちらも、変容パターンが異なるだらう。

II. 方法

1. データ

データには、2015年社会階層とライフコース全国調査（SSL-2015）を用いて、計量分析を行なう。恋愛と結婚について詳細なデータが必要なため、インターネット調査として実施された(マ

図4 調査画面の例

013 次の意見について、あなたは賛成ですか、反対ですか。

	1	2	3	4	5	6
	反対					賛成
男は男らしく、女は女らしくあるべきだ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
恋人になるには、告白が必要だ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
浮気や不倫は、絶対にするべきでない	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
結婚と恋愛は別ものだ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
恋愛のゴールは結婚であるべきだ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
結婚前には、同棲した方がよい	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
結婚するには、恋愛感情がなくてはいけない	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

クロミル社に委託)。調査期間は2015年3月6日（金）23：34～3月10日（火）9：42だった（調査画面の例は図4）。

母集団は、全国20～69歳の個人モニタ91万967人（調査業・広告代理業をのぞく）である。サンプリングは、男女、10歳ごと年齢階級、地域（北海道東北、関東、中部、近畿、中四国、九州沖縄）によって60セルに分割したうえで、2010年国勢調査に基づいて人口比例で標本サイズをセルに割りあてた。

計画標本は11万131人、有効回収数は1万2,007人、有効回収率は11.0%だった。セルごとに回収し、割りあてに達したら打ち切った。不足したセルについては追加依頼をした（途中離脱は3,913人、計画標本の3.6%）。

最大で63問あり、回答時間の中央値は23.6分であった。他にモニタ登録情報として年齢などの属性があった。世帯収入と個人収入に欠損値があったが、他のすべての変数にはなかった。

2. 標本

分析では、すべての標本を用いる。内訳は、男性50.0%、平均年齢45.5歳、中学卒1.6%／高校38.9%／短大・高専11.7%／大学42.7%／大学院5.1%、現在結婚（事実婚・婚約中を含む）62.3%／離別5.5%／死別1.8%／未婚30.4%、正社員・正規の公務員35.1%／自営業主・自由業者・家族従業員・内職9.1%／派遣社員・契約社員・嘱託社員7.1%／パート・アルバイト・臨時雇用14.9%／働き方不明瞭0.0%／学生3.2%／無職30.6%、平均等価所得359.4万円だった（標本サイズは1万2,007人、等価所得のみ1万1,092人）。

3. 従属変数：恋愛・結婚・出生についての心理

調査では、恋愛・結婚・出生についての心理を、以下の6つの項目で質問した。どれも、ロマンティック・ラブ・イデオロギーに親和的な心理となっている。

質問（恋愛と結婚心理） 次の意見について、あなたは賛成ですか、反対ですか。

	反対					賛成
結婚するには、恋愛感情がなくてはいけない	1	2	3	4	5	6
子どもを持つには、結婚することが必要だ	1	2	3	4	5	6
経済的に不安があっても、愛情が高まれば結婚するべきだ	1	2	3	4	5	6
浮気や不倫は、絶対にすべきでない	1	2	3	4	5	6
恋人になるには、告白が必要だ	1	2	3	4	5	6
結婚するには、プロポーズが必要だ	1	2	3	4	5	6

この論文では、上の項目から「恋愛は結婚に必要」「結婚は出生に必要」「愛情あれば結婚」「浮気は不可」「恋愛に告白必要」「結婚にプロポーズ必要」と呼ぼう。このうちとくに、ロマンティック・ラブ・イデオロギーの下位規範として、恋愛と結婚の結合を「恋愛は結婚に必要」によって、結婚と出生の結合を「結婚は出生に必要」によって測定する。

分析では、選択肢1～3を「反対」と、4～6を「賛成」としてまとめ、賛成=1のダミー変数とする。

4. 独立変数、分析方法

独立変数には、性別と10歳ごと年齢階級とを用いる。

分析では、男女別、年齢階級別に、従属変数の比率と、2規範への賛否のオッズ比を比較する。検定にはカイ二乗検定を行なう。

Ⅲ. 分析結果

1. 分布、グループ別比較

6つの従属変数の分布は、図5となった。ここから、「愛情あれば結婚するべき」が5割ほどだったのを除くと、ほとんどの項目で7～8割の人が、ロマンティック・ラブ・イデオロギーに親和的な考え方をもっていることが分かる。したがって、ロマンティック・ラブ・イデオロギーは、単純に衰退したり解体したというわけではない。むしろ、例外を含みながら、しかし大多数は規範として内面化していると理解するべきだろう。

男女別、年齢別の記述統計は、表1となった。ここから、男性ほど愛情あれば結婚すべきで、恋愛に告白が必要と、有意に考えていた。女性ほど、結婚は出生に必要で、浮気は不可であり、結婚にプロポーズが必要と有意に思っていた。恋愛が結婚に必要なかについては、男女差がなかった。

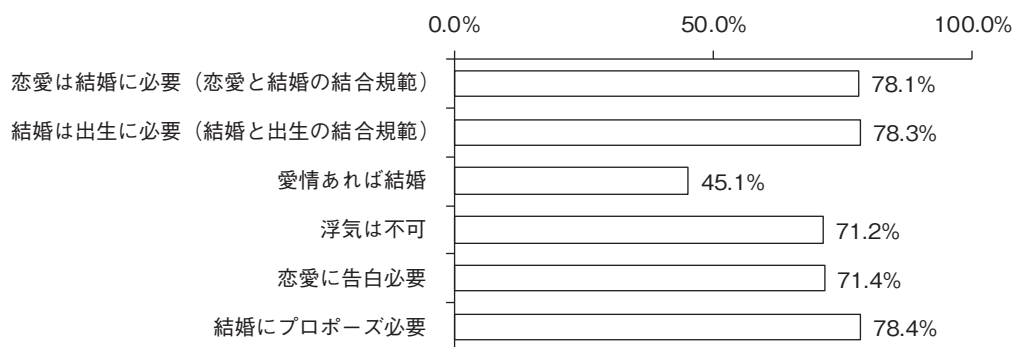
年齢別ではどうか。おおむね、60代で高く、いったん低下してから、20～30代でまた上昇するというパターンとなっていた。

2. 下位規範のクロス表、オッズ比

以下では、仮説を検証するために、「恋愛は結婚に必要」と「結婚は出生に必要」という、ロマンティック・ラブ・イデオロギーの2つの下位規範に焦点を絞る。

クロス表を求めると、表2となった。カイ二乗検定で有意だったことから、2つの規範は有意

図5 従属変数の分布



注記：すべて $N = 12,007$ 。すべて選択肢4～6(賛成) = 1のダミー変数。

表1 従属変数の記述統計

		N	恋愛は結婚に必要	結婚は出生に必要	愛情あれば結婚	浮気は不可	恋愛に告白必要	結婚にプロポーズ必要
全体		12,007	78.1%	78.3%	45.1%	71.2%	71.4%	78.4%
男女別	男性	6,004	78.1%	76.2%	51.1%	65.6%	74.0%	76.7%
	女性	6,003	78.0%	80.5%	39.2%	76.7%	68.9%	80.0%
	カイ二乗検定			***	***	***	***	***
年齢別	20代	1,968	74.2%	76.7%	45.3%	77.3%	75.4%	80.5%
	30代	2,579	75.3%	75.9%	44.0%	73.6%	72.4%	77.9%
	40代	2,440	79.1%	76.7%	43.3%	67.2%	71.4%	78.3%
	50代	2,379	80.2%	76.9%	43.3%	67.6%	69.5%	76.3%
	60代	2,641	80.7%	84.8%	49.5%	71.1%	69.3%	79.2%
	カイ二乗検定			***	***	***	***	***

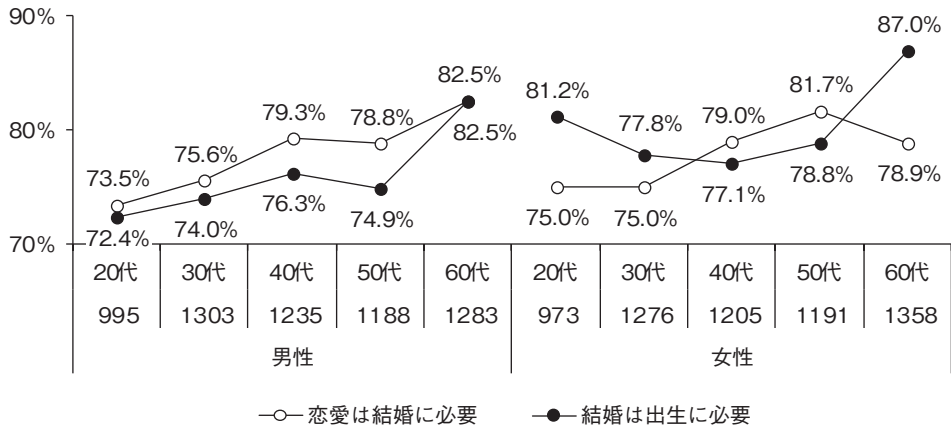
注記：すべて選択肢4～6(賛成) = 1のダミー変数。カイ二乗検定で*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$, † $p < .10$ 。

表2 ロマンティック・ラブ・イデオロギーの下位規範のクロス表

恋愛は結婚に必要	結婚は出生に必要	
	反対	賛成
反対	1,163	1,471
行%	44.2%	55.8%
全体%	9.7%	12.3%
賛成	1,437	7,936
行%	15.3%	84.7%
全体%	12.0%	66.1%

注記：値は度数。カイ二乗検定で0.1%水準で有意。オッズ比は4.4。

図6 男女かつ年齢別、ロマンティック・ラブ・イデオロギーの下位規範の比率



注記：N = 12,007。下位規範とは「恋愛は結婚に必要」「結婚は出生に必要」の2つ。年齢の下の数字はグループ別標本サイズ。カイ二乗検定はすべて0.1%水準で有意。

に関連していることが分かる。オッズ比を求めると、4.4であった。つまり、恋愛は結婚に必要と考える人は、そうでない人と比べ、結婚は出生に必要だと4.4倍思いやすかった。

じっさい、表2より、「どちらにも賛成」と「どちらにも反対」を合計すると全体の75.8%いた。こうした人びとは、一貫してロマンティック・ラブ・イデオロギーに賛成または反対している。

ただし、全員がそうなのではない。片方に賛成するが、もう片方には反対という人が、24.2%いた。

3. 男女かつ年齢グループ別の比較

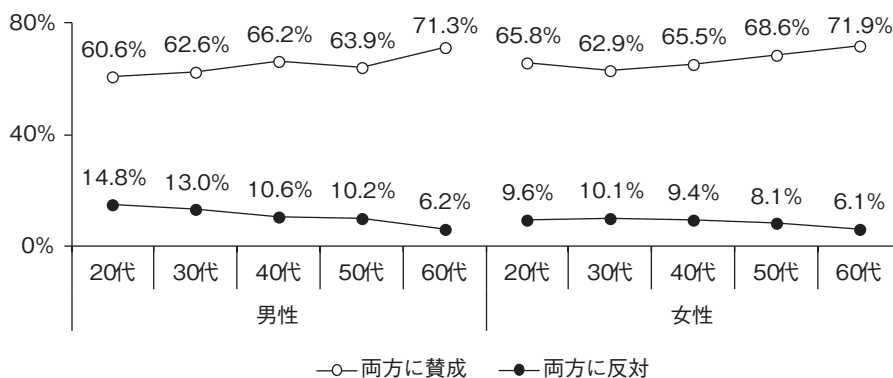
男女と年齢で同時にグループに分けると、2つの規範はどのような特徴をもつだろうか。それが図6である。ここから、折れ線グラフがおおむね右上がりであるので、男女ともに、若い人ほどロマンティック・ラブ・イデオロギーの拘束が弱かった。

ただし、結婚と出生の結合についてのみ、20～30代女性で上昇していた。なぜだろうか。1つの解釈は、若年女性が出生を自分のこととしてイメージしたとき、「日本社会では出産・育児の支援制度が不十分なため、結婚し配偶者がいないととても乗りきることができない」と考えるからかもしれない。そうだとすれば、ここでの下位規範の上昇は、現実的で合理的な判断といえる。

では、男女で変容パターンに、違いはあるのだろうか。図6からも示唆されるが、より明確にするために、下位規範の「両方に賛成」と「両方に反対」の人の比率を、同じようにグラフにした(図7)。ここから、男女ともに、若い人ほど両方賛成が減り、両方反対が増えている。ただし、男性のほうがその傾向が強く、急激に変容しているようにみえる。

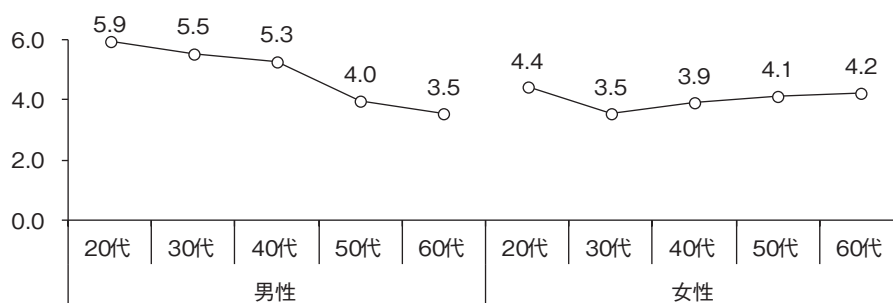
そこで、2変数の関連の強さをオッズ比で表そう。すると、図8となった。ここから、男性は若い人ほど関連が強くなるが、女性はむしろ(20代を例外として)弱くっている。したがって、若い男性は、ロマンティック・ラブ・イデオロギーの下位規範にたいし、(どちらも賛成かどちらも反対という)一貫した態度をとりやすい。女性はぎゃくに、若くなるほど一貫せず、「どちらか一方には賛成」も増えていることが分かった(ただし、オッズ比の信頼区間を求めると、女性には変化があったとはいえない)。

図7 男女かつ年齢別、ロマンティック・ラブ・イデオロギーの下位規範の「両方に賛成」「両方に反対」の比率



注記：N = 12,007。標本サイズは図6参照。下位規範とは「恋愛は結婚に必要」「結婚は出生に必要」の2つ。カイ二乗検定は1%水準（女性における両方に反対）または0.1%水準（それ以外）で有意。

図8 男女かつ年齢別、ロマンティック・ラブ・イデオロギーの下位規範のオッズ比



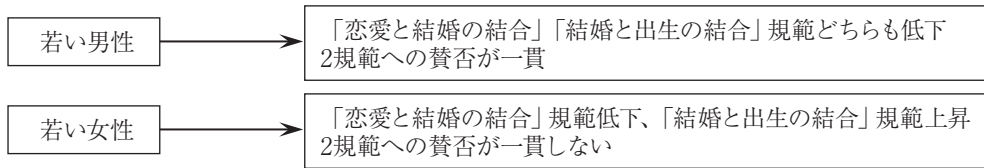
注記：N = 12,007。標本サイズは図6参照。下位規範とは「恋愛は結婚に必要」「結婚は出生に必要」の2つ。男性でもっとも低い60代の95%信頼区間は2.6～4.9、女性でもっとも低い30代のそれは2.7～4.7。

IV. 考察

1. 分析結果の要約、仮説の検証

- (1) この論文では、ロマンティック・ラブ・イデオロギーを、「恋愛と結婚の結合」と「結婚と出生の結合」という2つの下位規範に分解したうえで、それぞれの変容パターンを男女別、年齢別に、量的に検討した。ロマンティック・ラブ・イデオロギーは現代の家族のあり方を規定してきたので、その変容は家族の未来を変えるだろう。
- (2) データとして、2015年社会階層とライフコース全国調査を用い、恋愛と結婚の結合規範を「恋愛が結婚に必要か」、結婚と出生の結合規範を「結婚が出生に必要か」への賛否として測定した。
- (3) 分布から、どちらの規範も8割ほどが賛成していた。クロス表から、両方に賛成する人は、全体の7割ほどだった。そのため、ロマンティック・ラブ・イデオロギーは衰退したわけではなく、むしろ根強く内面化されていた。
- (4) 男女と年齢で同時にグループ分けして比較すると、おおむね若い人ほど、どちらの規範も弱まった。ただし、若い女性では、結婚と出生の結合規範が強まった。その結果、2つの規範のオッズ

図9 分析結果の要約



注記：矢印は因果関係を表す。

ズ比から、若い男性は一貫した態度をとるが、女性は「どちらか一方に賛成」も増えた（まとめると図9）。

したがって、仮説1（年齢による違い）は、一部支持された（若い男性ほど結婚と出生の結合規範が弱かった）が、それ以外は支持されなかった。ということは、行動レベルでは恋愛結婚が増加しても、心理レベルでは（男女とも）恋愛と結婚の結合が弱まっていた。行動レベルでは非嫡出子が増えているが、心理レベルでは（女性は）結婚と出生の結合が強化されていた。

仮説2（性別による違い）はどうか。こちらは支持された（若い男性ほど2つの下位規範への態度が一貫し整合的だったが、若い女性ほど非整合的だった）。若い女性で結婚と出生の結合規範が復活していることが、このような形で現れているようだ。検証結果をまとめると、以下となる。

仮説の検証結果 仮説1（年齢による違い）は、一部支持された（若い男性ほど結婚と出生の結合規範が低下したことのみ）。仮説2（性別による違い）は、支持された（男性は下位規範への態度が一貫し、女性はしなかった）。

2. リサーチ・クエスチョンへの回答

このように、ロマンティック・ラブ・イデオロギーを2つの規範に分解してみると、全体としては低下しているといえる。ただし、女性では若い人ほど、結婚と出生の結合規範が根強く、むしろ20～30代で復活していることが分かった。

先行研究と比較すると、ロマンティック・ラブ・イデオロギーは先行研究どおりおおむね低下しているが、一部は継続していた。したがって、変容はけっして一様なのではなく、規範ごと、男女ごとに多様なパターンをもつことが明らかになった。これらは、ロマンティック・ラブ・イデオロギー規範を分解し、量的に分析することで、はじめて解明できたことである。

以上から、リサーチ・クエスチョンに以下のように回答できる。

リサーチ・クエスチョンへの回答 ロマンティック・ラブ・イデオロギーを「恋愛と結婚の結合」と「結婚と出生の結合」という2つの下位規範へと分解すると、おおむね男女ともに若い人ほど規範が弛緩したが、女性では結婚と出生の結合規範がむしろ強化されていた。その結果、男性は若い人ほど2規範への賛否が一貫するが、女性はむしろ一貫しなかった。このように、ロマンティック・ラブ・イデオロギーの変容は、多様な形で進んでいる。これに応じ、家族の未来形が多様化する可能性がある。

いわば、ロマンティック・ラブ・イデオロギーという大きなアイドル・グループは、人気が低

下してきた。しかしながら、そのなかの何人か（下位規範）は、個人としてかえって人気を得ているのかもしれない。

3. インタビュー結果

では、これらの量的データ分析の結果は、インタビュー調査による質的データからも支持されるのだろうか。30代女性Aさん（会社員）は、大学在学中に見合いをし、卒業後に20代で結婚した。現在は2人の子どもがいる。

小林「見合い結婚だったということは、恋愛結婚とは違うのでしょうか」

Aさん「たしかに出会いはお見合いでしたけど、そのあと1年ほど交際して、ああこの人となら一生を過ごせるかな、この人のことが好きだなと感じました」

小林「ということは、お見合いであっても、恋愛感情をもつことは必要なのでしょうか」

Aさん「私には、そうでしたね」

Aさんは、見合い結婚であっても、恋愛感情が欲しかったという。このように、恋愛と結婚の結合規範は、インタビュー調査では数多く観察された。量的データでは（減少中とはいえ全体で）8割ほどが賛成していたので、一致した結果といえる。

結婚と出生の結合規範については、どうだろうか。30代女性Bさん（団体職員）は、結婚紹介所をとおして見合いをし、交際数か月で婚約した。

小林「婚活しようと思ったきっかけは、なにかあったのでしょうか」

Bさん「子どもが欲しかったので、年齢を考えて、少しでも早く結婚できるならと思いました」

小林「そうすると、結婚しないで出産というのは。。。」

Bさん「まったく考えていませんでしたね」

Bさんは、子どもをもちたいという気持ちが、結婚の最大の理由だったという。このように、結婚と出生の結合規範は、とくに女性の間で根強いようである。量的データでも、若年女性で増加していた。

4. 今後の課題

- (1) この論文では、ロマンティック・ラブ・イデオロギーの変容パターンを解明した。しかし、なぜこのような多様な形となったのかについて、メカニズムを理論的に説明する必要がある（たとえば小林2017は合理的選択理論に基づいて結婚のメカニズムを分析した）。年齢、時代、コーホートのどれかの効果かもしれないし、それ以外の要因によるのかもしれない。
- (2) ロマンティック・ラブ・イデオロギーという規範意識の変化が、家族形成やライフコースにおける人びとの行動と、どのように関連するのだろうか（家族形成の実態については内閣府2011、恋愛から結婚への移行の実態については小林・大崎2016）。仮説1の検証結果のように、規範意識はかならずしも行動と一致しない。さりとて、まったく無関係ではありえないだろう（小林2002）。
- (3) ロマンティック・ラブ・イデオロギーが家族を規定してきたなら、それが変容し多様化すれば、家族の形も変わらざるをえないだろう。ありうるシナリオを想定し選択肢を提示するには、この論文のような量的データ分析に加え、インタビュー調査などの質的データ分析も用いて、

混合研究方法によって多角的にアプローチすることが適しているだろう。

[謝辞]

この研究は、成蹊大学アジア太平洋研究センター助成「ライフコースの国際比較研究：多様性と不平等への社会的アプローチ」（共同プロジェクト、代表小林盾）、JSPS 科研費 24330160 「少子化社会における家族形成格差の調査研究：ソーシャル・キャピタル論アプローチ」（基盤研究B、代表小林盾）、JSPS 科研費 16H03699 「未婚化社会における『結婚支援活動』の実証研究」（基盤研究B、代表山田昌弘）の助成を受けています。執筆に当たり、谷本奈穂氏、筒井淳也氏、内藤準氏、森田厚氏、山田昌弘氏から有益なコメントをいただきました。

参考文献

<日本語文献>

- 上野千鶴子 1992年 「ロマンチックラブ・イデオロギーの解体」『増補<私>探しゲーム』、東京：筑摩書房。
- 小林盾 2002年 「社会規範の数理社会学に向けて」『理論と方法』17巻2号、183-194頁。
- 小林盾 2012年 「恋愛の壁、結婚の壁——ソーシャル・キャピタルの役割」『成蹊大学文学部紀要』47号、157-164頁。
- 小林盾 2014年 「結婚とソーシャル・キャピタル——何人と恋愛すれば結婚できるのか」辻竜平・佐藤嘉倫編『ソーシャル・キャピタルと格差社会——幸福の計量社会学』、東京：東京大学出版会。
- 小林盾・大崎裕子 2016年 「恋愛経験は結婚の前提条件か——2015年家族形成とキャリア形成についての全国調査による量的測定」『成蹊人文研究』24号、1-15頁。
- 小林盾 2017年 『ライフスタイルの社会学——データからみる日本社会の多様な格差』、東京：東京大学出版会。
- 佐藤博樹・永井暁子・三輪哲編 2010年 『結婚の壁——非婚・晩婚の構造』、東京：勁草書房。
- 谷本奈穂 2008年 『恋愛の社会学——「遊び」とロマンティック・ラブの変容』、東京：青弓社。
- 谷本奈穂・渡邊大輔 2016年 「ロマンティック・ラブ・イデオロギー再考——恋愛研究の視点から」『理論と方法』31巻1号、55-69頁。
- 内閣府 2011年 『結婚・家族形成に関する調査報告書』。
- ノッター、デビッド 2007年 『純潔の近代——近代家族と親密性の比較社会学』、東京：慶應義塾大学出版会。
- 山幸代 2015年 「多様なパートナーシップの可能性——夫婦関係の脱制度化と親密性の変容」『佛大社会学』39号、17-28頁。
- 山田昌弘 1994年 『近代家族のゆくえ——家族と愛情のパラドックス』、東京：新曜社。
- 山田昌弘・白河桃子 2008年 『「婚活」時代』、東京：ディスカヴァー・トゥエンティワン。

<外国語文献>

- Kobayashi, J., 2017, "Have Japanese People Become Asexual?: Love in Japan," *International Journal of Japanese Sociology* 26, pp.13-22.

ミャンマーにおける日本企業の「ヒトの現地化」に関する研究 —現地子会社5社に対するインタビュー調査を中心に—

A Study on Localization of Human Resources in Japanese Firms in Myanmar: Interview Survey of Five Japanese Firms

堀間 洋平*
Yohei Horima

Abstract

This paper is a study on localization of human resources in Japanese firms in Myanmar. Five Japanese companies are interviewed to consider localization of human resources in Japanese firms in Myanmar. According to the previous studies, localization of human resources in Japanese firms is considered gradually progressing from the lower to the top management class; however, this study confirms that local Japanese firms in Myanmar have appoint local human resources as managers immediately after they started the operations. The reason why Japanese firms in Myanmar hire the local human resources positively is conjectured that the local firms do not require high technology and administration knowledge; therefore, the transition cost of those skills and knowledge of the company's headquarter is low. On the other hand, it is confirmed that all interviewed firms appoint Japanese employee as the managing directors. Those Japanese expatriates are in charge of issues that require administration approval such as the human resources and finance. Also, Japanese expatriates in Myanmar's local companies help communications between the headquarters and the locals, and carry on business activities with Japanese managing directors of other local Japanese companies. The interviews support the idea that localization of human resources in Japanese firms should apply also to the middle management class in order to increase benefits. Finally, promoting localization of human resources in Japanese firms in Myanmar is also helpful to decrease human costs in comparison with China and other ASEAN countries.

I 研究目的

日本企業の「ヒトの現地化」に関する研究は、これまで数多く研究がなされている。川井(2000)の研究によると、「ヒトの現地化」は「一般に海外子会社の経営者を本社の派遣人員から現地人に転換すること」とし、ここで論じている現地人とは「狭義では現地国籍の人材だけを指して

* 山口大学大学院東アジア研究科 The Graduate School of East Asian Studies, Yamaguchi University
E-mail: v506sn@yamaguchi-u.ac.jp

1 本稿において現地化とは「ヒトの現地化」をさす。

いるが、広義では現地国籍を有する者に限らず現地社会文化と一般的な関係をもっている人々も含める」と定義がなされている。また、別の研究では本国本社から出向する日本人社員を減らし、現地の従業員を管理職や経営者に多く登用することとし、その役職は社長だけではなく、部長や課長なども含まれるとされている（吉原,1992）。日本企業における海外子会社の現地化は「時間の経過とともに進行していく」（吉原,1996）とされ、「海外進出当初、現場レベルのテクニシャンやエンジニアや、要所のマネジメント・スタッフを多数現地に派遣するとともに、現地からも現場レベルの責任者候補を中心に現地人従業員を研修のため日本へ派遣する。そして、一定期間を経て日本人派遣者を徐々に引き上げ、現場レベルの従業員から段階的に上位階層へと現地化を進めるというのが一般的なパターン」とした。

近年、日本企業における経営環境は変化している。たとえば、日本国内の労働市場のひっ迫があげられる。日本企業の大半が人員不足とされ（日本商工会議所, 2015、経済産業省, 2016）、特に中小企業の人員不足が深刻であることが指摘されている（東京商工会議所, 2010）。この人員不足については、日本経済の景気回復と団塊世代の大量退職の2007年からだという研究（太田他, 2006）や、第二次安倍内閣の発足に伴うアベノミクスの始動と東京オリンピック開催が決定した2012～13年ごろからだとする研究がある（労働政策研究・研修機構, 2016）。

一方、中小企業の海外進出が活発化していることも変化のひとつだといえる。経済産業省（2014）によると、1994年度において海外子会社を保有する中小企業は6.6%だったのに対して、2011年度は13.4%に伸び、とりわけ製造業は18.9%と大きく伸びたとされている。この中小企業の海外進出については、2000年前後から活発化し、東日本大震災が中小企業の海外進出を後押ししたとされている（高慶, 2013）。しかし、日本国内の労働市場がひっ迫するなかでの日本企業の海外進出は、「海外進出後の立ち上げ時での実務人材の不足」や「海外進出後の現地での管理人材の不足」といった新しい課題を抱えることになったようである（内閣府, 2013）。これまでの研究で論じられてきたように、今もなお、日本企業が現地子会社の要所のマネジメント・スタッフとして本国本社の日本人社員を派遣し、時間の経過とともに現地化を進めているのであれば、どのようにこの人材の不足を克服しているのであろうか。本稿は、ミャンマーにおいて日本企業の現地化に関するインタビュー調査を行い、先行研究と比較・考察を行うことで、ミャンマーでの日本企業における人的資源の指針を提言するとともに、日本企業の現地化に関する現状の実態解明を行うことを目的とする。

II 日本企業の海外子会社に関する「ヒトの現地化」研究

1 経営学の視点による研究から

本国本社から日本人社員を派遣する目的として、先行研究によると、「現地子会社で仕事をし、現地子会社の業績をあげること」や「子会社の統制、本社との調整、本社からの技術・経営ノウハウの移転、そして、本人ならびに後継者を育成すること」、「知識の移転と情報の伝達や共有すること」、「海外拠点の経営をコントロールすること」があげられている（吉原, 2015、白木, 2013、高瑞, 2015）。日本企業が現地化を進めることの長所と短所に関する研究もなされている。日本企業が現地化を進めることの長所については、「現地の方が外国人よりも現地社会と密接な関係があり、現地情報を獲得するうえで役に立つこと」や「人的関係をひろく利用でき、現地のヒト、モノ、カネの経営資源の調達において外国人よりもすぐれていること」、「従業員との間のコミュニケーションが円滑になること」、「現地と日本の間の所得水準に大きなギャッ

プがある場合は、人件費の抑制につながる」などがあげられている（川井，2000）。この他にも「最近では、日本人出向員へのビザの発給が厳しくなっており、自国の従業員でできる職種やポストについては、なかなかビザが発給されないようになっている」こと（吉原，1992）が明らかにされており、そのビザ発給の手間が省けることも長所としてあげられる（関口他，2016）。一方、短所については、「英語以外の現地語に対して日本人の理解は限られており、本社とのコミュニケーション、意思疎通が比較的難しいこと」や「本国本社の経営方針に対する理解および支持の度合いが相対的に低いこと」、「本国本社に対する忠誠心や帰属意識が比較的低いとみなされること」などが先行研究において明らかされている（川井，2000）。これに加え、アジアの労働市場は日本の2倍以上の離職率に達し、日本を除くアジアの主要国では流動的な労働市場が形成されている傾向がある（関口他，2016）とされており、現地人がいつ辞めるか不安があることも短所とされている（吉原，1996）。また、現地人は「現地で採用されるので国レベルでの結束力は高まるが、多国籍企業全体の結束力が弱まること」も短所として明らかにされている（関口他，2016）。

海外における日本企業の現地子会社において、どの部分を現地化すれば利益率に貢献するのかという視点での研究もなされている。しかし、これは「現地人社長のほうが利益率は高い」（吉原，1996）とされる研究と「中間管理職の層を厚くすることが、利益率の向上に貢献する」（白木，2006）とされる研究があり、統一的な結論は得られていないようである。

2 コーポレート・ガバナンスの視点から

本国本社から日本人社員を派遣する目的のひとつとして、前述のとおり、現地子会社の経営コントロールがあるとされているが、これはコーポレート・ガバナンスを示唆しているといえる。コーポレート・ガバナンスの視点においても現地化に関する研究はなされている。毛利（2014）によると、コーポレート・ガバナンスは「国際的に完全に統一された定義、共通の具体的方法論は確立されていない」とされつつも、企業内で一部の経営者に権力が集中し、独断で誤った経営判断をすることによる企業価値の損失がないように「透明性」を高め、出資者がその会社の状況を適宜知ることができるよう「経営者をけん制・監視する仕組み」となされている。日本企業が多く進出するアジア地域での企業の株式所有構造は、大家族が究極的に所有・支配している場合が多く、ガバナンス上さまざまな問題が生じていることが先行研究により明らかにされている（市野，2006）。そのため、出資者である本国本社は、現地子会社のトップ・マネジメントとして日本人社員を指名し、経営方針どおりに経営されているか監視させているともいえるが、これだけでは本国本社が日本人社員を派遣する必要性を説明しきれているとはいえない。一方、アジア諸国では、社会慣行ともいえるほど贈収賄が常態化し、公務員への賄賂以外にも、企業内部で現地人社員が在庫や備品などの横領や窃盗、詐欺などの不正行為または社内の昇進の際にも、上司に対してお礼の金銭を渡すリスクがあること（寺本他，2013）が明らかにされており、これらのリスクを防ぐためには、リーダーシップを持ち、異・多文化を統治できる人材・システムが必要であるとの研究がなされている（高野，2011）。これらを踏まえると、あえて異文化である日本人社員を現地子会社のトップ・マネジメントとして指名し、監視させることは、前述のようなリスクを防ぐために効果的であるともいえる。しかし、先行研究ではトップ・マネジメントとして派遣された日本人社員に関する課題も明らかにされている。たとえば、派遣された途端に管理職の職務を任せられること（日本経済団体連合会，2004）や日本の親会社の時と比較して若くして経営者や管理者になること、現地子会社では、日本の親会社のときと比べて2ランクから3ランクほど昇進して派遣されていること（吉原，2015）である。さらに、日本人社員はマネジメントの

トレーニングがなされないまま現地へ派遣されていることや派遣された現地の文化に関して理解が不足していること（小平，2012）も課題となされている。

3 調査研究による視点

日本企業の現地子会社に関する調査研究も過去から活発に行われている。吉原（1996）の研究では、アメリカ、イギリス、ドイツ、シンガポール、台湾の5カ国の日本企業の子会社に対して調査を行い、現地子会社の日本人社長が78%であったことから日本企業は現地化の点で遅れていることが明らかにされた。1990年代に入ると、日本企業による中国への進出が活発化し、中国の日本企業に関する現地化の調査研究が盛んになる。この背景は、中国からの留学生や研究者が来日したことがあげられる。趙（2002）の研究では、中国に進出している日本企業7社に対して調査を行い、日本企業が独資で中国に進出した場合は、トップ・マネジメントである総経理、または各部門の部長は日本人がほとんど担当し、現地子会社の意思決定権も日本人によるものであったとされている。さらに、日本企業と中国企業との合弁であって日本企業の出資比率が50%以上の場合は、総経理と各部門の部長が日本人で副部長が中国人、一方、日本企業の出資比率が低い合弁企業ならば中国人が部長に就く傾向があることが明らかにされている。川井（2000）の調査では、中国北京、天津、大連における日本企業の1949社のうち、日本人社長が33.1%であったとして現地化が進展しているとされた。さらに、独資や合弁といった企業形態別でみると、日本企業側の出資比率が高い場合、社長が日本人である企業が半数以上で、現地企業側の出資比率が高い場合は現地人社長が76.7%であったことから、出資額の高い方が「本社の子会社人事に対する統制を通じて経営をコントロールする傾向が強く現れる」ことも明らかにされた。韓（2010）の調査では、日本企業8社に対して管理職の現地化率を調査したところ、部長クラスの現地化率は21%、課長クラスは56%であることが明らかにされ、現地化が進展しない理由は、全体的にまだ現地化できるほどに現地人が育成されておらず、「部または課全体を見る能力が足りないこと」などが理由にあげられている。

なお、中国の調査だけではなくアセアン（ASEAN）の調査もされている。白木（1999）による調査ではASEAN5（シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン）の日本企業の現地化を調査し、日本人社長は全体の78.7%、日本人の中間管理職は72.7%と現地化が進展していないことが明らかにされている。

近年、これまでの日本企業の現地化に関する研究結果とは異なる調査結果が得られたものもあるようである。たとえば、白木（2006）の調査では、日本人派遣者が多いことが現地法人の利益を圧迫していることとは成り立っていないことや現地法人が取り扱う製品・技術・サービスのレベルが高くなれば、日本本社からの技術ならびに経営管理ノウハウの移転が必要となり日本人派遣者比率も高まることが明らかにされている。また、大木（2016）によるタイに進出した日本企業24社に対する調査では、駐在員に権限を持たせることの方が高いパフォーマンスにつながるということが明らかにされている。本稿において調査対象国となるミャンマーに関する現地化の調査研究のなかで、日本企業の現地化率等を明らかにしたものは見当たらない。しかし、EBP政策基礎研究所（2013）の日本企業6社に対するインタビュー調査によると、ミャンマーにおける日本企業での日本人と現地人の従事する役職について、トップ・マネジメントは日本人が従事し、ミドル・マネジメントには日本人が一部従事する場合があるものの、大卒または海外での勤務経験がある現地人が従事し、ローワー・マネジメントは一般職から昇格した現地人が従事していることが明らかにされている。

III ミャンマーにおける実態研究の意義

本稿において、日本企業の現地化に関する実態調査を行う国はミャンマーとする。この理由として、「日本企業が2011年以降に注目し、進出が活発になったこと」や「現地化に関する先行研究が限定されていること」、「進出した日本企業はミャンマーでの現地化に積極的な姿勢を見せていること」があげられる。日本企業の進出数について、外務省（2017）によると、日本企業数は2011年10月には68社だったのが、2015年10月には346社とわずか4年で5倍以上に伸びている（図1）。ただし、346社のうち現地法人数は174社とされ、大半は本国本社から派遣された日本人社員の駐在員事務所であるといえる。日本企業がミャンマーを注目するようになった2011年は、前述のとおり、日本国内の労働市場のひっ迫が議論され始めた時期と重なる。そのため、日本国内の労働市場がひっ迫しつつも、これまでの研究で論じられてきたように、本国本社は日本人社員を現地子会社の要所のマネジメント・スタッフとして派遣しているのかという点について、調査できることが期待される。一方、ミャンマーでの日本企業の現地化に関する研究は、これまで十分になされてこなかったことも理由としてあげられる。この点について、ミャンマーは長い間軍事政権下にあり、欧米諸国から経済制裁を受けていたことから日本企業の進出が困難な国であったことや、過去、学生による反政府運動を防止するためミャンマー政府が大学への入学を制限し²、一部の大学は大学としての機能が停止したことから研究が遅れたことも影響していると考えられ、「政治・経済の実態についての見方が定まっておらず、学者間でも論争がある」（熊田、2001）とされていることから、本調査においてミャンマーにおける日本企業の現地化の現状を明らかにすることは学術的にも新しい知見を与えることが期待される。

一方、日本貿易振興機構（2016a）の調査では、ミャンマーに進出した日本企業は現地化に積極的な姿勢を示していることが明らかにされている。これによると、今後、従業員のうち「現

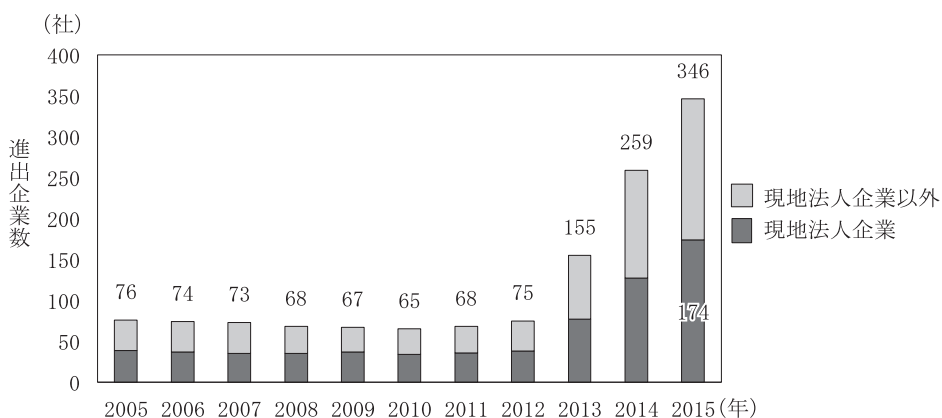


図1 ミャンマー進出した日本企業数の推移

出典：外務省在留邦人調査統計に基づき筆者作成

注記：統計値は当該年の10月1日現在

² ミャンマーの軍事政権下における教育政策に関する研究は、増田（2010）と上別府（2014）らによりなされている。

地人を増加させる」と回答した日本企業は69.6%、「日本人は横ばい」と回答した企業は69.6%であることが明らかにされている。さらに、「コスト上昇に対する対応策」として、日本企業の43.3%が「人材の現地化の推進、人件費削減」をあげていることも明らかにされている。これらを踏まえると、ミャンマーにおいて日本企業の現地化を調査し、その実態を明らかにすることは、ミャンマーに進出する日本企業の人的資源の指針となるとともに、ミャンマー政府においても日本企業の進出を誘致するうえで大きな貢献をすることが期待される。

IV 調査の内容

日本貿易振興機構³によると、2016年3月末現在、284社の進出が確認されているものの、前述のとおり、ミャンマーへ進出して間もない企業が多く、その大半の企業が事業展開に向けた準備段階や本国本社から派遣された日本人社員の駐在員事務所であるとされる。これらの現地法人や駐在員事務所を除き、実際に生産やサービスの提供、販売という営業活動がなされているのは50社程度だとされる。そこでこれら営業活動を行っている日本企業に対して現地化に関する調査を行う。ミャンマーにおける日本企業の現地化に関する先行研究が限定的であったことを踏まえ、まずは現地子会社の現状を明らかにすることを目的に、本稿ではインタビュー調査を行う。調査対象となる企業は、製造業と非製造業といった業種、独資と合弁といった進出形態、進出年数の視点で既に営業活動を現地にて行っている5社とする。この5社へのインタビュー調査の結果を考察したうえで、調査対象の企業数を広げ、ミャンマーにおける日本企業の現地化に関する実態を明らかにする。

本稿では、インタビュー調査から得られた結果と中国での現地化に関する調査結果を比較する。中国と比較する理由は、中国へ進出する日本企業が多いことがあげられるが、ミャンマーと中国は歴史面や経済面でのつながりが深く、日本企業の進出分野にも類似点がみられるからである。政治面についても、ミャンマーと中国のつながりは深い。そのつながりの深さを両国は血を分けた兄弟を意味する胞波（パウッポー）と表現していることや、1988年にミャンマーで軍事クーデターが発生すると、これに欧米諸国は大きく反発して同国に対して制裁を課す一方で、中国はミャンマーに対して貿易・投資・援助の三位一体による支援をし続けたことがあげられる（中西，2014、中西，2015）。また、今日のミャンマーの経済成長は、中国がたどった経済成長の過程の初期段階に類似していることがWorld Bank（2015）により明らかにされている。日本企業の進出分野については、1980年代から1990年代に中国へ進出した企業は非製造業が中心で、主な製造業は繊維や食品加工に限られていた（林，2011）のに対し、ミャンマーに進出している日本企業は製造業が全体の14.2%で、非製造業が中心であることが明らかにされている（外務省，2017）。加えて、日本貿易振興機構⁴によると、ミャンマーに進出している製造業は縫製関連や簡易な電子部品の組立てとされ、ここにも類似点がみられる。また、国際協力銀行（2017）による2015年度、2016年度の「海外事業展開調査（海外直接投資アンケート調査）」では、ミャンマーへの日本企業の進出理由は「安価な労働力」や「現地マーケットの今後の成長性」が主な理由とされ、同じく2001年度、2002年度の調査結果での中国への日本企業の進出理由も「マーケットの今後の成長性」や「安価な労働力」とされていることも類似点といえる。

なお、ミャンマーはASEANに属していることから、ASEAN諸国での日本企業の現地化に関す

³ インタビュー日：2016年4月4日。

⁴ インタビュー日：2016年4月4日。

る比較も必要である。しかし、前述のとおり、近年、タイでは日本人社員に権限を持たせる方が高いパフォーマンスにつながるといった新しい調査結果も得られていることを踏まえると、タイの現地法人が取り扱う製品・技術・サービスのレベルが高まりつつあることが考えられる。つまり、ASEAN諸国における日本企業の現地化政策は国ごとに大きく変化していることが考えられ、各国における最新の実態調査が必要であるといえる。しかしながら、ASEAN5において日本企業の現地化率に関する調査がなされていることを踏まえ、本稿ではこのASEAN5における調査結果と比較し、ASEAN諸国における日本企業の最新の現地化に関する実態調査は今後の課題とする。

V インタビュー調査の実施

1 非製造業A社⁵

非製造業A社の親会社は、大企業の多国籍企業である。A社はミャンマーに進出して5年以内、現地企業との合弁会社である。A社の資本比率は日本企業側の方が現地企業よりも高い。A社の社員数は26人である。このうち、本国本社から派遣された日本人社員は社長1人と営業兼経理部長1人で、このほか現地で現地人と同一条件で雇用された日本人1人がいる。また合弁相手先からA社へ社員は派遣されていない。A社の取引先は、ミャンマーに進出した日本企業だけでなく、現地企業もある。日本人社員の役割は、A社での支出等の経理事項の最終承認や本国本社にA社の経営状況を報告すること、さらには本国本社から日本人幹部が現地に訪問した際の対応、本国本社の要請に基づく現地の日本企業への営業活動ならびに現地人の採用などである。A社によると、「現地における日本企業への営業活動は、本国本社からの要請によるものが多く、過去からの取引の経緯を踏まえると本国本社から派遣された日本人社員が従事した方が効率的である」という。その理由として、A社からは「言語が同じこと」や、「本国本社から要請された営業先は、ミャンマーだけではなく本国や他国においてもすでに取引関係にあり、これらの経緯で事前に本国本社から営業先のニーズが伝えられていること、また営業先の視点においてはミャンマーという商習慣が異なる国において、事前にニーズを理解した日本人社員が営業活動に来ることは、そのニーズの詳細を説明する手間が省け、安心してもらえること」があげられた。このほか、A社では営業とサービスの責任者として課長の職位がある。この中間管理職である課長の職務には全て現地人が従事している。ここでいう、営業とは、本国本社からの要請に基づく営業ではなく、A社が自主的に取り組む営業活動である。A社における課長の選抜方法について、社内から現地人を昇進させる方法とその職務に適した現地人を社外から個別で雇用する方法があるという。人事は本国本社から派遣された日本人部長で進められ、最終的に日本人社長が承認することで決定される。A社の現地人中間管理職の役割は、本国本社から派遣された日本人社長または部長の意思を現地人の社員に伝え、A社の経営方針を理解させること、現地人社員の営業活動を管理することがあげられる。A社によると、「現地人社員はA社の経営方針をまず理解することが重要だ」という。これはA社が顧客に対してサービスを提供するうえで、現地政府や行政機関、または現地企業と交渉することが求められることがあるが、その交渉の場へ日本人社員が参加することが拒否され、現地人社員だけで交渉することがしばしばあるからだという。そのため、A社からは「現地人社員が、原則、現地政府や行政機関、または現地企業へ行き、必要に応じて現地人課長も同行する」という。A社では、受託した一部の業務を現地企業へ委託している。これも、現地人社員が委託

⁵ A社は仮称である。インタビュー 2015年12月7日、2016年4月5日

先に対して業務が適切に顧客へ提供されているか定期的に訪問し、委託先を監視するとともに、業務が適切に提供されていない場合は、上司である現地人課長が委託先へクレームするという。

2 製造業B社⁶

製造業B社の親会社は、中小企業縫製関連の多国籍企業である。B社は、ミャンマーに進出して5年以内、日本企業独資による会社である。B社の社員数は400人で、そのうち本国本社から派遣された日本人社員は社長1人である。その他社員は全て現地人である。B社の中間管理職について、マネジャーの職務は6人、生産ラインのグループリーダーの職務は20人である。B社によると、中間管理職の選抜方法は、社内からの昇進を基本とし、社内において候補者がいなければ社外から個別に雇用するという。またそのプロセスについて、たとえば、グループリーダーを選抜するならば、まずはマネジャー間でグループリーダーの昇進候補者が何人か選抜され、さらにマネジャー間で候補者を1人に絞る人事調整が行われる。その後、1人に絞られた候補者を最終人事案として日本人社長へ上申し、社長が承認したうえ人事が決定される。つまり、B社における人事調整は現地人で行われていることになる。B社の支出等の経理事項の最終承認も社長が行う。B社の取引先はB社の本国本社のみで、製品の生産において必要となる資材は本国本社から調達している。そのため、B社は資材の調達を含め、営業活動を行っていない。B社によると、本国本社に要請する資材の調達量は、在庫状況を管理する現地人マネジャーと生産量を管理する現地人マネジャーが定期的に協議し、必要となる資材の調達量が決まると、在庫状況を管理する現地人マネジャーが日本人社長に対して立案がなされる。日本人社長は本国本社から与えられた生産計画と現状の生産量や生産体制、資材の在庫量やB社の経営状況を鑑みたくえて、立案を承認し、資材の調達量が決定されるという。これらを踏まえると、B社における日本人社員の役割は、人事の最終決定や支出等の経理事項の監視、本国本社から指定された製品が納期どおりに生産され、納入できるかの生産管理といえる。一方、本国本社から派遣された日本人社長は技術者ではない。B社で生産される製品の規格は、本国本社が決め、B社へ伝えられる。このような場合、本国社は技術者を現地に長期出張させ、直接、技術者から製品の生産を担う現地人マネジャーやグループリーダーへ技術移転がなされる。しかし、生産が軌道にのると技術者は帰国し、製品の生産を担う現地人マネジャーやグループリーダーが中心になって製品の生産がおこなわれるという。

3 製造業C社⁷

製造業C社の親会社は、大企業電子部品関連の多国籍企業である。C社は、ミャンマーへ進出して5年以内、現地企業との合弁会社である。C社の資本比率は、日本企業側の方が現地企業よりも大きい。C社の社員数は1000人で、そのうち本国本社から派遣された日本人社員は社長1人と経理部長1人である。C社において部長の職務に従事する社員は5人で、日本人社員以外の部長は合弁相手先から派遣された現地人が従事している。主な取引先は東南アジアにあるグループ会社である。社長の役割は、本国本社からの経営方針を現地子会社へ伝えることや、現地子会社の経営状況を本国本社へ報告すること、取引先であるグループ会社と生産量や納期の調整を行うことである。製品の生産に必要な資材はグループ会社から調達している。経理部長の職務に従事する日本人社員は、C社における支出等の経理事項や資材の調達量ならびに在庫量を監視している。工場のスーパーバイザーやグループリーダーといった職務に従事する中間管理職は30

⁶ B社は仮称である。インタビュー日：2015年12月8日、2016年4月6日

⁷ C社は仮称である。インタビュー日：2016年5月5日

人いるが全て現地人である。そのため、中間管理職の「ヒトの現地化」率は97.1%といえる。C社ではグループリーダーに昇進するための候補者が従事するアシスタントリーダーという職務がある。ただし、アシスタントリーダーは管理職ではない。アシスタントリーダーという職務を設けた理由について、C社は、現地人社員のなかには昇進を打診すると、「自分はグループリーダーに向いていない」と断られることがあることや、現地人社員の大半が管理職としての職務を十分に理解しておらず、まずはグループリーダーを補佐する立場で、実際に会社が管理職に対して何を求めているのかなどを知るきっかけを作り、管理職に向けた意識付けをさせる必要があったからだという。人事については、本国本社から派遣された日本人社長を含め関与しておらず、合弁の相手先から派遣された社員が中心となって行われているという。このため、C社の社長からは「人事の決定プロセスが不透明で、昇進する社員が本当にその職務に適切なのか、何に基づき決定されているのかがよく分からないことが課題」とされ、「今後、合弁相手先に対して本国本社から派遣された日本人社員も人事の決定プロセスに加わることを打診する」という。この他に、C社での製品の生産に対する技術的な支援として、定期的に本国本社から技術者が長期の出張者として派遣されることがあるものの、一般的には現地人スーパーバイザーやグループリーダーが中心となって生産管理されているという。

4 非製造業D社⁸

非製造業D社の親会社は、中小企業コンサルティング関連の多国籍企業である。D社は、ミャンマーに進出して20年以上、日本企業独資の会社である。D社の社長が実質的な株主である。D社の社員数は94人で、そのうち日本人は7人である。マネジャーという職務に従事する社員は17人で、そのうち4人が日本人である。D社の社長以外の日本人は現地で雇用された社員である。現地国籍を有する者に限らず現地社会文化と一般的な関係をもっている人々も現地化における現地人として含めるという広義な視点で見れば、社長以外は全て現地人として捉えることができる。D社の主な取引先は日本企業であり、取引に関する問い合わせもその大半が日本から直接あるという。そのため、日本から問い合わせを受けると、まず、日本人社員が日本語で対応するという。しかし、顧客との信頼関係が構築され、取引に関わる契約事項など詳細部分の調整段階に入る頃には、現地人マネジャーや現地人一般職社員が日本語で直接顧客と交渉し、顧客との契約書の作成も現地人社員により行われるという。このことから、D社は現地人を社員として雇用する条件として高い日本語レベルを求めている。人事は、社長とマネジャーで相談しながら進められる。D社からマネジャーという職務を現地人が従事することについて「社員教育を重点的に行っており、その社員教育の厳しさから大半が辞めてしまう。しかし、その厳しさのなかで辞めずに社員として従事し続ける現地人社員の質は十分高く、今後、あえて日本人をマネジャーとして雇う必要性は感じられない」という。そのため、D社のマネジャーの選定方法は、原則、社内からの現地人の内部昇進であるという。

5 製造業E社⁹

製造業E社の親会社は、中小企業電子部品組み立て関連の多国籍企業である。E社はミャンマーに進出してまだ1年を経過したばかりの日本企業独資の会社である。E社の社員数は60人であり、そのうち日本人社員は社長1人と経理マネジャー1人である。E社においてマネジャーという職務に従事する社員は4人である。E社の取引先は東南アジアにあるグループ会社1社のみである。

⁸ D社は仮称である。インタビュー日：2015年12月10日、2016年4月5日

⁹ E社は仮称である。インタビュー日：2016年6月9日

そのため、E社は営業活動を行っていない。製品を生産するために必要となる資材は、原則、このグループ会社からE社に支給される。日本人社員が従事する経理マネジャーの職務は、E社における支出等の経理事項や資材の在庫量ならびに生産量の監視である。また、E社がグループ会社と行う資材に関する調整は日本人社員である社長が行う。E社は、進出して間もないため、生産規模が小さくマネジャーの下に置かれるグループリーダーといった管理職はまだないという。人事の決定については、マネジャー間で昇進候補者を選び、それを社長が承認することで決定されるという。社内において昇進候補者がいない場合には、社外から個別で雇用することも可能であるが、これまでE社では、社外からマネジャーを雇用したことがないという。E社は、製品を生産する過程において技術的支援を必要とする際は本国本社から技術者を長期で出張させることで対応しているものの、E社では簡易な電子部品の組み立てが主な業務であることから、現状においてその技術支援の必要性は感じていないという。

VI 中国とミャンマーにおける法的現地人の雇用義務の比較

1 中国における法的現地人雇用義務

東南アジアの政府のなかには、人種構成比率に応じて現地人を採用することを日系企業に対して義務付けているところもある（中村，2005）ことから、本調査の結果と中国における先行研究を比較する前に、まずは現地人の雇用について両国に法的な義務付けがあるかを検証する。

中国について、法律上、現地人の雇用の義務付けがされているわけではないものの、就業管理規定では、外国人の雇用は特別な必要性があり、中国国内では当面適切な人材が不足しており、かつ国の関連規定に違反しない職務でなければならないと規定がなされている（日本貿易振興機構，2016b）。また、雇用者数（比率）に対する規制も、中国では明確な法律規定はないものの、実務では原則として特殊技能を要しない単純労働については現地人を雇用しなければならないと解されているようである（日本貿易振興機構，2016b）。この要件を満たせば、管理職は全員外国人であっても問題ないといえる。現地人の雇用方法は、「新聞広告を通じて募集するなど、独自で行うことができるが、労働管理部門への登録が必要で、一般には公認の職業紹介センターを通して採用する。他の省から採用する場合は、労働部門の仲介で行う」となされている（日本貿易振興機構，2016b）。

2 ミャンマーにおける法的現地人雇用義務

ミャンマーでは会社設立に関わる基本法令は「会社法」であるが、これにおいて現地人の雇用義務は中国と同様に規定されていない。しかし、ミャンマーに進出した外国企業に対して税などの恩典を与えていることを規定している「外国投資法」ならびに「経済特区法」において一定の雇用義務が課せられており、これらの法律に基づく進出企業であれば、事業開始から2年で25%以上、次の2年（事業開始から4年）で50%以上、更に次の2年（事業開始から6年）で75%以上の「熟練技術」を有する現地人の雇用が義務付けられ（日本貿易振興機構，2016c）、企業はこの数値目標を達成するために雇用した現地人を訓練・教育することが義務付けられているようである（日本貿易振興機構，2015）。また、企業において「熟練技術」を必要としない職務に対して外国人は就労することができず、現地人のみを雇用し就労させなければならないとされている

(DICA, 2016)¹⁰。しかし、両法において「熟練技術」とは何かということについては、明確に規定されていないようである。両法の英語訳においても「熟練技術」は”skill”と訳されており、技術に特化したものではないと推測される。この要件を満たせば、ミャンマーでは管理職は全て外国人であっても問題はないといえるであろう。

現地人の雇用方法は、原則として労働事務所に雇用条件を通知し、労働事務所から入手した応募者リストを基に決定しなくてはならないとされているが、多人数を募集する場合は労働省に相談する必要があるものの、新聞広告や人材紹介業を通じて自ら募集することも可能で、現地においてはこの方法が一般的だとされている（日本貿易振興機構，2016c）。

3 法的雇用義務の比較

両国の法的雇用義務の比較（表1）において、基本法令では両国は現地人を雇用する義務がないことや採用方法にも大きな差はないことが確認された。また、他の法令や規定において単純労働として現地人を雇用することを義務付けているものが確認されたが、これらの規定は具体的な役職に対する義務付けではなく、現地化において大きな法的制限があるとは考えられない。

表1 ミャンマーと中国の現地人の雇用義務に関する法の比較

ミャンマー	中国
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本法令である「会社法」では、現地人の雇用の義務付けはない ・ 外国投資法または経済特区法に一定の雇用義務がある <ul style="list-style-type: none"> — 外国人の就労は熟練技術を必要とする事業が前提（熟練技術を必要としない職種は現地人のみ雇用可能） — 事業開始から2年で25%以上、次の2年（事業開始から4年）で50%以上 更に次の2年（事業開始から6年）で75%以上の熟練技術を有した現地人の雇用の義務がある — 雇用した現地人への訓練・教育の義務がある ・ 労働者の雇用は、原則として労働事務所に雇用条件を通知し、労働事務所から入手した応募者リストを基に決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律上、現地人の雇用の義務付けはない ・ 「外国人の中国における就業管理規定」において、外国人の雇用を禁止する業種はないが、特別な必要性があり、中国国内では当面適切な人材が不足しており、かつ国の関連規定に違反しない職務でなければならない」との一定の制限はある ・ 法律上、雇用者数（比率）に対する規制はない（実務では、原則として特殊技能を要しない単純労働は現地人のみ雇用可） ・ 現地人の雇用は、新聞広告を通じて募集するなど、独自で行うことが可能だが、労働管理部門への登録が必要で、一般には公認の職業紹介センターを通して採用。他の省から採用する場合は、労働部門の仲介で採用

出典：日本貿易振興機構（2016b）や日本貿易振興機構（2016c）に基づき筆者作成

¹⁰ DICAとはミャンマー国計画財務省・投資企業管理局のことでDirectorate of Investment and Company Administrationの略である。

VII 先行研究との比較

韓（2010）の中国における現地化の調査結果によると、中国で日本企業の現地子会社の現地化が進展しない理由は「日本人に代わるまでには育成されていないこと」、「現地子会社には積極的に現地人を育てようというポリシーと日本人による経営を維持しようとする現地化に対して消極的なポリシーといった2種類のポリシーがあり、特に取引先が日本語に堪能な日本人の方がよいと考え、あえて「ヒトの現地化」はしないことがあるということ」、「現地化の度合いは企業の形態や販売先の国籍などに影響されること」があげられている。まずは、これらの要因が本調査結果にも当てはまるかを比較したい。

「日本人に代わるまでには育成されていないこと」は、現地子会社のマネジメントがローワーからトップ・マネジメントへ、日本人社員から現地人へ現地化していく過程において、現地人が日本人に代わるまでには育成されていないと解される。しかし、ミャンマーにおける日本企業の経営上の課題としては、「従業員の質」が65.8%とされているものの（日本貿易振興機構、2016a）、中間管理職の現地化は先行研究と比較して進展していることが明らかにされた。また、「現地化に対して消極的なポリシーがあり、あえて現地化しないことがある」という点について、本調査対象の5社すべてにおいて、このようなポリシーがあることは確認できず、むしろ現地人を積極的に登用していることが明らかにされた。ただし、社長といったトップ・マネジメントの職務は、依然として本国本社の日本人社員が指名されていることから、日本企業において暗黙的なポリシーがあることが示唆される。「現地化は企業の形態や販売先の国籍などに影響されること」については、本調査対象の5社における企業の形態や販売先の国籍は異なるものの、現地化の状況について違いを確認することはできない。また、本調査対象の5社における日本人社員と現地人が従事する職務について、EBP政策基礎研究所（2013）の調査と比較すると、社長といった職務は日本人社員が従事し、ローワーからミドル・マネジメントの職務には現地人が従事しているという点で類似していることが確認された。

次に本調査結果と先行研究で得られた中国ならびにASEAN5の現地化率を比較する（表2）。中国における調査では日本企業の平均進出期間が10年である日本企業が対象で、その中間管理職の現地化率は56%であるとされている。また、ASEAN5における調査では平均進出期間が11.8年である日本企業が対象で、その中間管理職の現地化率は72.7%であるとされている。この点を踏まえると、本インタビュー調査で対象となった企業は、中国の調査結果よりも短期間で現地化を進め、ASEAN5と比較してもA社以外の企業は短期間で現地化を進めていることが明らかにされた。

表2 中国・ASEAN5での先行研究との比較

	中国	ASEAN5	A社	B社	C社	D社	E社
中間管理職比率	56%	72.7%	66.6%	100%	97.1%	76.5%	75.0%
企業形態	独資：4社 合弁：4社	N/A	合弁	独資	合弁	独資	独資
進出年数	10年	11.8年	5年以内	5年以内	5年以内	20年以上	2年以内

出典：韓（2010）と白木（1999）に基づき筆者作成

VIII 本実態調査結果の考察

ミャンマーに進出した日本企業が中国やASEAN5の実態調査よりも早い段階で現地化に取り組んでいる結果が得られたことについて考察する。先行研究では、現地法人が取り扱う製品・技術・サービスのレベルが高くなればなるほど本国本社からの技術ならびに経営ノウハウの移転が必要となり日本人派遣者比率も高まることが明らかされている（白木, 2006）。本調査の対象となった製造業は労働集約的な縫製関連や電子部品の組立てであったことを踏まえると、本国本社から現地子会社へ高いレベルの技術ならびに経営ノウハウの移転をそれほど必要とされていないといえる。事実、製造業B社からは「生産の初期段階は本国本社から技術者を長期出張させ、技術移転を行うものの、生産が軌道にのると、出張者は帰国する」といったことやE社からは「本国本社からの技術支援の必要性はない」との発言も得られ、技術移転の期間は相対的に短いといえる。このことは本実態調査で対象となった非製造業にもいえることから、中国やASEAN5の先行調査と比較して進出年数が小さくてもその現地化率が高い結果となったといえる。

また、ミャンマーに進出した日本企業のコスト上昇に対する対策として「人材の現地化の推進、人件費削減」をあげる企業が43.3%と高い比率であった（日本貿易振興機構, 2016a）。ここでいう人件費については、具体的に何を意味しているかは明らかにされていないものの、現地化の長所のひとつとして「現地と日本の間の所得水準に大きなギャップがある場合は、人件費の抑制につながる」とされていることから、本稿では本国本社から派遣される日本人社員の海外給与に着目する。日本企業が日本人社員を外国へ派遣した場合に社員へ支払う海外給与について、一般的に「海外基本給」のほかに「ハードシップ手当」や「海外住宅手当」があるとされ、ハードシップ手当とは生活環境が悪い地域や紛争地域に赴任する者への慰労を目的として支払われる給与手当であり、海外住宅手当は現地の住居費に充てるための給与手当であるとされている（吉住, 2014）。まずミャンマーにおけるハードシップ手当について、Willis Towers Watson（2011）が行った世界各国の生活環境の調査によると、ミャンマーは140カ国中132位と中国やその他の東南アジアの国々と比較し、生活環境が大きく下回っていることが明らかにされている。つまり、日本企業が本国本社からミャンマーに日本人社員を派遣する場合は、中国やミャンマー以外の東南アジアの国々と比較して、高いハードシップ手当を支払う必要があるといえる。次に海外住宅手当について、日本貿易振興機構（2016d）によると、ミャンマーで日本企業の進出が盛んであるとされるヤンゴンの駐在員の居住費は1カ月あたり5400ドルであった。これはタイ・バンコクの1カ月あたり1629ドル、中国・上海の1688ドル、中国・北京の3529ドルと比較しても突出して高い。そのため、海外住宅手当についてもミャンマーに日本人社員を派遣した場合は、中国やミャンマー以外の東南アジア諸国と比較した場合でも高い海外住宅手当を支払わなければならないといえる。これら手当は、派遣された日本人社員に対して支払われるものであるから、日本企業がミャンマーにて現地人を雇用すれば高い手当を支払う必要性はなくなる。日本貿易振興機構（2016a）によると、ミャンマーにおける製造業のマネジャーは1カ月あたり694ドル、非製造業のマネジャーは1069ドルとされ、「ハードシップ手当」と「海外住宅手当」の合計だけでも日本人と現地人の所得に大きなギャップがあることから、現地子会社において現地化を進めることは人件費の抑制に大きな効果が得られることが期待される。

一方、本調査においてA社やB社、D社、E社は日本人社員が現地子会社の人事に関する最終決定をしていることや、A社、B社、C社、E社は支出といった経理事項の監視をしていたことを踏まえると、本国本社は日本人社員を通して現地子会社に対して内部けん制をしていることが示唆され、トップ・マネジメントを含めた現地化はコーポレート・ガバナンスという観点で、

困難なようである。このほかにも、本国本社と現地子会社の調整や、A社やD社のように日本人社員が他の現地子会社にトップ・マネジメントの職務として従事する日本人社員へ営業活動をするなど日本人社員が従事した方が効率的であるとされる業務も担っており、これがトップ・マネジメントの現地化が進展していない理由であるといえる。

また、本調査は、トップ・マネジメントの職務は本国本社から派遣された日本人社員が従事し、ローワーからミドル・マネジメントクラスの職務は現地人が従事するというEBP政策基礎研究所(2013)と同様の結果が得られた。このことは、統一的な見解が出ていない現地化を進めるべき階層について、ミャンマーの日本企業では中間管理職の層を現地化する方がよいとする考えを支持しているといえる。

これらの考察結果の妥当性を検証するため、調査対象となる日本企業数を増やす必要がある。そこで、調査対象となる日本企業数を47社¹¹へ拡大し、さらに本調査では明らかにされていない独資・合併といった進出形態や、本国本社である親会社が大企業・中小企業といった会社規模、製造業・非製造業といった業態、同国への進出期間の違いによる日本企業の現地化に関しても実態調査し、考察した(堀間, 2017)。この47社に対する調査結果によると、トップ・マネジメントの職務に対する現地化率は、第三人・現地人が社長であるのが6.4%であり、現地で雇われた日本人も現地人として含めるという広義な現地化において10.6%であることが明らかにされた。つまり、ミャンマーにおける日本企業のトップ・マネジメントという職務は本調査結果と同様に日本人社員が従事し、現地化が進展していないことが明らかにされた。また、中間管理職の現地化率は89.6%で、前述の中国やASEAN5よりも現地化率は高いことが明らかにされ、本インタビュー調査に対する考察を支持しているといえる。

最後に、ミャンマーにおいて日本企業が現地化を進めることの長所について考察する。日本貿易振興機構(2016a)の調査によると、ミャンマーにおける日本企業の経営上の課題として「従業員の質」をあげる企業は65.8%、「人材(中間管理職)の採用難」をあげる企業は60.3%にもなることが明らかにされている。この点からも、ミャンマーにおいて産業を支える人材の不足は深刻な状況であるといえる。しかし、このような状況下においても、日本企業がミャンマーにおいて現地化を進めているということは、日本企業は現地人を日本人社員に代わるレベルに達する前にマネジメントの職務に指名していると考えられる。そうであれば、日本企業は業務を遂行するためにこれらマネジメントの職務に指名した現地人を一日でも早く日本人に代わるレベルにまで人材育成しなくてはならない。つまり、ミャンマーという国からみれば、日本企業が国民の人材育成の一部を担っていると受け止めることができる。この点は、前述のとおり「熟練技術」を有する現地人の雇用比率をあげるために、企業に対して現地人の訓練や教育を義務付けている点と一致しているといえる。また、本来ならば「人材の質」に課題があるため、マネジメントの職務に従事できない現地人であっても、マネジメントの職務に従事するということは、本来、日本企業から支払われるべき給与よりも高い給与が支払われていると解される。つまり、ミャンマーという国において、現地化が進展することは国民の所得が増えることを意味しており、この点においてもミャンマー国に対する長所といえる。

¹¹ 本稿でインタビュー調査した5社を含む。

IX 結論と今後の課題

本稿では、ミャンマーに進出した日本企業5社に対してインタビューによる実態調査を行った。これまで日本企業の現地化については、ローワーからトップ・マネジメントに向かって、時間の経過とともに進行すると論じられてきたが、これとは異なり、早い段階で中間管理職を中心に現地化を進めていることが明らかにされた。これは、ミャンマーに進出した日本企業は、まだ本国本社から高い技術ならびに経営ノウハウの移転を必要とした製品・技術・サービスの提供を行っていないことが背景のひとつとしてあげられる。一方、社長といったトップ・マネジメントという職務は本国本社から派遣された日本社員が依然として従事していることも明らかにされた。これら日本社員は、現地人が行う現地子会社の人事の最終決定や支出といった経理事項の監視が中心で、内部けん制としての役割を担っているといえる。このほかにも日本社員は本国本社との調整や、現地に派遣された他の日本企業の日本社員への営業活動といったような現地人が従事するよりも日本社員が従事した方が効率的といえる業務を担っていた。本実態調査の結果から、ミャンマーにおける日本企業のトップ・マネジメントという職務は本国本社から派遣された日本社員が従事し、中間管理職は現地人を積極的に雇用し、現地化を進めていることが明らかにされた。この点を踏まえると、ミャンマーの日本企業は現地化を進めるべき階層について「中間管理職の層を厚くすることが、利益率の向上に貢献する」ことを支持しているといえる。

ミャンマーに進出した日本企業において現地化を進める長所として、人件費の削減があげられる。ミャンマーに派遣される日本社員の所得は、ハードシップ手当や海外住宅手当の面で中国やミャンマー以外の東南アジアの国々と比較し高く、現地人との所得水準のギャップも大きいことが明らかにされた。そのため、ミャンマーに進出する日本企業は、中国やミャンマー以外の東南アジアの国々と比べ、現地化を進めることに大きな利点があるといえる。一方、ミャンマーという国の視点においても、日本企業が現地化を進展させることは、日本企業が国民の人材育成の一部を担っていると受け止めることができ、また現地化が進むことにより国民の所得が増えることが長所としてあげられる。本稿で得られた調査結果は、ミャンマーへ日本企業の進出が活発であるなかで、日本企業の現地子会社における人的資源の指針となるとともに、ミャンマーという国においても日本企業を誘致するうえで、大きく貢献することが期待される。

最後に、日本企業の現地化は「時間の経過とともに進行していく」とされているのに対し、現地子会社において高い製品・技術・サービスを必要とするところには日本人派遣者比率が高まるといった研究や日本社員に権限を持たせる方が高いパフォーマンスにつながるという研究もなされている。ミャンマーでは中間管理職の現地化が短期間で進展していることを踏まえると、日本国内の労働市場がひっ迫するなかで、日本企業は「現地子会社において高い製品・技術・サービスを必要とする国・地域には日本社員を重点的に派遣し、そうではない国・地域には現地化を積極的に進める」という新しい仮説が得られる。この仮説を検証するために、まずはミャンマーにおける日本企業の現地化に関する詳細な実態を明らかにするとともに、中国やASEAN諸国、さらにはインド、欧米といった他の国・地域でも日本企業における最新の現地化に関する実態を明らかにする必要があるが、これらについては次の研究課題とする。

参考文献

- 市野初芳 2006年「マレーシアにおけるコーポレート・ガバナンスに関する問題点」『地域分析』第44巻 第2号：55-81.
- 大木清弘 2016年「海外子会社のパフォーマンスと本社、駐在員、現地従業員の権限 タイの日系販売子会社への質問票調査」『国際ビジネス研究』第8巻 第1号：59-72.
- 太田智之, 大和香織 2006年「雇用 団塊世代の退職とその影響：団塊世代の就業動向次第では労働需給が逼迫する可能性も」みずほリサーチ.
- 上別府隆男 2014年「ミャンマーの高等教育——「民政」下の改革」『日本学生支援機構』第44巻：25-31.
- 川井伸一 2000年「日系企業経営人材の現地化課題——最近の中国調査事例から」『経営総合科学』第74号：99-117.
- 韓敏恒 2010年「在中国日系製造業における現地管理職人材の育成に関する研究——中国天津における日系製造業の事例を踏まえて」『産業経営』第46・47号：71-100.
- 熊田徹 2001年「ミャンマーの民主化と国民統合問題における外生要因——米国公式記録に見る史実を中心として」『アジア研究』第47巻 第3号：1-27.
- 経済産業省 2014年「中小企業白書」経済産業省.
- 2016年「製造業をめぐる現状と課題への対応」経済産業省.
- 高瑞紅 2015年「海外駐在員の役割と課題 —— 先行研究の検討」『経済理論』第381巻：1-20.
- 高慶元 2013年「中小企業のグローバル化に関する考察 関西の中小企業の海外進出を中心に」『環日本海研究年報』第20号：65-90.
- 小平達也 2012年「駐在員に求められるマネジメント能力とは」『賃金事情』第2641号：44-49.
- 白木三秀 1999年『アジアの国際人的資源管理』東京：社会経済生産性本部生産性労働情報センター.
- 2006年『国際人的資源管理の比較分析：「多国籍内部労働市場」の視点から』東京：有斐閣.
- 2013年「国際人的資源管理」吉原英樹, 白木三秀, 新宅純二郎, 浅川和宏（編）『ケースに学ぶ国際経営』第6章 東京：有斐閣.
- 関口倫紀, 竹内規彦, 井口知栄 2016年「国際人的資源管理」東京：中央経済社.
- 高野仁一 2011年「グローバル企業のガバナンスとリスクマネジメントの方向性」『専修ビジネス・レビュー』第6巻 第1号：75-92.
- 趙曉霞 2002年「中国における日系企業の人的資源管理についての分析」東京都：白桃書房.
- 寺本義也, 廣田泰夫, 高井透 2013年「東南アジアにおける日系企業の現地法人マネジメント」東京：中央経済社.
- 東京商工会議所 2010年「中小企業の人材確保・育成10カ条——企業成長の源泉は人材にあり」東京商工会議所.
- 内閣府 2013年「平成25年度 年次経済財政報告」内閣府.
- 中西嘉宏 2014年「パリア国家の自己改革——ミャンマーの外交「正常化」と米国、中国との関係」『国際政治』第177号：84-97.
- 2015年「戦略的依存からバランス志向へ——ミャンマー外交と対中国関係の現在」『国際問題』第643号：38-47.
- 中村志保 2005年「日系海外子会社の現地化に関する研究 (1) 本社の人的資源管理施策の視点

- より)『高松大学紀要』第43巻:37-63.
- 日本経済団体連合会 2004年「日本人社員の海外派遣をめぐる戦略的アプローチ——海外派遣成功サイクルの構築に向けて」日本経済団体連合会.
- 日本商工会議所 2015年「「人手不足への対応に関する調査」集計結果」日本商工会議所.
- 日本貿易振興機構 2015年「ミャンマー労務ガイドブック 2015年10月」日本貿易振興機構.
- 2016a年「2016年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」日本貿易振興機構.
- 2016d年「第26回 アジア・オセアニア主要都市・地域の投資関連コスト比較」日本貿易振興機構.
- 堀間洋平 2017年「ミャンマーにおける日本企業の「ヒトの現地化」調査に関する一考察」AIBSジャーナル(投稿中).
- 増田知子 2010年「ミャンマー軍事政権の教育政策」工藤年博,伊野憲治,ゾウ・ウー,土佐桂子,増田知子(編)『ミャンマー軍事政権の行方』第5章 日本貿易振興機構アジア研究所.
- 毛利正人 2014年「日本企業のグローバル化と海外子会社に対するガバナンスのあり方について」『日本監査役協会』:1-14.
- 吉住幸延 2014年「海外赴任者の給与や処遇の設定方法——海外赴任規程の作成」『みずほ海外ニュース』第71巻:12-13.
- 吉原英樹 1992年『日本企業の国際経営』東京:同文館.
- 1996年『未熟な国際経営』東京:白桃書房.
- 2015年『国際経営』東京:有斐閣.
- 林峰 2011年「日本企業の対中国投資に関する一考察」『東アジア評論』第3巻:227-237.
- 労働政策研究・研修機構 2016年「人材不足企業の7割超が深刻化や慢性的な継続を予想」『ビジネス・レーパー・トレンド』2016年7月号:2-11.
- EBP政策基礎研究所 2013年「ミャンマーにおける技術系産業人材育成事業実施計画構築に係る調査報告書」経済産業省.
- World Bank. 2015. "Myanmar Economic Monitor." World Bank, October.

参考Webサイト

- 外務省「海外在留邦人数調査統計 統計表一覧」外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page22_000043.html (2017年1月7日)
- 国際協力銀行「海外事業展開調査(海外直接投資アンケート調査)」国際協力銀行 <https://www.jbic.go.jp/ja/information/research> (2017年1月7日)
- 日本貿易振興機構「外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用」日本貿易振興機構 https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest_05.html (2016年6月17日)
- 「外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用」日本貿易振興機構 https://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/invest_05.html (2016年3月9日)
- DICA "Labor" Directorate of Investment and Company Administration <http://www.dica.gov.mm/en/labor> (2016年3月11日)
- Willis Towers Watson「最新版世界生計費調査・ハードシップ調査ランキング」Willis Towers Watson <https://www.towerswatson.com/ja-JP/Insights/Newsletters/Asia-Pacific/japan-newsletter/2011/4982> (2017年5月13日)

Mediating Effect of Affective Commitment on Organizational Factors and Customer Satisfaction

Yutaka Ueda* Yoshiki Matsui** Atsuko Ebine***

Abstract

The purpose of this paper is to assess the impact of organizational structure and process factors on customer satisfaction, and to examine the mediating role of organizational commitment (affective commitment) on these relationships. The Round 3 data from the High Performance Manufacturing (HPM) project were used for this study. The data includes 266 plants from 9 industrialized countries. A simple Sobel test demonstrated the partial mediating effect of affective commitment. Structural equation modeling (SEM) revealed that when two structural factors and one process factor are considered, affective commitment partially mediates the effect of the flatness of organizational structure and supervisory interaction facilitation, but does not mediate the effect of the centralization of authority. Some limitations of this study are highlighted and future expectations provided.

Keywords: affective commitment, customer satisfaction, centralization, flatness

I. IMPORTANCE OF ORGANIZATIONAL COMMITMENT

Organizational commitment is “a strong belief in and acceptance of the organization’s goal and values, a willingness to exert considerable effort on behalf of the organization, and a strong desire to maintain membership in an organization” (Fields, 2002, p. 43). Furthermore, it is an important attitudinal factor in research on organizational behavior (Meyer, Jackson, & Maltin, 2008). Organizational commitment comprises various components, and a number of models have been used to describe the concept. Among these, Meyer and Allen (1991) proposed that organizational commitment is comprised of affective, continuance, and normative commitment. Affective commitment is related to identification with and involvement in the organization. Employees with high affective commitment remain in the organization because they like it and want to stay. Continuance and normative commitments are related to a different motive. Continuance commitment stems from awareness of the cost associated with leaving the organization.

* Faculty of Economics, Seikei University
ueda@econ.seikei.ac.jp

** Graduate School of International Social Sciences, Yokohama National University
ymatsui@ynu.ac.jp

*** Faculty of Economics and Management, Surugadai University
ebine@surugadai.ac.jp

Some employees remain in the organization, even if they do not like it, because they find it difficult to obtain employment with another attractive organization. In other words, they remain because they need to stay. Normative commitment is associated with employees' feelings of obligation to continue their employment. They remain with the organization because they think they ought to do so.

Among the three components of organizational commitment, affective commitment has received considerable attention from researchers in the field of organizational behavior. These researchers investigated it as an individual attitudinal factor that influences, or is influenced by, other individual or organizational factors (Meyer et al., 2008). Recent studies confirm the mediating effect of affective commitment. Mediating effects were found for the following relationships: career growth–voice behavior (Wang, Weng, McElroy, Ashkanasy, & Lievens, 2014), strategic compensation practice–knowledge-sharing (Anvari, Abdul Mansor, Abdul Rahman, Abdull Rahman, & Chermahini, 2014), organizational culture–innovation behavior (Taghipour & Dezfuli, 2014), training process–organizational performance (Ko & Ko, 2012), feedback environment–organizational citizenship behavior (OCB) (Norris-Watts & Levy, 2004), perceived organizational support (POS)–employee wellbeing (Panaccio & Vandenberghe, 2009), psychological contract breach–turnover intention (Lapointe, Vandenberghe, & Boudrias, 2013), organizational inclusion–turnover intention (Hwang & Hopkins, 2012), and the corporate entrepreneurship–OCB relationship (Zehir, Muceldili, & Zehir, 2012).

All these studies stimulate a more persuasive discussion by considering that organizational policy or culture initially influences employees' affective commitment, which impacts employees' behavior and other attitudinal variables, instead of linking organizational variables to employee variables directly.

In this study, we focused on the effect of two organizational structural factors and one organizational process factor on a performance measure, and examined whether affective commitment mediated this effect. The structural factors considered were centralization of authority and flatness of organizational structure, and the process factor was supervisory interaction facilitation. Customer satisfaction was selected as the organizational performance measure in this study.

There are two possible effects of the two structural factors on customer satisfaction. One is a direct effect and the other an indirect effect through attitudinal factors. First, to enhance customer satisfaction, those who can understand customers' needs should be given the necessary authority to respond promptly to those needs. This implies that centralization of authority is not appropriate for prompt responses to customers; thus, this factor will negatively impact customer satisfaction. Another way to understand customers' needs and respond to them promptly is to have a flat hierarchical structure in the organization. Even if authority is centralized, prompt decision making in response to customers' needs is possible in a flat structure. In such cases, the flat organizational structure has a positive effect on customer satisfaction.

In addition to these informational effects, structural factors are also associated with employees' attitudes to work. Decentralization of authority and flat structures facilitate

job enrichment and enlargement. Employees enjoy these work environments, and have a high commitment to the organization. Employees with high affective commitment tend to consider their organization empathically, work hard, and as a result, enhance customer satisfaction.

Although organizational structure factors strongly impact the attitudes of employees and customers, similar effects have been found for other factors. Even if the authority of decision-making is not delegated to the lower level of the organization, or if there is a delay or error in communication between upper and lower levels in highly hierarchical organizations, it is expected that management can enhance employees' affective commitment and customer satisfaction by approaching and communicating sincerely with frontline subordinates.

Furthermore, we selected supervisory interaction facilitation as the organizational process factor. Supervisory interaction facilitation means the degree to which supervisors consider their subordinates as a team. It also relates to the degree to which supervisors consider opinions and ideas from their subordinates.

Supervisors who frequently interact with frontline subordinates can acquire important information about customer needs, and increase customer satisfaction by responding to those needs. Furthermore, this process factor relates to employees' attitudes to the organization. When supervisory interaction facilitation is high, workers have high affective commitment, which influences organizational performance.

II. HYPOTHESES

As described above, organizational factors influence performance measures such as customer satisfaction. Thus, we propose several hypotheses about the way in which affective commitment partially mediates this relationship. First, organizational structure is one important antecedent of affective commitment (Morris & Steers, 1980). For example, Katsikea, Theodosiou, Perdikis, and Kehagias (2011) determined that centralization and formalization have a negative effect on job satisfaction, which influences affective commitment. Decentralization and a flat organizational structure facilitate employees' autonomy and empowerment. In this regard, De Ruyter, Wetzels, and Feinberg (2001) identified the positive effect of empowerment on affective commitment through greater job satisfaction. Furthermore, Prince (2003) emphasized the importance of task autonomy on affective commitment. Based on these previous studies, the effect of organizational structural factors on affective commitment can be assumed.

Second, we did not find any study dealing directly with the effects of supervisory interaction facilitation, because this concept is relatively unique to the HPM project. However, this factor is associated with the way in which a leader has contact with his/her subordinates on the shop floor; therefore, it is a dimension of leadership. Some studies examined the effect of this dimension on affective commitment (de Ruyter et

al., 2001; Morris & Sherman, 1981; Tatlah, Ali, & Saeed, 2011). By surveying previous research, Lease (1998) concluded that supervisory and co-worker support positively affects affective commitment. O'Neill, Harrison, Cleveland, Almeida, Stawski, and Crouter (2009) positively associated supportive lower-level managers with affective commitment. Peng, Ngo, Shi, and Wong (2009) added that leader-member exchange positively impacted affective commitment. These findings contribute to our hypotheses. Furthermore, the process factor we focus on relates to an inclusive leadership style. According to Hollander (2009) and Carmeli (2010), a leader with this leadership style tries to build an open relationship with subordinates by listening to them and paying attention to their needs. Choi, Tran, and Park (2015) found that this type of leadership had a positive effect on affective commitment. The effect of this process factor on affective commitment can be inferred based on earlier research.

Finally, employees' affective commitment affects their behavior and performance. Although few studies deal directly with the effect of affective commitment on customer satisfaction, many focus on the relationship between affective commitment and task and/or non-task performance (Akoto, 2014; Chen & Francesco, 2003; Chong & Eggleron, 2007; Cohen, 2006; Ng, 2015; Neining, Lehmann-Willenbrock, Kauffeld, & Henschel, 2010; Norris-Watts & Levy, 2004; Vandenberghe, Bentein, & Stinglhamber, 2004). Employees with high commitment and performance naturally expect their customers to have a high level of satisfaction with their high performance. Therefore, we assume that affective commitment will have a positive effect on perceived customer satisfaction.

Considering together the elements discussed above, we propose the following hypotheses regarding the partial mediating effect of organization commitment on organizational factors and customer satisfaction. In these hypotheses, we assume a partial, not full mediating effect of affective commitment, because there is more than one way to relate such organizational factors to performance.

H1. Affective commitment partially mediates the relationship between centralization of authority and perceived customer satisfaction.

H2. Affective commitment partially mediates the relationship between the flatness of the organizational structure and perceived customer satisfaction.

H3. Affective commitment partially mediates the relationship between supervisory interaction facilitation and perceived customer satisfaction.

III. RESEARCH METHOD

1. Sample

As noted, we utilized the High Performance Manufacturing (HPM) data (Round 3). These data were collected from 2005 to 2007 by an international team of researchers from nine countries. Survey instruments were provided to plant managers who distributed them to appropriate people in their organizations. The plants are in the electronics, machinery, or transportation industries.

Each plant was counted as one sample, but there were multiple respondents in each plant. The total sample size was 266 (Australia: 21, Finland: 30, Germany: 40, Italy: 27, Japan: 35, South Korea: 31, Spain: 28, Sweden: 24, and the United States: 29).

2. Independent and Dependent Variables

Three independent variables were used in the analysis. Centralization of authority was measured using three seven-point scale items. Although the original HPM data had four items, one was omitted, because of the initial exploratory factor analysis (EFA). An example of one item is, “even small matters have to be referred to someone higher up for a final answer.” The flatness of the organizational structure was measured through five seven-point scale items, as was the original HPM data. An example of one item is, “our organization structure is relatively flat.”

Supervisory interaction facilitation was measured using four seven-point scale items. This is also the same as the original HPM data. “Our supervisors encourage the people who work for them to work as a team” is an example of an item. The HPM project collected four items for supervisory interaction facilitation.

Perceived customer satisfaction was introduced as a dependent variable. This was measured using six seven-point scale items. This type of data was not collected from customers directly in the HPM project, but from plants that provide customers with products. Therefore, it is more appropriate to label this variable as “perceived customer satisfaction” than simply “customer satisfaction.” An example of this variable is, “our customers are pleased with the products and services we provide for them.”

Affective commitment is expected to function as a mediating factor. This is measured using six seven-point scale items. An example of one item is, “I find that my values and the values of this organization are very similar.”

IV. RESULTS

1. Basic Statistics and Correlation of Variables

Table 1 provides the results of the EFA (maximum likelihood, Promax rotation) of all items. This demonstrates that the loading for all items was as expected. All average variance extracted (AVE) values exceed 0.5, and all construct reliability (CR) values exceed 0.7, confirming the reliability of all constructs (Hair, Black, Babin, & Anderson, 2010). We also conducted a CFA to assess the adequacy of the model comprising four factors, with the following results: CMIN/DF = 3.016, CFI = 0.915, and RMSEA = 0.087. Although RMSEA is slightly high, we consider the validity of this model confirmed.

Table 1 Pattern Matrix of EFA with 18 Items

Factors	1	2	3	4
Percentage of variance after extraction	34.115	17.463	6.736	6.782
Rotation sums of squared loadings	6.281	3.143	1.212	1.221
Average Variance Extracted (AVE)	0.616	0.698	0.689	0.527
Construct Reliability (CR)	0.902	0.919	0.868	0.815
Commitment 1	0.964			
Commitment 2	0.881			
Commitment 3	0.834			
Commitment 4	0.808			
Commitment 5	0.569			
Commitment 6	0.563			
Flatness 1		0.921		
Flatness 2		0.918		
Flatness 3		0.857		
Flatness 4		0.813		
Flatness 5		0.634		
Centralization 1			0.915	
Centralization 2			0.855	
Centralization 3			0.707	
SI facilitation 1				0.827
SI facilitation 2				0.755
SI facilitation 3				0.695
SI facilitation 4				0.610

Notes: N = 266

Extraction method: maximum likelihood

Rotation Method: Promax with Kaiser normalization

Simple arithmetic averages of responses were calculated by employing variables for the correlation analysis and a simple Sobel test, which is discussed later. Table 2 displays the basic statistics and correlations between two variables. The alpha values are all above 0.7. All the correlations of perceived customer satisfaction with the other variables are significant, and their directions are as expected by our hypotheses.

Table 2 Correlations of Variables

	Mean	Std. Deviation	alpha	1	2	3	4
1. centralization	3.338	0.863	0.866				
2. flatness	4.515	0.972	0.919	-0.522*			
3. supervisory interaction	5.225	0.632	0.808	-0.228*	0.224*		
4. commitment	5.219	0.555	0.908	-0.250*	0.295*	0.518*	
5. customer satisfaction	5.337	0.527	0.856	-0.339*	0.335*	0.395*	0.489*

N = 265-266, *: p < 0.01

2. Testing Hypotheses

Two methods were adopted to examine the mediating effect of affective commitment. One method was a simple Sobel test, and the other was structural equation modeling (SEM). The former has the advantage of easy application to a simple mediating model, and the latter is appropriate for examining the “fit” of a more complicated model to examine the effect of all independent variables simultaneously.

First, a simple mediation model was formulated for the Sobel test. According to Figure 1, the mediating effect of a variable is assessed by estimating the following three equations:

$$\begin{aligned}\hat{Y} &= i_1 + cX \\ \hat{M} &= i_2 + aX \\ \hat{Y} &= i_3 + c'X + bM\end{aligned}$$

In these equations, i is an intercept coefficient. When the effect of X on Y decreases to zero statistically through the inclusion of M , M has a full mediating effect on the Y – X relationship. When the effect of X on Y decreases, but not to zero statistically, M has a partial mediating effect on the Y – X relationship. Baron and Kenny (1986) asserted that the following Aroian test statistic (z), which is an Aroian version of the Sobel test, can be compared with the critical value of the standard normal distribution appropriate for a given significance level.

$$z = \frac{\alpha \times b}{\sqrt{b^2 s_a^2 + a^2 s_b^2 + s_a^2 s_b^2}}$$

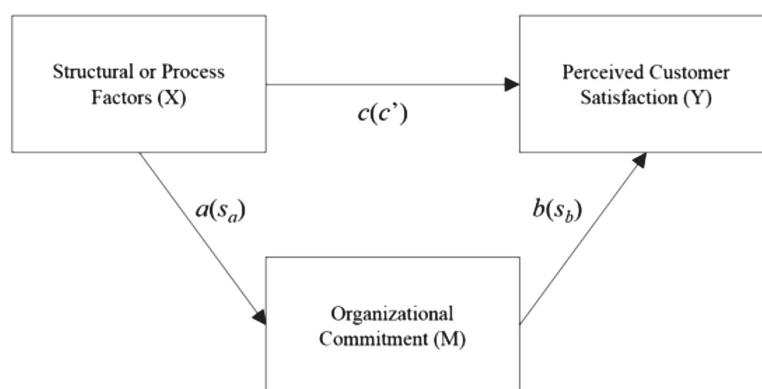


Figure 1 Simple Mediation Model

Table 3 Results of Regression Analysis of Structural and Process Variables

Dependent variables	Independent variables			Commitment	adj r ²	F
	Centralization	Flatness	Supervisory Interaction			
Perceived Customer Satisfaction	-0.207*				0.111	34.184*
	(0.035)					
	-0.136*			0.410*	0.28	52.309*
	(0.033)			(0.051)		
		0.181*			0.109	33.288*
		(0.031)				
		0.108*		0.407*	0.269	49.590*
		(0.030)		(0.052)		
			0.328*		0.153	48.515*
			(0.047)			
			0.161*	0.368*	0.266	47.526*
			(0.051)	(0.059)		
				0.462*	0.236	82.504*
				(0.051)		
Commitment	-0.161*				0.059	17.478*
	(0.039)					
		0.170*			0.084	25.059*
		(0.034)				
			0.455*		0.268	96.265*
			(0.046)			

N = 266, *: p < 0.01

As shown in Table 3, both coefficients c' remain significant after including affective commitment in the equations. The Aroian test statistic is -3.650 for centralization ($p < 0.01$), 4.189 for flatness ($p < 0.01$), and 5.257 for supervisory interaction ($p < 0.01$). All VIFs (variance inflation factors) are lower than 1.50, suggesting that multicollinearity is not a problem. Thus, we conclude that affective commitment partially mediates the relationship between the two structural factors or one process factor and customer satisfaction. As such, H1, H2, and H3 are supported.

While the Sobel test is appropriate for examining whether the effect of each independent variable on perceived satisfaction is mediated by affective commitment, the SEM model provides effective information about more complicated relationships that simultaneously include the two structural variables and one process variable. We adopted the basic model to explore the best model to explain the relationships among variables (Figure 2). In Figure 2, the basic model depicts six paths (arrows), which show the causal relationship between each of the three independent variables and either perceived customer satisfaction or affective commitment. If the existence or non-existence of each of these six paths is considered, we can deal with 64 ($= 2^6$) different models, and compare them in terms of goodness of fit by the specification search of AMOS (Arbuckle,

2016). We considered this specification search process necessary because it is not enough just to analyze only one model according to the hypotheses, and to examine whether all the paths are significant just as the hypotheses. Rather, it is desirable to extract the best model, and to figure out how this best model is related to the hypotheses (the basic model).

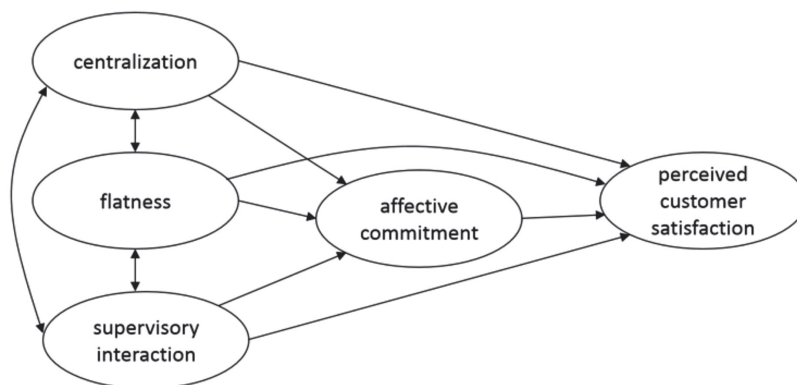


Figure 2 The Basic Model

The results of the comparison of the 64 models by BCC0 as a criterion (Burnham & Anderson, 1998) indicate that the best one is as depicted in Figure 3. Here, all the paths demonstrate significance at the 5% level, and the relationships between observed variables and latent variables are omitted. As shown in Figure 3, although centralization had a significantly negative impact on perceived customer satisfaction, the effect of centralization is not mediated by affective commitment. Thus, the mediating effect of affective commitment on the centralization–satisfaction relationship is negated, and H1 is not supported. In contrast, both the direct effect and mediated effect of flatness and supervisory interaction on perceived customer satisfaction are significantly positive. This means the effect of these two factors is partially mediated by affective commitment. As such, H2 and H3 are supported.

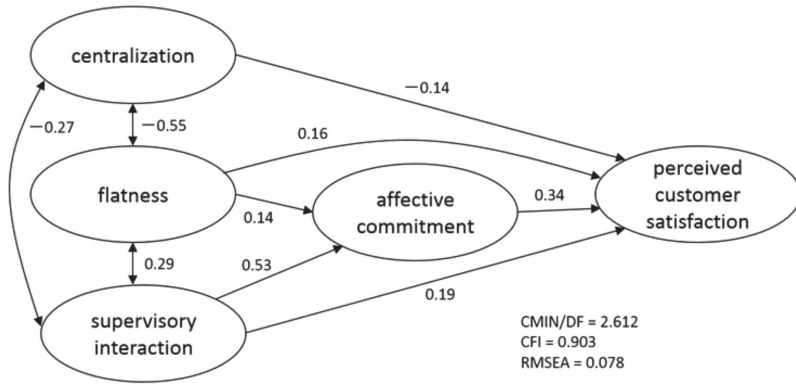


Figure 3 The Best Model

V. DISCUSSION AND CONCLUSION

This study examined the mediating role of affective commitment on structural and process variables and the relationship with perceived customer satisfaction. As discussed in the previous section, the simple Aroian test demonstrated a partial mediating effect of affective commitment, although the SEM provided a test for more complicated relationships.

One interesting finding is that centralization is not mediated by affective commitment. Primarily centralization has a negative correlation with affective commitment, and the Sobel test reveals that the effect of centralization is significantly mediated by affective commitment. However, as shown in Figure 3, centralization only has a direct effect on perceived customer satisfaction. SEM considers the effect of three independent variables concurrently, and in that case, it is considered that the effect of supervisory interaction on affective commitment is relatively strong. Because of this large effect, the weaker effect of centralization is cancelled.

These empirical results elicit an important implication for the practical management of the organization. Employees' affective commitment must be increased to enhance customer satisfaction. In terms of organizational structural factors, the organization should be decentralized. However, organizational structure cannot be determined simply by considering its effect on employees' attitudes, and it should sustain an accommodative relationship with its environment and context. The organization often has little choice but to adopt a centralized structure in the full knowledge of the negative impact of centralization on employees' attitudes.

The results of this empirical research indicate that management behavior has a stronger effect on affective commitment than organizational structure. Specifically, regardless of the degree of centralization of the organization, if management has regular

contact with their subordinates and enough respect and care, subordinates have higher affective commitment. Furthermore, customers are also more satisfied.

Affective commitment is only one of the attitudinal factors that mediate organizational structure/process and performance, and the HPM data include other perceptual/attitudinal factors that should be considered.

Although this study demonstrates that one important attitudinal factor acts as a mediator, there are some limitations to this study. First, our model was preliminary and simple, because of the limited number of samples. There were less than 300 samples, and more complicated SEM models require a greater number. Second, there is the possibility of an inverse causal relationship between commitment and customer satisfaction. Although we assumed that employees with high affective commitment work hard and consider their customers empathetically, and thereby enhance customer satisfaction, it is possible that high customer satisfaction increases employees' pride as organizational members and heightens their affective commitment. Future research is needed to examine this inverse relationship.

Finally, it is true that organizational factors take time to obtain good results through attitudinal factors. Although this paper adopted a cross-sectional approach to examine the mediating effect of affective commitment, a longitudinal approach might be necessary in a future study. Adopting a longitudinal approach will make it possible to conclude about the causal relationship described above.

Much empirical research has dealt with affective commitment, or organizational commitment as an antecedent or consequent variable of other individual or organizational factors. Focusing on it as a mediator can provide important implications for both academic research and practical management. We hope this paper arouses future research that more widely considers organizational commitment.

*We thank two anonymous reviewers for their helpful comments on earlier drafts of the manuscript. This study was supported by Grant-in-Aid for Scientific Research (A), Grant Number 25245050, sponsored by the Japan Society for the Promotion of Science (JSPS).

REFERENCES

- Akoto, E. O. 2014. "Contexts of the commitment–citizenship link: A test of economic volatility in a dual organization setting," *Journal of Vocational Behavior*, Vol.84, No.3: 332-344.
- Anvari, R., Abu Mansor, N. N., Abdul Rahman, S. A. P., Abdull Rahman, R. H. B., & Chermahini, S. H. 2014. "Mediating effects of affective organizational commitment and psychological contract in the relationship between strategic compensation practices and knowledge sharing," *Procedia-Social and Behavioral Sciences*, Vol.129: 111-118.
- Arbuckle, J. L. 2016. *IBM SPSS Amos 24 User's Guide*, Amos Development Corporation.
- Baron, R. M. & Kenny, D. A. 1986. "The moderator-mediator variable distinction in social psychological research: Conceptual, strategic, and statistical considerations," *Journal of Personality and Social Psychology*, Vol.51, No.6: 1173-1182.
- Burnham, K. P. & Anderson, D. R. 1998. *Model Selection and Inference: A Practical Information: Theoretical Approach*, New York: Springer-Verlag.
- Chen, Z. X. & Francesco, A. M. 2003. "The relationship between the three components of commitment and employee performance in China," *Journal of Vocational Behavior*, Vol.62, No.3: 490-510.
- Choi, S. B., Tran, T. B. H., & Park, B. I. 2015. "Inclusive leadership and work engagement: Mediating roles of affective organizational commitment and creativity," *Social Behavior and Personality*, Vol.43, No.6: 931-944.
- Chong, V. K. & Eggleton, I. R. C. 2007. "The impact of reliance on incentive-based compensation schemes, information asymmetry and organisational commitment on managerial performance," *Management Accounting Research*, Vol.18, No.3: 312-342.
- Cohen, A. 2006. "The relationship between multiple commitments and organizational citizenship behavior in Arab and Jewish culture," *Journal of Vocational Behavior*, Vol.69, No.1: 105-118.
- De Ruyter, K., Wetzels, M., & Feinberg, R. 2001. "Role stress in call centers: Its effects on employee performance and satisfaction," *Journal of Interactive Marketing*, Vol.15, No.2: 23-35.
- Fields, D. L. 2002. *Taking the Measure of Work: A Guide to Validate Scales for Organizational Research and Diagnosis*, Thousand Oaks, CA: Sage Publications.
- Hair, J. F., Black, W. C., Babin, B. J., and Anderson. R. E. (2010). *Multivariate Data Analysis* (7th ed.), Englewood Cliff, NJ: Prentice-Hall.
- Hwang, J. & Hopkins, K. 2012. "Organizational inclusion, commitment, and turnover among child welfare workers: A multilevel mediation analysis," *Administration in Social Work*, Vol.36, No.1: 23-39.
- Katsikea, E., Theodosiou, M., Perdikis, N., & Kehagias, J. 2011. "The effects of organizational structure and job characteristics on export sales managers' job satisfaction and organizational commitment," *Journal of World Business*, Vol.46, No.2: 221-233.

- Ko, C-P., & Ko, C-C. 2012. "The relationship of training quality in e-learning and organizational commitment to organizational performance in the Taiwan service industry," *IERI Procedia*, Vol.2: 821-827.
- Lapointe, E., Vandenberghe, C., & Boudrias, J. S. 2013. "Psychological contract breach, affective commitment to organization and supervisor, and newcomer adjustment: A three-wave moderated mediation model," *Journal of Vocational Behavior*, Vol.83, No.3: 528-538.
- Lease, S. L. 1998. "Annual review, 1993-1997: Work attitudes and outcomes," *Journal of Vocational Behavior*, Vol.53, No.2: 154-183.
- Meyer, J. P., and Allen, N. J. 1991. "A three-component conceptualization of organizational commitment," *Human Resource Management Review*, Vol.1, No.1: 61-89.
- Meyer, J. P., Jackson, T. A., and Maltin, E. R. 2008. "Commitment in the workplace: Past, present, and future," in Barling, J., and Cooper, C. L., eds., *The Sage Handbook of Organizational Behavior*, Sage.
- Morris, J. H. & Sherman, J. D. 1981. "Generalizability of an organizational commitment model," *Academy of Management Journal*, Vol.24, No.3: 512-526.
- Morris, J. H. & Steers, R. M. 1980. "Structural influences on organizational commitment," *Journal of Vocational Behavior*, Vol.17, No.1: 50-57.
- Neininger, A., Lehmann-Willenbrock, N., Kauffeld, S., & Henschel, A. 2010. "Effects of team and organizational commitment – A longitudinal study," *Journal of Vocational Behavior*, Vol.76, No.3: 567-579.
- Ng, T. W. H. 2015. "The incremental validity of organizational commitment, organizational trust, and organizational identification," *Journal of Vocational Behavior*, Vol.88: 154-163.
- Norris-Watts, C. & Levy, P. E. 2004. "The mediating role of affective commitment in the relation of the feedback environment to work outcomes," *Journal of Vocational Behavior*, Vol.65, No.3: 351-365.
- O'Neill, J. W., Harrison, M. M., Cleveland, J., Almeida, D., Stawski, R., & Crouter, A. C. 2009. "Work-family climate, organizational commitment, and turnover: Multilevel contagion effects of leaders," *Journal of Vocational Behavior*, Vol.74, No.1: 18-29.
- Panaccio, A. & Vandenberghe, C. 2009. "Perceived organizational support, organizational commitment and psychological well-being: A longitudinal study," *Journal of Vocational Behavior*, Vol.75, No.2: 224-236.
- Peng, K. Z., Ngo, H. Y., Shi, J., & Wong, C. S. 2009. "Gender differences in the work commitment of Chinese workers: An investigation of two alternative explanations," *Journal of World Business*, Vol.44, No.3: 323-335.
- Prince, J. B. 2003. "Career opportunity and organizational attachment in a blue-collar unionized environment," *Journal of Vocational Behavior*, Vol.63, No.1: 136-150.
- Taghipour, A. & Dezfouli, Z. K. 2014. "Innovative behaviors: Mediate mechanism of job attitudes," *Procedia-Social and Behavioral Sciences*, Vol.84, No.9: 1617-1621.
- Tatlah, I. A., Ali, Z., & Saeed, M. 2011. "Leadership behavior and organizational

- commitment: An empirical study of educational professionals," *International Journal of Academic Research*, Vol.3, No.2: 1293-1298.
- Vandenberghe, C., Bentein, K., & Stinglhamber, F. 2004. "Affective commitment to the organization, supervisor, and work group: Antecedents and outcomes," *Journal of Vocational Behavior*, Vol.64, No.1: 47-71.
- Wang, Q., Weng, Q., McElroy, J. C., Ashkanasy, N. M., & Lievens, F. 2014. "Organizational career growth and subsequent voice behavior: The role of affective commitment and gender," *Journal of Vocational Behavior*, Vol.84, No.3: 431-441.
- Zehir, C., Muceldili, B., & Zehir, S. 2012. "The impact of corporate entrepreneurship on organizational citizenship behavior and organizational commitment: Evidence from Turkey SMEs," *Procedia-Social and Behavioral Sciences*, Vol.58, No.12: 924-933.

Appendix (Question Items)

[Centralization of Authority]

- 1 Any decision I make has to have my boss's approval.
- 2 Even small matters have to be referred to someone higher up for a final answer.
- 3 There can be little action taken here until a supervisor approves a decision.

[Flatness of Organizational Structure]

- 1 There are many levels between the lowest level in the organization and top management.
- 2 There are few levels in our organizational hierarchy.
- 3 Our organizational chart has many levels.
- 4 Our organization structure is relatively flat.
- 5 Our organization is very hierarchical.

[Supervisory Interaction Facilitation]

- 1 Our supervisors encourage the people who work for them to exchange opinions and ideas.
- 2 Our supervisors encourage the people who work for them to work as a team.
- 3 Our supervisors frequently hold group meetings where the people who work for them can really discuss things together.
- 4 Our supervisors rarely encourage us to get together to solve problems (R).

[Commitment]

- 1 I am proud to tell others that I am part of this organization.
- 2 I am extremely glad that I chose this organization to work for over others I was considering at the time I joined.
- 3 I talk up this organization to my friends as a great organization to work for.

- 4 I find that my values and this organization's values of this organization are very similar.
- 5 For me, this is the best of all organizations for which to work.
- 6 This organization really inspires the best in me in the way of job performance.

[Perceived Customer Satisfaction]

- 1 Our customers are pleased with the products and services we provide for them.
- 2 Our customers seem happy with our responsiveness to their problems.
- 3 We have a large number of repeat customers.
- 4 Customer standards are always met by our plant.
- 5 Our customers have been well satisfied with the quality of our products over the past three years.
- 6 In general, our plant's level of quality performance over the past three years has been low relative to industry norms.

明治期における酌量減輕導入に関する一考察

A Study of the Introduction of Reduction of Punishment
in Light of Extenuating Circumstances in the Meiji Era三田 奈穂*
Naho Mita**Abstract**

There is an article to reduce punishment by extenuating circumstances in the criminal law of Japan titled "Penal Code". It is classified as the discretion of the judge for deciding the most suitable punishment for each case. There is no doubt that it is essential for the smooth execution of the Penal Code.

The origin of reducing punishment by extenuating circumstances is thought to be from French law since the Meiji government hired a French lawyer to construct the former Penal Code of 1882. In fact, however, the idea was introduced separately in 1874 as law no.134.

In this article, the former studies are summarized and the background of the law is investigated to find out the root of origin. Criminal law at that time was based on Ming and Qing law, yet no sufficient explanation is made why the western article was introduced under the oriental law at first.

There is a historical record of a case in the National Archives of Japan discussed thoroughly by contemporary lawyers. A 15-year-old boy intentionally set fire to the house of his neighbor. According to the boy's confession, he had been taking care of his sick mother with devotion when his neighbor turned down his request to spare some *miso*, and he set fire to his neighbor's house. His motive was revenge and the local judge did not want to charge him with arson, for which the only acceptable punishment was the death penalty. They tried to find a way to reduce the punishment. The central government instructed the judge to sentence the boy to death. However, a few weeks later, law no.134 of 1874 was passed by the government and the boy received a sentence of ten years' imprisonment.

In 1873, the government banned private sanctions and increased the punishment severely. The way of reducing punishment according to old Chinese law was to release bond to the law and find the appropriate punishment suitable for the situation. However, the value of appropriation has changed drastically that it was hard to maintain the traditional reducing method. This immediately led the government to reform Penal Code completely under the western law.

In conclusion, the principal of *nulla poena sine lege* was inevitable for the Japanese society in those days.

* 成蹊大学法学部、Faculty of Law, Seikei University
Email: nmita@law.seikei.ac.jp

I. はじめに

酌量減軽は、個別の事案に即した適切な刑の量定を実現するために設けられた裁判上の減軽である。定型的な刑の軽減事由が明文化された法律上の減軽とは別に、犯罪の情状に酌量すべきものがある場合に行うことができる（刑法66条）。判例は、犯罪の具体的情状に照らして、法定刑または法律上の加重減軽をして得た処断刑の最下限をもってしてもなお重きに失し、その最下限よりも低い刑を科すのが相当と認められる場合に行われるとしている¹。

酌量減軽の裁判実務上の意義として、法定刑の下限が高い犯罪について宣告刑期が3年以下でなければ付すことができない刑の執行猶予の余地を生じさせることが指摘されている²。昨年6月の性犯罪規定改正について法定刑の下限を決定するまでの議論においても、酌量減軽をすれば執行猶予を付し得るような法定刑の下限のあり方が提示された。

現在、酌量減軽はいくつかの場面できわめて大きな役割を果たしている。

(1) 法定刑が死刑または無期懲役ときわめて重い強盗致死罪について、酌量減軽により有期懲役とする例がむしろ多く、原則と例外の逆転ともいべき現象があることが指摘されている。

(2) 法定刑が重いものの、犯罪の実態に照らしてそれを下回る量刑が相当とされる事案が多くみられる罪種が存在する。今井2017によれば、平成18～27年の実際の量刑において、昨年改正前は法定刑の下限が3年であった強姦罪の5年を超える懲役とされた事件の割合が32パーセントであったのに対し、法定刑の下限が5年である強盗罪および現住建造物等放火罪のそれはそれぞれ21パーセント及び23パーセントであった。

(3) 上記強盗・現住建造物放火のほか、法定刑の下限が3年超6年以下の犯罪類型で執行猶予を相当とする場合がある。強盗致傷罪は下限が7年であったが、2004年改正により6年に引下げられ、下限3年の殺人罪は、特別な判断を経ずに執行猶予を付し得るものとするより酌量減軽の発動という形の判断を挟む方が適切ではないかといった議論を経て、5年に引上げられた³。昨年改正された強制性交等罪も同様の趣旨である。

このように酌量減軽は、裁判実務上しばしば用いられ、また、近年の法改正における法定刑の下限設定の限界を画している。特に重要な法益を侵害する罪については、法定刑の下限の高さによりそのことを示しつつ、酌量減軽を経ての執行猶予の可能性を残すスタンスがとられている。

それでは酌量減軽規定の始まりはどこに求められるだろうか。現在の刑法の一つ前の明治15年（1882）に施行された旧刑法には、総則に包括的な酌量減軽規定があった。旧刑法の原案を作成したのはフランスから招いた法律学者ポアソナードである。フランスでは、1810年より一定の犯罪について裁判官に法定刑の下限を下回る刑を言い渡す権限を付与し、徐々に拡大させ、包括的な酌量減軽規定を置くに至ったという⁴。フランス法に特徴的な酌量減軽を日本が継受したというのはごく自然に想像される。ところが事実としては、酌量減軽に類する制度は、旧刑法に先立って個別に導入された。すなわち同7年太政官134号布告「断罪無正条条例」には、

¹ 大判昭和7年6月6日刑集11巻756頁。佐藤2010・968頁以下。

² 高橋1999・684頁。

³ 松本・佐藤2005・39頁

⁴ ステファニほか1981・362頁以下。もっとも、1994年の刑法改正ではその規定通りに大幅な変更が加えられたとされる。なお、旧刑法の注釈書の国際比較に従えば、オランダは各本条において一般に最長期の刑のみを掲げ、酌量減軽規定を設ける必要がないことが対照的であるとされている（岡田1895・607頁）。

凡罪ヲ断スル正条アリト雖所犯情状軽キ者ハ仍ホ情法ヲ酌量シテ輕減スルコトヲ聽シ減シテ五等ヲ過ルコトヲ得ス

とある。同布告に関する研究は少なく、その制定経緯は未解明のままである。そこで本稿では、従来の研究を整理しつつ新しい史料を加えて同布告制定の背景を探り、酌量減輕の起こりについて考察してみたい。

II. 研究史

日本法制史の一般的な教科書とされる浅古2010には、「明治7年……酌量減刑の規定を追加した。これにより裁判官の裁量を認めない律の厳格な法定刑主義を緩和した」とある。この記述は石井1980に依拠しているとみられる。すなわち、

……ここにはじめて酌量減輕の制が設けられたのである。これは罪を断ずるは律例によるが、犯情百出であって、その情状あるいは酌量減輕しなければ、実に情法妥当ならざる儀あれば、裁判官の見込で定律のほか一等ないし五等酌減を許されたき旨の司法省の伺出が認められたもので、この酌量減輕はヨーロッパ刑法の模倣であり、律の建前とは合致しないとの意見もあったが、結局、伺出のとおりになりましたのである。ここにおいて、律の厳格なる法定刑主義は大いに緩和されることになった

以上は出典が記されていないが、『法規分類大全』⁵に残された次の史料に基づくものと考えられる。

司法省伺七年十一月日闕

罪ヲ断スルハ律例ニ依ルト雖モ犯情百出ニシテ其情状或ハ酌量減輕セサレハ実ニ情法允当ナラサル儀モ有之依テ別紙ノ通条例相設ケ以来裁判官ノ見込ヲ以テ定律ノ外一等ヨリ五等迄酌減ヲ許サレ候様致度則御布告案相添此段相伺候也

指令七年十二月二十日

伺ノ趣第三百三十四号ヲ以布告候事

左院議案七年十一月二十九日

別紙司法省上申断罪無正条条例ノ儀審案候処減等ノ儀ハ洋律ニ模倣致候者ニ候ヘ共元來律ノ立方洋法トハ大ニ異ナリ候ニ付原頭ノ方法ヨリ改正不致候テハ方底圓蓋ノ弊ヲ免レス候事故其旨司法省ヘ打合候処同省ニ於テモ不得已事情モ有之候趣ニ付遂テ律書御改正ノ節迄姑ク同省上申ノ通御採用相成可然因テ左案取調供高裁候也

犯罪を処罰するには、当時の刑法である「新律綱領」・「改定律例」に定められた刑に依らなければならぬ。しかし、犯罪の情状は様々あり、酌量減輕しなければ妥当な量刑とならないこともある。そこで、裁判官の裁量で刑を輕減する権限を許されたい。このような司法省の伺に対して、太政官の左院は、そもそもの原理原則を異にする東洋律に西洋法の酌量減輕のみを個別に導入す

⁵ 内閣記録局1980・345頁以下。なお、本稿において法令の引用は左に依り、旧字・合字・異体字は特に明示しない限り現在の用法に改めて表記することとする。

るのは「方底円蓋の弊を免れ」ないと批判しながらも、司法省が抱える事情について理解を示したことがわかる。

史料に見える司法省の「不得已事情」が具体的にどのようなものであるか、詳細に関する記載はない。後藤1996は同布告制定前の時期において、司法省が何・指令を通じた情状酌量を行っていた例が見られること、諸規則違反については地方の裁判官に情状酌量の自由が認められていたことを実証した。東洋律系統の刑法が一般に裁判官の裁量を許さないとする基本的思想を有しながら、酌量減輕を必要とする社会的基礎がすでに存在しており、司法省当事者がその要望を満たす努力を現実に行っていたことが指摘されている⁶。それは、単に漸進的に外国の法制度を模倣するというものではなかった。後藤1996は同布告を、律系統の刑法体制の大転換点と評価している。

III. 断罪無正条とは

酌量減輕に関する明治7年太政官134号布告は、「断罪無正条」に条例を追加する形式で定められている。それでは断罪無正条とは何か。新律綱領には、総則にあたる名例律に以下の規定があった。

凡律令ニ。該載シ尽ササル事理。若クハ罪ヲ断スルニ。正条ナキ者ハ。他律ヲ援引^{ヒキアハセ}比附シテ。加フ可キハ加ヘ。減ス可キハ減シ。罪名ヲ定擬シテ。上司ニ申シ。議定ツテ奏聞ス。若シ輒ク罪ヲ断シ。出入アルコトヲ致ス者ハ。故失ヲ以テ論ス。

(意訳) 律令はあまねく記載するが、事理を尽してはいない。もし罪を断ずるのに正確な該当条文のないものは、他の条文を「援引比附」し、あるいはその上で刑を加重・減輕して罪名を定擬し、上申して審議が定まった後に奏聞せよ。もしたやすく処断して罪の出入りあるのを致せば、その担当官を断獄律出入人罪条として論じる。

新律綱領とは、旧刑法以前に実施されていた、中国の明清律を参考に起案された刑法典である。明治3年12月27日に各府藩県へ頒布された。頒布後は追加・改正が相次ぎ、それらをまとめてさらに増補・修正を加えたものが改定律例である。同6年7月10日から新律綱領と並行して施行された。

およそ律系統の刑法には、個々の条文が具体化・細分化されているという特徴がある。個別の犯罪の情状に対して最も適切な刑を定めるためには、具体的で限定的な事情を記述し、それに対応する範囲を持たない固定的な絶対的法定刑を置かなくてはならないと考えるからである⁷。他方で、無限の個性を持つ個別事案に当てはまるすべての罪名を律例上に網羅し尽くせないことも織り込み済みである。多少の語弊があるかもしれないが、断罪無正条は、いわば各本条の構成要件に似(せ)た犯罪を作り出し、処罰することを可能にした規定であるといえる⁸。ただし、その運用にあたっては刑罰をもって慎重を期し、擅断恣意を抑え、濫用の弊害防止を図った⁹。

⁶ 後藤1996・320頁以下。

⁷ 寺田2006・270頁以下。

⁸ それゆえ同条に関する研究の多くは、罪刑法定主義の原則と対比して論じられるものが多い。

⁹ 中村1973・172頁以下。また、(中国では皇帝の)裁可が必要とされた理由として、明文化されていない犯罪に対する刑罰が各地で異なったものとならないようにする意図があったとされる。

中村 1973 には、明らかに該当する正条があるにも関わらず、他律の比附が行われた清代の事例が紹介されている¹⁰。これは、断罪無正条に、ももとの機能に加えて、個別事案にもっとも妥当な刑罰を定める働きが見出されたからであるとされる。ただし、この点については滋賀 2006 に反対意見が述べられている。

新律綱領・改定律例は清律と全く同じ内容ではないものの、原則的に裁判担当者に刑の選択を許さず、罪名には確定的な法定刑を置いた。裁判官が機械的に法定刑を言渡す役割を担う仕組みが、弾力的な量刑への希求につながったことは容易に想像される。同布告が發布された時期は、相対的法定刑への関心もみられることが指摘されている。明治 7 年頃、法の立案・起草を担った左院において「校正律例」なる刑法草案が起案されたと言われているが、その草稿に以下の記述がある。

七贓ノ凶、贓ノ多寡ヲ計テ罪ノ軽重ヲ定ム。此法甚是ニシテ其实ハ非ナリ。如何トナレハ、其情ヲ問ハスシテ独リ贓ノ多寡ヲ論シ一定ノ金数罪名ヲ以テ罪ヲ擬スルハ則金数ヲ重シテ罪情ヲ輕ニスルナリ。恐クハ至当ノ法律ト謂フ可ラス。假令ハ、甲乙二人各別ニ窃盜ヲ犯スニ、甲ハ父母ノ供養缺ル事ヲ憂テ之ヲ竊ミ、乙ハ自己ノ游蕩ヲ恣ニセント為メニ之ヲ盜ム。其情ヲ察スルニ、甲ハ憫諒スヘキ者アリト雖モ、乙ニ至テハ甚悪ムヘキ者アリ。故ニ洋律ニテハ一定ノ金数年月ヲ以テ其罪ヲ処セス。是罪ハ一ツニアリト雖モ、情ハ自ラ雲壤ノ異アレハナリ。本朝ニ於テモ此法ヲ設サルヘカラス。然レトモ俄ニ之ヲ設ル時ハ裁判上弊害ヲ生センモ測リ難ケレハ、姑ク旧貫ニ仍リ後日ヲ待テ宜ク改心スヘシ。¹¹

強窃盗など財産犯に対する刑を、被害金額の多少により機械的に導出できる七贓凶について、「其情ヲ問ハスシテ独リ贓ノ多寡ヲ論」ずること、つまり、被害の金額のみを基準に法定刑を確定し事情を考慮しないのは適当ではないという。ここでは例として犯行の動機が挙げられているが、被害金額以外の事情を考慮した刑の量定ができるよう、一定の幅をもたせた法定刑の創設が唱えられている。

IV. ある事件の記録

ここで、明治 7 年太政官 134 号布告が適用された一つの事件に注目したい。本件の記録は、国立公文書館が所蔵する『決裁録』の中に残されているものである。決裁録は左院法制課が作成した公文書類であり、各省府県等からの伺や上申に対する法制課の指令案決議録の控などがまとめられている簿冊である¹²。

¹⁰ 他の条文に共通性を見出して当てはめ刑の加重・減軽の操作を行い、量刑の妥当性を確保したという。

¹¹ 司法省秘書課 1945・297 頁。史料には句読点を付した。なお、校正律例稿はこのほか「平民贖罪例図」の新設を主張している。贖罪とは、特別の条件を満たすときに、実刑に換えて金銭の支払いによって罪を贖わせるものである。過失犯や責任能力が欠けている者、一定の身分の者などに対して認められていたが、ここでの改正案は、平民の強姦・謀殺・故殺・放火・偽造宝貨などを除く「一切有心故造ニ係ル者」すなわち故意の犯罪について、「判事ノ適意」によって贖法に換えることを許すべきであるとした。判事は「罪犯ノ事情貧富」を「審察」して一定の範囲内で至当の贖金を支払わせる。換刑するかどうか（刑種）を金額の決定をも含めて裁判官の判断に委ねることは、先の七贓凶に対する相対的法定刑導入案よりもさらに裁量の余地を広げたものと評価できるだろう。なお、この規定案については、華士族や官吏の犯罪のみに特別措置を規定する新律綱領・改定律例の極端な身分主義から脱するものであるとも指摘されている（手塚 1984）。

¹² 来歴を説明したものに中野目 1987。

1. 事件の概要

調書に記載された被告人の供述は、以下の通りである。

広島県調 掛 広島県中區畔柳時行
広島県十四等出仕熊野巖
備後国三次郡某村雜業
丙弟
捕縛明治七年三月二十日 甲
十五年四月

一 自分兄丙ハ居村某寺ト申ス寺ノ下男ニ相成居跡ハ母ト自分兩人暮シニ候処母ハ黄痰病ニテ難儀致シ貧窮差迫リ余儀ナク近方懇意ノ先々ヨリ合力ヲ乞受母ヲ育ミ凌キ居候処右母ノ病氣ニハ芭蕉ノ根ト蛭貝ヲ味噌汁ニシテ給スル時ハ平癒致ス旨承リ候ニ付何卒全快可為致ト存本年三月五日蛭貝ハ川ニテ拾ヒ来リ芭蕉ノ根ハ近隣ニテ貰ヒ受候得共味噌ヲ買入ルルノ代償無之然ル処乙方ニハ味噌沢山貯ヘ居ル旨承リ少々可貰受ト存罷越同人妻ニ右ノ訳申入少々ノ味噌恵ミ呉ルル様乞入レシ処無之旨ニテ相断ハリ前々此家ヘモ度々些少ノ漬物等乞入ルル節兎角無慈悲ノ事ノミ申立物恪ミ致シ快ヨク与ヘ不呉夫レハ閣ヲキ此度ノ儀ハ母ノ病氣ニ付其情実申述ルヲモ察シ呉レササル段如何ニモ情ナキ人物トハ存スレトモ何卒聊カ可貰受為メ尚折入テ乞出ルヲ不顧手堅ク断ハルニ付残念ナカラ空シク立帰熟々考ルニ母ヘ与フヘキ汁ノ出来サルモ渠カ無慈悲ニ依ル故ト遺恨ニ堪ヘ兼同居宅焼払ヒ怨ミヲ可散ト覚悟ヲ究メ夜ニ入火ヲ用意シ乙居宅裏木納屋ニ忍入柴木類取集メ兼テ用意ノ火ヲ吹付立帰り候処忽然揚リ終ニ渠居宅共一円致焼失候事
右ノ通相違不申上候以上

明治七年四月十九日

甲¹³

(意訳) 甲(15歳)は、兄が寺の下男となってより母と二人暮らしであった。母の病が難儀して貧窮し、余儀なく近くの懇意先から助けを受け、なんとか看護し暮らしていた。病を平癒させるには芭蕉根とシジミを味噌汁にして食べさせると良いと聞き、全快させようとの思いで、本年3月5日、シジミは川で拾い、芭蕉根は近くで貰い受けたが、味噌を買い入れるお金がなかった。乙方には味噌が沢山貯えてある旨を聞いて、少々貰い受けようと出向き、乙の妻に訳を説明して少しばかり味噌を恵んで呉れないか乞い入れたところ、無いと断わられた。前にもこの家へ度々わずかな漬物などを乞い入れたときには、とにかく無慈悲の事だけを申し立てて物惜しみされ、快く与えてくれずに閉まっておく。今度のことは母の病気が理由で、事情も説明したのに察してくれないのは、誠に情のない人物とは知っていたけれども、なんとか少しでも貰い受けるために折り入ってお願いしているのに、それを顧みずに手堅く断われ、残念に思いながら空しく帰った。よくよく考えると母に与える汁が出来ないのも彼らが無慈悲であるからだ。遺恨に堪えかねて、居宅を焼払って怨みを散らそうと覚悟を決め、夜に入火を用意して乙の居宅裏の木納屋に忍び入り、柴木類を取集めて、予め用意した火種を吹き付けて立帰った。たちまち火は上り、ついに彼らの居宅共一円を焼失した。

新律綱領雜犯律放火条には、

¹³ 国立公文書館所蔵「単行書・刑法決裁録三・刑法・治罪法」中「第四百四号 司 広島県下甲処分ノ儀」。地名・人名等の一部を加工してある。

凡火ヲ放テ。故サラニ公廩倉庫。及ヒ民舎ヲ焼ク者ハ。皆斬。未タ焼燬ニ至ラサル者ハ。流三等。

とあり、役所や米倉、財物庫、宅舎に放火して焼損した者は、首従を区別せず、「斬」という死刑に処すと定められていた。本件では、甲は、怨みを晴らそうと覚悟を決めて火を付け、乙の居宅を含めた全域を焼失させている。当時の死刑は10歳以上とされており、甲には斬刑が言い渡されるはずであった。

2. 事件処理の流れ

明治4年の県治条例により、県の令・権令は恩賞と刑罰に関する判断を掌り、県庁内には罪人処置と捕亡等を掌る聴訟課が置かれた¹⁴。県での裁判のうち死刑に当たるものは専決できず、主務省の稟議・許可を得ることとされた¹⁵。

本件に関する史料を整理してみると、時系列で以下の通りの事実があったことがわかる。

明治7年	3月	5日	事件発生
		20日	甲の捕縛
	4月	19日	調書作成日
		28日	広島県権令より司法卿へ処刑伺
	5月	27日	司法卿より太政大臣へ処分に関する伺
	11月	19日	太政官にて放火本律により処断する旨の御指令案決裁 ¹⁶
	12月	18日	太政官134号布告の制定
	12月	23日	司法卿より太政大臣へ本件に新法を適用する旨の再伺
明治8年	1月	19日	太政官より「伺之通」との指令
		3月	25日 司法卿より太政大臣へ懲役10年に処断する旨の届

広島県から中央政府の司法省へ処刑伺が出され、上級の太政官へさらに伺が出されたが、斬が相当であるとされた。しかし、ほどなくして酌量減輕に関する新法の適用を認め、死刑→懲役終身→懲役10年と二段階の減等がなされている。

3. 論点

以下、具体的に史料を解説する¹⁷。

¹⁴ なお、本件の調査にあたった人物として、広島県中属の畔柳時行の名が見える。畔柳はもと幕臣で、慷慨の人物であると評される（原口1886）。戊辰戦争では旧幕府側として参戦し、明治3年刑部省出仕、廃藩置県後は広島県に出仕し聴訟課長となり、断訟を与った。本件発生後の同7年12月山梨裁判所在勤、翌年3月判事補となり静岡裁判所に転任した。同11年、特に静岡に多かったと伝えられる三百代言の弊を是正すべく静岡区裁判所長を辞して代言人となり「可進社」と呼ばれる弁護士の組合を結成している（橋本2009）。

¹⁵ 小田中1981。なお、改定律例に懲役終身が設けられたことを受けて、明治6年太政官295号達により、懲役終身以上の刑につき悉く司法省へ断刑伺を提出することとされた（菊山1993）。

¹⁶ なお、太政官にて決裁がなされるまでに、9月18日付で司法大少丞より史官宛の催促文書が綴じ込まれている。翌日、「実則」より「土方大内史」宛に「処断ノ儀書面一綴」が「叡覧済」であるとして返送されており、宮内卿徳大寺実則が止めていたことがわかる。本件は死刑案件の直接裁可を求める断刑伺とは異なり刑の軽減を求める処刑伺であるが、後述のような高度の専門的な事案の処理について天皇が親裁で判断することはあり得るだろうか。この点は後の研究に譲りたい。公文録に残された断刑伺に関する研究に、永井2002・川越2011。

¹⁷ 本節で引用する史料は前注13による。なお、読点は筆者が付した。

直接の判断に当たった広島県権令伊達宗興から司法卿大木喬任への処刑伺には、次の通り記されている。

〔甲〕別紙罪案ノ通りニ付、雜犯律放火条ニ照シ斬罪可申付哉、全以少年客氣ノ所致、其情実ヲ原子候ヘハ愍然ノ次第モ有之、此段相伺候以上

本件について、放火条により斬刑とすべきか、血気盛んな少年の犯行で事情を尋ねれば愍然すべき理由もある、とある。おそらく現場は刑を軽減できないか考えていたようである。

次いで司法省から太政官に出された伺には、

右ハ律上斬ニ処スヘキハ当然ニ候得共、事情憫然ノ儀トモ相考ヘ候、此上特別ノ御評議モ可有之哉、此段相伺候也

とある。当然死刑に処すべき事案であるが、憐れむべき事情もあるため、特別の評議ができないかと述べている¹⁸。この点について、太政官は以下の通りの議論を経て指令案を作成した。

別紙司法省伺甲処分ノ儀審案仕候處、改定律例第二百三十二条ニ凡祖父母父母人ニ殺サレ擅ニ行兇人ヲ殺ス者ハ謀殺ヲ以テ論スト有之、今本犯母ノ為メニ食物ヲ請求スル本ト孝養ノ意ニ出ルコトアリト雖モ、物ヲ与ヘサル私憤ヲ以テ人ノ房屋ヲ焼亡スルハ、罪情擅ニ行兇人ヲ殺スヨリ甚タ悪ムヘク、決シテ特別ノ御評議アル可キ者ニ非ス、因テ御指令案取調供高裁候也

御指令案

伺ノ趣放火本律ニ依リ処断可致事

史料からは提案元が判然としないが、改定律例232条に擬することで軽減できないかどうか検討されたようである。同条は「父祖被毆条例」の一つである。

凡祖父母父母人ニ殺サレ子孫擅ニ行兇人ヲ殺ス者ハ謀殺ヲ以テ論ス其即時ニ殺死スル者ハ論スルコト勿レ

これは、祖父母父母を殺害された子孫が加害者を私的に制裁したときの処罰について規定するものである。即座の復讐は不論とされたが、それ以外は官に訴え出るべきものとされ、計画殺人と同様の刑が科せられた。同条は、明治6年4月以降に導入された新しい規定である。

広く知られている通り、江戸時代には合法的な敵討が存在した。それが明示的に禁止されたのは、次の同年2月7日太政官37号布告による。

（意識）人を殺すのは国家の大禁にして、人を殺す者を罰するのは政府の公権であるところ、古来より父兄のために讐を復することをもって子弟の義務となす風習があった。これはごく自然の人情（「至情」）からやむを得ず出たものであるが、つまるところ、個人的な憤り（「私憤」）をもって大禁を破り、私的な理由で公権を犯す者であって、もとより擅殺の罪を免れない。そのうえ、甚だしきに至っては、その事の故意や錯誤（「故誤」）を問わず、その理の当否を顧み

¹⁸ 前注16で述べた通り、太政官の指令までの間に司法省から催促があった。

ず、復讐の名義を挟んで濫りに構い合い害する弊害が往々にしてある。甚だもって決着がつくものではない。よって「復讐嚴禁被 仰出候」ゆえ、今後不幸にも親を害せられる者があつた場合は、事実を詳らかにして速やかに担当部署へ訴えでること。もしそれに従わず旧習になずみ擅殺するときは「相当ノ罪科」に処すので、心得違が無いようにすること

このいわゆる復讐禁止令が、先の父祖被毆条例を制定させた。もともと新律綱領の父祖被毆条には、

(前略)若シ祖父母。父母。人ニ殺サレ。子孫。擅ニ行兇人ヲ殺ス者ハ。笞五十。其即時ニ。殺死シ。及ヒ曾テ官ニ告ル者ハ。論スルコト勿レ。

とあり、子孫の刑は復讐の大義を理由に一般の殺人より減免するとされていた¹⁹。ところが復讐禁止令を経て、法定刑の笞刑50回(同5年4月より懲役50日に代えられる)は謀殺と同等すなわち斬となつたのである。それは、伝統的に美德とされた価値観の大幅な変更を、重罰をもって強制したことを意味する。それに葛藤があつたことは、すでに様々な形で指摘されている通りである。

話をもとに戻すと、本件は父祖被毆条例を適用し、情が軽いとして刑を減輕する方法を採用できないか議論したとみえる。しかしながら、「孝養ノ意」が出発点にあるとしつつも、「私憤」により住居を焼亡しており、父祖被毆条例のいう擅殺よりも甚だ悪むべき事情がある、と結論付けた。これにより、司法省(および現場の広島県)の求める特別の評議にはあたらないとされた²⁰。

4. 若干の考察

そもそも筆者が本件に着目したのは、酌量減輕導入との時間的近接があり、かつ、その後数日で適用を決定しているからである。先述の通り、左院は原理原則の異なる律系統の刑法にフランスの酌量減輕のみを導入することには消極的であった。しかし「不得已事情」が司法省にはあるとして容認したのである。やむを得ない事情とは本件のことをいうのか、あるいは同種の複数の事案の量刑に苦心するという問題に直面していたのか²¹。現時点では判断できない。

本件で太政官が父祖被毆条例の適用を退けた理由には、「私憤」が挙げられている。この言葉は、復讐禁止令において大義ある行為を批判するのに使用された。復讐禁止令は、言うまでもなく、刑罰権を国家に独占させたい明治政府にとって旧来の陋習を破る大きな一歩であった。私的制裁を野蛮な行為とし、文明的な国家による刑罰法に従うことと決定したのである。先の少年による放火事件は、病気の母への加害ともとれる行為に対する遺恨を晴らすという動機による。国家が私憤に対する禁圧を始めた時期において、少年の動機は刑を重くする事情とは言えても、軽減対象となる事情とは認めにくい状況にあつたことが想像される。律系統の刑法には、本来であれば復讐は国家法を破る大義があるという価値観があつた。復讐禁止令は、律に規定された量刑事情の評価の方向を、軽くしていたものから極端に重く改めた。この変更は、他の法定刑とのバ

¹⁹ 清律の解釈について谷井2004。

²⁰ 御指令案の後ろに甲および被害者夫妻の「平生ノ行状」を追加で取り調べた附紙が残されている。これに従えば、甲は兄が家を出た後は「極メテ貧困ニ陥リ」そのためか常に近隣を駆け廻って乞食同様の身分で動もすれば他人の米穀類に手を懸けるなどの所業に出るので母兄ともいつも意見をしていたところである。被害者夫妻については、夫は他家から来たもので、諸々のことは妻の専断であつた。甲は常に乞い来ていたが、妻は物惜しみして食物等を与えることは稀であつた、とある。

²¹ 岡田1895・613頁に列挙された争いのない酌量減輕の例の中に、窃盗犯人であっても親の飢渴を救おうとする動機から犯行に及んだ者、16歳になって間もない者等があることは興味深い。

ランスを欠き、不公平感を生じさせたのではないだろうか。

新しい価値観・規範を定着させるとき、断罪無正条のいう律文に必ずしも拘束されるわけではないという原則は、好ましくは感じられなくなる。断片的に文化的・道義的な秩序を西洋から取り入れて制度化していった当時の日本において、近代刑法の大原則とされる罪刑法定主義や刑罰を限定する責任主義の採用は、むしろ必要なことであると自然に自覚していったといえるのではないだろうか²²。かつては秘密法典で弾力的に運用できていたことが難しくなったり、法定刑が極端に厳しくなったりすると、法定された情状酌量による減軽に対する渴望は高まるといえるだろう。明治7年太政官134号布告の制定はこれまで裁判官に裁量の余地を与えるという文脈で語られることが多かったが、他面から見れば、過渡期の急激な変化に対する緩衝材的な役割を果たしたといえるのではないか。

5. 制定後の処理

布告制定から5日後の12月23日、司法卿は太政大臣に以下の再伺を出した。

広島県管下甲処分之儀先般相伺置候末過日別紙之通御指令相成候処、右ハ今般第百三十四号断罪無正条条例御布告ニ照シ更ニ処断候様致度、此段尚又相伺候也²³

上記伺に対して、太政官では以下の文面が稟議されている。

別紙甲処分再伺之儀熟考仕候処、既ニ御決裁相成候ハ適律ニ有之候得共、同犯罪案中事情少ク酌量スヘキ儀有之候間、今般御布告相成候断罪無正条条例ニ照シ死一等ヲ減シ御処分相成候而可然存候、依而御指令案相副仰高裁候也

御指令案

伺之通²⁴

司法省からの再伺には特段どの程度減等するか記載はないものの、太政官は当初、死罪から一等減の懲役終身を想定していたらしい。しかしながら指令案には「伺之通」とのみ記載された。そして3月25日、以下の処断届が出されている。

広島県下甲断罪減等之儀、昨明治七年十二月中相伺候末別紙ノ通御指令相成候ニ付、断罪無正条条例ニ照シ本罪斬ヨリ二等ヲ酌減シ、懲役十年ニ処断致シ候間、此段上申仕置候也²⁵

²² 明治8年以降、大審院や元老院から様々な形で断罪無正条の廃止意見（ただし同布告は除く）が述べられるようになるのは、佐伯2015・岩谷2012等が明らかにする通り。

²³ 国立公文書館所蔵「公文録・明治八年・第二百三十二巻・明治八年一月・司法省伺（布達）」中「広島県下甲処分ノ儀ニ付再伺」。

²⁴ 前注23。本史料には「検」印があり、また法制課の西岡諭明が詳細を知る旨の付箋がある。

²⁵ 国立公文書館所蔵「公文録・明治八年・第二百三十五巻・明治八年三月・司法省伺（布達）」中「広島県管下甲断罪減等伺済ノ末処断届」。なお、死刑および懲役終身の減等については司法省にて可否を定めることとされた（明治7年12月20日司法省へ達）。

名例律断罪無正条条例相定第百三十四号ヲ以テ布告候ニ付懲役終身以上減等ノ情状アル者ハ酌減ノ意見ヲ添其省ノ決ヲ取ルヘキ旨裁判所並裁判所無之府県ヘ可相達候事

V. おわりに

以上、酌量減輕の導入について、ある事件の史料をもとに検討を加えた。本件の減等理由について私憤が大きな意味があると分析したものの、犯罪の動機以外にも年齢や境遇等酌むべき事情はあり、総合的に判断されたことは除外できない。扱った史料は限定的であるため、一考察に留め、さらなる史料を博搜して研究を深めたい。また、なぜ五等まで減輕できるとしたのかについても、明らかにすることはできなかった。この点も今後の課題としたい。

本稿で扱った布告は「五等減ノ法」と呼ばれ、旧刑法の施行まで広く運用されたことが断片的な統計史料からうかがえる。明治10年の『刑事綜計表』によれば、当年の全刑事被告人8万9122人のうち、5812人（6.5パーセント）に情法減等が言渡されている。このうち、一等および二等減がそれぞれ3割程度である。適用罪名の実数は賭博や本籍離脱、詐欺、窃盗などの発生件数の多いもので占められるが、死刑となる犯罪についての適用割合が高いことは注目すべきである。すなわち、死刑が言渡される罪にあたる194人のうち、51人（26.2パーセント）に対して情法酌量が適用されていることは、同条がかなりの存在感を有していたことの証明となるだろう。

参考文献

- 浅古弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫編 2010年 『日本法制史』 青林書院。
 石井紫郎・水林彪 1992年 『法と秩序』 岩波書店。
 石井良助 1980年 『明治文化史』第2巻法制 原書房。
 今井将人 2017年 「『刑法の一部を改正する法律』の概要」『研修』第830号。
 岩谷十郎 2012年 「不応為条廃止論考」『明治日本の法解釈と法律家』 慶應義塾大学法学研究会。
 大阪刑事実務研究会 2011年 『量刑実務大系』第1巻量刑総論 判例タイムズ社。
 岡田朝太郎 1895年 『日本刑法論』 有斐閣書房。
 尾佐竹猛 2005年 「明治の仇討」明治大学史資料センター監修『尾佐竹猛著作集』第5巻法制史5 ゆまに書房。
 小田中聡樹 1981年 「明治前期司法制度概説」我妻栄編『日本政治裁判史録』明治・前第24版 第一法規出版。
 川口由彦 2014年 『日本近代法制史』第2版 新世社。
 川越美穂 2011年 「公議と親裁の類型」『皇学館大学史料編纂所報』第232号。
 菊山正明 1993年 『明治国家の形成と司法制度』 御茶の水書房。
 吉川経夫 1968年 「日本における罪刑法定主義の沿革」東京大学社会科学研究所編『基本的人権』第4巻各論I 東京大学出版会。
 佐伯千仞 2015年 「元老院の不応為律廃止論」『刑事法の歴史と思想、陪審制』 信山社。
 佐藤隆之 2010年 「酌量減輕」西田典之・山口厚・佐伯仁志編『注釈刑法』第1巻 有斐閣。
 性犯罪の罰則に関する検討会 「性犯罪の罰則に関する検討会」取りまとめ報告書” 法務省 <http://www.moj.go.jp/content/001154850.pdf> (2017年9月30日)。
 後藤武秀 1987年 「新律綱領『不応為』条の一考察」手塚豊編著『近代日本史の新研究』VI 北樹出版。
 ———— 1989年 「続・新律綱領『不応為』条の一考察」手塚豊編著『近代日本史の新研究』

VII 北樹出版.

- 1996年 「新律綱領下における情状酌量」『法学新報』第102巻第11・12号.
- 滋賀秀三 1984年 『清代中国の法と裁判』 創文社.
- 2006年 「比附と類推」『東洋法制史研究会通信』第15号.
- 司法省編 1877年 『刑事綜計表』.
- 司法省秘書課 1945年 「日本近代刑事法令集中」『司法資料別冊』第17号.
- G.ステファニ・G.ルヴァスール・B.ブーロック著、澤登俊雄・澤登佳人・新倉修訳 1981年 『フランス刑事法』 刑法総論 成文堂.
- 高田久実 2016年 「明治初年期における『紙幣』の法秩序」林康史編『貨幣と通貨の法文化』 国際書院.
- 高橋省吾 1999年 「酌量減輕」大塚仁・河上和雄・佐藤文哉・古田佑紀編『大コンメンタール刑法』 第5巻第2版 青林書院.
- 谷井俊仁 2004年 「大清律輯註考釈」(六)『人文論叢：三重大学人文学部文化学科研究紀要』 第21号.
- 所一彦 1969年 「酌量減輕」団藤重光編『注釈刑法』(2) - II 総則(3) 有斐閣.
- 手塚豊 1984年 「校正律例について」『明治刑法史の研究』(上) 慶應義塾大学出版会.
- 寺田浩明 2006年 「清代刑事裁判における律例の役割・再考」大島立子編『宋一清代の法と地域社会』 東洋文庫.
- 2013年 「裁判制度における『基礎付け』と『事例参照』」『法学論叢』第172巻4・5・6号.
- 永井和 2002年 「太政官文書にみる天皇万機親裁の成立」『京都大学文学部研究紀要』第41号.
- 中野目徹 1987年 「参事院関係公文書の検討」『北の丸』第19号.
- 中村茂夫 1973年 「比附の機能」『清代刑法研究』 東京大学出版会.
- 1983年 「不応為考」『金沢法学』第26巻第1号.
- 中山光勝 1997年 (書評) 後藤武秀著「新律綱領下における情状酌量」『法制史研究』第47号.
- 新倉修 1995年 「フランス新刑法典解説」法務大臣官房司法法制調査部『法務資料』第452号.
- 内閣記録局編、石井良助・林修三覆刻版監修 1980年 『法規分類大全』第54巻刑法門〔1〕 第一編 原書房.
- 橋本誠一 2009年 「明治初年の代言人と法学教育」『静岡大学法政研究』第13巻第3・4号.
- 原口令成 1886年 『高名代言人列伝』 土屋忠兵衛.
- 原田國男 2013年 「裁判員裁判における量刑傾向」『慶應法学』第27号.
- 平松義郎 1960年 『近世刑事訴訟法の研究』 創文社.
- 藤田弘道 2001年 『新律綱領・改定律例編纂史』 慶應義塾大学出版会.
- 法制審議会－刑事法(性犯罪関係)部会 “議事録” 第2～5回会議 法務省
http://www.moj.go.jp/shingi1/shingikai_seihan.html (2017年9月30日).
- 松本裕・佐藤弘規 2005年 「刑法等の一部を改正する法律について」『法曹時報』第57巻第4号.
- 三田奈穂 2008年 「旧刑法『数罪俱発』条成立に関する一考察」『法学政治学論究』第76号.

Review of Asian and Pacific Studies

Editor-in-Chief: Keiko Nakae

Editorial Committee: Emiko Suzuki, Yoji Saito

Hiromi Hosoya, Masaya Inoue, Satomi Era

Editorial Office: Ariko Hosomoto, Miyuki Saito, Noriko Nagahashi, Sachiko Yamanaka

Assistant Editors: Kozue Uehara, Yu Takeda

Review of Asian and Pacific Studies is published once a year by Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University. The review invites papers and articles concerning broad spectra of social, economic and political problems as well as technology transfer and environmental protection in the Asia-Pacific region. Papers should be within 10,000 words in English or 24,000 characters in Japanese including tables, figures, bibliography and notes. Body text and endnotes should be double-spaced in A4-paper (or equivalent of this form) and should be submitted by e-mail to caps@jim.seikei.ac.jp, or by mailing a copy to the editorial office. A 300-word abstract should be attached at the time of submission. After refereeing, the editorial office will notify the author(s) its final decision concerning publication within three months after receiving the paper. Responsibility concerning facts and views rests solely with the author(s), and not with the editors of the review. For details, please see the website of the Center: <http://www.seikei.ac.jp/university/caps/english/05publication/journal.html#call>.

編集後記

成蹊大学アジア太平洋研究センターは、2016年度、7月にシンポジウム「白永瑞著 共生への道と核心現場 実践課題としての東アジア」、12月に国際ワークショップ「アラブ文学との対話II 記憶 声 土地 交差するアートワーク」を開催、このうちの池上善彦、金杭、中嶋久人、セルーア・リュスト・ブルピナ（訳者：須納瀬淳）、佐藤泉、中井亜佐子の各氏に今号の特集「アジアにおける分断と交差」への寄稿をお願いしました。

また書評論文は2017年2月28日に開催した書評会「イスラームと文化財」の評者のお一人である安倍雅史氏に寄稿していただきました。

さらに、2016年度パイロット研究報告のほか、学内外からの積極的な寄稿・投稿をいただき、今回も多彩で充実した誌面になったかと思えます。ご協力下さいました各位に、心よりお礼を申し上げます。

アジア太平洋研究センター所長 中江 桂子
同主任研究員 惠羅 さとみ

2017 All rights reserved

Published by Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University
3-3-1 Kichijoji-kitamachi, Musashino-shi, Tokyo 180-8633, Japan
TEL: 0422-37-3549 FAX: 0422-37-3866
E-mail: caps@jim.seikei.ac.jp

Cover Design by Atsushi Yamaguchi

Printed and bound by Tokyo Engineering Service Co., Ltd. Tokyo, Japan

Review of Asian and Pacific Studies 2017

アジア太平洋研究 No.42

Center for Asian and Pacific Studies, Seikei University
成蹊大学アジア太平洋研究センター